

# 練馬区地域防災計画 (令和5年度修正)

令和6年(2024年)3月

練馬区防災会議



# 用語の定義

本計画で使用する用語等は、次のとおりです。

## 1 法令・条例名等の標記

	標記	説明
1	防災会議条例	練馬区防災会議条例 (昭和38年7月練馬区条例第13号)
2	災対条例	練馬区災害対策条例 (平成16年3月練馬区条例第6号)
3	災対本部条例	練馬区災害対策本部条例 (昭和38年7月練馬区条例第14号)
4	災対本部施行規則	練馬区災害対策本部条例施行規則 (昭和51年6月練馬区規則第29号)
5	災対本部運営要綱	練馬区災害対策本部運営要綱 (平成12年3月7日練総防発第381号)
6	震災復興推進条例	練馬区震災復興の推進に関する条例 (平成20年12月練馬区条例第50号)
7	災対法	災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
8	災対法施行令	災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)
9	水防法	水防法 (昭和24年法律第193号)
10	水防法施行規則	水防法施行規則 (平成12年建設省令第44号)
11	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)
12	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)
13	救助法	災害救助法 (昭和22年法律第118号)

14	救助法施行規則	災害救助法施行規則 (昭和22年政令第1号)
15	激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)
16	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)
17	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)
18	建築基準法	建築基準法 (昭和25年法律第201号)
19	東京都震災対策条例	東京都震災対策条例 (平成12年東京都条例第202号)
20	東京都帰宅困難者対策条例	東京都帰宅困難者対策条例 (平成24年東京都条例第17号)
21	火災予防条例	火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号)

## 2 機関名等の標記

	標 記	説 明
1	防災機関	本計画防災共通編第2部第1章に網羅されている、区、東京都（警視庁、東京消防庁、消防団を含む。）、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等をいう。
2	防災関係機関	計画事業に関係する全ての防災機関をいう。
3	災対本部	練馬区災害対策本部をいう。
4	都災対本部	東京都災害対策本部をいう。
5	各部	〇〇部（室・局）
6	災対各部	練馬区災害対策本部を構成する各部（室・局）をいう。
7	災対〇〇部	練馬区災害対策本部を構成する部をいう。

### 3 特定の用語に含まれる範囲、意味

	標 記	説 明
1	震災	災対法第2条第1項に定める地震により生じる被害をいう。
2	風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいう。
3	地震時	地震による振動の開始から終了までをいう。
4	発災時	地震動により生じる初期の災害発生をいう。
5	震災時	地震により生じる被害の開始から終息までをいう。
6	避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害発生時（災害が発生する恐れがある場合を含む。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
7	水防管理者	水防団体（水防の責任を有する区市町村）の長をいう。

## 用語の解説

### あ行

#### ・液状化現象

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象をいう。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったたりする。単に液状化ともいう。

#### ・エコノミークラス症候群

長時間同じ姿勢で座ったままでいることで、血栓ができる病気をいう。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

#### ・応急危険度判定

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

#### ・応急給水槽

地震等の災害時に備え、居住場所から概ね2 kmの範囲内に、給水拠点（浄水場、給水所等）の無い空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

### か行

#### ・外水氾濫

河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出ること。

#### ・がれき

震災による建物の焼失、倒壊および解体により発生する廃木材ならびにコンクリートがら等のことをいう。広義としては、緊急に行う道路障害物の除去により道路上から撤去したがれきも含む。

#### ・感震ブレーカー

設定された地震の揺れ以上の揺れを感知した時に、自動的に電気を遮断する器具です。自宅に不在の時や、ブレーカーを切って避難する余裕がない時に、通電火災を防ぐため有効な機器です。

・ **気象庁ホットライン**

突発的、局地的な集中豪雨による河川氾濫発生等に対して、気象庁予報官と東京都の間で、直接情報共有を図り、早期に区や関係機関へ提供することをいう。

・ **帰宅困難者**

通勤や通学、買い物、行楽など、出先で突然の災害に見舞われ、交通機関が麻痺して自宅へ帰ることが困難な方をいう。

・ **給水拠点**

災害時の断水に備え、飲料水を確保している給水拠点（浄水場、給水所および応急給水槽等）をいう。居住場所から概ね2 km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。

・ **緊急通行車両**

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、公安委員会等で確認を受け、優先して通行することができる緊急車両をいう。

・ **区民防災組織**

防災会、市民消防隊、避難拠点運営連絡会等、初期消火活動や救助活動、避難拠点への誘導等、地域の防災活動を担う組織をいう。広義では、自主防災組織ともいう。

・ **警戒レベル**

住民が災害発生危険度を直感的に理解し、的確に避難行動がとれるよう、市町村が発表する避難情報や、気象庁発表する注意報等を5段階（警戒レベル1～5）で表したもの。市町村が避難情報（避難指示等）を発令する場合には、警戒レベルを付して発表する。

・ **警報**

気象台が重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報で、概ね市町村単位で発表される。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

・ **激甚災害（激甚災害制度）**

激甚法に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

・ **検視・検案**

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

・ **洪水予報**

国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、重大な損害が生じる恐れのある場合に、国土交通大臣または都道府県知事と気象庁長官が共同で発表した予報をいう。

・ **洪水予報河川**

水防法第11条の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。当該河川では、国土交通大臣または都道府県知事は気象庁長官と共同で水位や流量の予報を行う。練馬区では、令和5年2月に石神井川が指定されている。

**さ行**

・ **災害医療機関**

東京都災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、傷病者の受入れを行う医療機関をいう。

・ **災害救助基金**

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とする場合があることから、都道府県は、その財源に充てるため積立てている基金をいう。（災害救助法第22条）

・ **Jアラート（全国瞬時警報システム）**

緊急地震速報や気象の特別警報、国民保護情報など、対処に時間的余裕のない緊急事態が発生した場合に、国が通信衛星を用いて地方自治体へ情報を送信し、それぞれの自治体では防災行政無線を自動起動するなどにより、住民へ緊急情報を瞬時に伝達する仕組みのこと。



練馬区では、国から緊急の情報を受けた場合、屋外の無線放送塔および防災ラジオ（戸別受信機）から自動的に放送するとともに、ねりま情報メールで配信します。

#### ・事業所防災計画

東京都震災対策条例にもとづき、その事業活動に関して震災を最小限にとどめるため、都および区市町村の地域防災計画を基準として、事業者が作成しなければならない計画をいう。

#### ・障害物除去

災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。道路啓開ともいう。

#### ・震災復興計画

震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興ならびに区民生活の再建および安定を図るため策定する計画をいう。

#### ・浸水想定区域

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）、排水施設に雨水を排除できなくなった場合、または排水施設から河川その他の公共の水域もしくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）、海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）のこと。水防法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事が指定する。

練馬区では、石神井川、白子川、江古田川の各河川に浸水想定区域が指定されている。

#### ・浸水予想区域図

東京都が水害の危険性を周知するために、水防法で指定された河川だけでなく東京都の管理する全河川の流域を対象に、外水氾濫および内水氾濫を表示したもの。

練馬区は、東京都が公表した「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月）」、「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月）」、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和3年3月）」をもとに作成している。

・ **震度**

ある地点における地震の揺れの程度を表した指標。震度階級にはいくつか種類があるが、現在の日本では気象庁震度階級が使われており、日本では一般的にこれを「震度」と呼ぶ。0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7の10段階に分かれている。

・ **水位周知河川**

水防法第13条第2項の規定にもとづき、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。当該河川では、国土交通大臣または都道府県知事は、あらかじめ定められた水位に達したときは、水位または流量を示して通知および周知を行う。練馬区では、令和5年4月に白子川が指定されている。

・ **水防活動**

洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生する恐れがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講ずる活動のことをいう。

・ **水防計画**

水防法第7条の規定にもとづき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門・排水機場の操作、関係団体との協力および応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備および運用に関する計画をいう。

・ **水防災総合情報システム**

洪水や高潮等による被害を軽減するため、水防関係機関等に雨量・水位・潮位、気象等水防に関する情報を迅速・的確に提供するための東京都のシステムをいう。

N T T専用回線や防災行政無線を使用して、都内の雨量・水位・潮位・排水機場のポンプ運転の情報を収集し、関係機関に提供する。

・ **水防団**

水防法第5条の規定にもとづき、水防事務を処理するための組織をいう。水防団は、水防団長および水防団員をもって組織され、消防団組織が兼務している。

**・ 図上訓練**

防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレイング方式等により訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。

**・ スタンドパイプ**

道路上にある消火栓や排水栓に差し込み、ホースをつなぎ消火を行える消火用資器材です。軽量で操作も簡単であり、消防車が進入できない道路の狭い地域や木造住宅密集地域でも近くの消火栓等を使って消火活動ができます。

**た行****・ 大規模災害**

災害が発生し、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいう。

**・ タイムライン**

災害の発生を前提に、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画で、防災行動計画ともいう。

**・ 注意報**

気象台が、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で概ね市町村単位で発表される。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

**・ 超高層建築物**

建築基準法施行令第36条に規定する高さ60mを超える建築物をいうが、一般には100m以上を指すことが多い。

**・ 調節池**

増水した河川の水を一時的に取り込み、下流の流量を減らして水害を軽減する、河川沿いに設置された貯留施設をいう。調節池の設置は、市街化が進んで河道の改修が極めて困難な都心部等においては、治水対策上有効な手段となる。

・ **東京都災害情報システム（DIS）**

災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都災対本部が一元的に管理する東京都のシステムをいい、災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。

また、区市町村や防災機関等との連携やあらかじめ登録された都職員などから災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を送信するなど多様な種類の情報を収集し、地図情報を基盤とした意思決定を支援する。

・ **特別警報**

気象台が、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪がある。

津波特別警報は「大津波警報」として発表される。

・ **土砂災害警戒区域**

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、都道府県が指定する。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。通称イエローゾーン。

・ **土砂災害警戒情報**

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

・ **土砂災害特別警戒区域**

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、都道府県が指定する。土砂災害警戒区域における危険の周知、警戒避難体制の整備に加え、この区域では特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。通称レッドゾーン。

**・土砂災害防止法**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域において危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進するために制定された。

**・土壌雨量指数**

大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

**・トリアージ**

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

なお、標準的トリアージ手順のほかに、判定基準をより簡易にしたS T A R T方式トリアージがある。

**な行****・内水氾濫**

規模の大きな降雨が生じた場合や河川水位等の影響により、堤内地の雨水が十分に排水できなくなり、堤内地に氾濫が生じることをいう。

**は行****・氾濫危険情報**

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルに発表される洪水予報をいう。この情報により区市町村は避難指示等の発令を判断する。

**・避難拠点**

練馬区では、全区立小・中学校を避難拠点として位置付けており、避難所と防災拠点の両方の機能を備えた避難所をいう。地震による避難所としては、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者または現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れするために開設する。避難拠点は、地震による避難所としての機能の他に、区の防災活動の拠点としての機能ももっている。

・ **避難行動要支援者**

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な方をいう。

・ **避難道路**

東京都が指定する避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。

・ **避難場所**

東京都が指定する大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

・ **表面雨量指数**

短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したものの。

・ **福祉避難所**

震災時、高齢者や障害者など、避難拠点において特別な配慮を必要とする方を対象として開設するもので、区内の福祉施設等を事前に指定している。

・ **防災業務計画**

災対法に規定されている計画で、指定行政機関の長はその所掌事務に関し、指定公共機関はその業務に関し、防災基本計画に基づき、その所掌事務または業務について作成する防災に関する計画をいう。

・ **防災都市づくり推進計画**

震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため東京都が策定した計画をいい、防災都市づくりに関する指針を示すとともに、震災時の甚大な被害が想定される地域を指定し、具体的な整備目標や整備計画等を定めている。

**ま行・や行・ら行**

・ **マグニチュード (M)**

地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値をいう。マグニチュード

が1増えるとエネルギーはおよそ32倍になる。一般にM6以上では災害となることがある。M7クラスの直下型地震では、条件にもよるが大災害になる。(阪神・淡路大震災はM7.3)

#### ・メンタルケア

外傷後ストレス障害（PTSD）対策として、災害時の被災者等の精神的ストレスを専門職等との対話等のコミュニケーションを行うことで軽減させていく手当てのことをいう。

#### ・やさしい日本語

簡易な言葉を使う、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなをふるなど、外国人等にも分かるよう配慮した日本語のこと。

#### ・要配慮者

平成25年6月に改正された災対法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと（第8条第2項第15号）。

#### ・ライフライン

電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称していう。阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊、木造住宅密集地域での延焼とライフラインの機能停止等、大規模な被害が発生した。

#### ・ラジオ・アイソトープ（RI）

放射性同位元素といい、放射線を発する原子番号が同じで質量数の異なる元素をいう。医療や工業に広く利用されているが、放射線は、取扱いを誤ると人体に対して深刻な影響を与える可能性があることから、その取扱いについては注意を払う必要がある。

#### ・ランニングストック

「ローリングストック」ともいう。物資の備蓄を行う際に、日頃から食べているものや使っているものを少し多めに購入し、使用した分を補充しながら日常的に備えること。消費期限切れなどの無駄のない備えが可能である。

#### ・り災証明書

災害が発生した場合に、被災者からの申請に基づいて、住家の被害その他区市町村長が定める種類の状況を調査し、その災害による被害の程度を証明

するもので、区市町村長が交付する（災対法第90条の2）。各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

・ **流域雨量指数**

河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標。降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れだし、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。



# I 防災共通編



# 目次

## I 防災共通編

### 第1部 総則

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 計画の基本的な考え方	2
第5節 計画の推進	3
第6節 計画の修正概要（令和5年度修正）	4
第2章 区の概況	19
第1節 地勢と気候	19
第2節 民勢	19
第3節 人口、都市整備状況等	20
第4節 地震に関する地域危険度	24
第5節 火災等に関する調査研究	25
第3章 被害想定	29
第1節 計画修正の指標とする被害想定	29
第2節 被害想定的前提	30
第3節 想定結果の概要	32
第4節 複合災害への対応	45
第5節 南海トラフ地震への対応	47
第4章 減災目標	49
第1節 減災目標の設定	49
第2節 対策の視点	50
第5章 計画の全体像	53

### 第2部 責務と体制

第1章 基本的責務と役割	57
第1節 区・区民・事業者の責務	57
第2節 練馬区防災会議	59
第3節 区・防災機関の役割	60
第2章 災害対策体制	64
第1節 災害対策体制の概要	64

第2節	緊急初動体制	68
第3節	練馬区災害対策本部体制	70
第4節	現地対策本部体制	84
第5節	業務継続計画（BCP）	86
第6節	職員への防災教育・研修および訓練	90
第3章	広域的な視点からの応急対応力の強化	92
第1節	受援体制	92
第2節	ボランティアの受入体制	102
第3節	区立施設等の災害時利用計画	109
第4節	応援体制	112
第5節	災害救助法の適用	115
第6節	激甚災害の指定	128

### 第3部 基本的な対策

第1章	地域防災力の向上	131
第1節	地域防災力の向上計画	132
第2節	防災教育	136
第3節	防災訓練	143
第4節	消火・人命救助・救急活動	149
第5節	火災対策	154
第6節	在宅避難対策	156
第7節	中高層マンション防災対策	157
第2章	災害に強い安全・安心なまちづくり	158
第1節	防災都市づくり計画	159
第2節	住宅および建築物の耐震計画	171
第3節	施設構造物等の災害予防計画	176
第4節	放射性物質対策	189
第5節	消防活動計画	190
第3章	分野横断的な対策	196
第1節	多様な視点による災害対策の推進	197
第2節	外国人支援対策	200
第3節	防犯・防火体制	202
第4節	防災DXの推進	204

# I 防災共通編

## 第1部 総則



# 第1章 計画の方針

## 第1節 計画の目的

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、練馬区防災会議が作成する計画です。

この計画では、区・東京都（警視庁・東京消防庁等を含む。）・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災機関が、各々が持つ全機能を有効に発揮して、練馬区の地域に係わる災害予防、災害応急対策、災害復旧、災害復興を行って、練馬区の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から守るための事項を定めます。

同時に、この計画は、災害対策条例で定められた、区の災害対策の基本的理念や施策目標を実現しようとするものです。

## 第2節 計画の性格

この計画は、練馬区の地域に関する災害対策についての総合的かつ基本的な性格を持つものです。練馬区の地域に係わる防災に関し、区の処理すべき事務を中心に、東京都および各防災機関等が練馬区の地域に関して処理する事務を含んだ計画です。あわせて、区・東京都および各防災機関等の責任を明確にするとともに、事務の一貫性を図る総合的な計画です。

また、国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づくものとし、指定行政機関または指定公共機関が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等に矛盾しないものとし、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等、近年の災害から得た教訓、社会経済情勢の変化を取り入れたものとしています。

### 第3節 計画の構成

この計画は、「防災共通編」「防災本編」「風水害等編」「東海地震事前対策編」「資料編」の5編から成り立っています。

I 防災共通編	○計画の方針、被害想定、減災目標、計画の全体像、責務と役割、基本的な対策等
II 防災本編	○地震・火災に関する施策ごとの災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の具体的な対策
III 風水害等編	○風水害、土砂災害とその他災害についての対策
IV 東海地震事前対策編	○東海地震に対する「警戒宣言に伴う対応措置」に伴う対策
V 資料編	○協定・協力等、参考資料

### 第4節 計画の基本的な考え方

この計画における災害対策は、第4章に掲げる減災目標を達成するために講じるもので、次の基本的な考え方に基づき実施します。

- 区、防災機関、区民防災組織、事業者、区民が連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」による災害対応力を向上させる。
- 区や防災機関は、それぞれが果たすべき役割を的確に実施していくために、対策内容と役割分担を明確化し、相互に密接な連携を図る。
- 災害予防段階では、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を実施する。また、各対策は大規模災害から得た知見や教訓を踏まえ、不断に見直しを行う。
- 災害応急段階では、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。収集した情報については、個人情報保護法等に基づき、適切な取り扱いを行う。また、高齢者、妊産婦、乳幼児、その他の要配慮者の多様なニーズに適切に対応する。
- 災害復旧・復興段階では、速やかに都市機能を復旧し、被災者に対して適切な支援を行う。



## 第5節 計画の推進

区および防災関係機関は、効果的・効率的な防災施策が実施されるよう連携を図り、マネジメントサイクルに則った効果的な災害対策を推進します。

### 第1款 計画の習熟・推進

区および防災関係機関は、それぞれの責務が十分に果たされるよう、平素から調査研究を行い、実動または図上訓練、その他の方法によって、計画の習熟に努めます。

また、この計画に定める対策を円滑に実施できるように、災害対策マニュアル等の具体化を図ります。

### 第2款 計画の点検・修正

練馬区防災会議が毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正します（災対法第42条）。

区および防災関係機関は、自己の所掌事項について毎年検討を加えます。計画の修正に際しては、区民意見反映（パブリックコメント）制度や練馬区防災懇談会等での意見を踏まえます。

災害対策マニュアル等については、この計画の修正に伴う見直しに留まらず、法改正や実災害での経験等を踏まえ適宜修正します。

## 第6節 計画の修正概要（令和5年度修正）

東京都防災会議は、令和4年5月、科学的知見に基づき起こりうる被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減させるため、「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下「都の被害想定」という。）を10年ぶりに更新し、公表しました。また、被害想定で明らかになった震災リスクから都民の命とくらしを確実に守るため、令和5年5月、「東京都地域防災計画（震災編）」を修正しました。

練馬区地域防災計画は、東京都防災会議が区市町村別に作成している被害想定を計画修正の指標としています。被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応や、法改正、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）、また、令和6年能登半島地震の被害から見える状況を踏まえるとともに、「2030年度（令和12年度）までに、国や都が目標とする『首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減』を目指します。」とする減災目標を定め、練馬区地域防災計画を修正しました。

### 第1款 被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応

区が前回平成25年3月に減災目標を設定してから、10年余りが経過しました。その間、建築物の耐震化・不燃化が進み、中高層マンションが増加するなど、市街化が進展しています。また、高齢化や単身世帯の増加によって、区内の人口構造は、大きく変化しました。

一方で、都の被害想定において、区内では、延焼火災等によって建物焼失棟数約11,000棟、死者数314人、避難者数最大約13万人などの被害が想定されています。

地域ごとに異なる災害リスクに応じた「攻めの防災」を進め、地震・火災や水害による被害を軽減し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を推進します。

なお、令和6年度からの5年間の重点的な取組については、グランドデザイン構想の実現に向けた新たな総合計画である「第3次みどりの風吹くまちビジョン」（地方版総合戦略）に位置付けます。

## 1 「攻めの防災」を更に加速化

〔I 防災共通編 第3部第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり〕

〔I 防災共通編 第3部第1章第5節 火災対策〕

### 現状と課題

区内には、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域が存在します。都の被害想定では、区内の建物倒壊等の想定棟数は減少した一方、消火困難な火災が28件発生し、約11,000棟が焼失する想定が示されています。令和6年能登半島地震では、木造住宅密集地域での大火災や、木造家屋の多数倒壊、道路陥没等による交通インフラの遮断、避難所への物資輸送の停滞などが発生しました。

区ではこれまで、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域を対象に、密集住宅市街地整備促進事業の実施や区独自の防災まちづくり推進地区を指定するなど、建築物の耐震化・不燃化、避難や消火・救援活動に必要な道路の整備など「攻めの防災」を積極的に展開してきました。これまでの取組を一層加速させる必要があります。

### 対策の方向性

#### (1) 木造住宅密集地域での火災延焼の防止

密集事業実施地区内での道路整備や建築物の不燃化を着実に進めます。また、防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区・防災まちづくり推進地区）の木造住宅や避難行動要支援者へ感震ブレイカーの無償貸与を開始します。区立施設やコンビニなどの街頭に消火用スタンドパイプを新設します。

#### 【重点事業】

##### ①木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の着実な推進

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進めます。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新たな防火規制（新防火規制）<sup>\*1</sup>区域の指定などに向けて取り組むとともに、道路拡幅等を進めます。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定などに向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を

重点的に進めます。

- ※1 地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

### ②防災まちづくり推進地区における改善事業

密集住宅市街地整備促進事業を実施する2地区に次いで危険性が懸念される3地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）を区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、老朽木造住宅の建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去などを促進する改善事業を集中的に進めていきます。

地区の指定期間を令和2年4月から令和7年3月までの5年間としていましたが、コロナ禍により、地域住民に対する周知・啓発が十分に行えない時期があったことから、指定期間を3年間延長し、令和10年3月までとします。

### ③出火防止対策の強化

地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い、防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯や、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、リーフレットの発行、イベントでの啓発や訓練を通じて、地震、火災対策の周知啓発を行います。

さらに、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施します。

### ④地域の初期消火力の強化

- ・地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地区から優先的に、区立施設やコンビニなどの街頭に、消火用スタンドパイプを設置します。
- ・多くの区民が初期消火を体験できるよう、地域で初期消火訓練を展開します。
- ・区民防災組織へスタンドパイプを配備し、訓練を促進します。
- ・ねりま防災カレッジ事業において、初期消火に特化した講習会を開始します。

## (2) 建築物の倒壊対策

防災まちづくり事業実施地区での旧耐震住宅への助成を拡充します。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準<sup>※2</sup>を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

### 【重点事業】

建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守ります。

密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地

区においては、旧耐震基準の住宅の耐震化を更に加速します。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

※2 建築基準法の改正により平成12年（2000年）6月1日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたもの。平成28年熊本地震では、新耐震基準であっても2000年基準を満たさない木造住宅で被害が発生しました。

### (3) 避難・物資輸送経路の確保

防災まちづくり事業実施地区内の危険なブロック塀等を撤去するための補助率を拡充します。また、一般緊急輸送道路沿道での耐震化を加速するため、工事助成を拡充します。

#### 【重点事業】

#### ①危険なブロック塀等の撤去促進

震災時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止し、安全で災害に強いまちを実現するため、危険なブロック塀等の撤去に取り組みます。所有者への戸別訪問や撤去に要する費用の一部を助成し、促進します。

防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業実施地区、防災まちづくり推進地区）については、特に撤去を促進するため、助成制度を拡充します。

#### ②輸送道路沿道建築物の耐震化

一般緊急輸送道路沿道建築物の工事助成を拡充するとともに、地域輸送道路<sup>※3</sup>沿道建築物の耐震化について検討していきます。

※3 緊急輸送道路から避難拠点や災害時医療関係施設などを結ぶ道路。

### (4) 避難所の備蓄物資の充実

これまで進めてきた備蓄物資の拡充を更に進めるとともに、十分な物資を確保するため防災備蓄倉庫を2カ所増設します。

#### 【重点事業】

都の被害想定を踏まえ、食料等の備蓄物資や資機材を引き続き充実します。あわせて、携帯トイレの増量、アレルギー対応食の充実や、防災井戸用ろ過器の導入などを進めます。

また、備蓄倉庫のない地域を解消するために、新たな倉庫を整備します。

## 2 中高層マンション防災対策

### 〔I 防災共通編 第3部第1章第7節 中高層マンション防災対策〕

#### 現状と課題

区内の中高層住宅の居住者の割合は、平成22年の42.5%から令和2年45.0%（国勢調査）と増加傾向にあります。

エレベーターの停止や配管設備の破損等の被害など、中高層住宅特有の防災課題への対策を進めていく必要があります。

#### 対策の方向性

##### 【重点事業】

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などのマンション防災会の活動支援を行います。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助します。

### 3 水害対策

#### 〔Ⅲ風水害等編 第1章第1節第1款 豪雨対策〕

##### 現状と課題

近年、全国的に記録的な豪雨が毎年のように発生しています。区は、ハード、ソフトの両面にわたって計画的に、着実に水害対策を進めており、公園など公共施設への雨水貯留浸透施設の設置や、民間施設への設置助成などの流域対策の強化に取り組んできました。

気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる治水対策を進めていく必要があります。

##### 対策の方向性

降雨による浸水被害を防止するため、河川および下水道の早期整備を東京都に要請するとともに、公共・民間施設への雨水貯留浸透施設の設置による流域対策を進めます。

東京都は、気候変動の影響を踏まえた新たな豪雨対策について検討を進めており、その結果を踏まえて「練馬区総合治水計画」を見直します。

##### 【重点事業】

###### (1) 水害への対策

- ①降雨による浸水被害を防止するため、練馬区総合治水計画に基づき、東京都に対し、河川・下水道の早期整備を要請します。
- ②練馬区総合治水計画に基づき、令和19年度末の流域対策目標72.5万 $\text{m}^3$ の達成に向け、公共・民間施設への雨水流出抑制施設設置による流域対策を進めます。
- ③都が検討している気候変動を踏まえた新たな豪雨対策について、その検討結果を踏まえて練馬区総合治水対策の見直しを行います。

## 4 避難行動要支援者対策

### 〔Ⅱ防災本編 第5章第2節 避難行動要支援者対策〕

#### 現状と課題

都の被害想定では、要配慮者の死者数は241人（死者の76.8%）に上り、発災後の速やかな対応として、避難行動要支援者の安否確認と、在宅避難が困難な要支援者の避難支援が必要になります。

現在、避難行動要支援者は約3万2千人で、高齢化の進展に伴い、今後も増えていくことが予想されます。要介護高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築するとともに、避難所の受け入れ体制を強化していく必要があります。

#### 対策の方向性

避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。また、要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

#### 【重点事業】

##### (1) 避難行動要支援者対策の推進

##### ①避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成

災害時に自力で避難することが困難な方（約32,000人）を登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新するとともに、災害時の避難支援の実効性を高めるため、本人の同意を得た上で、「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画を作成します。作成に当たっては、避難行動要支援者のみ世帯（約5,000人）から優先的に進めます。あわせて、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。

##### ②福祉避難所への直接避難の検討

要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

##### ③避難行動要支援者の自宅の地震・火災対策支援

避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、感震ブレイカーの設置や家具転倒防止対策など地震・火災対策の周知・啓発を行います。

避難行動要支援者のみ世帯（約5,000人）を対象に、感震ブレイカーの無償貸与および取付支援、家具転倒防止器具等の設置支



援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組みます。

## 5 区民の行動変容につながる周知・啓発対策

### 〔I 防災共通編 第3部第1章第2節第2款 区民に対する防災教育〕

#### 現状と課題

区民意識意向調査では、「室内の安全対策を特にしていない」がおよそ3割、「飲料水・食料の備蓄が3日分未満」が5割半ば、「携帯トイレを備蓄していない」が5割強など、区民一人ひとりの対策は、まだ十分とは言えません。

引き続き、災害の被害を最小限に抑えるために、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民の行動変容につながる周知・啓発に取り組む必要があります。

#### 対策の方向性

在宅避難への備えなど、具体的な行動につながる契機となるよう、「防災の手引」を全面改訂し、全戸配布します。地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを、水害リスクの高い未作成地区で地域住民と協働で作成します。

#### 【重点事業】

##### (1) 区民の行動変容につながる周知・啓発

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開します。事業展開にあたっては、民間事業者のノウハウ等を活用していきます。

主要な刊行物の改訂や、区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂、訓練・講座等の積極的な動画配信を行います。「防災の手引」は改訂後、全戸配布します。

##### (2) 地域別防災マップの作成・訓練の実施

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成します。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化します。

水害リスクの高い地区（対象14地区）のうち、未作成の4地区について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進めます。

##### (3) ねりま防災カレッジ事業の充実

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施します。時間や場所にとらわれず、防災を学ぶことができるよう、防災学習コンテンツを作成・配信します。

今後、震災時の火災リスクに対応するため、初期消火に特化した講習会を開始し、地域の防災リーダーをさらに増やします。

(4) 区民防災組織等の取組支援

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じるなど積極的な支援を行い、地域の防災力を強化します。

## 第2款 法改正等への対応

### 1 法改正への対応

令和3年5月の災対法の一部改正では、災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、①避難勧告・避難指示の一本化、②個別避難計画の作成、③広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の改正が行われました。また、救助法の一部改正では、国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施できることになったため、これらの内容を反映しました。

#### 【主な内容】

①避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

#### 【Ⅲ風水害等編 第2章第3節 避難情報の発令等】

②避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、区市町村に作成を努力義務化。

#### 【Ⅱ防災本編 第5章第2節第3款 個別避難計画】

③区市町村長が居住者等を安全な他の区市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる区市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。

#### 【Ⅱ防災本編 第5章第3節第5款 他自治体への広域避難】

令和5年5月の災対法施行令等の一部改正では、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができるようになったため、変更を反映しました。

#### 【Ⅱ防災本編 第3章第1節第1款 緊急通行車両の事前届出】

### 2 水防法に基づく指定河川の変更

東京都は、①令和5年2月に石神井川を洪水予報河川に、②令和5年4月に白子川を水位周知河川にそれぞれ指定しました。①は東京都と気象庁が合同で、②は東京都が、氾濫危険情報を発表します。

これらの指定河川の変更を踏まえ、洪水予報・水位周知の発表基準水位や、氾濫危険情報等の伝達系統の変更等を反映しました。

#### 【Ⅲ風水害等編 第1章第1節 風水害予防対策 ほか】

### 3 東京都地域防災計画（震災編）修正を踏まえた対応

令和5年5月の東京都地域防災計画（震災編）修正では、過去10年間の取組や社会環境の変化等を踏まえた課題を踏まえた分野横断的な視点

に基づく対策等を盛り込みました。

これを踏まえ、この計画においても、新たな対策の視点として「分野横断的な対策の視点」を設定し、取組を位置付けました。

**【主な内容】**

①女性や要配慮者など多様な視点の防災対策への反映

**〔I 防災共通編 第3部第3章第1節 多様な視点による災害対策の推進〕**

②防災対策の実効性を高め、加速化するツールとして「防災DX」を積極的に推進

**〔I 防災共通編 第3部第3章第4節 防災DXの推進〕**

③同種あるいは異種の災害が同時又は時間差を持って発生する、複合災害への対応

**〔I 防災共通編 第1部第3章第4節 複合災害への対応〕**

## 第3款 防災・減災対策の具体化

### 1 食料、飲料水、毛布の備蓄

**〔II 防災本編 第4章第1節第2款 備蓄計画〕**

都の被害想定では、避難者数のうち避難所避難者数は、発災1日後が85%、発災4日～1週間後が67%、発災1か月後が30%になるものとして避難所避難率を試算しています。また、在宅避難者を想定した食料需要を、避難所避難人口の1.2倍、飲料水需要を断水人口、毛布を避難所避難人口と試算しています。

そのため、食料の備蓄量は、発災1日後の避難所避難者数の1.2倍に相当する食料需要量（1人1日3食）を、飲料水需要量（1人1日3L）も食料需要量と同数を、毛布需要量については避難所避難者数を備蓄することとします。

また、備蓄倉庫のない地域を解消するために、新たな倉庫を整備します。

### 2 災害時における飲料水の確保

**〔II 防災本編 第4章第3節第1款 飲料水の確保〕**

避難所周辺の断水を想定し、避難拠点に飲料水が届くまでの間の対応について、応急給水計画の具体化を図りました。

### 3 災害時におけるトイレ環境の確保

**〔II 防災本編 第6章第8節第4款 災害用トイレ対策〕**

避難所における給排水設備等の被害を想定し、避難拠点における応急点検・修理を行うまでの間の対応について、避難拠点におけるトイレ利

用計画の具体化を図りました。あわせて、避難拠点等で使用する災害用携帯トイレの備蓄を充実します。

また、家庭内における災害用簡易トイレの処分方法の具体化を図りました。

## 4 災害時における資器材用燃料の確保

### 〔Ⅱ防災本編 第5章第3節第1款 避難拠点〕

避難拠点における資器材用燃料の不足を想定し、協定団体や協定自治体等から資器材用燃料を確保するまでの間の対応について、燃料が不要な避難拠点から不足している避難拠点に再分配することとしました。

## 5 情報伝達手段の整理

### 〔Ⅱ防災本編 第1章第1節第4款 防災機関相互の情報伝達〕

区内部や防災関係機関との情報伝達について、有線通信設備、インターネット環境、無線通信設備等の手段を整理しました。また、情報共有・集約の手段として、災害情報システムを活用することとしました。

## 第4款 令和6年能登半島地震を踏まえた対応

### 1 能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の見直し

令和6(2024)年1月1日16時10分に、石川県能登地方(輪島の東北東30km付近)を震源とするマグニチュード7.6と推定される「令和6年能登半島地震」(以下「能登半島地震」という。)が発生しました。この地震により、石川県の志賀町、輪島市で震度7を観測し、七尾市、珠洲市、穴水町では震度6強を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測しました。

石川県が発表した「被害等の状況について(第83報)【2024年2月8日14時00分現在】」によると、人的被害は、死者241人(うち災害関連死15人)、行方不明者確認中、安否不明者15人、負傷者1,182人、住宅被害は58,855棟(うち床上浸水6棟、床下浸水5棟)の甚大な被害をもたらしました。また、水道・電気・ガス・通信などのライフラインや道路・鉄道などの交通インフラも甚大な被害を受けました。

能登半島地震の被害の全容は、未だ明らかになっていないこと、また、この先、復旧・復興期における防災・減災対策上の課題も顕在化してくることから、現時点では、今後区が行う防災・減災対策を網羅的に検証することはできません。

一方で、地震による被害は、地勢や気候、人口構造、都市整備の状況などが、練馬区とは大きく異なるものの、区が行う防災・減災対策と共

通する事項もあります。

現段階における、能登半島地震の教訓を踏まえた、区の防災・減災対策の見直しは以下のとおりです。

(1) 災害対応力の強化

能登半島地震では、一部団体が応急対策職員派遣制度の支援とは別に、各団体の個別判断による独自支援を実施されたことから、全国市長会は、被災自治体に一層の混乱が生じないように、早々に注意喚起を行う事態となりました。

区は、国の制度や仕組みに則って職員派遣を行うこととしています。支援に際しては、刻一刻変化する被災者と被災自治体のニーズに応える息の長い支援を行います。

また、長野県上田市、群馬県前橋市などとの個別自治体連携と、都との連携による対口支援の受入れを見据えた、受援態勢を構築します。

(2) 災害に強い安全・安心なまちづくり

能登半島地震では、建築物の倒壊対策、木造住宅密集地域での火災対策、避難経路や緊急輸送経路など道路の確保などが改めて課題として浮き彫りとなりました。

区では、これらの対策を含めて、ハード・ソフトの両面から「攻めの防災」を進めてきましたが、更に強化、加速させます。

密集住宅市街地整備促進事業と防災まちづくり推進地区の取組を加速します。道路は、発災時の延焼火災の防止、避難、救援活動、物資輸送のために必要不可欠です。桜台東部地区では防災道路三路線の整備、貫井・富士見台地区では四商通りと主要生活道路一号線等の用地取得を進めます。一般緊急輸送道路沿線での耐震化助成を拡充するとともに、地域輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、検討を開始します。

防災まちづくり事業実施地区内では、新防火規制区域の指定や地区計画の策定を進めるとともに、建築物の倒壊対策を強化するため、耐震化助成を拡充します。加えて区全域で、いわゆる2000年新耐震基準を満たさない住宅の耐震化を促進するため、助成制度を創設します。

初期消火体制を強化します。消火用スタンドパイプを地区内の区立施設やコンビニなどに優先的に設置し、実戦的な訓練を重ねていきます。地区内の木造住宅をはじめ、避難行動要支援者の住まいを対象に、感震ブレーカーの無償貸与、取付支援を行います。

(3) 避難所機能の強化

避難所における生活水の確保やトイレの確保は、大規模災害が発

生ずる度に課題とされてきました。能登半島地震でも、同様のことが顕在化しています。

区は、避難所機能を更に強化するため、携帯トイレ、アレルギー対応食のほか、口腔ケア用品やボディシート等の衛生用品など生活必需品の備蓄を充実します。新たに備蓄倉庫を二か所整備するとともに、トラック協会との訓練を重ね、配送体制の実効性を高めます。

#### (4) 情報伝達・広報の強化

##### ①情報伝達

能登半島地震では、停電や伝送路の故障、通信事業者の設備障害などが発生しました。このことを受け、都は、基地局の損壊やアクセス集中によって通信キャリアの回線が途絶した場合でも通信環境を確保できるよう、都内区市町村へのモバイル衛星通信機器の配備を前倒しすることとしました。

区では、移動系防災行政無線の実施計画の作成の中で、能登半島地震の経験と教訓を踏まえ、MCAアドバンスへの移行を視野に入れた、次期システムの設計を行います。構築にあたっては、災害拠点病院や地域内輸送拠点などの重要拠点における、情報伝達の重層化や、モバイル衛星通信機器の有用性も踏まえた、情報通信機器の見直しの検討を行います。

被害情報の収集を円滑にするため、被害概況調査等にドローンを活用していくほか、都の被害想定で示された建物被害に対応する、住家被害認定調査の実施、り災証明書の発行が迅速にできるよう、被災者生活再建支援システムを刷新します。

##### ②広報の強化

また、能登半島地震において、SNS上で被災者を装い救助を求めるデマが拡散され、被災者の不安を煽り、救助活動等に支障を来している、と報道されていました。

これまでも区民に向けて、災害時に区をはじめ行政からの正しい情報を入手し、冷静な行動をとるよう、「防災の手引」や「わたしの便利帳」、区報等を通じて呼びかけています。今回の地震を受け、防災意識が高まる防災の日等に、X（旧Twitter）やLINE等区公式SNSを活用した呼びかけも行います。

区民生活の早期再建に向けて、被災自治体や応援自治体が行う情報発信も参考にします。



## 第2章 区の概況

### 第1節 地勢と気候

練馬区は東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市に境をもち、北は埼玉県新座市、朝霞市、和光市に接しています。面積は48.08km<sup>2</sup>で、東西は約10km、南北は約4～7kmのほぼ長方形の形状で、東経139度33分46秒～40分52秒、北緯35度42分43秒～46分46秒に位置しています。

ほとんど高低差のないなだらかな地形で、地盤高でみると東側が低く西側へ行くにつれて高く、平均すると海拔30～50m程度の起伏の少ない台地状となっています。この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地で、比較的新しい時代に形成された地層です。

地質は上総層群と呼ばれる比較的固い第三紀層の上に武蔵野砂礫層が7～8mの厚さで重なりその上を関東ローム層が層厚7～10mに覆っていて、一般に支持力の強い地盤上にあるといわれています。ただし、石神井川、白子川に沿う谷底低地は腐植土に覆われた軟弱な地盤が連なっています。

かつて区内には、3河川が流れていましたが、都市化の進展に伴い河川の機能を失った田柄川は、下水道幹線として暗きょ化され緑道となり、現在では湧水を主な水源とする荒川水系一級河川の石神井川と白子川の2河川を残すのみとなっています。

区の年間平均気温は16℃前後、最高気温は多少の変動を伴いながらここ20年ほどほぼ横ばいで推移しています。年間平均風速は約1.5m/秒、年間降水量は概ね1,200～1,800mmの間で推移しており、顕著な傾向は見られません。

### 第2節 民勢

戦前は武蔵野の面影を残す近郊農業地帯でしたが、昭和22年8月1日板橋区より分離独立した頃から東京のベッドタウンとして都市化が進み、令和5年4月現在、人口約74万人、世帯数約38万7千世帯に達しています。

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、老朽木造住宅が密集した災害に弱い地域があります。また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配されています。

また昔、石神井川、田柄川の遊水池の役目を果たしていた沿岸農地が続々と宅地化されたことにともない、集中豪雨等でこれらの地域で床上・床下浸水の被害を生じることがありますが、河川改修や下水道の整備を進め対応を図っています。

## 第3節 人口、都市整備状況等

### 第1款 住民基本台帳による人口と世帯

令和5年8月1日現在の住民基本台帳による人口は740,417人（うち、男358,087人・女382,330人）、世帯数は388,764世帯で、1世帯あたりの人員は1.90人です。また、人口密度は15,400人/km<sup>2</sup>です。

区内の高齢者人口比率は22.0%で、緩やかな増加傾向にあります。なお、令和5年8月1日現在の避難行動要支援者名簿登録者数は30,451人です。

「第3次みどりの風吹くまちビジョン」策定に合わせて行った将来人口推計では、令和6年1月の住民基本台帳人口を基準として、大江戸線の延伸を考慮して推計した場合、令和30年に区の人口は約78万1千人に達し、その後は減少に転じると予測されています。また、高齢者人口比率は今後とも上昇を続け、令和36年には26.8%に達すると予測されています。

### 第2款 昼夜間人口

令和2年の国勢調査によると、区内の夜間人口は752,608人、昼間人口は543,483人で、夜間人口と昼間人口の差は209,125人（昼夜間人口比率72.2）です。

なお、区外からの流入人口は96,343人で、流出人口は305,468人です。

### 第3款 建物数

令和4年版練馬区統計書によると、区内の建築物数は154,633棟、うち、木造家屋は118,811棟、非木造家屋は35,822棟です。

また、東京消防庁統計書（令和3年）によると、区内の4階以上の建物棟数は5,244棟です。

### 第4款 土地利用・市街地整備状況等

区の面積は48.08km<sup>2</sup>で、用途別土地利用面積率をみると、宅地が約60%、道路等が約20%、屋外利用地等や公園、農用が各5%程度ずつを占めています。

総面積	用途別土地利用面積率					
	宅地	道路等	屋外 利用地等	公園	農用	その他
48.08km <sup>2</sup>	63.3%	18.9%	6.4%	4.4%	4.5%	1.3%

道路状況は、東西方向へは比較的整備が進んでおり、放射状の都心指向型となっていますが、南北方向の道路は少ない状況です。道路の総延長は約114万m、公道総面積は約751万m<sup>2</sup>で、道路率は15.6%です。

区では、幅員が4mに満たない狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を実施しています。

(令和5年4月1日現在)

区分	総数	国道	都道	自動車 専用道	区道
総延長	1,143,670m	2,522m	75,859m	4,700m	1,060,589m
総面積	7,513,949m <sup>2</sup>	77,085m <sup>2</sup>	1,351,209m <sup>2</sup>	152,990m <sup>2</sup>	5,932,665m <sup>2</sup>

区内を流れる石神井川・白子川の2河川の区内総延長は、約18.1kmに達します。

東京都では、昭和55年までに1時間30mmの降雨に対応できる暫定改修を全延長にわたり完了しました。しかし、急激な市街化により雨水流出量が増加するとともに、雨水の河川への流達時間が早められたことにより、台風や集中豪雨時には所々で浸水・冠水等の被害が発生するという状況にあります。そのため東京都では、石神井川河川整備計画(平成28年3月改定)、新河岸川及び白子川河川整備計画(令和4年12月改定)に基づいて、1時間50mmの降雨に対応できるよう本改修を順次進めており、令和5年4月1日現在、石神井川で76%、白子川で51%が完了しています。

さらに、1時間75mmの降雨に対応できるよう、新規調節池を計画に位置付け、現在、城北中央公園調節池(I期)ならびに環状七号線地下広域調節池の整備に着手しています。

(令和5年4月1日現在)

河川名	区内延長 (A)	東京都整備 計画延長 (B)※	本改修済延長 (C)※	本改修率(C/B)
石神井川	11.6km	24.5km	18.5km	76%
白子川	6.5km	8.6km	4.4km	51%

※東京都整備計画延長、本改修済延長は、区外の延長を含む。

区内の下水道普及率は平成7年度末に概ね100%に達しています。施設の計画基準は時間50mmの降雨強度（※1）に対処できるものです。

しかし近年、下水道の整備地域内で降雨等の際に浸水被害が発生する場合があります。原因の一つとして、都市化の進展による雨水流出率の増大や突発的な気象現象等が指摘されています。東京都下水道局はこのような都市環境等の変化にも的確に対応できる下水道を目指し、施設の拡充や改良整備等に努めています。

区内で発生する下水は、近隣区の3箇所の水再生センターで処理しています。また下水道管に流入した雨水は雨水吐（※2）を通じ河川に放流しており、白子川流域および石神井川流域の一部地域では、河川流下能力（※3）を上回らないように雨水流出抑制型下水道を採用しています。

下水処理施設	所在地
新河岸水再生センター	板橋区新河岸三丁目1番1号
浮間水再生センター	北区浮間四丁目27番1号
落合水再生センター	新宿区上落合一丁目2番40号

※1 降雨強度：瞬間的な雨の強さを時間あたりに換算した雨量のこと。

※2 雨水吐：合流式下水道において雨天時に未処理下水（雨水で希釈された汚水）を越流させ公共用水域に排除するとともに、一定量の下水をポンプ場または処理場に流下させる施設のこと。

※3 河川流下能力：河川が流すことのできる洪水の規模のこと。

災害時の避難の場所や、火災の延焼防止帯として重要な役割を持つオープンスペースのうち、公園等の箇所数は702箇所、総面積は約216万㎡です。また、都立公園を除けば、面積が3千㎡以下の狭小なものが大部分です。

(令和5年4月1日現在)

種類	箇所数	面積 (㎡)
計	702	2,156,986.89
都立公園	4	1,059,015.96
区立公園	209	839,006.65
区立児童遊園	218	90,489.34
区立緑地緑道	265	151,250.94
区立市民農園	6	17,224.00

項目		面積 (ha)	比率 (%)	
	樹木地	767.38	16.0	
		草地	115.94	2.4
	植生被覆地		883.32	18.4
	農地*	生産緑地	29.45	0.6
		特定生産緑地	144.64	3.0
		その他農地	29.34	0.6
	農地*		203.43	4.2
	緑被地		1,086.75	22.6
	裸地		97.81	2.0
	水面		18.42	0.3
自然面		1,202.98	25.0	
公園裸地		42.18	0.9	
みどり率（緑被地+公園裸地+水面）		1,147.34	23.9	
区面積		4,808		

練馬区の緑被等の状況（令和3年度調査）

※ 緑被率：緑被地（樹林や草などのみどりに覆われた部分および農地）の面積が区域の面積に占める割合をいう。

※ みどり率：緑被地に加え、公園内で樹林等のみどりで覆われていない部分や、河川・湖沼などの面積が区域の面積に占める割合をいう。

## 第4節 地震に関する地域危険度

### 第1款 地震に関する地域危険度とは

東京都は、東京都震災対策条例（当時は震災予防条例）に基づき、昭和50年11月に第1回（区部）の地域危険度を公表しました。以来、市街地の変化を表す建物などの最新データや新たな知見を取り入れ、概ね5年ごとに調査を行っています。

地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を相対的に評価するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の建物倒壊危険度、火災危険度を測定し、避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）の指標である災害時活動困難係数を加味し、総合危険度を測定しています。

危険度は、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクで相対的に評価しており、ランクの数値が高いほど、危険性が高いことを示します。

分類	測定方法等
建物倒壊危険度	建物の構造、建築年、階数等で分類・集計した建物量に地盤分類・建物種別ごとの建物が壊れる割合を掛け合わせるにより、地震による面積当たりの建物全壊棟数「建物倒壊危険量（棟/ha）」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定し、ランク付けしたもの。
火災危険度	出火の危険性と延焼の危険性を掛け合わせるにより、地震による面積当たりの建物全焼棟数「火災危険度（棟/ha）」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定し、ランク付けしたもの。
災害時活動困難係数	活動有効空間不足率と道路ネットワーク密度不足率を掛け合わせた数値であり、災害時の活動のしやすさを考慮するための係数。 活動有効空間不足率は、町丁目内の幅員4m以上の道路や小公園等を、それらの周囲を含めて評価し、それ以外の空間が町丁目面積に占める割合により算出。道路ネットワーク密度不足率は、町丁目内の各地点から、1km以上連続する幅員が12m以上の外郭道路につながる幅員6m以上の道路までに到達する平均所要時間により算出したもの。

分類	測定方法等
総合危険度	建物倒壊危険量（棟／ha）、火災危険量（棟／ha）の各値に、災害時活動困難係数を掛け合わせ、それを合算した値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定し、ランク付けしたもの。

## 第2款 区内の地震に関する地域危険度

令和4年9月に公表された第9回調査における区内の各ランクの町丁目数は、下表のとおりです。いずれの危険度も、ほとんどの地区が「ランク1」から「ランク3」の中に分類され、最も危険な「ランク5」に該当する町丁目はありません。しかしながら、木造建物の建て替え等による不燃化や延焼を抑止する道路、公園の整備等の対策とともに、地域での初期消火力の強化に努めることが必要です。

分類	各ランクに位置付けられる町丁目数（割合）				
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5
総合危険度	70 (34.7%)	93 (46.0%)	37 (18.3%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
建物倒壊危険度	69 (34.2%)	132 (65.3%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
火災危険度	48 (23.8%)	81 (40.1%)	66 (32.7%)	7 (3.5%)	0 (0.0%)

〔資料編 資料30-001 参照〕

## 第5節 火災等に関する調査研究

### 第1款 地域別出火危険度測定とは

#### 1 地域別出火危険度測定の概要

東京消防庁は、東京都震災対策条例第12条の規定に基づき、延焼、出火等の地震防災の基礎調査や実災害の被害調査を行い、被害を軽減するための各種対策を検討するとともに、火災予防審議会（都知事の諮問機関）の答申を受けて各種対策を実施しています。

地震時における火災の被害を軽減するためには、地域ごとの火災の危険性を把握し、これに応じた対策を講じる必要があります。

このうち、地域別出火危険度測定（以下「出火危険度」という。）とは、地震時に火災が発生する危険性を地域ごとに評価するものです。こ

れまで、昭和49年に特別区、昭和55年に多摩地区について第1回目の測定結果を公表して以来、人口動態や防火対象物の増減、地震時の火災発生要因や生活様態の変化を踏まえ、概ね5年に1度の間隔で実施し公表しています。

測定結果については、地震時の出火防止対策、消防水利の整備計画に活用されるほか、東京都の地域危険度測定調査の基礎データとして利用されるなど、各種震災対策資料に反映されています。

分類	測定内容
総合出火危険度	構造別出火危険度及び要因別出火危険度を総合して評価したもの。
構造別出火危険度	建築物の構造を木造と非木造に区分し、それぞれの構造で出火危険度を地域間で相対的に評価したもの。
要因別出火危険度	出火危険度を5つの要因、①火気器具、②電気関係、③化学薬品、④工業炉、⑤危険物施設、⑥その他（LPガスボンベ、高圧ガス施設）に区分し、それぞれの要因による出火危険度を地域別に相対的に評価したもの。

## 2 前提条件

### (1) 地震動の設定

地震動は、地域差を評価するために、距離減衰の手法は用いず、地盤差の影響による揺れやすさを指標としています。

### (2) 季節・時間

夏と冬、昼(11時～13時台)と夕方(17時～19時台)

### (3) 対象地域

島しょ地域及び横田基地を除く東京都全域

### (4) 集計単位

町丁目単位及び250mメッシュ単位

## 3 調査結果

### 〔資料編 資料30-002 参照〕

※出火危険度は冬の夕方が最も高いため、冬の夕方を中心に結果を表示しています。

## 第2款 地域別延焼危険度測定とは

### 1 地域別延焼危険度測定の概要

地域別延焼危険度測定とは、東京消防庁が、東京都震災対策条例第12条に基づき、震災時に発生した火災が燃え広がる危険性を地域ごとに評価するものです。これまで、昭和48年に特別区、昭和50年に多摩地区に



ついて第1回目の測定を実施して以来、市街化の進展や都市の不燃化などの変化に合わせて、概ね5年ごとに実施し公表しています。

測定結果については、消防水利の整備計画、震災消防計画等に活用されるほか、東京都の地域危険度測定調査の基礎データとして利用される等、各種の震災対策用資料に反映されています。

なお、地域別延焼危険度測定には、二通りの測定単位（町丁目と250mメッシュ）があります。測定単位によって結果の使用目的と意味に違いがあるため、それぞれの結果の算出方法は多少異なります。

また、震災時において、建物が倒壊して道路を閉塞することで、消防水利が使用不能となることや消防隊等の到達に影響することを消火活動の困難性として表した「震災時の消火活動困難度」について、第5回目の測定を実施しています。

分類	測定内容
地域の延焼危険度	延焼シミュレーションにより出火から6時間後の平均的な延焼面積を求め、危険度のランクとして表したものの。
建築物の焼失危険度	延焼シミュレーションにより出火から6時間後の平均的な焼失面積を求め、危険度のランクとして表したものの。
震災時の消火活動困難度	震災時における消防車両の通行不能等による消火活動の困難性を表したものの。延焼危険度、消防水利の有効性、消防隊等の到達性の3つの要素から評価したものの。

## 2 前提条件

### (1) 測定単位

250mメッシュおよび町丁目ごとに測定を実施しています。

### (2) 地震動入力による建築物全壊率の設定

地域危険度測定調査における地震動の設定と同様の方法を用いています。

### (3) 測定時間

出火から6時間後の延焼面積及び焼失面積を測定しています。

### (4) 気象条件

一般的に延焼しやすい条件となる冬の気象条件を想定しています。

ア 風向・・・北北西（12月から2月の東京の気象観測地点における最も頻度が多い風向）

イ 風速・・・6 m/s（12月から2月の東京の気象観測地点における平均風速の約2倍に設定）

## I 防災共通編 第1部総則

### 第2章区の概況

ウ 湿度・・・50%（12月から2月の東京の気象観測地点における平均湿度を参考に設定）町丁目単位および250mメッシュ単位

#### (5) 消火活動

地域別延焼危険度測定では、消防隊や住民の消火活動を考慮せず、消火活動が行われない場合にどのくらい燃え広がるかで測定し評価しています。

### 3 調査結果

〔資料編 資料30-003 参照〕

## 第3章 被害想定

### 第1節 計画修正の指標とする被害想定

前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、東京都は改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行いました。

練馬区地域防災計画では、防災・減災対策を検討していく上で、人的被害・建物被害等の定量化が可能な被害の想定については、地域の特性を詳細に分析し、区市町村別に被害を算定している都の被害想定を指標とします。

なお、今後、都の被害想定が見直された場合には、その想定に基づき、練馬区地域防災計画も修正します。また同様に、国において、最新の科学的知見に基づき検討が行われ、平成25年12月に公表した「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（以下「国の被害想定」という。）が見直された場合には、国の被害想定を計画修正の参考指標とします。

## 第2節 被害想定的前提

### 第1款 想定地震

国の被害想定は、首都直下M7クラスの19の地震モデルのうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きい「都心南部直下地震」を想定地震として設定しています。

一方、都の被害想定は、首都直下地震である「都心南部直下地震」「多摩東部直下地震」(M7.3)、活断層で発生し多摩地域に大きな影響を及ぼす「立川断層帯地震」(M7.4)、内閣府により長期的な防災・減災対策の対象とする地震として考慮することが妥当とされている「大正関東地震」(M8クラス)、島しょ地域への津波や内陸部における長周期地震動の被害が発生する恐れがある「南海トラフ巨大地震」(M9クラス)の5つのモデルを想定地震として設定しています。

練馬区地域防災計画では、首都直下地震やその他の大規模地震など様々な地震タイプの発生にも対応できる最大限の災害対策に取り組む必要があります。そのため、定量化が可能な被害量については、練馬区で特に被害が大きくなる「多摩東部直下地震」の最大値とします。

また、地震による被害は、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても明らかのように、地域によって隔たりが生じ、練馬区全域が一様でないことを前提とします。

### 第2款 想定シーン

都の被害想定における想定シーン(季節、時刻、気象条件の設定)は、次のとおりです。

季節・時刻・風速	想定される被害の特徴
冬・早朝5時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 阪神・淡路大震災(1995年)と同じ発生時間帯。</li><li>・ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li><li>・ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li></ul>

季節・時刻・風速	想定される被害の特徴
冬・昼12時  風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の破壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。</li> <li>・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</li> <li>・住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</li> </ul>
冬・夕18時  風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。</li> <li>・ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>・鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

### 第3節 想定結果の概要

都の被害想定による練馬区と23区全体の最大被害は、下表のとおりです。

区 分	練馬区		23区全体	
	被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
面積	48.1km <sup>2</sup>		623km <sup>2</sup>	
震度別面積率				
5強以下	0.0%	多摩東部	0.0%	都心南部
6弱	55.7%	直下地震	38.2%	直下地震
6強	44.3%		59.7%	
7	0.0%		2.0%	
建物等被害算定の前提				
木造	119,966棟		1,161,714棟	
非木造	37,154棟		602,225棟	
建物等の被害		多摩東部		都心南部
原因別建物全壊棟数	2,493棟	直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	77,031棟	直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
揺れによる全壊	2,469棟		75,501棟	
液状化による全壊	24棟		1,499棟	
急傾斜地崩壊による全壊	0棟		31棟	
焼失棟数 (倒壊建物を含む)	11,004棟		109,111棟	
焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	10,788棟		103,282棟	
出火件数	28件		533件	
原因別建物半壊棟数	9,932棟		173,223棟	
揺れによる半壊	9,767棟		164,183棟	
液状化による半壊	165棟		8,973棟	
急傾斜地崩壊による半壊	0棟		67棟	
災害廃棄物				
重量	107万t		2,888万t	

人的被害等算定の前提	-	夜間人口 752,608人 昼間人口 605,084人	-	夜間人口 9,733,276人 昼間人口 12,033,592人
人的被害				
死者	314人	多摩東部	5,722人	都心南部
ゆれ建物被害による死者	86人	直下地震	3,051人	直下地震
屋内収容物による死者	8人	冬・夕方	199人	冬・夕方
急傾斜地崩壊による死者	0人	風速8m/秒	2人	風速8m/秒
火災による死者	211人		2,288人	
ブロック塀等による死者	9人		177人	
屋外落下物による死者	0人		5人	
要配慮者死者数	241人		3,629人	
負傷者	3,792人	多摩東部	84,965人	
ゆれ建物被害による負傷者	3,193人	直下地震	63,357人	
屋内収容物による負傷者	247人	冬・早朝※ 風速8m/秒	5,562人	
急傾斜地崩壊による負傷者	0人		3人	
火災による負傷者	342人		9,552人	
ブロック塀等による負傷者	10人		6,114人	
屋外落下物による負傷者	0人		376人	
うち重傷者数	399人		12,865人	
ゆれ建物被害による負傷者	245人		6,562人	
屋内収容物による負傷者	55人		1,210人	
急傾斜地崩壊による負傷者	0人		1人	
火災による負傷者	95人		2,667人	
ブロック塀等による負傷者	4人		2,385人	
屋外落下物による負傷者	0人		40人	

I 防災共通編 第1部総則  
第3章被害想定

要救助者				
自力脱出困難者	1,135人	多摩東部 直下地震 冬・早朝 風速8m/秒	32,733人	都心南部 直下地震 冬・早朝 風速8m/秒
閉じ込めにつながり得る エレベーターの停止台数	586台	多摩東部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	20,414台	都心南部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
ライフライン被害				
電力（停電率）	10.9%	多摩東部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	16.3%	都心南部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
通信（不通率）	7.4%		5.0%	
上水道（断水率）	14.4%		34.1%	
下水道（管きよ被害率）	3.9%		5.4%	
ガス（供給停止率）	32.7%		31.2%	
避難者・帰宅困難者				
避難者	129,837人	多摩東部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	2,153,406人	都心南部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
帰宅困難者数	43,191人	多摩東部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	3,675,733人	都心南部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
滞留者数	504,999人		12,118,394人	

※ 負傷者の想定は、多摩東部直下地震 冬・早朝 風速8m/秒のときに計3,792人で最大となります。冬・夕方 風速8m/秒の場合の想定は、負傷者計3,564人、うち重傷者は578人となっています。

## 第1款 地震動（地震のゆれ）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震の場合で、区の約44%（面積）で震度6強の揺れが想定されています。

23区全体の最大被害は都心南部直下地震の場合で、2%の地域で震度7の揺れとなるほか、震度6強以上の範囲は区部の約6割に上ると想定されています。



	震度	面積率 (%)	
		練馬区	23区全体
多摩東部直下地震	7	0.0	0.1
	6強	44.3	43.5
	6弱	55.7	55.7
	5強以下	0.0	0.7
都心南部直下地震	7	0.0	2.0
	6強	1.5	59.7
	6弱	98.1	38.2
	5強以下	0.4	0.0
大正関東地震	7	0.0	0.0
	6強	0.0	20.3
	6弱	69.9	70.2
	5強以下	30.1	9.4
立川断層帯地震	7	0.0	0.0
	6強	0.0	0.0
	6弱	3.6	13.9
	5強以下	96.4	86.1

## 第2款 建物等の被害、人的被害

### 1 建物等の被害

#### (1) 建物等

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、全壊および焼失棟数の合計は約1万3千棟と想定されています。

23区全体の最大被害は、都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、全壊および焼失棟数の合計は約18万棟と想定されています。

多摩東部直下地震 冬・夕方、風速8 m/秒（練馬区最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		13,281棟	120,023棟
内 訳	揺れによる全壊	2,469棟	53,880棟
	液状化による全壊	24棟	1,472棟
	急傾斜地崩壊による全壊	0棟	28棟
	地震火災による焼失 （倒壊建物を含まない）	10,788棟	64,643棟
	地震火災による焼失 （倒壊建物を含む）	11,004棟	67,150棟

都心南部直下地震 冬18時、風速8 m/秒（23区全体最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		5,402棟	180,313棟
内 訳	揺れによる全壊	1,403棟	75,501棟
	液状化による全壊	33棟	1,499棟
	急傾斜地崩壊による全壊	0棟	31棟
	地震火災による焼失 （倒壊建物を含まない）	3,966棟	103,282棟
	地震火災による焼失 （倒壊建物を含む）	4,005棟	109,111棟

(2) 震災廃棄物

都の被害想定によると、練馬区の建物被害等の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、これにより発生する震災廃棄物は107万 t と想定されています。

23区全体の建物被害等の最大被害は都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、これにより発生する震災廃棄物は約2,900万 t と想定されています。

ケース	多摩東部直下地震 冬・夕方、風速8 m/秒	都心南部直下地震 冬・夕方、風速8 m/秒
区 分	練馬区	23区全体
重量換算	107万 t	2,888万 t
体積換算	—	2,402万 m <sup>3</sup>

## 2 人的被害

### (1) 死者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、死者数の合計は314人、そのうち要配慮者の死者数は241人と想定されています。

23区全体の最大被害は、都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、死者数の合計は約5,700人、そのうち要配慮者の死者数は約3,600人と想定されています。

多摩東部直下地震 冬・夕方、風速8 m/秒（練馬区最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		314人	3,769人
内 訳	ゆれ建物被害による死者	86人	2,087人
	屋内収容物による死者	8人	150人
	急傾斜地崩壊による死者	0人	2人
	火災による死者	211人	1,361人
	ブロック塀等による死者	9人	166人
	屋外落下物による死者	0人	3人
要配慮者の死者数		241人	2,497人

都心南部直下地震 冬・夕方時、風速8 m/秒（23区全体最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		136人	5,722人
内 訳	ゆれ建物被害による死者	46人	3,051人
	屋内収容物による死者	8人	199人
	急傾斜地崩壊による死者	0人	2人
	火災による死者	77人	2,288人
	ブロック塀等による死者	6人	177人
	屋外落下物による死者	0人	5人
要配慮者の死者数		105人	3,629人

(2) 負傷者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・早朝、風速8 m/秒）のケースで、負傷者数は約3,800人と想定されています。

23区全体の最大被害は、都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、負傷者数は約8万5千人と想定されています。

多摩東部直下地震 冬・早朝、風速8 m/秒（練馬区最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		3,792人	59,123人
内 訳	ゆれ建物被害による負傷者	3,193人	53,155人
	屋内収容物による負傷者	247人	4,194人
	急傾斜地崩壊による負傷者	0人	3人
	火災による負傷者	342人	1,616人
	ブロック塀等による負傷者	10人	153人
	屋外落下物による負傷者	0人	3人

都心南部直下地震 冬・夕方時、風速8 m/秒（23区全体最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		2,182人	84,965人
内 訳	ゆれ建物被害による負傷者	1,510人	63,357人
	屋内収容物による負傷者	169人	5,562人
	急傾斜地崩壊による負傷者	0人	3人
	火災による負傷者	312人	9,552人
	ブロック塀等による負傷者	191人	6,114人
	屋外落下物による負傷者	0人	376人

(3) 要救助者

都の被害想定によると、練馬区の自力脱出困難者の最大被害は多摩東部直下地震（冬・早朝）のケースで、約1,100人と想定されています。また、エレベーターの管制運転等による停止を除いた「閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止」の最大被害は、多摩東部直下地震（冬・夕方）のケースで、約590台と想定されています。

23区全体の自力脱出困難者の最大被害は都心南部直下地震（冬・早朝）のケースで、約3万3千人、閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止の最大被害は、都心南部直下地震（冬・夕方）のケースで、約2万台と想定されています。

多摩東部直下地震（練馬区最大被害）		
区 分	練馬区	23区全体
自力脱出困難者（冬・早朝）	1,135人	22,186人
閉じ込めにつながり得る エレベーターの停止（冬・夕方）	586台	17,250台

都心南部地震（23区全体最大被害）		
区 分	練馬区	23区全体
自力脱出困難者（冬・早朝）	617人	32,733人
閉じ込めにつながり得る エレベーターの停止（冬・夕方）	478台	20,414台

※ 自力脱出困難者：建物倒壊によって、下敷き・生き埋めになった人のうち、自力で脱出することができず、家族や近隣住民、消防団、警察、消防等による救出が必要な人のこと。

### 第3款 ライフライン被害

#### 1 電力（停電率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、約11%の停電率が想定されています。

23区全体では、揺れによる建物全壊や火災延焼による電柱折損などにより、都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで最大被害となり、停電率は約16%と想定されています。

区 分	多摩東部 直下地震	都心南部 直下地震	大正 関東地震	立川断層帯 地震
練馬区	<b>10.9%</b>	5.2%	2.1%	0.6%
23区全体	11.1%	<b>16.3%</b>	5.0%	0.2%

※ 各想定地震において最大被害が想定される時間帯はいずれも夕方、風速は8 m/秒のケースである。

なお、発電所、変電所、基幹送電網等の被災は、上記の停電率の評価結果に含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧機関が長期化する可能性があります。

#### 2 通信

##### (1) 固定電話（不通率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩直下地震（冬18

I 防災共通編 第1部総則  
第3章被害想定

時、風速8 m/秒) のケースで、7.4%の固定電話が不通となることが想定されています。

23区全体では、都心南部地震(冬・夕方、風速8 m/秒) のケースで最大被害となり、固定電話の不通率は約5%となることが想定されています。

区分	多摩東部直下地震	都心南部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
練馬区	7.4%	2.7%	1.5%	0.5%
23区全体	3.0%	5.0%	1.0%	0.1%

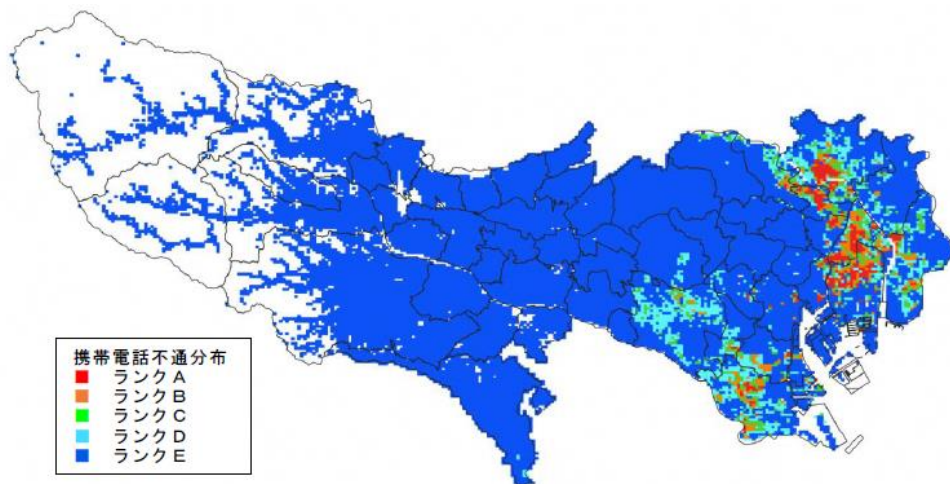
※ 各想定地震において最大被害が想定される時間帯はいずれも夕方、風速は8 m/秒のケースである。

なお、通信ビル等の拠点施設の被災等は定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性があります。

(2) 携帯電話

都の被害想定における携帯電話不通ランク分布によると、練馬区の最大被害は、多摩直下地震(冬18時、風速8 m/秒) のケースで、区内の一部地域では20%以上が不通となっています。

23区全体では、都心南部直下地震(冬・夕方、風速8 m/秒) のケースで最大被害となり、23区東部や南部を中心に、50%以上が不通となるエリアが発生することが想定されています。



ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域
ランクB	停電率、不通回線率の少なくとも一方が40%以上となる地域
ランクC	停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上となる地域
ランクD	停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%以上となる地域
ランクE	停電率、不通回線率がいずれも20%未満となる地域

【携帯電話の不通ランク分布(多摩東部直下地震(冬・夕方、風速8 m/秒))】

なお、携帯電話基地局の被災や非常用電源の喪失等の被災は定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性があります

### 3 上水道（断水率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩東部直下地震のケースで約14%の断水率が想定されています。

23区全体では、都心南部直下地震のケースで最大被害となり、断水率は約34%と想定されています。

区 分	多摩東部 直下地震	都心南部 直下地震	大正 関東地震	立川断層帯 地震
練馬区	14.4%	8.9%	3.2%	0.7%
23区全体	28.6%	34.1%	19.5%	0.3%

なお、浄水施設等の水道管路以外の被災や、受水槽や給水管なおの利用者の給水設備の被災等は定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性があります。

### 4 下水道（管きよ被害率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩東部直下地震のケースで約4%の管きよ被害率が想定されています。

23区全体では、都心南部直下地震のケースで最大被害となり、管きよ被害率は約5%と想定されています。

区 分	多摩東部 直下地震	都心南部 直下地震	大正 関東地震	立川断層帯 地震
練馬区	3.9%	2.7%	2.2%	1.2%
23区全体	4.7%	5.4%	3.4%	1.0%

なお、水再生センターやポンプ所等の管きよ以外の施設の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性があります。

### 5 ガス（低圧ガス供給停止率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩東部直下地震のケースで約33%の供給停止率が想定されています。

23区全体では、都心南部直下地震のケースで最大被害となり、供給停

止率は約31%と想定されています。

区分	多摩東部直下地震	都心南部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
練馬区	32.7%	0.0%	0.0%	0.0%
23区全体	7.8%	31.2%	3.6%	0.0%

なお、低圧ガス導管や設備、各家庭内のガス管等の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に拡大し、復旧期間が長期化する可能性があります。

高圧ガスおよび中圧ガスについては、製造工場や導管等の重要設備が阪神・淡路大震災クラスの地震に耐えられるよう設計・建設されていることから、供給継続可能と想定されています。

## 6 道路

都の被害想定によると、23区の最大被害は都心南部直下地震のケースで、高速道路や一般国道の約10%に中小被害が発生し、細街路における閉塞の発生確率が15%以上の地域は約15%と想定されています（練馬区内の細街路閉塞率はいずれのケースも概ね15%未満と想定されています。）。

想定地震		多摩東部直下地震			
道路種別		高速道路	一般道路		
			一般国道	都道	区道
23区全体	大被害	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%
	中小被害	6.8%	7.3%	3.5%	1.4%

想定地震		都心南部直下地震			
道路種別		高速道路	一般道路		
			一般国道	都道	区道
23区全体	大被害	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%
	中小被害	11.1%	12.1%	5.8%	2.2%

想定地震		多摩東部直下地震			
細街路閉塞率		15%未満	15~20%	20%以上	計
23区全体		85.4%	13.5%	1.1%	100.0%



想定地震	都心南部直下地震			
	細街路閉塞率	15%未満	15～20%	20%以上
23区全体	84.6%	14.5%	0.9%	100.0%

※ 「大被害」とは、落橋や橋の変形など、短期的には救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない程度の損傷（復旧期間の目安：1週間以上）をいいます。

※ 「中小被害」とは、部分的な亀裂、コンクリートの剥離など限定的な損傷で、修復することなく、または応急修復程度で救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できる（復旧期間の目安：当日～1週間）をいいます。

※ 細街路の閉塞とは、道路の幅員が13m未満の狭い道路に揺れや液状化によって周辺の家屋が倒壊し、当該区間が通行できなくなった状態（通行可能な幅員が3m以下となった状態）をいいます。

## 7 鉄道

都の被害想定によると、23区の最大被害は都心南部直下地震のケースで、JR在来線・私鉄線の2.4%に中小被害が発生すると想定されています。

## 第4款 避難者・帰宅困難者

### 1 避難者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方18時、風速8m/秒）のケースで、避難者は約13万人と想定されています。なお、避難者数のピークは発災後4日～1週間後であり、このうち避難所避難者は約8万7千人（67%）と想定されています。

発災直後については、都の試算によると、発災1日後の避難者が約9万2千人であり、このうち避難所避難者は約7万8千人（85%）と想定されています。

また、23区の最大被害は都心南部直下地震（冬・夕方、風速8m/秒）のケースで、避難者は約272万人と想定されています。

想定地震	多摩東部直下地震		
気象条件等	冬・夕方、風速8m/秒		
区分	練馬区		23区全体
時期（発災後）	1日後	4日～1週間後	4日～1週間後
避難者数	91,901人	129,837人	2,153,406人
うち 避難所避難者数	78,116人	86,558人	—

想定地震	都心南部直下地震		
気象条件等	冬・夕方、風速8m/秒		
区分	練馬区		23区全体
時期（発災後）	1日後	4日～1週間後	4日～1週間後
避難者数	51,987人	78,033人	2,719,909人
うち 避難所避難者数	44,189人	52,022人	—

## 2 帰宅困難者

都の被害想定によると、冬・昼時または夕方のケースで帰宅困難者数等は最大となり、練馬区では滞留者約50万5千人のうち帰宅困難者は約4万3千人、23区では滞留者約1,211万8千人のうち徒歩帰宅困難者は約367万6千人と想定されています。

気象条件等			冬・昼または夕方	
区分			練馬区	23区全体
滞留者			504,999人	12,118,394人
内 訳	帰宅困難者		43,191人	3,675,733人
	内 訳	自宅 までの 距離	10～20km	—
		20km以上	—	2,655,437人

※ 滞留者：地震発生後、自宅および自宅周辺以外の外出先に滞留することになる人のこと。

※ 帰宅困難者：自宅までの距離が10km以上の外出先で滞留者となる人のこと。被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km遠くなるごとに10%増加し、20km以上の帰宅困難割合は100%と設定される。

※ 都の被害想定における帰宅困難者数は、平成30年の統計資料を用いて算出されており、新型コロナウイルス感染症の影響は考慮されていない。

## 第4節 複合災害への対応

近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近しました。また、東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われました。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされました。

都の被害想定では、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理しています。東京都地域防災計画では、複合災害に対応する予防・応急・復旧対策を実施する修正を行ったことから、本計画も東京都地域防災計画との整合を図り、複合災害も念頭に置いた対策を実施することとします。

### 第1款 被害想定で想定する主な複合災害

風水害	○地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ○梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	○数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ○火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	○多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ○救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されます。

## 第2款 複合災害において留意する事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、「II 防災本編」「III 風水害等編」「IV 東海地震事前対策編」で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要があります。

### 1 共通事項

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策 等

### 2 大規模自然災害＋大規模自然災害

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

### 3 感染症対策＋大規模災害

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等先発災害から後発災害へのシームレスな対処

## 第5節 南海トラフ地震への対応

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震です。都の被害想定では、島しょ部で最大約28mの津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、島しょ部の全町村が推進地域に指定されています（平成26年3月31日内閣府告示第21号）。

東京都防災会議地震部会で調査検討を実施し、令和4年度にその内容が更新された「南海トラフ巨大地震等に基づく東京の被害想定」（平成25年5月）では、区部・多摩地域における被害想定結果は、以下のとおりです。

- ・区部・多摩地域の震度は、ごく一部の地域で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で5強以下となる。
- ・東京湾岸の区部における津波高および浸水域は、最大津波高 T. P. ※+2.63m で、河川敷は浸水するが、住宅地等は浸水しない想定となる。
- ・以上のように、区部・多摩地域のほとんどの地域で震度5強以下、津波浸水域もごく一部であることから、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的と想定される。

練馬区地域防災計画では、首都直下地震の発生と同様に、南海トラフ地震の発生にも対応できる最大限の災害対策に取り組みます。

※ T. P. . . . 東京湾平均海面（Tokyo Peil）を指す。標高（海拔高度）の基準面である。

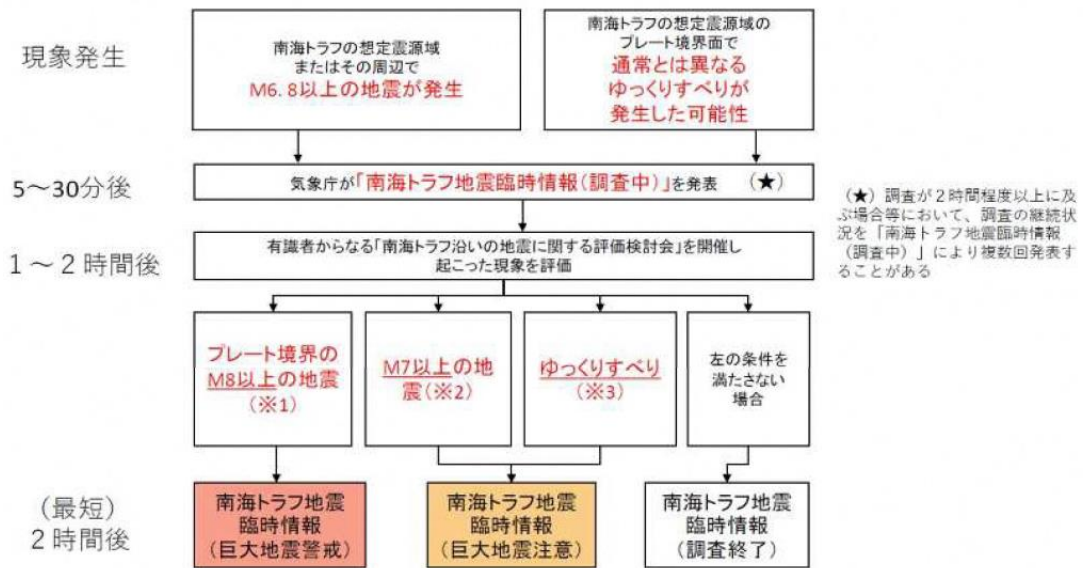
### 第1款 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

気象庁は、南海トラフ沿いでM6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者および関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行います。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を公表します（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼びます。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知すること

I 防災共通編 第1部総則  
第3章被害想定

としています。



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

## 第4章 減災目標

### 第1節 減災目標の設定

国は、平成27年3月に閣議決定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、都心南部直下地震が発生した場合として、「死者数及び建築物の全壊・焼失棟数をそれぞれ今後10年間で概ね半減させる」減災目標を設定しています。同様に、東京都も令和5年に修正した東京都地域防災計画において、2030年度までに達成すべき減災目標として、「2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する」ことを設定しました。

首都直下地震等による被害を最小化するためには、区のみならず、国や東京都、指定公共機関、指定地方公共機関などの防災機関が、それぞれの役割分担の下、予防対策や応急対策に取り組んでいかなければなりません。また、都県を越えた近隣自治体と連携した広域的な対応が求められます。

こうしたことから、国や東京都と整合を図り、区の減災目標を以下のとおり設定します。

#### 【減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、国や都が目標とする「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」することを目指します。

## 第2節 対策の視点

国の防災基本計画で示されている通り、災害の発生を完全に防ぐことは不可能です。

練馬区地域防災計画では、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図ることができるよう、減災目標の達成に向けた「対策の視点」を設定し、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめます。



## 視点1 災害対応力の強化

区や防災関係機関、東京都、国、協定自治体等との連携により、大規模災害にも対応し得る即応体制の充実・強化を図り、災害対応力を強化します。

## 視点2 地域防災力の向上

地域における初動対応など、自助・共助の担い手となる区民、区民防災組織等の活動による減災効果が期待されることから、区民に対する防災意識の啓発や地域の防災活動の取組支援を充実することで、地域防災力の向上を図ります。

## 視点3 災害に強い安全・安心なまちづくり

建物等の倒壊や地震・火災による被害を最小限に抑えるため、市街地整備や建物等の耐震化・不燃化促進など、災害に強い安全・安心なまちづくりをしていきます。

## 視点4 情報伝達・広報の強化

住民の安全な避難を確保するため、多様な情報伝達手段により、必要な情報を届けられるよう、情報伝達・広報の体制を強化します。

## 視点5 医療救護対策の強化

建物等の倒壊や地震火災によって、多くの負傷者が発生することから、発災直後から人命救助のための迅速な医療救護活動を実施するため、医療救護対策を強化します。

## 視点6 交通およびライフラインの確保

人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行うとともに、発災後の区民の暮らしを支えるため、緊急交通路の規制や応急給水、施設・設備の復旧活動などの応急・復旧対策により、交通およびライフラインの確保に向けた取組を進めます。

## 視点7 物流・備蓄・輸送対策の強化

平常時の市場流通機能が被害を受けた場合においても、被災者に必要な応急物資を迅速かつ的確に供給するため、物流・備蓄・輸送対策を強化します。

## 視点8 被災者・避難者対策の強化

震災では被災者や避難者、帰宅困難者が多数発生するとともに、様々な場面で支援等を必要とする方がいることから、個別避難計画の作成、避難生活における環境整備、帰宅困難者を受け入れるための民間一時滞在施設の確保など、被災者・避難者対策を強化します。

また、新型コロナウイルス感染症の経験と教訓を踏まえ、感染症法上の位置づけが「2類相当」の感染症が発生したことを想定する、感染症対策を推進します。

## 視点9 区民生活の早期再建

発災後の被災者に対する円滑な支援を行うため、り災証明書の発行体制の整備や被災者生活再建支援業務の整理を行い、区民生活の早期再建に取り組めます。

## 視点10 分野横断的な対策の視点

女性や要配慮者などの多様な視点に配慮する防災対策、防災DXの推進、区民の行動変容につながる周知・啓発など、基本的かつ重要な対策を、防災・減災対策の分野や災害の発生段階を越えて推進していきます。

## 第5章 計画の全体像

計画の全体像は、下図のとおりです。

I 防災共通編			
第1部 総則 計画の方針／区の概況／被害想定／対策の方向性／対策の視点／減災目標			
第2部 責務と体制 基本的責務と役割／災害対策体制／広域的な視点からの応急対応力の強化			
第3部 基本的な対策	予防対策	応急対策	復旧対策
<b>第1章 地域防災力の向上</b>			
第1節 地域防災力の向上計画	■		
第2節 防災教育	■		
第3節 防災訓練	■		
第4節 消火・人命救助・救急活動		■	
第5節 火災対策	■		
第6節 在宅避難対策	■		
第7節 中高層マンション防災対策	■		
<b>第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり</b>			
第1節 防災都市づくり計画	■		
第2節 住宅および建築物の耐震計画	■		
第3節 施設構造物等の災害予防計画	■		
第4節 放射性物質対策	■		
第5節 消防活動計画	■	■	
<b>第3章 分野横断的な対策</b>			
第1節 多様な視点による災害対策の推進	■	■	
第2節 外国人支援対策	■	■	
第3節 防犯・防火体制	■	■	
第4節 防災DXの推進	■	■	

I 防災共通編			
II 防災本編 施策ごとの具体的な対策			
	予防対策	応急対策	復旧対策
<b>第1章 情報収集・伝達・広報</b>			
第1節 情報通信の確立	■	■	
<b>第2章 医療救護等対策</b>			
第1節 医療救護活動	■	■	
第2節 遺体の取扱い		■	■
<b>第3章 交通およびライフラインの確保</b>			
第1節 警備・交通規制対策	■	■	
第2節 公共交通機関の対策		■	
第3節 ライフライン施設等の対策		■	■
<b>第4章 物流・備蓄・輸送対策</b>			
第1節 備蓄対策	■		
第2節 緊急輸送対策		■	
第3節 飲料水・食料等の調達と供給		■	
<b>第5章 被災者・避難者対策</b>			
第1節 避難者対策	■	■	
第2節 避難行動要支援者対策	■	■	■
第3節 避難所対策	■	■	
第4節 保健衛生対策	■	■	■
第5節 飼育動物対策	■	■	■
第6節 安否情報の提供		■	■
第7節 帰宅困難者対策	■	■	

I 防災共通編

II 防災本編 施策ごとの具体的な対策

	予防対策	応急対策	復旧対策
<b>第6章 区民生活の早期再建</b>			
第1節 生活再建支援の体制	■	■	
第2節 被災住宅等対策		■	
第3節 被災者台帳の整備		■	■
第4節 住家被害認定調査		■	
第5節 リ災証明書の発行			■
第6節 区民生活の援護			■
第7節 オープンスペースの確保	■	■	
第8節 ごみ・し尿・がれきの処理		■	
第9節 応急住宅対策			■
第10節 応急教育・応急保育等対策		■	■
<b>第7章 災害からの復旧・復興</b>			
第1節 復興の基本的な考え方			■
第2節 市街地復興計画		■	■
第3節 暮らしと産業の復興、地域協働復興			■

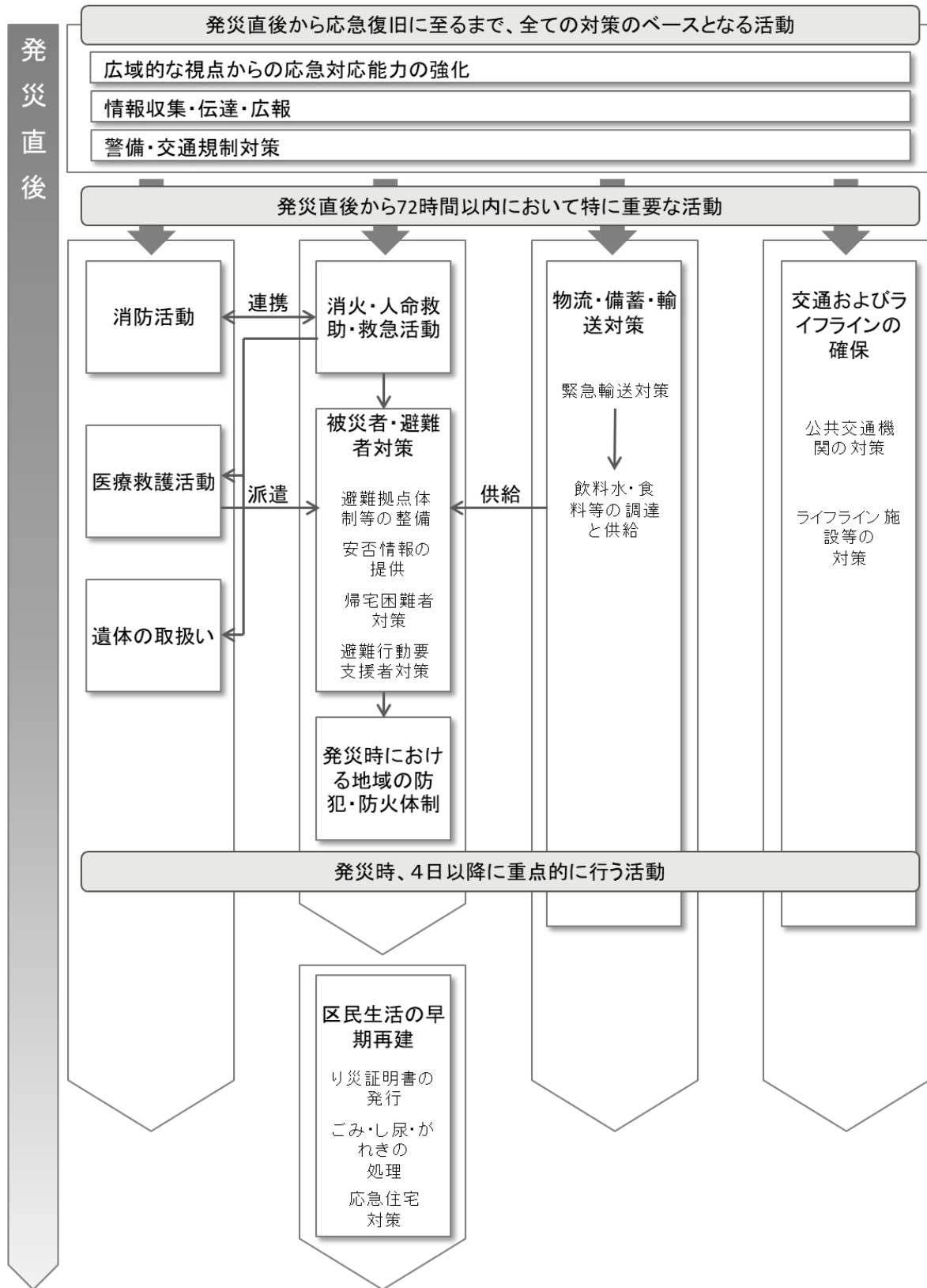
III 風水害等編

水災害対策／情報収集・伝達・広報／被災者・避難者対策／区民生活の早期再建／富士山噴火降灰対策／その他の応急対策活動

IV 東海地震事前対策編

東海地震事前対策の考え方／防災機関などの役割／事前の備え／観測情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置／警戒宣言時の対応措置／区民・事業者等のとるべき措置

また、発災直後からの施策相互の連携関連イメージは下図のとおりです。



# I 防災共通編

## 第2部 責務と体制





## 第1章 基本的責務と役割

### 第1節 区・区民・事業者の責務

#### 第1款 基本的な考え方

災害から一人でも多くの区民の生命と財産を守るため、区は、区民との協働の体制づくりに努めるとともに、事業者や防災機関との連携による災害対策を行います。

#### 第2款 区の責務

- 1 災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命・身体および財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害発生後の被災者の援護、まちの復興に取り組みます。
- 2 災害時における避難、救出・救助を円滑に行うための体制整備に取り組みます。
- 3 区民や事業者が自主的に行う防災活動の取組を推進します。
- 4 過去の災害から得られた教訓を防災対策に活かします。

#### 第3款 区民の責務

- 1 「自らの身の安全は自らが守る」という自助の意識を持ち、日頃から災害に備えるとともに、区や防災機関が行う防災活動と連携・協力するよう努めます。
- 2 日頃から防災訓練や地域の防災活動に積極的に参加して、大きな災害が発生した際には、「自らのまちを自ら守る」という共助の意識を持ち、相互に協力して助け合い、被災者の救援、避難拠点での活動、その他救護を必要とする人々への支援に取り組みます。
- 3 災害に備え、自宅の耐震化、家具等の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止など住居や敷地の安全性の確保に努めるとともに、水や食料等は、最低3日分、可能な限り1週間分程度の備蓄を進め、在宅避難に備えます。

#### 第4款 事業者の責務

- 1 従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

## I 防災共通編 第2部 責務と体制

### 第1章 基本的責務と役割

- 2 自らの施設の安全性の確保、避難経路の確保、救助用資器材の準備等、災害時に必要な対策を講じます。
- 3 区や防災機関が実施する災害対策に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するために最大の努力を払います。
- 4 災害により帰宅困難が予測される従業員等の保護のために、水や食料等の備蓄その他の帰宅困難者対策をとるよう努めます。
- 5 災害時における事業活動の継続的な実施に努めます。
- 6 事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、東京都および区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成します。

## 第2節 練馬区防災会議

### 第1款 防災会議の所掌事務

災対法第16条の規定に基づき、練馬区防災会議を設置します。練馬区防災会議は、防災会議条例第2条の規定により、次の事務を所掌します。

- 1 練馬区地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 区の地域に係る防災に関する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- 4 その他、法律または政令により、防災会議の権限とされた事務。

### 第2款 防災会議会長

練馬区防災会議会長は練馬区長とします（防災会議条例第3条）。

### 第3款 防災会議委員

練馬区防災会議は、次の防災機関や団体等から、区長が任命または指名する者で構成しています。

東京都	建設局第四建設事務所、水道局北部支所、下水道局西部第二下水道事務所、交通局都庁前駅務管区練馬駅務区
警視庁	第十方面本部、練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署
東京消防庁	第十消防方面本部、練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署
自衛隊	陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第二中隊
消防団	練馬消防団、光が丘消防団、石神井消防団
指定公共機関	東日本電信電話株式会社東京北支店、日本郵便株式会社練馬郵便局、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所、東日本高速道路株式会社関東支社三郷管理事務所、東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社、東京ガス株式会社東京東支店
指定地方公共機関等	東武鉄道株式会社東武練馬駅、西武鉄道株式会社練馬駅管区、東京地下鉄株式会社池袋駅務管区小竹向原地域、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、東京都柔道整復師会練馬支部、練馬区獣医師会
学識経験者および区民防災組織等	学識経験者、区民防災組織、高齢者・障害者・女性等の団体 練馬区および練馬区教育委員会事務局職員

### 第3節 区・防災機関の役割

各防災機関の業務は、次のとおりです。なお、本来業務に密接に係る業務は、その組織・機関が処理を行います。

#### 第1款 区

機関の名称	事務または業務の大綱
練馬区	1 練馬区防災会議に関すること 2 防災に関する組織の整備に関すること 3 防災に関する施設および設備の整備および点検に関すること 4 防災に関する物資および資材の備蓄、整備および点検に関すること 5 災害情報の収集および伝達に関すること 6 緊急輸送の確保に関すること 7 避難指示等および誘導に関すること 8 被災者の救出・救護に関すること 9 消防（東京消防庁による）および水防、その他の応急措置に関すること 10 応急給水に関すること 11 医療、防疫および保健衛生に関すること 12 帰宅困難者の支援に関すること 13 災害時における応急教育・応急保育に関すること 14 ボランティアの支援に関すること 15 公共施設の応急復旧に関すること 16 災害復旧・災害復興に関すること 17 防災に係る知識および技術の普及啓発に関すること 18 区民防災組織の育成に関すること 19 防災に関する訓練の実施に関すること 20 その他災害の発生および被害の拡大防止のための措置に関すること 21 防災関係機関との連絡、総合調整に関すること

第2款 東京都

機関の名称	事務または業務の大綱
建設局 第四建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川ならびに道路および橋梁の保全および復旧に関すること</li> <li>2 河川、道路等における障害物の除去に関すること</li> <li>3 その他災害対策に必要な事項</li> </ol>
建設局 東部公園緑地事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都立公園の保全および発災時の利用に関すること</li> </ol>
水道局 北部支所 および練馬営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の保全に関すること</li> <li>2 飲料水の確保および給水に関すること</li> </ol>
下水道局 西部第二下水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の点検、整備および復旧に関すること</li> <li>2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること</li> <li>3 災害時における他の局の応援に関すること</li> </ol>
交通局 都庁前駅務管区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の安全保全に関すること</li> <li>2 災害時における鉄道等による救助物資および避難者の輸送に関すること</li> <li>3 その他災害対策に必要な事項</li> </ol>
警視庁 第十方面本部 および警察署 練馬 光が丘 石神井	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握および各種情報の収集に関すること</li> <li>2 交通規制に関すること</li> <li>3 被災者の救出および避難誘導に関すること</li> <li>4 行方不明者の捜索および調査に関すること</li> <li>5 死体の見分および検視に関すること</li> <li>6 公共の安全と秩序に関すること</li> </ol>
東京消防庁 第十消防方面本部 および消防署 練馬 光が丘 石神井	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水火災およびその他災害の救助、救急情報に関すること</li> <li>2 水火災およびその他災害の予防、警戒および防御に関すること</li> <li>3 人命の救助および救急に関すること</li> <li>4 危険物施設および火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること</li> <li>5 区民の防災知識の普及および防災行動力の向上ならびに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること</li> <li>6 応急救護知識技術の普及および自主救護能力の向上に関すること</li> </ol>

### 第3款 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画および準備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係資料の基礎調査</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成および地域防災計画への意見提出</li> <li>(3) 防災に関する訓練の実施                   <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自衛隊の実施する訓練</li> <li>② 練馬区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護または応急復旧</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与に関する事</li> </ol> </li> </ol>

### 第4款 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
東日本電信電話株式会社 (東京北支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信電話施設の建設および保全に関する事</li> <li>2 災害時における通信の確保に関する事</li> <li>3 その他災害対策に必要な事項</li> </ol>
日本郵便株式会社 (練馬郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持およびこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱いに関する事</li> </ol>
東日本高速道路株式会社 (所沢管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関越自動車道の道路、施設の維持管理に関する事</li> <li>2 災害時の輸送路の確保に関する事</li> <li>3 関越自動車道の災害復旧に関する事</li> </ol>
東日本高速道路株式会社 (三郷管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京外かく環状道路の道路、施設の維持管理に関する事</li> <li>2 災害時の輸送路の確保に関する事</li> <li>3 東京外かく環状道路の災害復旧に関する事</li> </ol>
東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の安全および保全に関する事</li> <li>2 災害時における電力の確保および需給に関する事</li> </ol>

東京ガスグループ (東京ガス株式会社 東京東支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設および安全確保に関すること</li> <li>2 ガスの供給に関すること</li> </ol>
---------------------------------	---

### 第5款 指定地方公共機関等

機関の名称	事務または業務の大綱
東武鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の安全、保全に関すること</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資および避難者の輸送の協力に関すること</li> </ol>
練馬区医師会 練馬区歯科医師会 練馬区薬剤師会 東京都柔道整復師会 練馬支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害による救急医療に関すること</li> <li>2 医療関連事項</li> </ol>
練馬区獣医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ペットの救護・保護等に関すること</li> </ol>

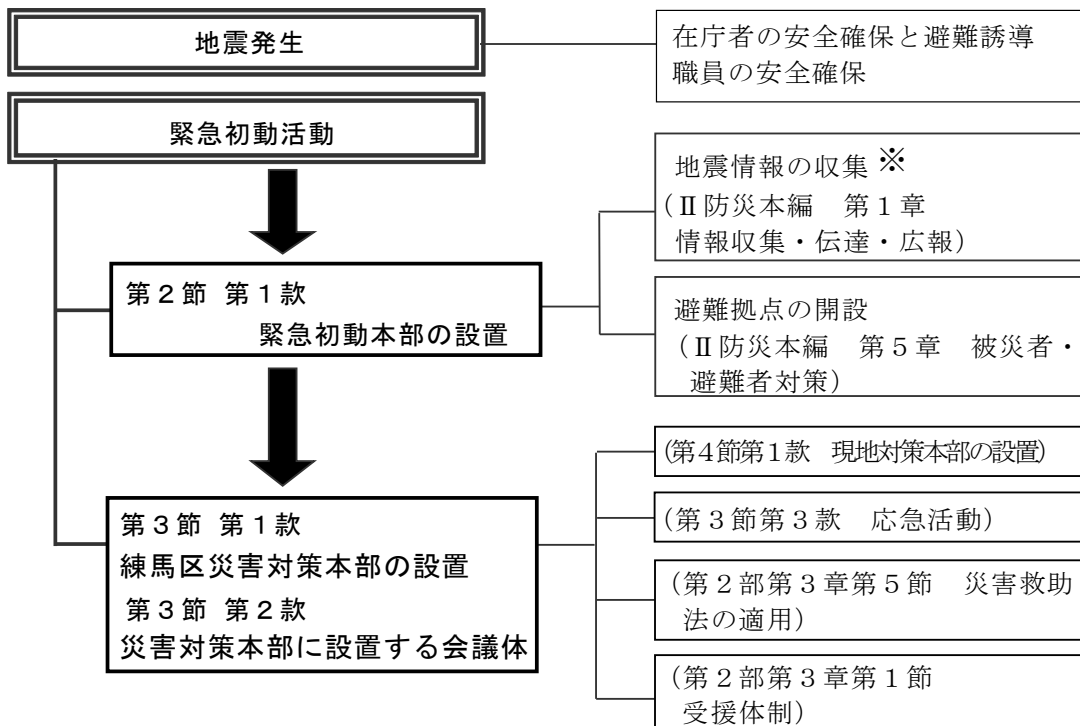
## 第2章 災害対策体制

### 第1節 災害対策体制の概要

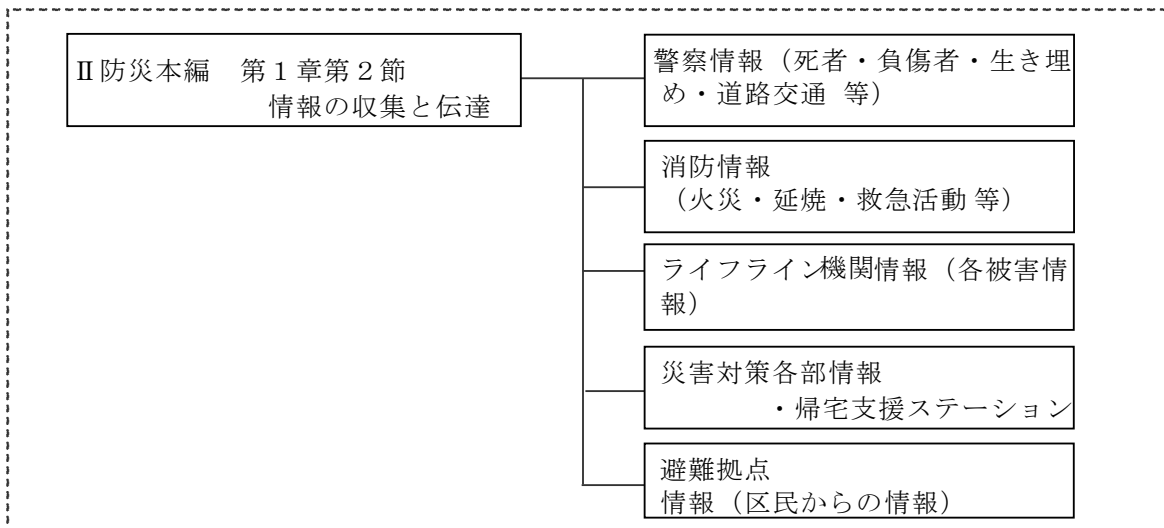
大規模な地震が発生した場合に、区その他の防災機関は、迅速な初動態勢の確保により、応急活動を実施します。

#### 第1款 初動活動の流れ【災対各部】

##### 1 勤務時間内（平日昼間）



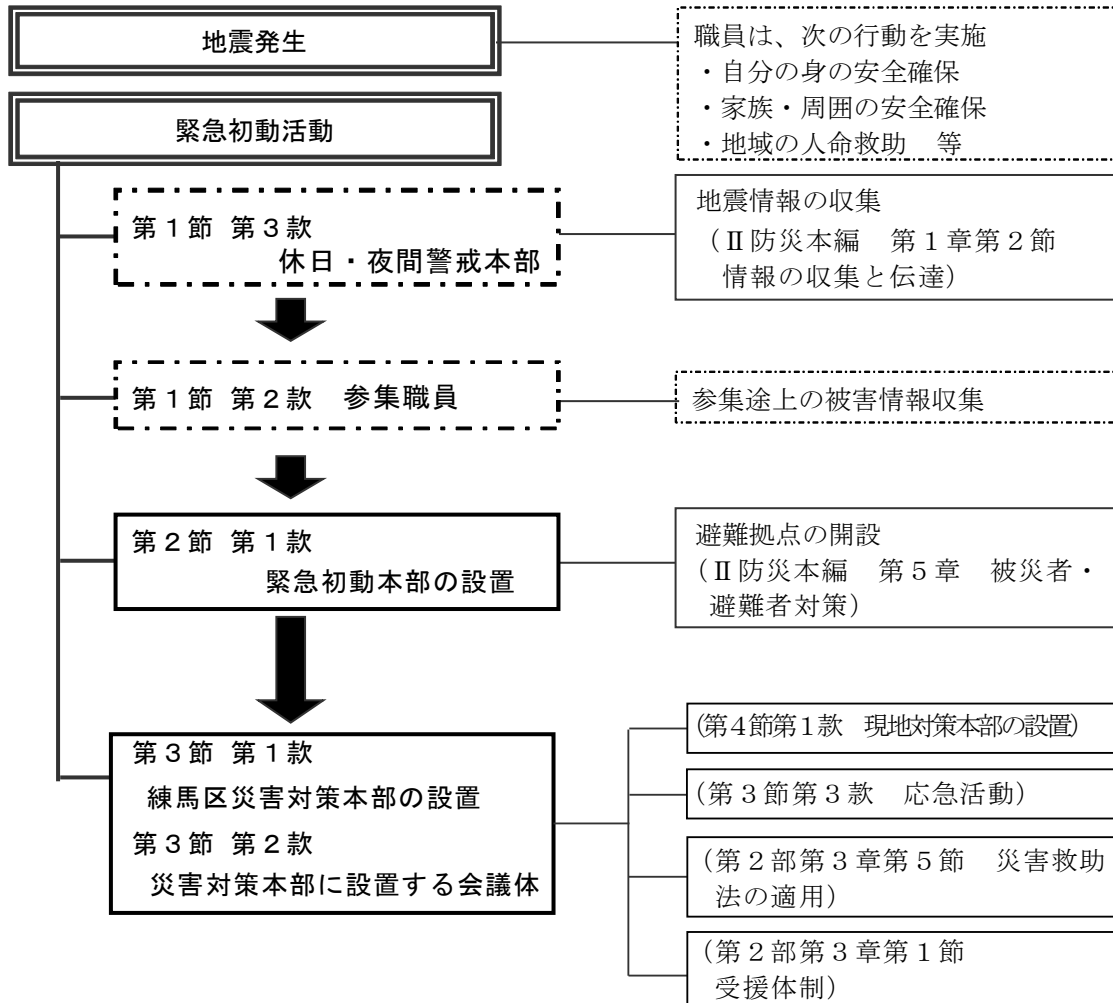
※





## 2 勤務時間外（休日・夜間）

破線の囲みは、休日・夜間・閉庁時のみの内容



### 3 災害応急対策活動態勢一覧

区分		要件	態勢等
情報連絡態勢		<p>気象情報の「警報」若しくはこれに準じる災害に関する情報を受けた場合、またはその他の状況により危機管理室長が必要があると認めたとき。</p> <p>(必要により「注意報」の場合にも発令する。)</p>	<p>災害に関する情報の収集、関係機関との連絡および職員招集の準備を主とした態勢とする。</p>
水災害応急対策本部態勢	待機態勢	<p>「水防警報」が発令された場合、若しくは水防組織隊が設置された場合において、またはその他の状況により、副区長が必要があると認めたとき。</p>	<p>災害の防御措置および救援救護活動に必要な準備を開始する他、必要により危険が予測される地域をパトロールする態勢をとる。</p>
	第1次非常配備態勢	<p>区内の数か所に災害が発生すると予測される場合、またはその他の状況により、副区長が必要があると認めたとき。</p>	<p>石神井川、白子川等の拠点に職員を派遣し、主に河川周辺の警戒活動を行うとともに、発生した災害の防御および救援救護活動を行う。</p> <p>また、避難所および水災害時コールセンターを開設する準備を行う。</p>
災害対策本部態勢	第2次非常配備態勢	<p>1 「警戒宣言」が発令されたとき。</p> <p>2 区内数か所に災害が発生し、その拡大が予測される場合、またはその他状況により災害対策本部長が必要であると認めたとき。</p>	<p>1 所定の行動をとる。</p> <p>2 区内の数か所に発生した災害の防御および救援救護活動に直ちに対処できる態勢とする。</p>
	第3次非常配備態勢	<p>第2次非常配備態勢では不足をきたし、拡大する災害に対処できないとき。</p>	
	第4次非常配備態勢	<p>震度5弱以上の地震により甚大な災害が生じたとき、もしくは災害が拡大し、区内のほとんどが被災した場合において第3次非常配備態勢では対処できないとき、または他の状況により災害対策本部長が必要であると認めたとき。</p>	<p>本部の全力をもって対処する態勢とする。</p>
休日、夜間等における警戒態勢		<p>休日、夜間等の勤務時間外における警</p>	<p>防災日直員または防災宿直専門員1人による輪番制常駐</p>

## 第2款 参集職員【統括部】

練馬区の区域内で次の震度を観測するような大規模な地震が発生した場合、勤務時間の内外を問わず、その震度に応じて、区職員は指示を待たずに参集します。

震 度	参 集 職 員	参 集 場 所
4以上	危機管理室職員	防災センター
5弱以上	全管理職員	勤務場所
	緊急初動本部要員（あらかじめ指定された職員、防災寮職員）	防災センター
	避難拠点要員	避難拠点
	練馬区帰宅支援ステーション要員	練馬区帰宅支援ステーション
	災対各部初動要員	勤務場所等（各部であらかじめ決めた場所）
6弱以上	上記以外の全職員	勤務場所

※ 基準震度に達しなくても、動員指示を行うことがあります。

## 第3款 休日・夜間等における警戒態勢【統括部】

区役所の執務時間外に災害が発生した場合に備えて、休日・夜間等における警戒態勢を配備しています。

庁舎内に防災日直を行う管理職員または防災宿直専門員を配置し、災害発生時には災害に関する情報収集や緊急初動本部の設置準備などの初動対応を実施します。

## 第2節 緊急初動体制

### 第1款 緊急初動本部の設置【統括部】

#### 1 緊急初動態勢

地震発生後、災対本部が設置されるまでは、緊急初動本部が対応にあたります。緊急初動要員（本部要員、避難拠点要員、練馬区帰宅支援ステーション要員）や災害対策各部初動要員等は、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生したときは、指示を待たずに、あらかじめ決められた場所に参集し、緊急初動の任にあたります（勤務時間中に、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合も同様に、緊急初動要員はあらかじめ決められた場所に向かいます。）。

緊急初動本部は次により設置します。

- (1) 緊急初動本部は、危機管理室長の判断により設置します。
- (2) 緊急初動本部は、危機管理室長を本部長、危機管理課長を副本部長とします。
- (3) 緊急初動本部は、危機管理室職員および緊急初動本部要員により構成します。

なお、発災時には、休日・夜間であっても、迅速・確実に緊急初動対応を行う必要があります。そのため、各部においては、適宜、所属職員の参集手段、参集時間を確認します。また、定期的な訓練により少ない職員での初動対応の検証を行います。

#### 2 緊急初動態勢組織の概要

班名	分担業務
統括チーム	1 応急対策活動の方針決定 2 緊急初動本部および避難拠点等の指揮
指揮チーム	1 災対各部および防災機関との協議
庶務チーム	1 本部の設置に係る準備 2 災対各部との連絡・調整 3 災害対策会議および災害対策運営会議の運営 4 統括チームの補佐
通信チーム	1 緊急初動本部指示事項その他の情報の拠点等への伝達 2 情報の収集および記録

班 名	分 担 業 務
情報調整チーム	1 被害状況等の分析および被害予測 2 収集した情報の対応の確認 3 東京都および防災機関との調整・情報交換 4 防災機関等への情報の提供および支援等の要請 5 防災機器の操作、情報の発信および収集
機動チーム	1 被害状況等の調査 2 緊急初動本部内他のチームおよび避難拠点等の運営に係る支援
防災学習センターチーム	1 電源を必要とする場所への起震車の派遣
受援チーム	1 東京都・協定自治体、協定事業者等との、必要な支援内容の調整や受入態勢の整備
バイクチーム	1 被害状況等の調査 2 防災機関、避難拠点等との連絡調整
救援チーム	1 人命の救出・救護

### 3 災害対策本部への移行

災対本部が設置された場合、緊急初動本部の業務および初動態勢を、速やかに災対本部に引き継ぎます。

## 第3節 練馬区災害対策本部体制

### 第1款 練馬区災害対策本部の設置【統括部、防災関係機関】

#### 1 設置基準

練馬区の区域において、①災害が発生した場合、②発生するおそれがある場合、③警戒宣言が発せられた場合で、防災の推進を図るため非常配備態勢を発令する必要があると認めたときに、区長は災対本部を設置することができます。

災対本部は、区長の指示により設置します。

#### 2 所掌事務

災対本部は、次に掲げる災害予防および災害応急対策についての事務を行います（災対法第23条の2）。

- (1) 練馬区の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- (2) 練馬区の地域に係る災害予防および災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、ならびに当該方針に沿って災害予防および災害応急対策を実施すること。

この場合において災対本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関および関係指定地方公共機関との連携の確保に努めます。

また、災対本部に設置する本部長室は、次に掲げる事項について本部の方針を審議し決定します（災対本部施行規則第2条）。

- ① 本部の非常配備態勢および廃止に関すること。
- ② 避難指示等に関すること。
- ③ 応急対策の決定および実施に関すること。
- ④ 他の区市町村との相互応援に関すること。
- ⑤ 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- ⑥ 公用令書による公用負担に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

#### 3 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「災対本部長」という。）は、区長とします。

#### 4 災害対策副本部長

災害対策副本部長（以下「災対副本部長」という。）は、副区長、教育長とします。

災対副本部長は、災対本部長による指揮・監督が困難な場合に、災対本部長の職務を代理します。その場合の順位は、次のとおりとします。

- (1) 副区長（担任副区長を第一優先とする。）
- (2) 教育長

## 5 災害対策本部員

災害対策本部員（以下「災对本部員」という。）は、練馬区組織規則（昭和48年12月練馬区規則第33号）第3条に規定する部長および室長、同第4条に規定する担当部長、練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する部長、ならびに練馬区保健所長、会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長および議会事務局長、練馬区技監設置規程（平成24年3月練馬区訓令第5号）第2条に規定する技監とします。

また、災对本部長は、必要があると認めるときは、区に勤務する職員のうちから災对本部員を指名することができます。

## 6 災害対策本部の設置の通知

危機管理室長は、災对本部の設置を他の災对本部員、都知事および防災機関の長または代表者に通知します。

## 7 災害対策本部の表示の掲出

災对本部は練馬区役所本庁舎（7階防災センター）に設置します。災对本部が設置された場合は、練馬区災害対策本部室前または他の適切な場所に「練馬区災害対策本部」の看板を掲出します。

## 8 本部派遣員

本部派遣員は、東京都、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関および消防団の職員のうちから災对本部長が指名する職員です（災对本部条例施行規則第6条）。

区は、災害時にこれら関係機関と協力して災害対応を実施する必要があります。そのため、日頃からの合同訓練や意見交換の実施など、連携強化に努めます。

## 9 防災コーディネーター（警察署）

警視庁は、練馬区および東京消防庁等、防災関係機関との連携を図り、災害時における円滑な初動体制等を構築するため、練馬区を管轄する警察署から必要により防災コーディネーターを派遣します。

### (1) 目的

平常時から、防災関係機関との連携態勢の構築に努めるとともに、発災時における救出・救助に関する連絡調整等の強化を図り、災害発生時の万全を期することとします。

(2) 運用体制

発災時には、各警察署に参集し警察活動等の情報を集約し、警察署長の直轄員として必要により区に派遣し、関係機関との連絡調整員として活動します。

(3) 発災時の役割

① 連絡調整

災对本部において、関係機関の活動状況を集約し、各機関の救出・救助に必要な被災情報、活動情報など、災害警備活動に必要な連絡調整を図り、関係機関の活動が輻輳しないよう調整します。

② 情報提供

各関係機関の活動状況を提供し区内の被災状況、交通状況等、災害対応に必要な情報を提供します。

③ 情報共有

災对本部会議等へ出席し、各警察署からの被災状況等、把握した情報を提供します。また、会議で得た情報を各警察署に伝達し、必要な対策が速やかに行われるよう情報を共有します。

## 第2款 災害対策本部に設置する会議体【統括部】

災对本部では、次の会議体を設置します。

### 1 災害対策会議

区の災害対策の方針を決定するため、災害対策会議を開催します。

(1) 構成

①	本部長（区長）
②	副本部長（副区長、教育長）
③	本部員（技監、各部長・担当部長）
④	幹事 （広聴広報課長、秘書課長、企画課長、財政課長、総務課長、職員課長、危機管理室の課長）
⑤	本部派遣員等（本部長が必要と認めた場合）

(2) 所掌事項（災对本部施行規則第2条）

①	本部の非常配備態勢および廃止に関する事
②	避難指示等に関する事
③	応急対策の決定および執行に関する事
④	他の区市町村との相互応援に関する事
⑤	都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関する事



- |                     |
|---------------------|
| ⑥ 公用令書による公用負担に関すること |
| ⑦ その他の重要な災害対策に関すること |

- (3) 開催場所  
庁議室（本庁舎5階）

## 2 災害対策緊急会議

区の災害対策の方針を早急に決定する必要があり、災害対策会議の構成員を招集する時間的な余裕がない場合は災害対策緊急会議を開催します。

- (1) 構成

①	本部長（区長）
②	副本部長（副区長、教育長）
③	本部員のうち、技監および次の部長 （区長室長、企画部長、総務部長、危機管理室長）
④	本部派遣員等（本部長が必要と認めた場合）

- (2) 所掌事項  
災害対策会議の所掌事項と同様
- (3) 開催場所  
庁議室（本庁舎5階）

## 第3款 応急活動【災対各部】

### 1 応急対策期の職員配備

初動活動期は、地震直後に参集した職員によって災対本部機能を維持し、職員の参集状況により機能強化を図ります。

その後は、被害状況や災害の状況を的確に把握した上で、「練馬区非常時優先業務実施方針（地震編）」に基づき、参集した職員を適切に配置し、応急態勢を確立します。

### 2 業務継続

災害が起きた時、区の業務は「継続の必要性」という観点から大きく3つに分かれます。

- |   |
|---|
| (1) 優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）            |
| (2) 主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」                   |
| (3) 主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの |

応急対策期においては、真に継続が必要な業務以外は一旦停止し、区民の活動に対する支援、区民の救出・救護に関わる業務を最優先とします。

### 3 災害対策に従事する職員のローテーション

大規模災害の場合、災害対応の長期化や職員の健康管理に留意し、ローテーションを組み業務を行うことが重要です。

職員のローテーションについては、区の基本方針を示し、職務内容を考慮して決定します。

## 第4款 災害対策本部の組織【災対各部】

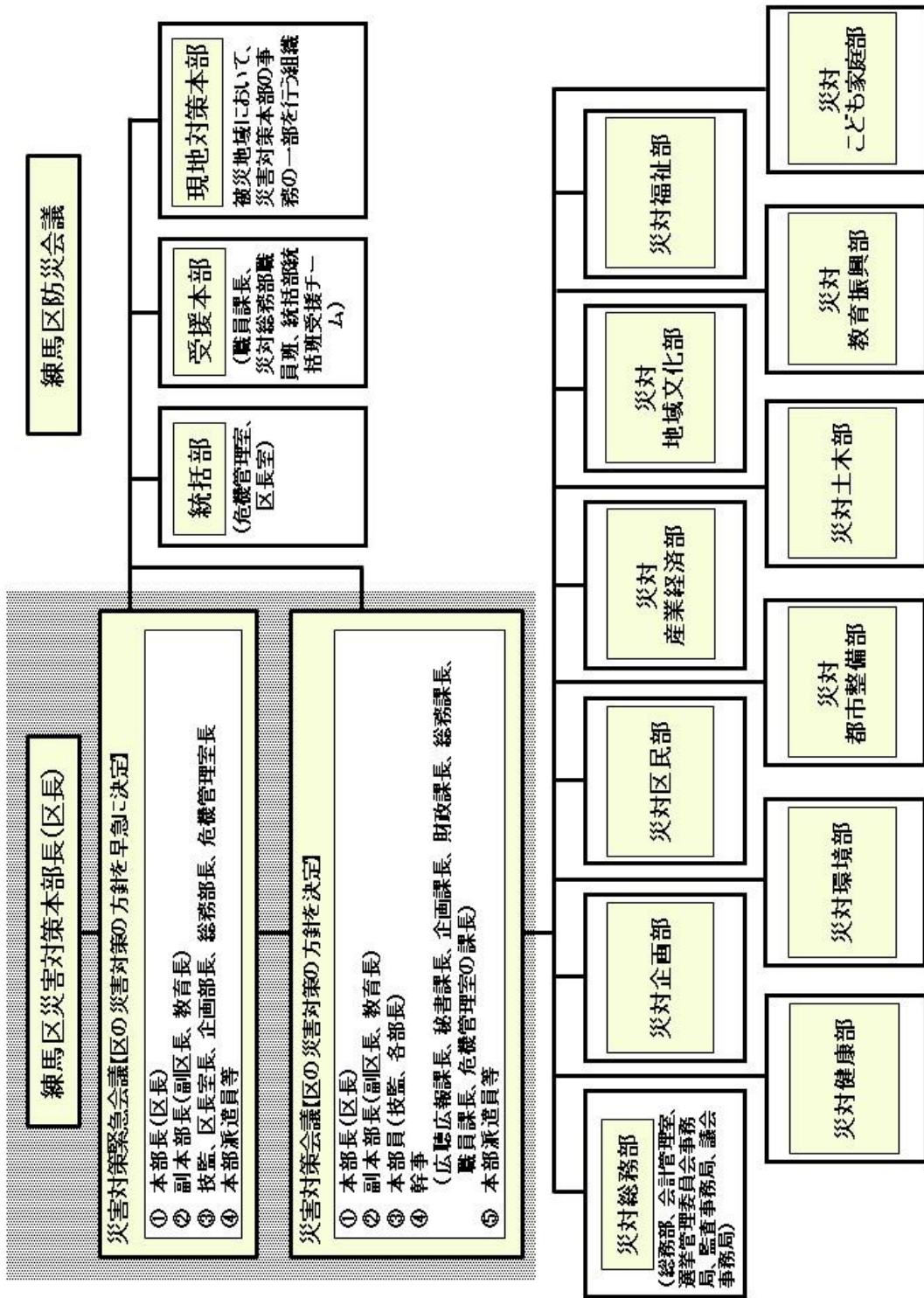
### 1 災害対策各部の業務内容における共通事項

- (1) 部外との連絡調整に関すること。
- (2) 所管施設の復旧および所管業務の遂行に関すること。
- (3) 所管業務に関連した災害対策に関すること。
- (4) 防災センターに連絡要員を派遣し、各部との調整を行わせること。
- (5) 所属職員の活動状況に関すること。

### 2 災害対策各部の名称

災対各部の名称は、誰にとっても分かりやすいものとするため、統括部を除き「災害対策＋平常時の部の名称」とします。

### 3 災害対策本部の組織図



#### 4 災害対策各部の専管事項（令和6年3月現在）

（＜ ＞内は部長名、◎は班長）

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
統括部 ＜危機管理 室長＞	危機管 理室 区長室 職員 で編成	統括班	◎危機管理課長 防災計画課長 区民防災課長	本部活動の総合統制・災害対策本部 長室等の運営 防災センターの運営 区内の被害状況の把握
		広報班	◎広聴広報課長	災害広報 区民からの問い合わせ・相談対応 報道機関等の対応
		秘書班	◎秘書課長	災対本部長・災対副本部長（副区長） の秘書
災害対策 総務部 ＜総務部長＞	総務部 人事戦 略担当 部 施設管 理担当 部 会計管 理室 選挙管理 委員会 事務局 監査 事務局 議会 事務局 職員で 編成	総務班	◎総務課長 文書法務課長 情報公開課長	災対各部間の調整 部内統制 区施設（教育施設を除く）の 被害状況の把握 区役所庁舎機能の維持・保全
		職員班	◎職員課長 人材育成課長	職員の動員調整 職員の配置・サービス状況把握 職員への配給 執務環境の整備 受援に関する全体調整
		調達班	◎経理用地課長	車両・資器材・食料等の調達 義援品の受付 物流班との連絡調整
		物流班	◎監査事務局長 選挙管理委員 会事務局長 国際・都市交 流課長 人権・男女 共同参画課長	地域内輸送拠点の運営 義援品の受入・管理
		施設管 理班	◎施設管理課長 施設整備課長	区立施設の応急整備・営繕 部内他班の応援
		情報提 供班	◎選挙管理委員 会事務局長	避難者等の誘導
		救護班	◎監査事務局長	救急用品設置所の開設

I 防災共通編 第2部責務と体制  
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		出納班	◎会計管理室長	応急対策経費の収支 義援金の受入・管理 部内他班の応援
		議会班	◎議会事務局 次長	区議会対応 部内他班の応援
災害対策 企画部 〈企画部長〉	企画部 区政改 革担当 部 職員で 編成	庶務班	◎企画課長 区政改革担当 課長	部内統括 部内他班の応援
		財政班	◎財政課長	災害対策予算の編成
		情報シ ステム 班	◎情報政策課長	情報システムの状況把握、復旧およ び運営 中村北分館建物・設備の維持および 保全
災害対策 区民部 〈区民部長〉	区民部 職員で 編成	庶務班	◎戸籍住民課長 区民事務所担 当課長	所管施設の被害状況の把握 り災証明書の発行 死亡届の受理、火葬許可証の交付 他部の応援
		支援班	◎税務課長 収納課長 国保年金課長	他部の応援
災害対策 産業経済 部 〈産業経済 部長〉	産業経 済部 都市農 業担当 部職員 で編成	生活班	◎経済課長 商工観光課長 都市農業課長	所管施設の被害状況の把握 営農指導 他部の応援
災害対策 地域文化 部 〈地域文化 部長〉	地域文 化部職 員で編成	第二生活 班	◎地域振興課長 協働推進課長 文化・生涯学習課長 美術館再整備 担当課長 スポーツ振興 課長	所管施設の被害状況の把握 遺体安置所の設営 外国語通訳ボランティア登録者の 受入れおよび配置 他部の応援

I 防災共通編 第2部責務と体制  
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策 福祉部 〈福祉部長〉	福祉部 高齢施策担当 部職員 で編成	庶務班	◎管理課長 指導検査担当 課長	福祉部における災害対策活動の統括、情報集約 避難行動要支援者の安否確認等支援活動の指示・調整 福祉避難所の開設要請・受入の指示 ボランティアの受入れ支援 協定団体等への受援要請・調整
		高齢者班	◎高齢社会対策 課長 高齢者支援課長 介護保険課長	福祉避難所の開設と運営支援 施設の被害状況調査
		障害者班	◎障害者施策推 進課長 障害者サー ビス調整担当 課長	
		支援班	◎生活福祉課長 練馬総合福祉 事務所長 光が丘総合福 祉事務所長 石神井総合福 祉事務所長 大泉総合福祉 事務所長	被害甚大地域を優先した安否確認 生活保護世帯の安否確認 ひとり暮らし高齢者等の安否確認 介護・障害福祉サービス事業者からの報告とりまとめ 生活資金等の貸付 義援金の配付 災害弔慰金等の支給 災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援金申請書の受付
災害対策 健康部 〈健康部長〉	健康部 保健所 地域医 療担当 部 職員で 編成	庶務班	◎健康推進課長	医療救護活動の統括 各部との連絡調整 所管施設の被害状況の把握 派遣医療チーム等の受入調整 ボランティアの受入れ・配置（医療活動に従事する者のみ）
		救護班	◎地域医療課長 医療環境整備 課長	医療救護所（10か所）開設・運営の支援 医療救護班等の活動支援 避難拠点等への医療提供の要請 災害医療コーディネーターの補助

I 防災共通編 第2部責務と体制  
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		衛生班	◎生活衛生課長	食品衛生監視・環境衛生監視 動物保護 医薬品確保の連絡調整
		予防班	◎保健予防課長	医療機関からの情報収集等連絡調整 専門医療の連絡調整 感染症予防 難病等による在宅人工呼吸器使用者の情報収集
		保健班	◎豊玉保健相談所長 北保健相談所長 光が丘保健相談所長 石神井保健相談所長 大泉保健相談所長 関保健相談所長	医療救護所要員の派遣 医療救護活動や地域活動拠点の運営補助 避難拠点等の相談支援（感染症予防・精神保健相談・保健相談・栄養相談・歯科相談等） 難病等による在宅人工呼吸器使用者の支援
災害対策 環境部 〈環境部長〉	環境部 職員で 編成	庶務班	◎環境課長	所管施設の被害状況の把握 部内の連絡調整等 電気自動車の緊急電源活用
		清掃班	◎清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長 石神井清掃事務所長	災害廃棄物の処理 し尿の処理 がれきの処理 被災地の環境維持
		支援班	◎みどり推進課長	所管施設の被害状況の把握 部内他班の応援
災害対策 都市整備部	都市整備部 建築・開	庶務班	◎都市計画課長 交通企画課長	各部、部内の連絡調整等 所管施設の被害状況の把握 住家被害認定調査

I 防災共通編 第2部責務と体制  
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
〈都市整備 部長〉	発調整 担当部 職員で 編成	復興班	◎東部地域まち づくり課長 西部地域まち づくり課長 新宿線・外環 沿線まちづく り課長 大江戸線延伸 推進課長 防災まちづく り課長	復興計画策定および統括 部内他班の応援 所管施設の被害状況の把握
		住宅班	◎住宅課長	所管施設の被害状況の把握 被災者用住宅の確保および情報提供 応急仮設住宅の建設促進 被災住宅の応急修理
		危険度 判定・宅 地班	◎開発調整課長	被災宅地危険度判定 宅地判定士の受入れ、配置
		危険度 判定・建 築班	◎建築課長 建築審査課長	被災建築物応急危険度判定 応急危険度判定ボランティア登録 者の受入れおよび配置
災害対策 土木部 〈土木部長〉	土木部 職員で 編成	庶務班	◎管理課長 道路公園課長 維持保全担当課長 交通安全課長	所管施設の被害状況の把握 各部との連絡調整
		東部土 木復旧 班  西部土 木復旧 班	◎計画課長  ◎特定道路課長	道路・橋梁・河川・公共溝渠・公園 の被災調査および応急復旧工事 道路障害物の除去 がれきの処理 土石・竹木等の除去



災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
<b>災害対策 教育振興 部</b> <教育振興部長>	教育振興 部職員で 編成	統括班	◎教育総務課長 教育施策課長	教育委員会事務局内における指示 伝達および災対本部等関係機関と の連絡調整 避難拠点運営支援 学校再開に向けた調整
		学校再開班	◎学務課長 学校施設課長 保健給食課長 教育指導課長 副参事（教育政策特命担当） 学校教育支援センター所長	児童・生徒・園児および教職員の安 否確認 学校（園）の被害状況の把握 応急教育（教材・学用品、教育者の確保） 転校手続き等の実施 通学路の点検状況の把握 授業計画の策定 心のケアの実施
		学校教育支援センター一班	◎学校教育支援センター所長 ※学校教育支援センター所長は、発災から24時間（目安）以降、学校再開班へ加わる	施設利用者の安全確保 施設の被害状況の把握
		光が丘図書館班	◎光が丘図書館長	施設利用者の安全確保 施設の被害状況の把握

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策 こども家 庭部 〈こども家 庭部長〉	こども家 庭部職員 で編成	子ども班	◎子育て支援課長 こども施策企 画課長 保育課長 保育計画調整課長 青少年課長 子ども家庭 支援センター所長	所管施設の被害状況の把握 乳児・幼児・児童等の保護 応急保育 他部の応援

## 第5款 災害対策本部の縮小と廃止

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対策の完了に伴い、復興本部への引継ぎ、もしくは通常業務への移行を行います。

### 1 災害対策本部の縮小【統括部】

災対本部長の役割は、次のとおりです。

- (1) 二次災害発生のおれが減少し、事態が安定に向かったと判断したときは、災害対策会議の審議を経て、災対本部を縮小します。
- (2) 非常配備態勢を低次のものに移行させる等、平常業務の比重を大きくします。

### 2 災害対策本部の廃止【統括部】

災対本部長の役割は、次のとおりです。

- (1) 区の区域において災害が発生する恐れが低くなったと認めたとき、または、災害応急対策が概ね収束したと認めたときは、災害対策会議の審議を経て、災対本部を廃止します。
- (2) 職員の非常配備態勢を解除します。

危機管理室長の役割は、次のとおりです。

- (1) 災対本部の廃止を、他の本部員、都知事および防災機関の長に通知します。
- (2) 練馬区災害対策本部室（防災センター）等に掲出している「練馬区災害対策本部」の掲示を撤去します。

災対本部員（部長）の役割は、次のとおりです。

- (1) 災対本部の廃止を所属職員に周知します。
- (2) 平常業務への円滑な移行に努めます。
- (3) 災対本部が廃止された場合において、引き続き災害応急対策を実施する必要があるときは、速やかに災対本部における所管業務を、関係部長に引き継ぎます。
- (4) 当該業務の処理状況をとりまとめて危機管理室長に報告します。

## 第4節 現地対策本部体制

### 第1款 現地対策本部の設置【統括部】

#### 1 現地対策本部態勢

災対本部長は、被災地域または災害が予想される地域において、災対本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を設置することができます（災対法第23条の2第5項）。

#### 2 現地対策本部の目的

区内の特定の地域において避難指示の発令等が必要な被害の発生が予想される場合、住民の速やかな避難を促すなど、当該地域において応急対策を実施するための組織として、災対本部長の指示により、現地対策本部を設置します。

（避難指示等の発令については、「II 防災本編 第5章 被災者・避難者対策」を参照）

#### 3 現地対策本部の所掌事務

現地対策本部の分掌事務は、次のとおりです。

- (1) 関係機関との連絡調整に関する事
- (2) 現地対策本部内の役割調整に関する事
- (3) 災対本部長の指示による応急対策の推進に関する事
- (4) その他の緊急を要する応急対策の実施に関する事

#### 4 現地対策本部長

現地対策本部長は、災対本部長が指名します。災対本部長は現地対策本部長の指名にあたって、必要に応じて次の権限を委ねます。

- (1) 現地の避難指示、警戒区域の設定
- (2) 現地の人的かつ物的応急公用負担

#### 5 設置基準

現地対策本部の設置基準は、次のとおりです。

- (1) 被害が局地的で、被災地域（以下「現地」という。）における応急対策を機動的かつ迅速に指揮する必要があると災対本部長が認めるとき
- (2) 土砂災害等の発生する恐れがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報ならびにその他の応急対策を行うために災対本部長が必要と認めるとき

## 6 現地対策本部設置のための準備を開始する基準例

### (1) 火災

ア 重要対象物（避難拠点、避難場所、大規模医療機関、福祉施設等）や、危険物施設付近で大規模な延焼火災が発生し、早期に大規模な避難誘導を必要とする場合

イ 延焼火災が発生し、放任または消防力が劣勢な現場において、飛び火の恐れがあり、消防機関等との密な連携が必要とされる場合

ウ 大規模な建物倒壊や多数傷病者が発生するなど、区民の身体・生命への影響が大きく、より円滑な対応が必要とされる場合

エ その他、災对本部長が必要と認めた場合

### (2) 河川氾濫（風水害時）

河川の溢水が予想され、屋外へ避難する時間が確保できる場合

### (3) 上記(1)、(2)以外の事象により、特定地域の屋外避難が必要となった場合

## 7 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、被災地域または災害が予想される地域周辺にあり、かつ被害が及ぶ危険性が少ない区立施設から選定します。また、適切な区立施設が存在しない場合は、民間施設（一時的な借上げによる。）や公園等のオープンスペースから選定します。

## 第5節 業務継続計画（BCP）

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる機能を保持するため、区政の事業継続計画である「練馬区業務継続計画（地震編）」を策定しています。

また、事業者についても、災害時において、経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとします。

※ BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものです。

### 第1款 業務継続計画（BCP）の役割【危機管理室】

#### 1 業務継続の取組内容

- (1) 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定します。
- (2) 災害後に活用できる人的・物的資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込みます。
- (3) 災害時に必要な人的・物的資源をあらかじめ精査し、調達方法を確立します。
- (4) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討しておきます。
- (5) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処します。
- (6) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をします。
- (7) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいます。

### 第2款 練馬区業務継続計画（地震編）の策定【危機管理室】

「事業継続計画」と「業務継続計画」の名称について、企業等の場合には多数の「業務」が相互に連携しながら実施され、全体として一つの「事業」を構成することが多いのに対して、官公庁では、そのような考え方が一般的ではないことから、練馬区では、「業務継続計画」という名称を用いることとしました。

また、行政の業務継続計画は、本来の通常業務のうち停止や休止ができない業務に加え、応急対策業務や復旧・復興業務のうち迅速な実施が求められる

る業務に従事する人員を確保する意味合いがあります。

## 1 目的

首都直下地震などによる震災の場合には、区そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができません。しかし、業務が中断すると、住民の生命、生活および社会経済活動に大きな支障が生じます。

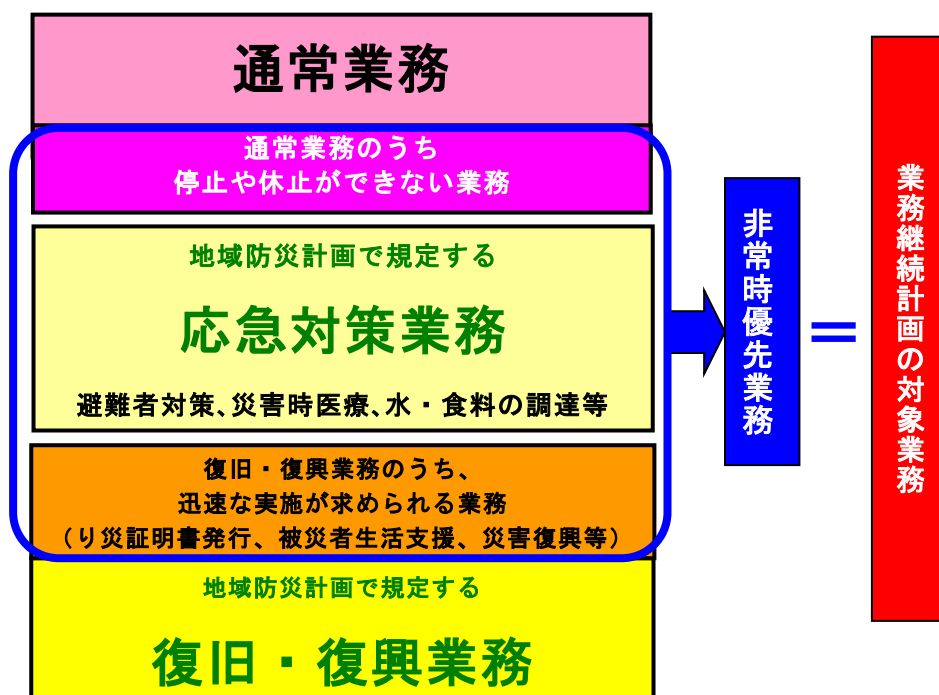
そこで、区は発災時に迅速かつ的確に地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧業務等に取り組みながら、優先度の高い通常業務も継続し、最短で平常業務に復することができるよう、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めておく「練馬区業務継続計画（地震編）」（以下「業務継続計画」という。）を、平成23年度に策定しました。

## 2 対象業務（非常時優先業務）

業務継続計画に基づいて取り組む「非常時優先業務」は、次の3つの業務から構成されます。

- (1) 優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）
- (2) 主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
- (3) 主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの

### ■非常時優先業務の位置づけ



### 3 適用範囲

業務継続計画の適用範囲は、区が実施する業務全般とします。

区の業務を委託している事業者や指定管理者等についても、非常時優先業務の実施に関係する場合には、実施方法等について、主管課と事業者間であらかじめ調整します。

### 4 実施体制

非常時優先業務は、地域防災計画で定める災対本部の下で実施します。

また、平常時から業務継続マネジメント（BCM）により、持続的な改善を図ります。

### 5 業務継続計画に特に重要な6要素

内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改定）では、業務継続計画の中核となりその策定にあたって必ず定めるべき特に重要な要素として、以下の6要素を挙げています。業務継続計画では、これらの6要素についてあらかじめ定めています。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制
  - ・ 区の災害時の指揮系統体制を規定
  - ・ 災対本部長による指揮・監督が困難な場合の職務の代理を規定
  - ・ 災害時の職員の参集基準等について規定
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
  - ・ 災害対策本部については代替施設の候補先を第三順位まで規定
  - ・ 区の災害対応の中核となる本庁舎は、耐震化が完了しているが、非構造部材や配管等も含め対策を進めている。
- (3) 電気、水、食料等の確保
  - ・ 庁舎における電気、水道、トイレの確保や、燃料対策を規定
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
  - ・ 電話、防災行政無線等の通信手段を規定
- (5) 重要な行政データのバックアップ
  - ・ 災害時の被災者支援や住民対応にも必要な行政データのバックアップを規定
- (6) 非常時優先業務の整理
  - ・ 災対各部が行うべき非常時優先業務を、発災後の経過時間ごとに規定



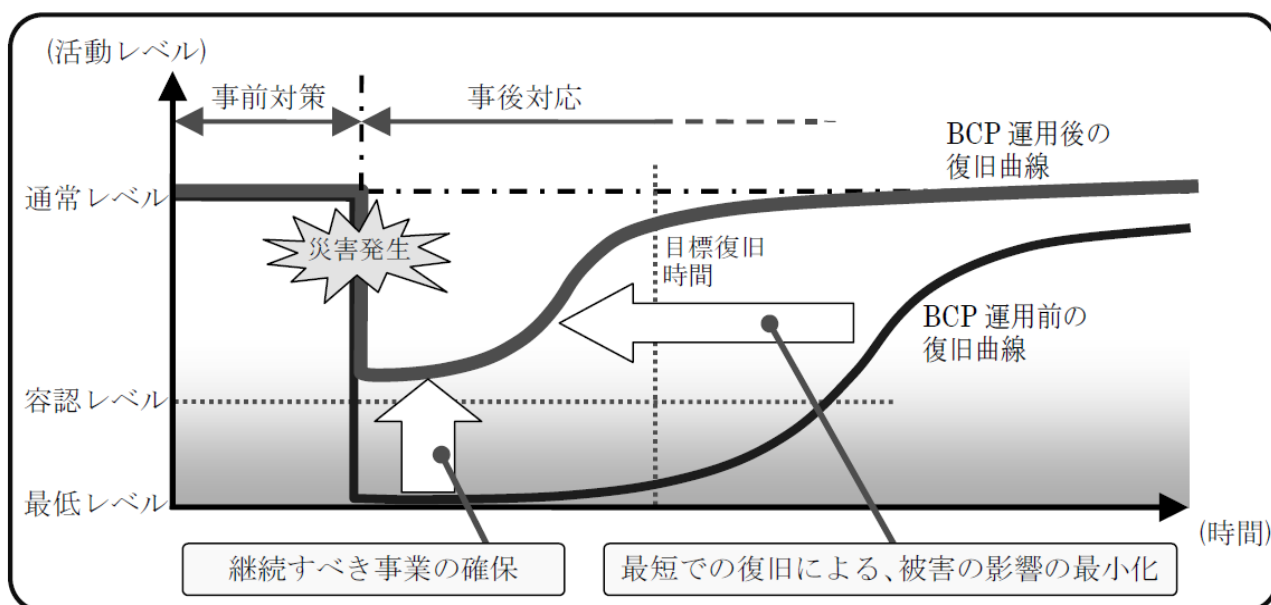
### 第3款 事業者の事業継続計画（BCP）の策定【危機管理室、産業経済部】

災害に備え事業者が事業継続計画（BCP）を策定することにより、震災が発生した場合でも事業の継続と迅速な復旧が図られ、顧客や従業員の安全が確保できるようになります。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながります。

東京都は、BCPの実効性を確保するため、BCPを策定した企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助しています。

区においても事業者への事業継続計画（BCP）の策定について普及・啓発に取り組みます。

事業継続計画（BCP）策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図



## 第6節 職員への防災教育・研修および訓練

### 第1款 職員の防災教育・研修【危機管理室・各部】

区は、災害から区民の生命・身体および財産を守るため、職員に対する防災教育および研修を実施します。

また、東京都や防災機関等が実施する研修に積極的に参加します。

#### 1 全職員を対象とした防災教育・研修

eラーニング等を活用し、区の防災対策や避難拠点の運営等を内容とした研修を少なくとも年1回は実施します。

#### 2 新規採用職員を対象とした防災教育・研修

新規採用職員研修の場を活用し、区の責務や防災対策に関する研修を実施します。

#### 3 緊急初動要員を対象とした研修

緊急初動要員（本部要員・避難拠点要員・帰宅支援ステーション要員）を中心とした区職員に対し、少なくとも年1回、練馬区地域防災計画の内容や初動期における活動態勢等に関する研修会や訓練等を実施します。

#### 4 職層に応じた研修

区の災害対応力を向上させるため、中心となって指揮・命令する管理職を対象とした研修や講演会を実施します。

#### 5 その他、東京都や関係機関が実施する研修

危機管理室の職員や各部の職員は、必要に応じて担当する防災業務に関する東京都や防災機関等が開催する研修や講習会に積極的に参加します。

### 第2款 訓練の実施【危機管理室・各部】

発災時の様々な事象に対処できるよう、防災関係機関と連携した訓練を実施します。

- |                                    |
|------------------------------------|
| (1) 職員の参集訓練                        |
| (2) 避難拠点や福祉避難所、練馬区帰宅支援ステーションの立上げ訓練 |

- (3) 各防災関係機関（警察署、消防署、ライフライン機関等）と連携した災害対策本部立上げ訓練
- (4) 出水期前に、危機管理室、土木部、関係機関において実施する水防訓練、土砂災害対応訓練
- (5) 発災時の負傷者を円滑に治療するために実施する、医療救護所指定避難拠点と災害時医療機関等との「医療救護所訓練」
- (6) 他自治体や民間事業者との連携を強化する協定訓練
- (7) 移動系防災行政無線・MCA無線各局と実施する、通信の要領、無線機の操作方法、無線通信訓練
- (8) 危機管理室内で実施する、初動対応訓練
- (9) その他、各部が独自に実施する訓練

## 第3章 広域的な視点からの応急対応力の強化

### 第1節 受援体制

被害が甚大で、区だけで対応ができない場合は、東京都に応援を求めます。また、協定自治体、被災していない他の地域の自治体や民間事業者の協力支援の要請を行います。

発災時に、東京都、特別区支援対策本部、協定自治体や民間事業者などから、支援物資や人的支援等を受けることから、それらの支援を受け入れるための受援体制を構築します。

区は、発災時に自治体職員等の応援職員等を円滑に受け入れ、非常時優先業務を実施することができるよう、「練馬区災害時受援応援計画」に沿って体制を整備し、適宜計画の見直しを行います。

#### 第1款 国の応援制度

##### 1 被災市区町村応援職員確保システム

大規模災害が発生した場合には、被災住民の生活再建を支援するため、避難所の運営や災証明書の交付事務などについて迅速・的確な対応が求められます。

このため、これらの災害応急対策を担う被災市区町村においては、当該団体の職員だけでは人的体制が圧倒的に不足することとなり、被災住民の生活再建を円滑に進めるためには、短期集中的に、大量の応援職員を迅速に確保することが不可欠となります。

このような応援職員の確保のためには、都道府県、指定都市およびその他の市区町村という全ての地方公共団体の人的資源をフルに活用しなければ対応が困難で、かつ、被災地支援の漏れ・落ち・輻輳を回避する観点からも、一元的に全国の地方公共団体を統括するスキームを構築し、総務省、地方公共団体の全国的連合組織、各地方公共団体それぞれの役割分担や、応援職員の派遣の方法・内容等をあらかじめ明確化しておかなければならないことから、全国一元的なスキームとして、「被災市区町村応援職員確保システム」が構築されました。

##### (1) 地方公共団体からの応援職員の派遣（短期）

被災地への人的支援は、総務省が構築した「応急対策職員派遣制度」によって、全国一元的な応援職員の派遣を行います。この制度によって、応援職員は、被災市区町村の長の指揮下で、避難所運営や災証明書の交付等の災害対応業務の支援や、被災市区町村が行う災

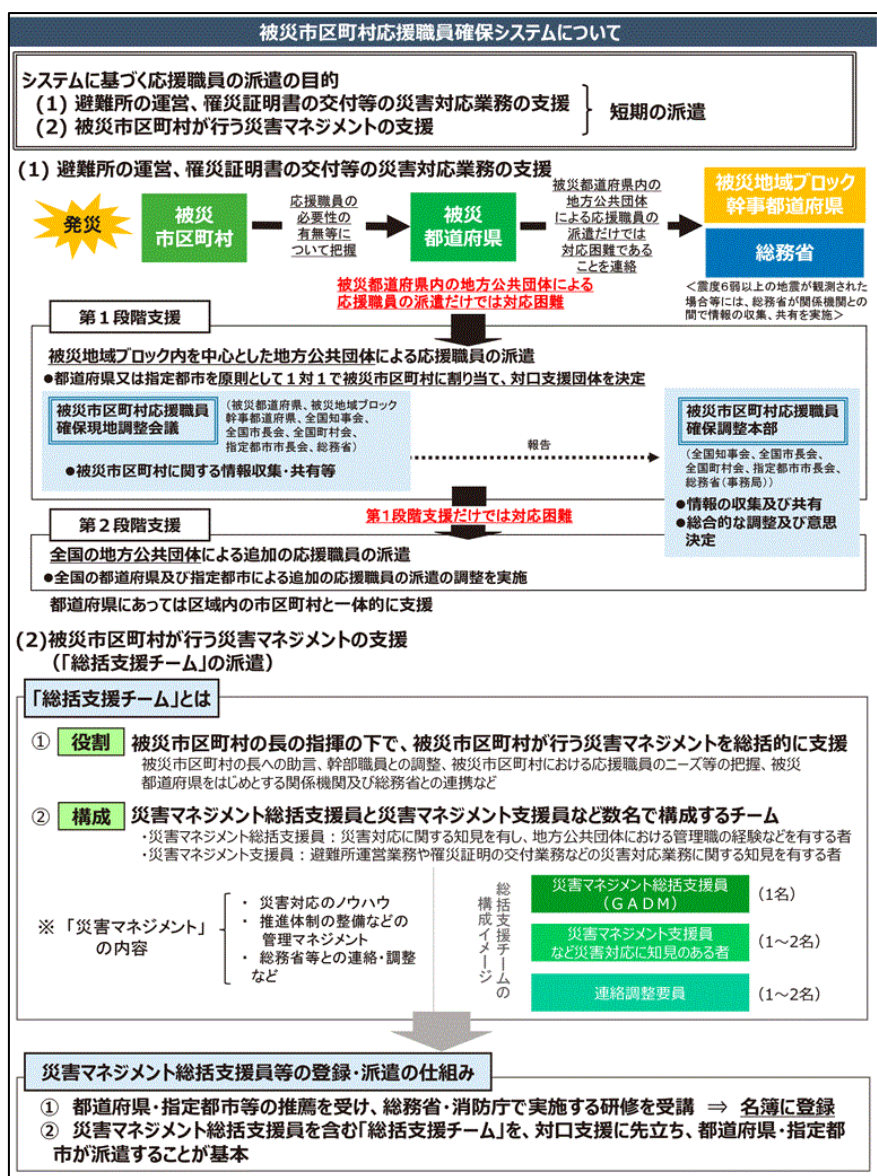
害マネジメントを総括的に支援します。

① 第1段階支援

被災自治体（市町村）を含む道府県および当該道府県内の市町村による応援職員だけでは災害対応業務が困難である場合、当該道府県が所属するブロック（北海道東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州）内の道府県または指定都市が、「総括支援チーム」として被災自治体と1対1で割り当てられます（対口支援方式）。割り当てられた総括支援チームは、応援職員を派遣します。

② 第2段階支援

総括支援チームによる支援（第1段階支援）では被災自治体での災害対応業務が困難である場合、ブロック外の道府県または指定都市が「対口支援チーム」に割り当てられ、応援を行います。派遣職員は、避難所の運営、り災証明書の交付等の支援を行います。



※ 総務省HPより引用

I 防災共通編 第2部責務と体制  
第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

(2) 専門分野の職員派遣

国等が関与して全国的に行われる、保健衛生、応急危険度判定、水道、災害廃棄物の収集などの専門性の高い分野や、災害協定に基づく応援職員の派遣については、「応急対策職員派遣制度」の業務対象外であることから、それぞれの要請に基づき、職員派遣を行うものとされています。

関係省庁	仕組みの名称	主な支援内容
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の実施
厚生労働省	水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	災害急性期（発災後概ね48時間以内）に被災地等で医療支援等を実施
厚生労働省	保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本部および保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援
農林水産省	農業農村災害緊急派遣隊（水土里（みどり）災害派遣隊）	被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援等
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	被害状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援
国土交通省	被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施
国土交通省	被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施
国土交通省	下水道	被災した下水道施設の復旧
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)	<p>&lt;研究・専門機関（専門家・技術者を派遣）&gt;                      &gt;処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援 等</p> <p>&lt;一般廃棄物関係団体（ごみ収集車等や作業員を派遣）&gt;                      &gt;生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援 等</p>

① 災害時の保健師等広域応援派遣

避難所等において保健活動を行う保健師等を確保するため、被災自治体の都道府県以外の都道府県から、保健師等の派遣が行われます。保健師は、避難者の健康管理、健康観察、避難所の感染症対策・衛生管理、生活環境整備などを行います。

② 災害廃棄物処理に関する派遣

災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメント支援を行う「災害廃棄物処理支援制度」を、環境省が令和2年度に創設しました。被災地方公共団体からの要請を基に、環境省等が支援員のマッチングを行い、派遣が行われます。

(3) 地方公共団体からの応援職員の派遣（中長期）

中長期的に被災自治体の受援・応援が必要になった場合は、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」により職員の派遣が行われるほか、総務省と全国市長会・全国町村会の派遣制度による、被災市町村への応援職員派遣があります。

## 2 物資調達・輸送調整等支援システム

被災地への物的支援は、国・自治体・避難所の担当者が、避難所への物資到着状況の把握や避難所のニーズの集約を一元的に管理・共有できるよう、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することとしています。

### 第2款 受援本部の設置【統括部・災対総務部】

災对本部内に、受援に関する全体の調整を担当する受援本部を設置し、自治体への応援要請や区全体の人的支援のニーズ把握や配分、受援に関する状況の取りまとめおよび災对本部への報告等を行います。

協定締結団体や専門ボランティア等については、災対各部が応援要請を行い、受援に関する状況を受援本部に報告します。

### 第3款 特別区支援対策本部への支援要請【統括部・災対総務部】

災対本部長は、練馬区だけでは十分な対応ができない場合は、特別区支援対策本部へ支援を要請します。特別区支援対策本部は、被災を免れた区または被災の軽微な区のうち、被災区への支援が可能な区（以下「支援区」という。）が連携して体制を構築します。支援区は、被災区への支援が必要と認め

## I 防災共通編 第2部責務と体制

### 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

られるときは、災害発生後直ちに支援体制を整え、原則として、本部の要請に従って支援活動を行うものとします。

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、次に定める順位に従って決定します。

第1順位 区長会会長区

第2順位 区長会副会長区のうち、行政順位先順位区

第3順位 区長会副会長区のうち、行政順位後順位区

「特別区災害時相互協力および相互支援に関する協定」が定める支援内容

項目	主な内容
職員の派遣	○ 応援職員の派遣 ○ 応援職員のための宿舎・食料等の提供
救援物資	○ 救援物資の提供 ○ 集積場所等の提供
避難場所	○ 共同現地本部の設置
ボランティア	○ ボランティアのあっせん ○ ボランティアへの情報提供・募集・受付・宿舎提供
被災者	○ 施設提供
動物	○ 職員・資器材・物資等の派遣、提供
医療救護	○ 医療救護班の派遣
ごみ、し尿、がれき	○ 職員・資器材・物資等の派遣、提供
災害時要援護者	○ 専門職員等の派遣 ○ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
遺体の搬送、埋葬	○ 職員・物資等の派遣、提供
道路復旧	○ 職員・資器材等の派遣、提供
住家被害認定調査、 り災証明書発行	○ 職員・資器材等の派遣、提供
仮設住宅	○ 職員・資器材等の派遣、提供 ○ 支援区での建設用地の確保

【資料編 資料10-012、資料10-013 参照】

## 第4款 東京都への応援要請【統括部・災対総務部】

災対本部長は、区の能力では応急対策の万全を期しがたい場合は、都知事等に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請することができます（災対法第68条）。

都知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにす



るため、他の区市町村に対し応援する業務、または防災機関の応援をあっせんします。

まず、口頭または電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理をします。

要請の種類は次のとおりです。

災害救助法の適用（第3章 第5節 災害救助法の適用 参照）

- (1) 被災者の他地区への移送
- (2) 東京都の各局による応援または応急措置
- (3) 他区市町村、他県または指定地方行政機関の応援あっせん
- (4) 他県または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん
- (5) 自衛隊の災害派遣

応援にあたって示す事項は、次のとおりです。

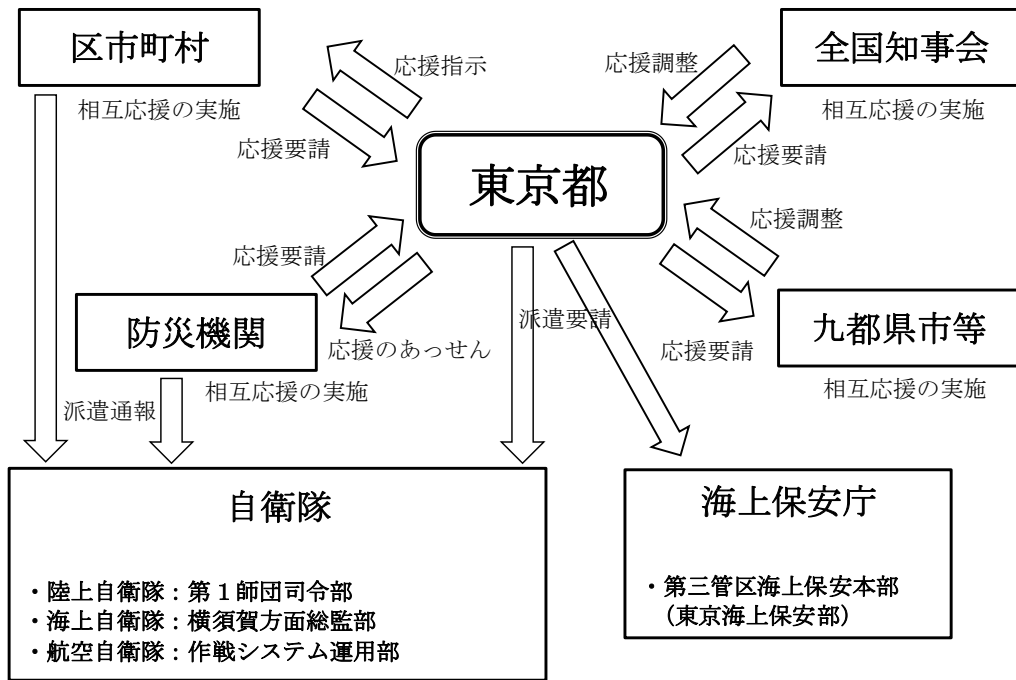
- (1) 災害の状況および応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

東京都は、大規模災害発生時に、都単独では十分な応急対策等が実施できない状況に備え、全国知事会、九都県市、21大都市との間で広域連携協定を締結し、災害発生時の相互応援の枠組みを確保しています。

また、被災市区町村応援職員確保システムにより、総務省や関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援することとしています。

I 防災共通編 第2部責務と体制  
 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

【応援協力・派遣要請のフロー】



第5款 他市町村等への応援要請【統括部・災対総務部】

災対本部長は、必要と認めるときは、他の市町村に対し、応援の要請を行います（災対法第67条）。

また、他の自治体の円滑な協力が得られるようあらかじめ協定を締結し、協力体制を確立します。

1 協定の内容

- (1) 災害時総合応援協定（総合協定）  
 職員の派遣を含む総合的な応援協定
- (2) 災害時物資等支援協定（物資等支援協定）  
 生鮮食料品等の応急物資の援助に関する協定
- (3) 災害時隣接自治体応援協定（隣接協定）  
 災害時における連携を強化するために、応援職員の派遣や避難者の相互受入れ等の協定

2 協定締結自治体

- (1) 災害時総合応援協定（総合協定）  
 長野県上田市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市
- (2) 災害時物資等支援協定（物資等支援協定）  
 福島県塙町、群馬県下仁田町、群馬県館林市
- (3) 災害時隣接自治体応援協定（隣接協定）  
 東京都および都内区市町村、特別区、東京都西東京市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、東京都武蔵野市

### 3 協定締結自治体との連携強化

協定を締結した自治体とは、以下のとおり連携強化の取組を推進します。

- (1) 災害時総合応援協定（総合協定）
    - ・定期的な情報交換
    - ・協定に基づくマニュアルの策定（救援項目、方法の明確化等）
    - ・自治体間相互による合同防災訓練の実施や各自自治体を実施する防災訓練等への職員派遣や協力
  - (2) 災害時物資等支援協定（物資等支援協定）
    - ・協定に基づくマニュアルの策定（救援項目、方法の明確化等）
  - (3) 災害時隣接自治体応援協定（隣接協定）
    - ・定期的な情報交換
    - ・協定に基づくマニュアルの策定（救援項目、方法の明確化等）
    - ・自治体間相互による合同防災訓練の実施や、各自自治体を実施する防災訓練等への職員派遣や協力
- （第4節第1款 災害応援計画 参照）

## 第6款 民間団体等との協力体制【統括部・災対各部】

### 1 関係機関との協力

練馬区の区域内における公共的団体と連絡を密にし、その機能を発災時に十分発揮できるよう体制を整備します。

### 2 民間団体との協定

発災時に民間団体からの積極的協力が得られるよう体制を整備します。また、各種団体と協定を結ぶことで、発災時の協力内容を定めます。

区は、災害時に協定の相手方から円滑かつ迅速な協力が得られるよう、日頃から連絡先の確認や訓練の実施など連携強化に努めます。

**【資料編 資料11-001～資料24-016 参照】**

- (1) 協定の内容および協定団体  
資料編を参照
- (2) 協定団体との連携強化  
協定団体は、次のとおり、連携強化の取組を推進します。
  - ・定期的な情報交換の実施
  - ・協定に基づくマニュアルの策定
  - ・各種団体等との合同防災訓練等の実施

## 第7款 自衛隊への災害派遣要請【統括部、自衛隊、東京都総務局】

### 1 自衛隊派遣部隊の活動

災害派遣部隊の活動内容は次のとおりです。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路または水路の障害物除去
- (7) 応急医療、救護および防疫
- (8) 人員および物資の緊急輸送
- (9) 被災者生活支援
- (10) 救援物資の無償貸付または譲渡
- (11) 危険物の保安および除去
- (12) その他臨機の措置等

### 2 区が行う手続き

- (1) 災対本部長は、災害が発生し、またはまさに発生する恐れがある場合で応急措置を実施する必要があると認めたときは、都知事に自衛隊の災害派遣を要請します（災対法第68条の2）。
- (2) 通信の途絶等により、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接、自衛隊に通報します。その後、速やかに都知事に通知します。

### 3 東京都が行う要請手続き

都知事は、次の事項を明らかにした文書で要請します。ただし、緊急時は電話または口頭で要請し、事後速やかに文書を送達します。

- (1) 災害の状況および派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

### 4 自衛隊派遣部隊の受入れ

- (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除  
自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮します。
- (2) 作業計画および資器材の準備  
どのような業務（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について派遣要請を行うのか、計画しておきます。  
また、必要な資器材を準備し、施設の使用に際しては、管理者の了解を得ます。

- (3) 救助・救急部隊が使用する重機等に不足が生じる場合は、東京都の協力を得て、確保に努めます。
- (4) 活動拠点およびヘリポート等使用の通報  
派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポートおよび宿舎等必要な設備について、東京都と協議のうえ、使用について調整し部隊に通報します。
- (5) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議  
各機関の長および派遣部隊の長ならびに自衛隊連絡班と協議して行います。
- (6) 経費の負担  
経費は、原則として派遣を受けた区が負担するものとします。2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定めます。

## 第2節 ボランティアの受入体制

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、ボランティアや関係機関との連携を図ります。

### 第1款 ボランティア等による共助【危機管理室】

行政による「公助」や、住民一人ひとりが自発的に行う「自助」だけでなく、区民防災組織をはじめとした地域住民が連携して行う「共助」なくしては、被災者に対する効果的な救援活動を実施することは困難です。そのため、区は、地域住民が自主的に行うボランティア活動も含めた共助の活動を促進します。

### 第2款 練馬区の災害ボランティア制度【危機管理室、健康部、環境部、地域文化部】

#### 1 練馬区災害ボランティア

##### (1) 目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、学校に多くの方が避難し、地域の助け合いなどにより様々な支援活動が行われました。

しかしながら、いつ発生するか分からない災害に対して、支援者がどれだけ集まることができるのか、また、高齢者や障害者などが避難場所まで自力で避難できないなど、様々な課題も指摘されています。

こうした課題への取組の一つとして、区では主に避難拠点で活動する事前登録制の災害ボランティアを募集しています。

##### (2) 活動内容

区の区域内で、震度5弱以上の地震が発生したときに、あらかじめ区が指定した避難拠点（区立の小中学校）に参集し、自力での避難が困難な避難行動要支援者の安否確認や、避難拠点運営連絡会とともに被災者の支援活動を行います。また、平常時には避難拠点の会議や訓練に参加し、災害に対する意識の向上に努めます。

##### (3) 登録対象者

18歳以上の方。在住・在勤は問いません。

ただし、既に災害時に活動する団体（防災会や避難拠点運営連絡会など）に所属し、この制度による活動が困難な方は対象外です。

## 2 医療救護所医療従事スタッフ

### (1) 目的

区では、震度6弱以上の地震が発生した場合、区内10か所に医療救護所を設置します。医療救護所では、四師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会）から構成する医療スタッフが中心となり、トリアージや軽症者の手当などを行います。（Ⅱ防災本編 第2章第1節 医療救護活動 参照）

発災時、特に発災から72時間の超急性期は、いかに迅速な対応ができるかが減災の大きなポイントになります。災害時の迅速かつ円滑な医療救護活動を実現させるため、「医療救護所医療従事スタッフ登録制度」を創設し、医師等をサポートする看護師・准看護師を募集しています。

### (2) 活動内容

区内で震度6弱以上の地震が発生した際、事前に指定された医療救護所に自主的に参集し、トリアージや軽症者の手当などの医療救護活動を運営主体の指示のもと行います。

※災害の状況により、指定以外の医療救護所に配属される場合もあります。

### (3) 登録対象者

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する看護師・准看護師で、区内および近隣に在住・在勤の方。

※就労の有無や経験は問いません。

## 3 練馬区災害時ペット管理ボランティア

### (1) 目的

震災時、自宅が被災して避難が必要なときは、ペットを同行して避難拠点（区立小中学校）へ避難します（Ⅱ防災本編 第5章第6節 飼育動物対策 参照）。ペットは、飼い主の方が責任を持って適正管理することが原則です。

過去の災害では、災害時の混乱の中で、鳴き声や臭い、飼育のマナー等が原因で、ペットを巡って避難者の間でトラブルが発生しています。

こうした課題に取り組むため、区では、災害時に飼い主とともに適切にペットの保護・管理を行うボランティアを募集しています。

### (2) 活動内容

① 災害時、避難拠点において、ペットを連れてきた避難者の登録を行います。

② 災害時、飼い主とともに避難ペットの適正飼育、管理を行います。

③ 災害時、動物救護センターに収容された動物の飼育管理を行います。

す。

- ④ 平常時において、避難拠点の会議や訓練等に参加をします。
- ⑤ 平常時において、区の研修や関連事業に参加し、日頃から知識を習得します。

(3) 登録対象者

- ① ボランティアとして区と協働して活動する意欲があること。
- ② 満18歳以上であること。
- ③ 動物の適正飼育に関する知識や技能があること。または、動物の適正飼育について十分な経験があること。
- ④ 動物を扱う上で健康上の問題がないこと。
- ⑤ 活動場所への移動手段が確保できること。
- ⑥ 交通費や食費等、活動に要する経費を負担できること。

## 4 練馬区災害時協力登録車制度

(1) 目的

避難拠点には、当面の避難生活を支える資機材として小型発電機と一定量の燃料を配備しています。災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、これに加え、区の保有する電気自動車等を緊急電源として活用することとしています。

区民・事業者の協力のもと、より多くの電気自動車等をあらかじめ確保するための取組の一つとして、災害時協力登録車制度を設けています。

(2) 活動内容

災害時において登録車両による給電活動が必要となった場合、登録者は区の要請に基づき、事前に登録した電気自動車等で避難拠点等へ参集し、緊急電源としての電力供給を行います。

(3) 登録対象車両

区内在住・在勤者が所有する電気自動車および燃料電池自動車等、外部給電機器（電気自動車等の電気を家庭用電源へ変換するために必要な機器）へ接続可能な車両が登録の対象です。

## 5 練馬区外国語通訳ボランティア

(1) 目的

外国人への行政サービスの充実を図るため、外国語の堪能な区民に外国語通訳ボランティアとして登録してもらい、区の各窓口からの求めに応じて派遣するものです。

窓口における行政手続や災害時に避難拠点で生活する際等に言語面で支援することとしています。

(2) 活動内容



平常時は、区の窓口等に派遣され、通訳業務等を行います。災害時には、避難拠点等で外国人をサポートします。

(3) 登録対象者

心身共に健全で国際交流に理解があり、日常生活に支障のない語学力を備える方。

### 第3款 練馬区災害ボランティアセンターの設置および運営【災対福祉部、練馬区社会福祉協議会】

発災時、区は練馬区災害ボランティアセンターを設置し、練馬区社会福祉協議会に対し、運営の要請を行います。区は、その運営が円滑に行われるよう、体制整備の支援に努めます。

#### 1 活動内容

(1) 練馬区社会福祉協議会は、区の要請により、練馬区災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置・運営します。ボランティアセンターにはコーディネーターを配置し、ボランティアの活動体制を確保します。

(2) ボランティアセンターの活動拠点として、練馬文化センターを指定しています。

※ 区は、災害時におけるボランティアセンターの運営に関し、練馬区社会福祉協議会と協定を締結しています。

※ 練馬区社会福祉協議会では、ボランティアセンター運営のためのマニュアルおよびボランティアセンター活動参加マニュアルを策定し、運営や活動のルールなどについて定めています。

※ 被災地周辺におけるボランティアの活動拠点が必要な場合は、被災状況等を勘案して当該活動拠点の設置を検討します。

(3) 災対各部、区民、団体等からのボランティアの申込および派遣を依頼する際の窓口は、直接ボランティアセンターが行います。

(4) 支援業務は次のとおりです。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 災対本部（災対福祉部）との連携による情報の収集および提供</li><li>② 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整</li><li>③ ボランティア団体との連絡調整</li><li>④ ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示</li><li>⑤ ボランティア保険の加入手続き</li></ul> |
|--|

#### 3 対象となるボランティア（個人・NPO等）活動

対象となるボランティア活動として、主に次の活動が考えられます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 避難拠点の運営補助および避難生活者の支援</li></ul> |
|--|

- (2) 物資配送拠点における支援
- (3) 避難行動要支援者の支援
- (4) その他被災者の支援

## 第4款 登録ボランティアの派遣【災対健康部、災対都市整備部、東京都生活文化局、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部】

### 1 医療ボランティア

災対健康部は、医療救護所または避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

### 2 応急危険度判定員

災対都市整備部は、東京都と連絡を取り合い、計画的に応急危険度判定員の支援を要請します。

応急危険度判定員の資格要件は、次のとおりです。

応急危険度判定員資格（所管：東京都都市整備局）

建築士法第2条に規定する

○ 1級建築士 ○ 2級建築士 ○ 木造建築士

または都知事が特に必要と認めた者であって、都内在住または在勤者

### 3 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士資格（所管：東京都都市整備局）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条他に規定する

○ 土木または建築技術者

### 4 建設防災ボランティア

公共土木施設の整備・管理等の職員として勤務した者（所管：東京都建設局）

公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者

### 5 交通規制支援ボランティア

交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器（機）材の搬送および設置等を実施します。

登録要件、活動内容は次のとおりです。

登録資格者	活動内容
<p>警察署の管轄区域内に居住し、または活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者</p>	<p>① 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器（機）材の搬送および設置を行う活動</p> <p>② 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動</p> <p>③ その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動</p>

## 6 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁管轄区域における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施します。

登録要件、活動内容は次のとおりです。

登録資格者	活動内容
<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する方または勤務もしくは通学する15歳以上（中学生を除く。）の方で次のいずれかの要件を満たす方</p> <p>① 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>② 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</p> <p>③ 元東京消防庁職員</p> <p>④ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格や技術等を有する者</p>	<p>1 災害時 災害時には、東京都消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p>2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。</p>

## 7 赤十字ボランティア

赤十字ボランティアの所管と活動内容は、次のとおりです。

所 管	活 動 内 容
赤十字 災害救護 ボランティア	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を修了・登録したボランティアで、医療救護の支援活動および赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネート等を行う。
地域赤十字 奉仕団	地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村と連携し、避難所および赤十字エイドステーション等において被災者等への支援活動を行う。
特別赤十字 奉仕団	学生および特定の技能を有した方で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。
赤十字個人 ボランティア	日本赤十字社東京都支部および病院・血液センター等で活動する個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。

## 8 赤十字エイドステーション

赤十字エイドステーションの活動内容は、次のとおりです。

目 的	災害時に多数の帰宅困難者が、都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（エイドステーション）を設置し、徒歩帰宅困難者を支援する。
内 容	炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供等を必要に応じ組み合わせて行う。
開 設 時 期 ・ 時 間	災害発生直後から36時間以内
活 動 主 体	赤十字救護ボランティアおよび周辺住民等の協力者

## 9 防災（語学）ボランティア

被災外国人への対応として、東京都では「外国人災害時情報センター」を開設します。区は東京都に対して、東京都防災（語学）ボランティアを、必要に応じて派遣要望します。

東京都防災（語学）ボランティア（所管：東京都生活文化局）  
一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内の在住、在勤、在学者）

### 第3節 区立施設等の災害時利用計画

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するため、必要な施設を事前に確保します。

#### 第1款 区立施設等の利用計画【関係災対各部、社会福祉協議会】

災害時の区立施設等の利用計画は練馬区災害対策検討委員会で決定します。  
また、区を含む各防災関係機関においても、必要に応じて、災害時の区立施設等の利用計画を定めます。複数の防災関係機関に係るものは、防災会議においてその用途を決定します。

災害時の区立施設等の利用計画

名称	災害時の用途	災害時の担当部等
練馬文化センター	練馬区帰宅支援ステーション 練馬区災害ボランティアセンター	災対地域文化部 災対福祉部 練馬区社会福祉協議会
地区区民館、地域集会所等	小規模な水害等の際の避難所(河川の 溢水、崖崩れ等)	災対地域文化部
デイサービスセンター 特別養護老人ホーム 中村橋福祉ケアセンター (心身障害者福祉センター) 福祉園 都立特別支援学校 介護老人保健施設	福祉避難所	災対福祉部
区立小中学校	避難拠点 大水害等の際の避難所(一部を除く)	災対教育振興部
光が丘区民ホール 関区民ホール 石神井公園区民交流センター 区民・産業プラザ 勤労福祉会館 生涯学習センター分館	練馬区帰宅支援ステーション	統括部 災対区民部 災対産業経済部 災対地域文化部
中村南スポーツ交流センター 平和台体育館 上石神井体育館 大泉学園町体育館 桜台体育館(予備)	遺体安置所	災対地域文化部
区民事務所	り災証明書の発行所	災対区民部
総合体育館 光が丘体育館	地域内輸送拠点	災対地域文化部
都立石神井高等学校 都立大泉桜高等学校 都立練馬高等学校 都立練馬工業高校 東京学芸大附属大泉小学校 東京三育小学校 アオバジャパンインターナ ショナルスクール光が丘校	救援物資集積所(候補) ※地域内輸送拠点による集積が困 難な場合 (順不同)	災対地域文化部 統括部

## I 防災共通編 第2部責務と体制

### 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

※ 上記のほか、区民が自主的に自宅周辺の区立施設に避難した場合には、一時的に受入れることができるよう、一時（いつとき）避難場所として避難者を受け入れます。

## 第2款 防災関係機関相互での代替施設・活動拠点の提供【危機管理室、地域文化部】

災害時に、応援部隊の駐留場所が必要になったり、警察署・消防署等の防災機関の庁舎が使用不能になる等の事態が生じた場合は、施設の利用調整を行いながら提供します。

区は、区内各警察署と費用負担等を定めた協定を結び、必要に応じて、次の施設の一部を提供します。

地 区	代替候補施設
練馬地区	生涯学習センター
光が丘地区	旭町南地区区民館
石神井地区	石神井公園ふるさと文化館

※ 上記施設が利用できない場合は、別の施設の利用を検討します。

また、区は、指定公共機関である日本郵便株式会社との間で「災害時における練馬区と郵便局（当時）との相互協力に関する覚書」を結び、必要に応じて、施設や用地の一部を相互に提供します。

【資料編 資料 23-001 参照】

## 第3款 都立学校およびその他の学校との協定【危機管理室】

都立学校については、区市町村長からの避難所指定の要請があった場合には、東京都地域防災計画に基づき、原則として承認されることになっています。区は、事前に都立学校との協定を結び、災害時の避難所としての利用について定めています。また、各校の立地条件により避難所以外に物資集積所やその他の用途を予定しています。

また、その他の学校についても、必要に応じて協議を進め、協定を結ぶ等の方法で災害時の利用について定めるものとします。

協定を締結している都立学校およびその他の学校は、次のとおりです。

I 防災共通編 第2部責務と体制  
第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

(令和5年4月1日現在)

都立学校		井草高校、大泉高校、石神井高校、第四商業高校、田柄高校、練馬高校、光丘高校、大泉桜高校、練馬工業高校、練馬特別支援学校、石神井特別支援学校、大泉特別支援学校
その他の学校	私立小学校	学校法人三育学園東京三育小学校
	その他	アオバジャパンインターナショナルスクール光が丘校、東京学芸大学附属国際中等教育学校、東京学芸大学附属大泉小学校、東京女子学院中学校・高等学校、富士見中学校高等学校

〔資料編 資料20-001～資料20-014 参照〕

## 第4節 応援体制

他の地域で発生した被害に対しては、自治体相互の応援体制の確立が重要です。相互援助協定自治体の場合は要請を待たずに、協定締結自治体以外の自治体の場合には要請に基づいて、それぞれ応援を行います。また、状況によっては要請がなくても応援を行います。

### 第1款 災害応援計画【統括部】

災対法第67条では、「市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない」と規定されています。

練馬区が同時に被災し、区域内の応急措置を実施するため、応援に応じるだけの余力がない場合であっても、原則支援します。

### 第2款 相互援助協定締結自治体に対する応援計画【統括部】

区は、災害時総合応援協定、災害時物資等支援協定、災害時隣接自治体応援協定を締結している自治体の区域内に災害が発生した場合、その自治体が迅速かつ円滑な災害対策活動を実施できるように、また通常業務に一刻も早く戻れるように、日頃から応援・派遣体制等の整備に努めます。

#### 1 相互援助協定締結状況

令和5年4月現在、自治体との協定締結状況は、次のとおりです。

練馬区と福島県<sup>はなわまち</sup>塙町との災害時における相互援助に関する協定書  
(平成7年12月5日)  
練馬区と西東京市との災害時における相互応援に関する協定書  
(平成22年8月20日)  
練馬区と和光市との災害時における相互応援に関する協定書  
(平成22年8月27日)  
練馬区と下仁田町との災害時における物資等の支援に関する協定書  
(平成22年11月24日)  
練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書  
(平成23年1月6日)  
練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書  
(平成23年9月2日)  
練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書  
(平成24年1月30日)



練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定書 (平成24年3月27日)
練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書 (平成25年4月3日)
練馬区と上尾市との災害時における相互応援に関する協定書 (平成25年4月3日)
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 (平成26年3月14日)
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定 (令和3年3月27日)

## 2 事前の準備

区は、災害時総合応援協定、災害時物資等支援協定、災害時隣接自治体応援協定の趣旨に基づき、事前に必要な協議を行うとともに共同で訓練を実施し、その検証に努めます。

## 3 災害時の応援

### (1) 初動

区は、協定締結自治体において震度5弱以上の地震やその他の災害が発生したときは、速やかに情報収集態勢をとります。被災地で相当の被害が発生していることが確認された場合は、要請を待たずに救援活動の準備を開始します。

特に、総合応援協定を締結する自治体において災害による甚大な被害が生じている場合、またはその恐れがある場合は、練馬区災害応援先遣隊を派遣します。先遣隊は、協定自治体の災害対策本部と調整のうえ、応援に必要な情報の区への報告、他協定自治体との調整等を行います。

### (2) 救援本部

区長は、被災地から要請があった場合、または、被害が甚大で要請が困難であると判断した場合は、救援本部を設置し、直ちに関係機関に通知します。

また、救援本部の組織は災対本部に準じます。

救援本部の必要がなくなったときはこれを廃止し、関係機関に通知します。

### (3) 救援要員の派遣

救援本部は、被災地に区職員の中から必要な人員を派遣します。

派遣期間は、原則として1週間程度とします。

## 第3款 協定自治体以外の自治体に対する応援計画【統括部】

区は、相互協力、相互支援、相互援助などの協定を締結している自治体以外の自治体に対しても、要請があれば必要な応援活動を行います。

災害時の人員の派遣および物資の輸送を個別に行うことは、交通渋滞や被災地の混乱を助長する可能性があるため、協定締結自治体以外の自治体の応援については、国が運用する応援スキームまたは被災自治体からの直接の応援要請に基づいて行います。

## 1 災害時の応援

### (1) 初動

区は、協定締結自治体以外の自治体において、大規模な災害が発生したときは、速やかに情報収集態勢をとり、必要に応じて応援活動の準備を開始します。

ただし、区内や周辺自治体で震度5弱以上の地震やその他の災害が発生して、被災地で相当の被害が発生していることが確認された場合は、応援活動の準備を開始します。

### (2) 救援本部

国や東京都または直接被災自治体から要請があった場合は、必要に応じて救援本部を設置します。

## 2 人的応援

人的応援については、国（総務省）が運用する「応急対策職員派遣制度」による応援スキームにより行います。

なお、国等が関与して全国的に行われる、保健衛生、応急危険度判定、水道、災害廃棄物の収集などの専門性の高い分野の応援職員の派遣については、「応急対策職員派遣制度」の業務対象外であることから、それぞれの要請に基づき、応援を行います。

### (1) 応急対策職員派遣制度による応援

応急対策職員派遣制度により、東京都が対口支援チームに割り当てられた場合は、区は、東京都と一体的に人的応援を行います。

### (2) 復旧・復興支援技術職員派遣制度による応援

中長期的に被災自治体の応援が必要になった場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度により職員の派遣を行います。

## 3 物的応援

物的応援については、被災自治体等からの要請があった場合には、道路状況や被災自治体での不足物資・受入体制を確認のうえ、応援を行います。

## 第4款 他区市町村に対する東京都からの応援要請【統括部】

他区市町村が被災し、都知事から応援の要請を受けた場合には、区は、当該区市町村に対して円滑かつ迅速に応援を行います。

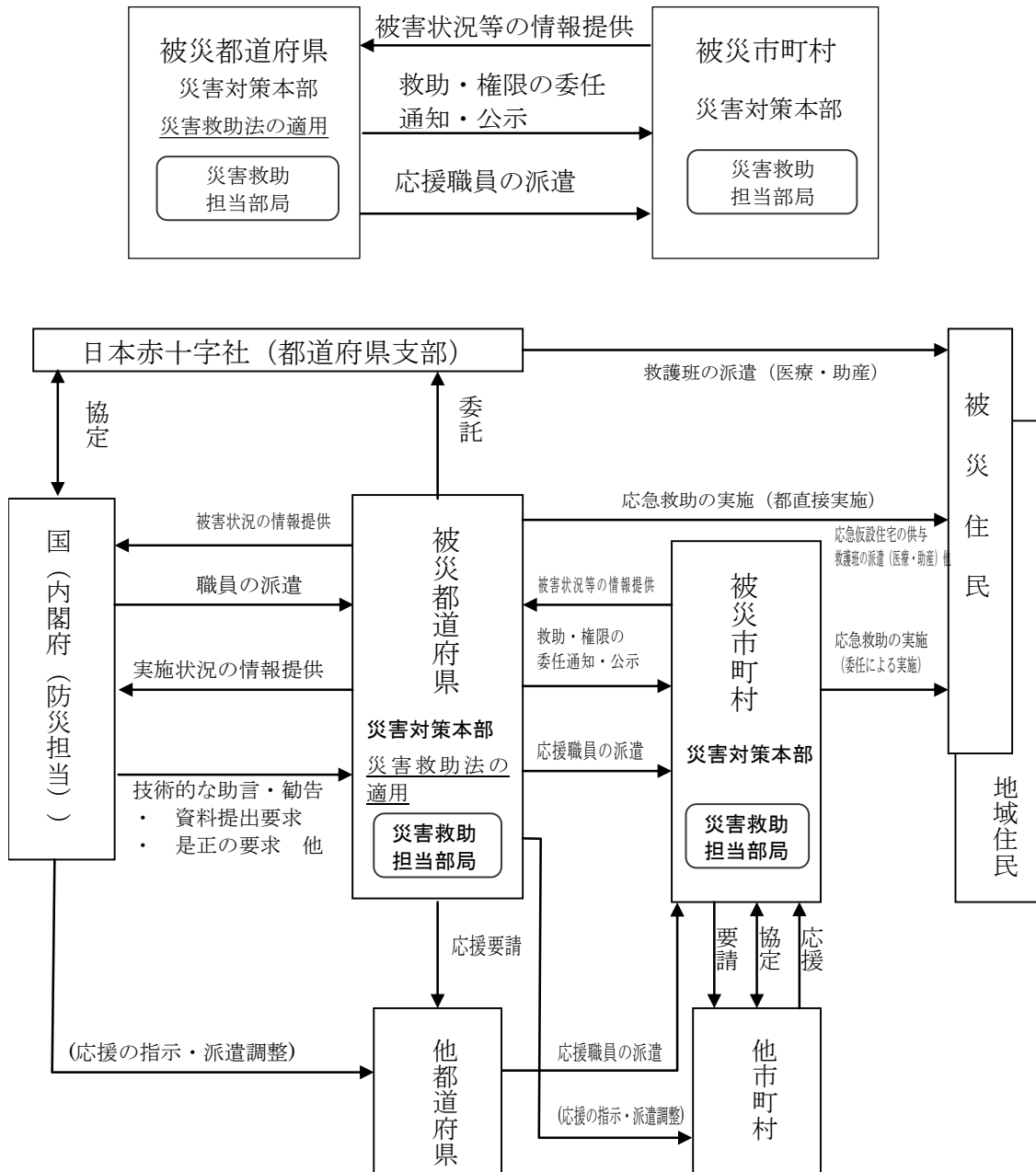
## 第5節 災害救助法の適用

災害が発生し被害が一定以上でかつ応急的な救助を必要とする場合、被災者の保護と社会秩序の安定を図るため、災害救助法の適用を申請します。

### 第1款 災害救助法の適用基準【統括部】

災害救助法施行令第1条に規定する適用基準のいずれか一つに該当する場合、申請により災害救助法が適用されます。

#### 1 災害救助法の適用の流れ



## 2 適用基準

- (1) 区の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が、災害救助法施行令別表第1に定める数（練馬区では150世帯）以上であること。
- (2) 東京都の区域内で滅失した住家が災害救助法施行令第2表に定める数以上（2,500世帯以上）で、かつ、区の区域内で滅失した住家が別表第3に定める数（75世帯）以上であること。
- (3) 東京都の区域内で滅失した住家が災害救助法施行令別表第4に定める数（12,000世帯）以上または災害が隔絶した地域に発生した等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたこと。
  - ※ 練馬区は、人口30万人以上の場合の数値が適用されます。
  - ※ 東京都は、人口300万人以上の場合の数値が適用されます。

## 3 住家滅失等の認定

- (1) 滅失  
住家の損壊・焼失・流失した部分の床面積が住家延床面積の70%以上、または主要な構成要素の経済的被害額の損害割合が住家の50%以上
- (2) 半壊半焼：2世帯をもって滅失1世帯とみなします。  
住家の損壊焼失部分の床面積が住家延床面積の20%以上70%未満、または主要な構成要素の被害額が住家の20%以上50%未満
- (3) 床上浸水・土砂堆積：3世帯をもって滅失1世帯とみなします。  
滅失・半壊・半焼に該当しない場合で、浸水が床上に達した程度のもので、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの。

## 第2款 災害救助法の適用申請【統括部】

### 1 都知事への災害救助法の適用申請

救助法の適用基準に該当する災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合において国の災害対策本部が設置され、当該災害により被害を受けるおそれがある場合は、その旨を都知事に報告し、法の適用を要請します。

要請は、次の事項を電話で伝え、後日文書によって、改めて処理します。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因、被害の概要

- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 適用を必要とする地域
- (6) 既にとった救助措置、とろうとする措置
- (7) その他必要な事項

## 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫していて、都知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受けます。

## 3 災害救助法適用の公布

救助法が適用されたときは、速やかに次のとおり公布されます。

### 公告

○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○○区の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。

令和○年○月○日

東京都知事 ○○

## 第3款 災害救助法の内容【統括部】

### 1 災害業務の実施者

救助法の適用後は、都知事が災害対策の実施者となり、区長は、都知事の補助または委任による執行として災害に係る救助を行います。

### 2 帳簿の作成

救助法による救助の実施にあたり、救助ごとにその救助内容に沿った帳票の作成が義務付けられています。

災対各部は、遅滞なく救助業務を実施できるように、事前に準備をしておき、初期活動期から救助活動が終了するまで、関係帳簿の作成を行い、日ごとに記録、整理します。

### 3 災害報告および災害実施状況の報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となります。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告します。

#### 4 救助の種類（救助法第4条）

(1) 救助法において規定されている救助の種類は、次のとおりです。

- ① 避難所および応急仮設住宅の供給
- ② 炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- ④ 医療および助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の捜索および処理

(2) 救助は現物によって行うことが原則ですが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができます。

救助の程度・方法および期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村のほか関係機関に通知します。

#### 第4款 従事命令等【統括部】

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事には次のような権限が付与されています。

- (1) 従事命令  
一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限
- (2) 協力命令  
被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限
- (3) 管理、使用、保管命令および収用
  - ① 管理 知事が病院・診療所、旅館、飲食店等を管理する権限
  - ② 使用 管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限
  - ③ 保管 救助その他緊急措置の物資を、一時的に業者に保管させておく権限
  - ④ 収用 必要物資を多量に買いためし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

#### 第5款 災害救助基金の運用【東京都会計管理局】

東京都は、救助法に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てています（救助法第22条）。

#### 第6款 災害救助法施行細則【東京都総務局】

東京都は、救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則の施行に関し、必要な事項を定めています。

(令和5年6月20日現在)

救助の程度および方法			救助の期間	
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等		
避難所および応急仮設住宅の供与	避難所	<p>○災害により被害を受け、または被害を受ける恐れのある方</p> <p>○学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、またはその他の適切な方法により実施</p> <p>○避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げ、供与</p>	<p>○避難所設置費用は340円（1人1日あたり） （救助法第4条第1項第1号の避難所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金職員等雇上費（避難所の設置、維持管理）</li> <li>・消耗器材費</li> <li>・建物の使用謝金</li> <li>・器物の使用謝金</li> <li>・建物・器物の借上費または購入費</li> <li>・光熱水費・仮設トイレ等の設置費（救助法第4条第2項の避難所）</li> <li>・建物の使用謝金</li> <li>・光熱水費</li> </ul> <p>○高齢者等の要配慮者の方で、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方に供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算</p>	<p>（救助法第4条第1項第1号の避難所）</p> <p>○災害発生日から7日以内（避難所開設期間）</p> <p>（救助法第4条第2項の避難所）</p> <p>○救助を開始した日から、別に定める日までの期間</p>
	応急仮設住宅	<p>○全壊、全焼または流失により、居住する住家がない方で、自らの資力では住家を得ることができない方に建設し供与するもの（建設型仮設住宅）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（賃貸型仮設住宅）、または、その他適切な方法により供与するもの</p>	<p>1 建設型仮設住宅</p> <p>○原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる</p> <p>○一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費および建築事務費等の一切の経費とし、6,775,000円以内とする</p>	<p>○建設型仮設住宅については災害発生日から20日以内に着工</p> <p>○賃貸型仮設住宅は、災害発生日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、供与</p> <p>○建設型仮設住宅および賃貸型仮設住宅を供与できる期間は、完成日から仮設建築物として認められた期間</p>



救助の程度および方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	
	応急仮設住宅	<p>○同一敷地内または近接する地域内に約50戸以上設置した場合は、居住者の集会施設を設置できることとし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>○福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の方に供与する施設をいう）を設置できるものとする。</p> <p>○供与終了に伴う解体撤去および土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型仮設住宅</p> <p>○一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準ずることとし、借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料または火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>	

救助の程度および方法				救助の期間	
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等			
炊き出し その他による食品の給与および飲料水の供給	炊き出し その他による食品の給与	○避難所に避難している方  ○住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない方  ○炊き出し等による食品は現物支給	○炊き出し等の費用は1,230円以内（1人1日あたり。主食、副食、燃料等の経費を含む）		○災害発生日から7日以内（炊き出し等期間）
	飲料水の供給	○災害のため現に飲料水を得ることができない方	○飲料水の供給費用は通常の実費（水の購入費、給水または浄水に必要な機械・器具の借上費、修繕費・燃料費、薬品費・資材費）		○災害発生日から7日以内（飲料水の供給期間）
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	○住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失または損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方  ○被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物支給 ・被服、寝具、身の回り品 ・日用品 ・炊事用具、食器 ・光熱材料	○生活必需品の給与・貸与の費用は、季別・世帯区分により1世帯あたり下表に掲げる額の範囲内（季別は災害発生日で決定）  ○住家の全壊、全焼または流失により被害を受けた世帯			○災害発生日から10日以内（生活必需品等の給与・貸与期間）
		世帯区分\季別	夏季 (4～9月)	冬季 (10月～3月)	
		1人世帯	19,200円	31,800円	
		2人世帯	24,600円	41,100円	
		3人世帯	36,500円	57,200円	
		4人世帯	43,600円	66,900円	
		5人世帯	55,200円	84,300円	

救助の程度および方法				救助の期間	
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等			
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	<p>○住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失または損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方</p> <p>○被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被服、寝具、身の回り品</li> <li>・日用品</li> <li>・炊事用具、食器</li> <li>・光熱材料</li> </ul>	6人以上の世帯	55,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに8,000円を加算した額	84,300円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,600円を加算した額	
		○住家の半壊、半焼または床上浸水により被害を受けた世帯			○災害発生日から10日以内(生活必需品等の給与・貸与期間)
		世帯区分\季別	夏季(4~9月)	冬季(10月~3月)	
		1人世帯	6,300円	10,100円	
		2人世帯	8,400円	13,200円	
		3人世帯	12,600円	18,800円	
		4人世帯	15,400円	22,300円	
		5人世帯	19,400円	28,100円	
6人以上の世帯	19,400円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに2,700円を加算した額	28,100円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに3,700円を加算した額			

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法	
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等		
医療・助産	医療	<p>○災害により医療が受けられなくなった方（応急処置）</p> <p>○原則、救護班が実施。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院または診療所において医療を行うことが可能</p> <p>○医療の範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療</li> <li>・薬剤または治療材料の支給</li> <li>・処置、手術その他の治療・施術</li> <li>・病院または診療所への収容</li> <li>・看護</li> </ul>	<p>○使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費（救護班の場合）</p> <p>※ただし、病院または診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内</p>	<p>○災害発生日から14日以内（医療実施期間）</p>
	助産	<p>○災害発生日以前または以後7日以内に分べんした方で、災害により助産が受けられなかった方</p> <p>○助産の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分べんの介助</li> <li>・分べん前後の処置</li> <li>・衛生材料の支給</li> </ul>	<p>○使用した衛生材料等の実費（救護班の場合）</p> <p>※ただし、助産師による場合は慣行料金の8割以内</p>	<p>○分べんした日から7日以内（助産実施期間）</p>
被災者の救出	<p>○生命・身体が危険な状態にある方、生死不明の状態にある方</p>	<p>○通常の実費（救出のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料費等）</p>	<p>○災害発生日から3日以内（救出期間）</p>	

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	
被災した住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理することができない方</li> <li>○大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○半壊または半焼に準ずる程度の損傷 一世帯あたり343,000円</li> <li>○上記以外 一世帯あたり706,000円以内 (日常生活に必要最小限度の部分の修理費)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生日から3月以内に完了 (特定災害対策本部、非常災害対策本部、緊急災害対策本部が設置された災害は6月以内) (住宅応急修理期間)</li> </ul>
生業に必要な資金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○別途規定</li> </ul>		
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水による喪失もしくは損傷等により学用品を使用することができない就学上支障のある児童・生徒</li> <li>○学用品の給与は、次に掲げるものを被害の実情に応じ現物支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書</li> <li>・文房具</li> <li>・通学用品</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学用品の給与費用は、次の額の範囲内</li> <li>○教科書代 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学生徒 教科書や教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、またはその承認を受けて使用しているものの費用</li> <li>・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材費</li> </ul> </li> <li>○文房具・通学用品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校児童1人につき4,800円</li> <li>・中学校生徒1人につき5,100円</li> <li>・高等学校等生徒1人につき5,600円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生日から教科書は1月以内、その他の学用品は、15日以内 (学用品の給与期間)</li> </ul>
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の応急的処理程度</li> <li>○次の範囲内で、なるべく棺または棺材等の現物を実際に埋葬を実施する方に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・棺(附属品を含む。)</li> <li>・埋葬または火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</li> <li>・骨つぼ、骨箱</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埋葬費は、一体あたり大人219,100円以内、小人175,200円以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の発生日から10日以内 (埋葬実施期間)</li> </ul>

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	
遺体の捜索	○行方不明の状態、各般の事情により既に死亡していると推定される方	○通常の実費 (捜索のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料費等)	○災害発生日から10日以内 (遺体捜索期間)
遺体の処置	○災害の際死亡した方について、埋葬を除く遺体に関する処理  ○遺体の処置は、次の範囲内において実施 ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・遺体の一時保存 ・検案  ○原則として救護班によって実施	○遺体の処置のため費用は、次に掲げるとおり ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理費用は、一体あたり3,500円以内  ○遺体の一時保存のための費用 ○遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合 ・借上費は通常の実費 ○既存建物を利用できない場合 ・一体あたり5,500円以内 ○遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、通常の実費を加算  ○検案が救護班でできない場合は慣行料金の額以内	○災害発生日から10日以内 (遺体処理期間)
障害物の除去	○居室、炊事場など生活に欠くことのできない場所または玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態で、自らの資力では障害物を除去することができない方	○一世帯あたり138,700円以内 (除去のため必要な機械、器具等の借上費または購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等)	○災害発生日から10日以内 (障害物除去期間)

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	
救助のための輸送費・賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の避難に係る支援</li> <li>○医療・助産</li> <li>○被災者の救出</li> <li>○飲料水の供給</li> <li>○遺体の捜索</li> <li>○遺体の処理</li> <li>○救済用物資の整理配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の実費 (輸送費・賃金職員等雇上費)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該救助の実施が認められる期間 (救助のための輸送・賃金職員等の雇用を認められる期間)</li> </ul>

## 第6節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合には、激甚法による財政援助等を受け、迅速な復旧を実施します。

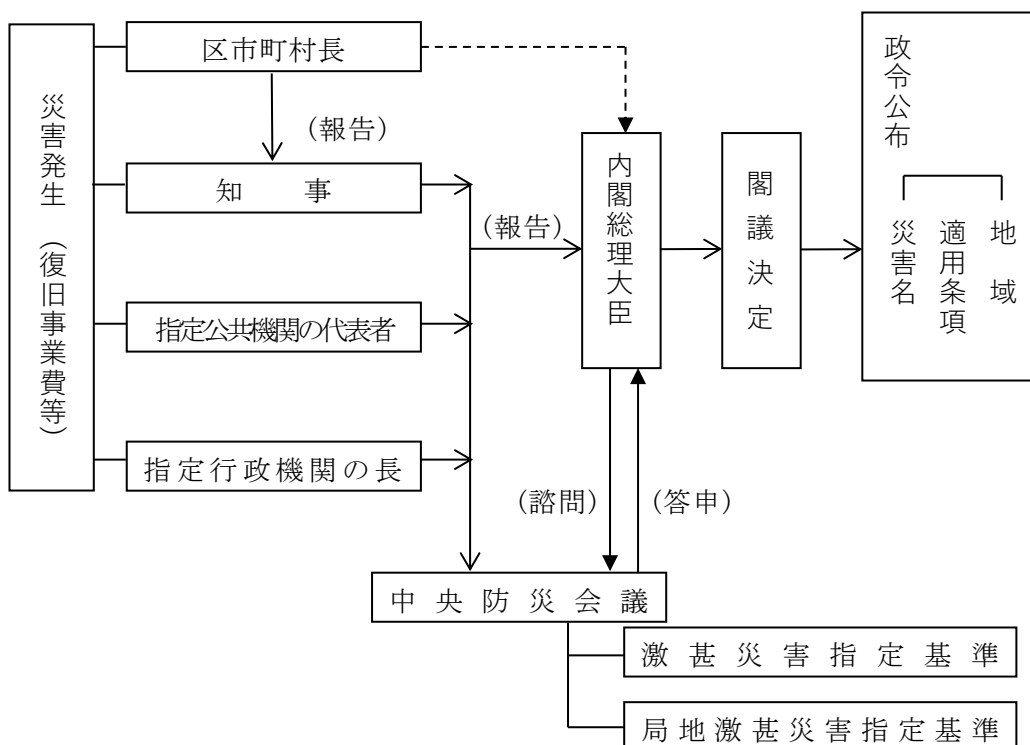
### 第1款 激甚災害指定の手続【統括部】

災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況およびこれに対してとられた措置の概要を都知事（都知事に報告できない場合は内閣総理大臣）に報告します（災対法第53条）。

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断します。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、指定すべき災害かどうかを答申します。

#### ※ 激甚災害（激甚災害制度）

激甚法に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる制度をいいます。





## 第2款 激甚災害に関する被害状況等の報告【統括部】

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

- |                               |
|-------------------------------|
| (1) 災害の原因                     |
| (2) 災害が発生した日時                 |
| (3) 災害が発生した場所または地域            |
| (4) 被害の程度（災対本部施行規則別表第1に定める事項） |
| (5) 災害に対しとられた措置               |
| (6) その他必要な事項                  |

## 第3款 特別財政援助額の交付手続【災対企画部】

手続きは、次のとおりです。

機関名	計 画 内 容
区	区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、東京都各局へ提出する。
東京都	東京都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。 激甚災害の指定を受けたときは、東京都関係局は、事業の種別ごとに激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。

I 防災共通編 第2部責務と体制  
第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

# I 防災共通編

## 第3部 基本的な対策



# 第1章 地域防災力の向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の大震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助が重要です。そのため、自助・共助の担い手となる区民、区民防災組織、町会・自治会等が連携して防災活動を促進し、地域の防災力を向上させることが不可欠です。

本章では、地域防災力の向上のため、区民防災組織の育成や区民に対する災害対策の普及啓発等の取組および区民防災組織や関係機関による消火・人命救助・救急活動等の取組について示します。

## 【対策の流れ】



## 【対策内容体系図】

第1章 地域防災力の向上	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第1節 地域防災力の向上計画	■		
第2節 防災教育	■		
第3節 防災訓練	■		
第4節 消火・人命救助・応急活動		■	
第5節 火災対策	■		
第6節 在宅避難対策	■		
第7節 中高層マンション防災対策	■		

■: 多くの記載があるもの    ■: 記載があるもの    □: 記載がないもの

## 第1節 地域防災力の向上計画

「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とします。災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合うシステムを確立します。

災害対策を計画・実施し、災害による被害の軽減を図ることは、国や地方自治体、防災関係機関の責務です。しかし、同時多発的に甚大な被害をもたらす災害に対しては、公的機関だけでは対応できません。

阪神・淡路大震災では、自治組織が充実していたところほど被害が小さかったといわれています。また、東日本大震災や熊本地震においても、住民による自治が早くから機能した避難所ほど、円滑な避難所運営が行われました。この例からも、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方を実践するためには、日頃から顔の見える関係を築き、相互の「絆」を強めておくことが重要です。

「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とし、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合うシステムを確立します。

### 予 防 対 策

#### 第1款 区民防災組織【危機管理室】

##### 1 計画方針

区では、既存組織の育成・指導を継続するとともに、新たな組織の結成を支援し、地域の防災力の向上と自主防災活動を推進します。

発災時に、地域の力で対応可能な現場が増えれば増えるほど、専門的活動を行う防災関係機関が、より激しい被害が進行している困難現場へ進出・専念できる可能性が高まります。

「日常できないことは非常時にもできない」ことを平常時から意識し、区民相互、区民と区の「絆」による地域防災力の向上を図ります。

##### 2 区民防災組織の種類と設置目的

###### (1) 防災会

地震や水害等の災害に際して、初期消火や避難誘導、救出・救護活動、安否確認の実施など、地域全体を守る活動を担っています。

区は、町会・自治会その他の関係機関の協力を得て、昭和51年度か

ら防災会の結成に努めています。

(2) 市民消火隊

避難拠点周辺や避難道路などの消火を目的とする組織です。

東京都によって編成された市民消火隊は、昭和54年4月に東京都から区へ移管された後、区民防災組織として位置づけています。

(3) 避難拠点運営連絡会

避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うことを目的とする組織です。

区は、町会・自治会やPTA等の協力を得て、平成10年から避難拠点ごとに避難拠点運営連絡会の組織化を開始しました。現在、全ての避難拠点において避難拠点運営連絡会が結成されています。

(4) その他の組織

主に防災に関する普及啓発を行っています。

### 3 区民防災組織の結成状況 (令和5年4月1日現在)

防災会	310組織
市民消火隊	12組織
避難拠点運営連絡会	98組織
その他	2組織
合計	422組織

〔資料編 資料30-015、資料30-016 参照〕

### 4 区民防災組織の育成

災害発生時における初期消火や人命救助の能力を高めるとともに、避難者への支援体制を充実させるなど、災害時に十分機能する組織づくりに努めます。区は、訓練の実施・組織の整備等を、積極的に働きかけます。

### 5 区民防災組織の助成

防災力向上を図るため、区は、活動状況等を考慮のうえ、訓練費等の助成や資器材等の貸与を行っています。

### 6 区民防災組織の活動

(1) 防災会の活動

① 平常時

ア 防災会各部の役割の理解と実践力の養成、防災リーダーの養成

I 防災共通編 第3部基本的な対策  
第1章地域防災力の向上

- イ 防災訓練の実施
- ウ 家庭における出火防止および初期消火の徹底
- エ 防災資器材の点検、維持管理
- オ 防災意識の高揚

② 災害時

- ア 情報連絡活動  
災害情報の伝達や状況の把握・情報連絡
- イ 初期消火活動等  
初期消火、軽可搬消火ポンプ（D級）・スタンドパイプによる延焼防止活動など
- ウ 安否確認および避難支援  
避難行動要支援者名簿に基づく安否確認、個別避難計画に基づく避難支援
- エ 救出救護活動  
救出・救護の実施、負傷者の把握、医療救護所等への搬送、区や関係機関への連絡
- オ 避難誘導活動  
人員把握・避難誘導・区や関係機関との連絡
- カ 避難拠点の運営補助  
避難拠点における避難者支援の諸活動

(2) 市民消火隊の活動

① 平常時

- ア 防災訓練の実施
- イ 軽可搬消火ポンプ（C級）や資器材点検、維持管理、消防水利の把握

② 災害時

- ア 避難拠点の周辺や避難道路などで、軽可搬消火ポンプ（C級）・スタンドパイプによる初期消火および延焼防止活動を行います。
- イ 避難拠点の運営補助  
避難拠点における避難者支援の諸活動

(3) 避難拠点運営連絡会の活動

① 平常時

- ア 避難拠点要員（区・学校）や防災関係者との意思の疎通を図る
- イ 避難拠点運営連絡会各部の役割の理解と実践力の養成
- ウ 防災訓練の実施
- エ 備蓄資器材の点検、維持管理への協力
- オ 防災意識の高揚



② 災害時

- |   |   |
|---|---|
| ア | 情報連絡活動<br>災害情報の伝達、被害状況の把握・区や関係機関との情報連絡          |
| イ | 避難者の把握<br>避難者名簿の作成、避難行動要支援者名簿に基づく安否確認           |
| ウ | 救出救護活動<br>救出・救護の実施、負傷者の把握、医療救護所等への搬送、区や関係機関への連絡 |
| エ | 避難誘導活動<br>人員把握・避難誘導および避難場所等への誘導                 |
| オ | 給食給水活動等 給食、救援物資の配分等                             |

※ 区民防災組織が実施する活動内容の詳細については、「避難拠点運営の手引」および「区民防災組織活動の手引」を参照。

## 第2節 防災教育

区・東京都・防災関係機関は相互に緊密に連携し、区民のための防災知識を普及広報するとともに、常に防災意識の向上に努めます。また、防災関係職員の防災知識の向上に努めます。

### 第1款 防災意識の向上【危機管理室】

#### 1 広報事項

(1) 区民を対象とした主な広報事項は、次のとおりです。

- ① 練馬区地域防災計画の内容およびこれに伴う各防災関係機関の防災体制
- ② 災害時の心得、避難誘導（避難先、経路、指示の伝達等）
- ③ 過去の大災害から得た知見と教訓
- ④ 災害予防に関すること
- ⑤ その他

(2) 職員を対象とした主な広報事項は、次のとおりです。

- ① 練馬区地域防災計画の内容およびこれに伴う各防災関係機関の防災体制
- ② 防災関係法令の運用
- ③ 地震、風水害、火災等の防災知識
- ④ その他

### 第2款 区民に対する防災教育【危機管理室、消防署】

#### 1 防災教育の内容

区民は、自らの責務として各家庭の状況に応じた対策を行うことが重要です。一人ひとりが自宅の耐震化や室内の安全対策、家庭内備蓄などの備えに取り組むことが、地域防災力の強化につながります。区は、次の事項に基づいて、区民への啓発に努めます。

- (1) 自己および家族の安全を図るとともに、建築物等の耐震性および耐火性の確保、出火の防止、初期消火の手段の確保、飲料水および食料の確保等について、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努める。
- (2) 地域において相互に協力し、区民防災組織に参加する等、防災活動の推進に努める。

## 2 行動変容につながる周知・啓発

区報や区公式ホームページ等への防災関係記事の掲載や、普及啓発冊子・パンフレット等の発行を通じて、区民の防災意識の高揚を図ります。普及啓発冊子・パンフレット等は、情報が区民一人ひとりに伝わり、具体的な行動変容につながるよう、適宜内容の改訂を進めていきます。また、特別な配慮を必要とする方々向け、外国人向けなど対象者を特定した普及啓発冊子等についても作成していきます。

## 3 訓練・講習会等の実施

ねりま防災カレッジ事業の出前防災講座では、地域の活動団体等の要望に応じ、警察・消防等の防災機関と連携して、講演会・講習会等を行い、防災知識の周知と意識の高揚を図ります。また、区民防災組織、町会・自治会、訓練参加者等へ防災用品の配布を行い、家庭内備蓄の周知徹底を図り、自助の強化に努めています。起震車や防災訓練車を活用して、多くの区民が訓練に参加できるよう、地域で積極的に訓練を展開していきます。加えて、防災学習センター常設の展示コーナーを活用し、防災用品の普及・知識の啓発に努めます。

## 4 マイ・タイムラインの活用・周知

マイ・タイムラインとは、家族構成や生活環境に合わせ、台風接近前に「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列で整理し、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくものです。

台風や大雨等の風水害に備えるためには、マイ・タイムラインの作成が有効です。東京都では、令和元年5月に「東京マイ・タイムライン」を作成し、都内全ての児童・生徒に学校を通じて配布するとともに、区市町村の防災イベント等においてもPRを行うなど、普及啓発を行っています。練馬区では区民が作成することができるよう、マイ・タイムラインシートを区内に全戸配布しています。

今後は、区民向けの防災講話や研修会等を通じて、マイ・タイムラインの作成について働きかけていきます。

## 5 マンション、オフィスビル等の浸水対策の周知

令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨に伴う内水氾濫により、首都圏の高層マンションの地下部分に設置されていた高圧受変電設備が冠水によって停電したため、当該高層マンションのエレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能となる被害が発生しました。

こうした建築物の浸水被害の発生を踏まえ、国土交通省は令和2年6月に「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」としてとりまとめました。

区は、このガイドラインを区公式ホームページに掲載し、区民等への周知を行うとともに、地下に受変電設備等がある区内の建築物を抽出し、対象建築物の管理者等に、個別にガイドラインを周知します。

## 6 消防署による防災広報の充実

消防署では、「地震に対する10の備え」および「地震その時10のポイント」、「地震から命を守る『7つの問いかけ』」「長周期地震動に関する防火防災対策」を広報メッセージの軸として、区民や事業所を対象に、パンフレットの配布やホームページ、SNSおよび消防アプリの活用、ならびに東京消防庁消防防災資料センターおよび都民防災教育センター等における常設展示を行っています。あわせて、地域の防火防災功労賞制度、表彰事例の活用を通じて町会・自治会、事業所等との連携方策を一層推進するなど、それぞれに適した方法で震災に対する知識の普及や防災意識の高揚に努めます。

また、児童・生徒や区民防災組織および事業所の防火管理者等を対象に、学校教育の場や講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努めています。

### (1) 防災知識の普及啓発

児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集、町会・自治会等を対象とした講演会・座談会および映画会等を開催し、防災意識を啓発します。

### (2) 地域住民を対象とした組織の育成

消防団、区民防災組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力を向上させます。

### (3) 都民防災教育センターの活用

区民や事業所の防災担当者等が防災に関する知識や消火・応急救護等の技術、実践的な行動力を身につけられるよう、池袋、立川、本所の各都民防災教育センターを活用します。

### (4) 応急救護知識および技術の普及

区民や事業所を対象として応急救護知識および技術の普及を図る

とともに、応急手当ての指導的立場の従業員等を養成することにより、事業所における自主救護能力を向上させます。

**【資料編 資料30-011～資料30-0013 参照】**

### 第3款 地域の災害リスクの周知【危機管理室、東京都下水道局】

#### 1 水害ハザードマップ

区は、東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月）、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月）、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」（令和3年3月）に基づき練馬区水害ハザードマップを作成し、浸水等の危険性を周知しています。

練馬区水害ハザードマップには、河川の氾濫（外水氾濫）や下水道の処理能力を超えた場合に発生する内水氾濫の浸水域やその程度、避難所等の情報を見やすく図示しています。

#### 2 土砂災害ハザードマップ

平成29年3月に練馬区内の3地区が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されたことに伴い、「練馬区土砂災害ハザードマップ」を作成して、土砂災害の危険性を周知しています。

さらに、東京都が、平成30年5月に練馬区内の5地区で土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を追加指定したことに伴い、「練馬区土砂災害ハザードマップ」を修正し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域近隣の区民に配付しました。

令和2年11月に旭町地区の土砂災害警戒区域1箇所・土砂災害特別警戒区域1箇所の指定が解除されました。

練馬区土砂災害ハザードマップには、東京都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、避難所の場所、区からの情報伝達手段、避難時の行動や持ち物など、日頃から確認しておくべき事項を記載しています。

#### 3 地域別防災マップ

練馬区における災害リスクは一様ではありません。想定し得る最大規模の降雨によって2m以上の浸水が想定される、水害リスクの高い区域は、区内に14か所あり、概ね16町会に跨っています。

区では、水害リスクの高い区域で地域の災害リスクや防災情報をまとめた「地域別防災マップ」を区民との協働で作成しています。マップには、災害時に命を守るために必要な情報として、地域の危険性のある場所（狭あい道路、倒壊のおそれのあるブロック塀、浸水のおそれのある

区域や浸水深など)や避難場所などを記載しています。

地域特有の災害リスクや防災資源を共有し、発災時に区民一人ひとりが適切に行動できるよう訓練することが重要です。避難拠点運営連絡会や防災会に働きかけ、マップを活用した訓練を実施し、地域防災力の向上に取り組んでいきます。

## 第4款 ねりま防災カレッジ事業【危機管理室】

### 1 目的

いつ起きてもおかしくないといわれる首都直下地震や新しい都市型災害である集中豪雨などによる被害を少なくするためには、防災について、区民一人ひとりが関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に行動に移すことが大切です。

このことから、区民の防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、「ねりま防災カレッジ事業」(以下「カレッジ事業」という。)を、防災学習センター(光が丘六丁目4番1号)を中心拠点として実施しています。

### 2 カレッジ事業の基本的な方向

#### (1) 目標

一人でも多くの区民が、災害から自分や身近な人の生命を守ることができるよう、カレッジ事業では、次のことを目指します。

- ① 防災に対する関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に行動に移すことができる区民を増やします。
- ② 災害に強いまちづくりの核となる人づくりを行い、地域防災力の向上を図ります。

#### (2) 基本方針

- ① 区民が、誰でもいつでも参加でき、学ぶことができる開かれた場にします。
- ② 人づくり、組織づくりに寄与し、ネットワークを築きます。
- ③ 課題やニーズに的確に対応した知識や技術を提供します。

#### (3) 実施事業

カレッジ事業は、次の5つの分野の事業を実施します。

##### ① 研修分野・・・人材育成を行う研修機関としての機能

区民の防災に関する知識や技術の習熟度にあわせた講座・講習会を実施し、自分の命、身近な人の命を守る意識を高め、日頃から防災への取組を行えるよう啓発します。また、地域の中核をなし、行政等との連携が図れる防災リーダーになりうる人材を育成するた

めの講座を実施します。

- ② 学習・教育分野・・・実際に役立つ知識・技術の習得ができる学習・教育機関としての機能

災害時に、区民が実際に行動するために必要な知識・技術を習得できるよう、消火器や応急手当、煙の怖さを理解してもらうための煙ハウス体験、室内の家具転倒防止対策の重要性を理解してもらうための起震車と連動したVR体験などの防災体験講座を実施します。

- ③ 調査・広報分野・・・知識や情報の収集・発信を行う調査・研究、広報機関としての機能

いつでも気軽に防災について区民等が学ぶことができるよう、防災に関する情報の拠点として情報収集を行います。

また、区の災害特性や中高層住宅・ペット防災等の今日的な課題に関しても積極的に情報を発信し、区民等の防災活動を支援します。

- ④ 支援分野・・・地域の活動を助ける支援機能

区民防災組織等からの防災に関する相談の受付や知識・技術の提供等を行い、地域での課題の解決のための支援を行います。また、地域や事業者、学校等へ出向くことや、オンラインを活用した出前防災講座・出前防災授業を行い、地域での活動を支援します。

- ⑤ 場や機会の提供分野・・・訓練や交流会・各種イベントなど、場や機会を提供する機能

防災に関する地域ごとの交流会や各種イベントの実施場所として場の提供を行います。

また、区民防災組織や地域の企業、他の分野で活動する団体など、日頃あまり交流する機会がない団体同士が交流・連携できるように場や機会を提供し、それぞれが地域の防災力の向上に寄与できるよう取り組みます。

## 第5款 児童・生徒の防災教育【危機管理室、教育振興部、こども家庭部、消防署】

各学校は、児童・生徒の発達段階や学級の実態に則して、計画的な防災指導を行います。

教育委員会は、校長および副校長を中心とした学校防災対策委員会を設置し、学校防災計画および避難誘導訓練等の指針となる基本的事項を検討します。毎月の避難訓練のうち、初期消火訓練をはじめ、震災に対処した訓練を少なくとも年1回以上、適宜設定して行います。

区や防災機関は、学校や教育委員会との連携のもとに、各学校の防災学習への取組に対し、ねりま防災カレッジ事業の出前防災授業を通じて積極的に

## I 防災共通編 第3部基本的な対策

### 第1章地域防災力の向上

支援します。また、内容に応じて、消防団などの専門的な知識・技術を有する区民等との協働により、各学校の取組に応じた講師派遣や訓練指導等の防災学習指導を実施します。

防災学習の実施にあたっては、保護者にも参加を呼びかけるなど、次世代を担う児童・生徒への防災教育を通じて防災に触れる機会を増やし、地域全体の防災力の強化を目指します。

また、消防署では、地震、火災および都民生活において生ずる事故に関する教育を総合防災教育と位置づけ、幼稚園や学校に通園・通学する園児、児童および生徒に対して、授業や学校行事の一環として防災教育を行っており、デジタルコンテンツを活用した防災学習教材の整備・充実を図り、年代に応じたプログラムを消化していくことを通じて、防災行動力の向上を図ることを目指しています。

## 第6款 住民指導の充実・強化【消防署、危機管理室】

軽可搬消火ポンプやスタンドパイプ等を活用した、街区における発災対応型訓練等実践的な訓練指導を行い、消火知識・技術の向上や、救出・救助技術の普及啓発を図るとともに訓練の充実を図ります。また、発災時には、広域的または局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救出・救助訓練を行います。

区民自らが適切な応急救護措置を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識および技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図ります。

また、消火栓等の水源が近くにない場合でも訓練が可能な防災訓練車の導入、防災学習センターでの資器材の整備等により、訓練実施場所や事前手続き等の制約を減少させ、区民が防災訓練に参加しやすい環境を整備します。



## 第3節 防災訓練

区・東京都・防災関係機関は相互に緊密に連携し、災害対応力を向上させるため、実践的な防災訓練を実施します。また、地域の防災力や区民一人ひとりの防災力の向上につながる訓練の取組を支援します。

### 第1款 防災訓練計画【危機管理室】

#### 1 目標

- (1) 区民一人ひとりの防災力の向上、促進を図るため訓練を実施します。
- (2) 区民防災組織のリーダーに対する指導育成や、区民防災組織と事業所の自衛消防隊との協力訓練を推進します。
- (3) 区民防災組織と避難行動要支援者関係施設との合同訓練を行い、地域住民と避難行動要支援者との連携体制を確立します。
- (4) 多くの区民や区民防災組織等が一堂に会することのできる機会や訓練の場の提供により、連携強化や普及啓発を促進します。

#### 2 年度計画

訓練の具体化を図るため、図上および実動訓練を計画的に実施します。

#### 3 訓練計画書の提出

区民防災組織等の訓練計画・実施状況を把握するため、区民防災組織等が防災訓練を実施する場合は、決められた様式に則った「防災訓練実施計画書」を区等に提出します。

### 第2款 防災訓練実施要領【危機管理室】

避難拠点運営連絡会や各防災会等のニーズに応じて、次の訓練項目を適宜選択、組み合わせて行うことができるよう、区は訓練の準備から実施まで積極的に支援・協力します。

- (1) 自宅・地域から避難拠点までの避難ルート選定・避難行動訓練
- (2) 避難拠点立ち上げ、避難者・帰宅困難者受入訓練
- (3) 区が備蓄・貸与している資器材の操作方法体験・習熟訓練
- (4) 起震車を使用した地震体験・身体防護
- (5) 煙ハウス等を使用した身体防護・避難行動訓練
- (6) 防災訓練車やスタンドパイプ、消火器を使用した初期消火訓練

- |                             |
|-----------------------------|
| (7) A E Dや三角巾、担架を使用した応急救護訓練 |
| (8) 情報連絡・安否確認訓練             |
| (9) 講演会、上映会および座談会           |
| (10) その他の訓練                 |

## 1 避難拠点訓練

災害発生時における避難拠点の開設・運営を円滑に行うため、避難拠点要員、避難拠点運営連絡会、防災会、関係機関および地域住民等の参加による訓練を小・中学校単位で計画的に実施します。

## 2 地域防災訓練

防災会や町会・自治会等による地域の自主防災体制を確立し、発災時に有効に機能できるよう、地域防災力の向上につなげます。

### 第3款 小中学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブの訓練計画【教育振興部、こども家庭部】

- |   |
|---|
| (1) 災害に際し、沈着冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る態度、方法を身に付けさせます。 |
| (2) 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制を作ります。                         |
| (3) 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てます。                |

### 第4款 消防機関が実施する防災訓練【消防署】

地震時の各種災害に対処するため、各消防署において、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として防災訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施します。また、建物倒壊や電車脱線事故による多数の死傷者が発生する救助救急事象および大規模な市街地火災に対処するため、医療機関や民間団体等と協力体制を確立し、連携した総合訓練を実施します。

各種訓練

参加機関	訓練項目	実施時期および場所
消防団	1 情報活動訓練 ①参集（情報収集）および初動措置（災害対応）訓練 ②情報整理および通信運用訓練 2 部隊編成訓練 3 火災現場活動訓練 4 救出救護訓練 5 応急救護訓練	年間教育訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等の時期を捉え、町会、自治会等と協力して実施します。
東京消防庁 災害時支援 ボランティア	1 応急救護訓練 2 災害情報提供訓練 3 その他の支援活動訓練	火災予防運動、防災週間、防災とボランティア週間等を捉え、講習会、総合訓練等を実施します。
区民	1 出火防止訓練 2 初期消火訓練 3 救出・救助訓練 4 応急救護訓練 5 通報連絡訓練 6 身体防護訓練 7 避難訓練 8 その他の訓練	基本訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間および防災とボランティア週間等を捉えて実施します。
事業所	1 出火防止訓練 2 防護訓練 3 消火訓練 4 救出・救助訓練 5 応急救護訓練 6 避難訓練 7 情報収集訓練	消防計画に基づいて訓練計画書を作成して実施します。また、総合防災訓練を実施します。
医療機関	1 現場救護所の設置・運営訓練 2 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）および、救急処置ならびに搬送訓練	防災週間における総合防災訓練において実施するほか、救急医療週間等において連携した訓練を実施します。

参加機関	訓練項目	実施時期および場所
協定締結等の民間団体	1 消防用水の搬送および消 火活動支援訓練 2 消防部隊輸送支援訓練 3 救助犬等による救助活動 支援訓練 4 救助・救急資器材の搬送、 活用訓練	防災週間における総合防災訓練において実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施します。

## 第5款 地区防災計画【危機管理室】

地区防災計画制度（災対法第42条第3項）のねらいは、地域による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、沿岸部や山間部などの各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を区市町村の地域防災計画に定めることができるようにするものです。

練馬区内の地域的特性は、ほとんど高低差のないなだらかな地形であることと比較的小規模な石神井川と白子川の2河川が流れていることがあげられます。また、23区で最も多くの農地がある一方、貫井、富士見台、桜台など、木造住宅が密集する地域が点在します。さらに、光が丘のように中高層住宅が集中する地域もあります。

練馬区内では、コミュニティレベルにおいて、避難拠点運営連絡会、防災会、市民消火隊その他の区民防災組織が、それぞれの地域特性に応じた防災活動を盛んに行っています。

このような各地域における自助・共助の取組は、法による地区防災計画のねらいに相応する活動といえます。

こうしたことから、区では、それぞれの地域の特性に応じた取組を一層推進するとともに、地域の方々から地区防災計画が提案されたときは、区と地域が一体となって検討します。

## 第6款 事業所防災体制の充実・強化【消防署、危機管理室】

### 1 事業所の防災計画の作成指導

全ての事業所において、防災計画の策定を図ります。このうち防火管理者の選任を要する事業所は、

- (1) 震災に備えた事前計画
- (2) 震災時の活動計画

(3) 施設再開までの復旧計画

の3点について消防計画に定めるように指導し、防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導します（東京都震災対策条例第10条および第11条）。

## 2 事業所における備蓄

事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制と従業員の3日分の食料等の備蓄についての努力義務を課しています（東京都帰宅困難者対策条例第7条）。また、区では一斉帰宅の抑制や企業内備蓄促進等の推進に係る事業者向けのチラシを配布し、周知しています。

## 3 自衛消防隊の設置

多数の人が利用する一定規模以上の事業所に対しては、自衛消防の活動に必要な人員および装備を有する自衛消防隊の設置を指導するとともに、講習および訓練を実施して組織行動力の向上に努めています。

特に自衛消防活動の中核要員を配置する義務がある事業所については、自衛消防技術認定証を有する自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導、上級救命講習の受講を推進します（火災予防条例第55条の5。）

## 4 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛消防組織が、発災時に迅速・的確に防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員の一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要です。

今後も、事業所自衛消防組織の活性化を図るため、防災訓練を積極的に実施するよう各事業所に働きかけていくとともに、各種防災訓練の技術指導に努めます。

## 5 大規模・高層建築物の自衛消防力の確保

不特定多数の人が利用することから、災害時に円滑な避難誘導が求められる大規模・高層建築物については、自衛消防組織の設置、防災管理者の選任および火災以外の災害に対応した消防計画を作成するように指導します（消防法第8条の2の5および第36条）。

## 6 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・訓練の実施

洪水浸水想定区域内の、地域防災計画に定められる要配慮者利用施設（高齢者や障害者、乳幼児など避難に支援が必要な方が利用する施設）は、洪水時の円滑な避難のための計画（避難確保計画）の作成と訓練の実施が義

## I 防災共通編 第3部基本的な対策

### 第1章地域防災力の向上

務付けられています（水防法第15条の3）。

区は、洪水浸水想定区域内の対象施設に対し、計画の作成や訓練の実施について支援を行うとともに、台風接近時などに施設が適切な行動がとれるよう防災気象情報や避難所開設状況等をメール、電話、その他有効な手段を活用して周知します。

また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域の要配慮者施設の所有者または管理者に対しても避難確保計画の作成および訓練の実施が義務付けられていますが、区内の土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設はありません。

**【資料編 資料 30-033 参照】**

## 第4節 消火・人命救助・救急活動

災害時に人命を守るため、平常時から区民相互、区民と区との絆を活かした体制を整備し、発災後の迅速な消火・人命救助・救急活動を実施します。  
応援が必要な場合は、各関係機関に要請します。

### 応 急 対 策

#### 第1款 震災消防活動【消防署】

東京消防庁は、発災時において出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって都民や事業者に呼びかけを行います。

消防団とともに、大規模市街地火災から都民の生命、財産を守るため、全庁をあげて延焼の拡大防止と避難の安全確保に努めます。

##### 1 震災態勢

地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断した場合、震災対策資器材等の準備および情報収集態勢の強化を図り、震災消防活動に備えます。

##### 2 震災非常配備態勢

23区、多摩東部および多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、または地震により火災もしくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、震災非常配備態勢を発令し、また、震度6弱以上の地震が発生した場合は全消防職員および全消防団員を召集して震災消防活動態勢の強化を図り対応します。

##### 3 活動方針

- (1) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行います。
- (2) 震災消防活動態勢が確立されたときは、消火活動と並行して救助・救急活動を行います。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動を行います。

##### 4 部隊の運用等

- (1) 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用および現場活動を行います。
- (2) 地震被害予測システムおよび延焼シミュレーションシステム、震災

消防活動支援システム等を活用した震災消防活動対策システムにより効率的な部隊運用を図ります。

## 5 消火活動

- (1) 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊および消防装備を活用して、火災の早期発見および一挙鎮圧を図ります。
- (2) 延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行います。
- (3) 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、区民防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施します。

## 6 情報収集等

- (1) 署隊本部は所定の計画に基づき、119番通報、高所見張り情報、情報活動隊による情報、参集職（団）員情報等により災害情報収集を行います。
- (2) 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行います。
- (3) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換・分析を行います。

## 第2款 消防団活動【消防団】

### 1 初期対応

消防団は、災害が発生すると同時に付近の区民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行います。消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機を活用し、消防団本部等に伝達します。

### 2 消火活動

消火班は、延焼拡大防止を図るため、消防署隊と連携して分団受持区域の消火活動や避難道路防護活動を行います。さらに、所轄消防署・消防出張所の消防署隊応援要員として消火活動等を応援するとともに、活動障害の排除および消防部隊の誘導にあたります。

### 3 救出活動

住民指導班は、救助器具等を活用し、地域住民と一体となった救出活動を行うとともに負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所へ搬送を行います。



避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保および避難場所の防護活動を行います。

### 第3款 区民防災組織による消火【統括部】

防災会および市民消火隊は、災害が発生した場合、まずは自分や家族の身を守り、自宅の安全を確認後、事前計画に従って参集します。

参集後は活動の準備を行い、付近の区民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行います。

また、消防水利を利用して軽可搬消火ポンプやスタンドパイプによる消火を行います。消防隊到着後は消防隊の指示に従い、消火活動を応援します。状況により、また避難拠点の要請を受けて、避難拠点への延焼防止に協力します。

### 第4款 災害対策本部による調整の要請【統括部】

大地震が発生した場合、建物の倒壊等により、区内各地で同時多発的に救助・救急活動を必要とする事案が発生すると予測されます。この場合、防災機関のみで、すべての事案に対応することは不可能です。そのため、区や防災機関、区民防災組織が連携した活動が重要となります。

災対本部長は、人命救助活動等を行うために、各防災機関相互間で救助活動を行う地域等を調整するよう要請します。

### 第5款 区による救出・救護【統括部、災対各部】

発災後において、人命の救出・救護は区職員にとって最優先事項です。来庁者の対応だけでなく、参集途中や災害現場対応中などであっても、消防署、警察署、その他の防災機関や区民防災組織の協力を得ながら、人命の救出・救護にあたります。

また、発災初動期から応急対策期にかけては、防災機関や区民防災組織は多くの救助要請に対応中であることが想定されます。

### 第6款 消防署による救助・救急【消防署】

#### 1 救助活動

延焼火災の発生状況に応じて、特別救助隊およびポンプ隊の投入構成

や規模を変えて対応し、人命救助活動を実施します。また、活動内容等により消防署が保有する人員や資器材に不足が生じる場合には、関係事業者との協定等に基づき、重機や資器材等の調達や事業者と適宜連携し、効果的な活動を実施します。

## 2 救急活動

救急活動は、医療救護所が開設されるまでの間、消防署や消防出張所に仮救護所を設置して、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたります。救急隊のトリアージに基づき、緊急度の高い者を最優先し、救急車等を活用し、医療機関へ迅速に搬送します。

## 3 関係機関等との連携協力

警察署、自衛隊、区民防災組織等と連携協力します。

### 第7款 警視庁による救出・救護【警察署】

#### 1 救助活動

- (1) 生存者の救出を最重点に部隊を投入します。
- (2) 緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行います。
- (3) 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぎます。

#### 2 関係機関等との連携協力

東京消防庁、自衛隊、区民防災組織等と連携協力して、救出・救助活動を行います。

### 第8款 区民防災組織による救出・救護【統括部】

防災会は、貸与資器材等を活用し、救助・救出にあたります。市民消防隊・避難拠点運営連絡会等の他の区民防災組織は、防災会に協力し、または自ら救助・救急活動にあたります。

参集した防災会の会員は、地域の被災等の情報を集約するとともに、家屋内に人が残っていないか確認します。人がいる場合は、資器材格納庫の資器材等を使用して、救出・救助活動を行います。消防署、警察署や防災機関職員が現場にいる場合は、その指示に従い、協力します。

また、避難拠点班長や避難拠点運営連絡会会長から救助要請があった場合は、これに協力します。

## 第9款 事業所の自衛消防組織による活動【消防署】

事業所は発災時に、出火防止措置を実施するとともに、自らの事業所の自衛消防組織と、隣接事業所や区民防災組織、住民等との連絡および協力を図り、消火活動や救出・救護活動、防災資器材の援助等を行い被害の拡大を最小限に防ぎます。

## 第10款 エレベーター保守会社等による救出【災対都市整備部】

民間建築物のエレベーターに人が閉じ込められたとの通報が区にあった場合は、「定期検査報告書（昇降機）」に基づき作成した台帳から、エレベーター保守会社を特定し、救出を依頼します。

電話では、次の情報をできる限り詳細に確認します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 閉じ込められた人の人数および健康状態</li><li>② 民間建築物の名称</li><li>③ 住所</li><li>④ 連絡先</li></ul> |
|--|

また、必要に応じて警察署・消防署への連絡し、速やかに救出できる体制を整えます。

## 第5節 火災対策

地震発生時の延焼火災を防止するため、出火の未然防止とともに、地域による初期消火力の強化に重点的に取り組みます。

### 第1款 初期消火対策【危機管理室、消防署】

#### 1 街頭消火器の整備

区は、地域危険度を考慮し、街頭消火器等の整備を行っています。維持管理として年1回の保守点検を行っており、現在約5,000本以上の消火器を区内の各所に設置しています。

消火器の設置基準（昭和47年度より設置）

- |         |              |
|---------|--------------|
| ・一般地域   | 100m×100mに1本 |
| ・危険区域   | 50m×50mに1本   |
| ・避難道路沿い | 50mに1本       |

#### 2 スタンドパイプの配備

スタンドパイプは、消火栓に差し込み、ホースと管槍を結合することで、毎分100ℓ以上の放水ができる消火用資器材です。消火用資器材としては、軽量で操作も簡単なことから、消防車両が進入できない場所でも有効な消火活動を行うことができます。

区では、希望のあった防災会や市民消火隊へスタンドパイプの貸与を実施しています。

今後、事業所等と連携したスタンドパイプの配備についても、取り組みます。

#### 【スタンドパイプ配備状況】

対象組織	配備台数	媒介金具口径
防災会	244台	40ミリ
市民消火隊	6台	50ミリ

（令和5年度末現在）

#### 3 軽可搬消火ポンプの配備

軽可搬消火ポンプは、希望のあった市民消火隊および防災会に配備しており、それぞれの防災資器材格納庫に置かれています。区は、年1回の定期点検を実施するとともに、配備されたポンプの操作や管理が定期的に行われ、発災時に有効に活用できるよう指導を行っていきます。

区は、ポンプの操作訓練の成果を発表する「軽可搬ポンプ操法大会」「軽

可搬ポンプ操法発表会」を開催しています。また各消防署は、防災訓練等の機会を捉えて、軽可搬消火ポンプ操法の指導を行っています。

【軽可搬消火ポンプ配備状況】

	配備台数	対象組織	能力（放水量等）
C級ポンプ	12台	市民消防隊	420ℓ/分・高さ約20m
D級ポンプ	201台	防災会	190ℓ/分・高さ約10～12m

（令和5年度末現在）

#### 4 訓練環境の整備

区民防災組織が、配備されたスタンドパイプや軽可搬ポンプを活用し、災害発生時の初期消火力を高められるよう、訓練環境の整備に努めます。

また、消火栓等の水源が近くにない場合でも訓練ができる、防災訓練車を導入し、一般の区民が多く参加する訓練やイベントにおいて、積極的に初期消火訓練を展開します。加えて、防災学習センターでは、敷地内で放水訓練が可能となるよう、訓練資器材を整備します。

### 第2款 出火防止対策【危機管理室】

#### 1 出火防止対策の強化

火災による甚大な被害を最小化するため、初期消火対策とあわせて、出火防止対策に重点的に取り組んでいきます。

とりわけ、火災リスクの高い防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業地区および防災まちづくり推進地区）においては、リーフレットの発行、訓練やイベントでの啓発を通じて、出火防止対策の普及・啓発を行っています。

#### 2 感震ブレーカーの設置促進

東日本大震災では、出火要因の約7割が電気火災であり、火災を減少させるには、感震ブレーカーの設置が有効とされています。

東京都は、令和5年度に、防災都市づくり推進計画における木造住宅密集地域（区内20町丁目）の木造住宅に住む方を対象に、感震ブレーカー（特定機器のみを遮断するコンセント型）の配布事業を行いました。

区は、火災リスクの高い地域である、防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯や、要配慮者世帯を対象に、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施し、出火防止対策に取り組んでいきます。

## 第6節 在宅避難対策

建物の耐震化や室内の安全対策、食料・飲料水・生活必需品の備蓄など、在宅避難に必要な備えの周知・啓発に重点的に取り組みます。

### 第1款 家具類の転倒・落下・移動防止【危機管理室、消防署】

#### 1 室内の安全対策の周知・啓発

都の被害想定によると、発災時における区内負傷者のうち屋内収容物等につまずき転倒するなど負傷者が多数発生することが想定されています。

家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットを配布し、負傷者が減少するよう、ねりま防災カレッジ事業や防火防災訓練等の機会を活用して、室内の安全対策の周知・啓発に、各防災関係機関とも連携して取り組んでいきます。

#### 2 防火防災診断

高齢者などを対象に、防火防災診断を実施しています。各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や、住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行っています。

### 第2款 防災用品のあっせん【危機管理室】

家庭内での備えや安全対策の充実を図るため、家具類の転倒防止器具、感震ブレーカー、保存食料等の防災用品のあっせんを行っています。あっせんの品目は必要に応じて見直しています。

### 第3款 消火器および住宅用火災警報器のあっせん【危機管理室】

住宅火災の防止のため、消火器および住宅用火災警報器のあっせんを行っています。

## 第7節 中高層マンション防災対策

大規模震災時に、居住者の在宅避難が可能となるよう、中高層マンションの防災対策を支援します。

中高層マンションは、大きな揺れによるエレベーターの停止や配管設備の破損などの特有の被害によって、在宅避難が困難になることがあります。また、長周期地震動の影響も懸念されます。

区は、中高層マンション特有の被害に対する備えが進むよう、中高層マンションの管理組合や自治会、防災会、居住者向けの普及啓発冊子「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を発行しています。また、ねりま防災カレッジ事業では、「中高層住宅向け防災講習会」を実施しています。

住民一人ひとりが、中高層マンション特有の被害を理解し、各マンションの実情に応じた、具体的な取組につながるよう周知・啓発します。加えて、大規模震災時に、中高層マンションでの在宅避難を可能とするよう、施設整備費用の補助を行っていきます。

## 第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり

災害から、一人でも多くの生命・貴重な財産を守り、災害時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高め、災害に強い安全・安心なまちづくりをさらに推進する必要があります。

本章では、区内の住宅および建築物の耐震化促進や、電気・水道等のライフライン施設の耐震性の向上等の取組について示します。

### 【対策の流れ】



### 【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり			
第1節 防災都市づくり計画			
第2節 住宅および建築物の耐震計画			
第3節 施設構造物等の災害予防計画			
第4節 放射性物質対策			
第5節 消防活動計画			

■: 多くの記載があるもの    ■: 記載があるもの    □: 記載がないもの



## 第1節 防災都市づくり計画

安全な市街地の整備を行うとともに、公園等の都市空間の確保や道路橋梁の整備を図り、地震に強い都市づくりを実現します。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を防災都市づくりに活かすため、東京都・区・市および関係機関が一体となって、平成7年9月に「防災都市づくり・木造住宅密集地域整備促進協議会」を発足させました。

この協議会による協議に基づき、東京都は、「防災都市づくり推進計画」を策定しました。(平成8年策定、令和2年改定)

この計画に基づいて、震災時の市街地大火災や建物倒壊から住民の生命および財産を守るための都市づくりを進めています。

区では、「防災都市づくり推進計画」に定める事業を含めて、各事業の拡充強化を行うことにより、首都直下の地震災害にも強い防災都市づくりを進めています。

### 予 防 対 策

#### 第1款 防災まちづくりの推進【都市整備部】

##### 1 密集住宅市街地整備促進事業

駅周辺および幹線道路沿いの密集市街地は、密集住宅市街地整備促進事業等の手法により、建物の不燃化、オープンスペースの確保による延焼拡大の防止、道路の拡幅による避難路の確保や消防活動困難区域の解消等を進めます。

今後新たな密集市街地が発生することを防止し、良好な環境を保持するため、適地については地区計画等の手法により市街地整備を推進します。

事業名	事業内容	地区	計画
密集住宅市街地整備促進事業	老朽住宅の密集や公共施設が不足している市街地を整備し、住環境の向上と不燃化を図ります	練馬地区	平成18年3月完了
		江古田北部地区	平成31年3月完了
		北町地区	令和2年3月完了
		貫井・富士見台地区	平成23年4月より事業中
		桜台東部地区	令和5年4月より事業中

## 2 防災まちづくり推進地区

防災上の危険性が懸念される地区を「防災まちづくり推進地区」に指定し、令和2年度から防災まちづくり事業に取り組んでいます。当該地区においては、狭あい道路等の拡幅、ブロック塀等の撤去、老朽木造住宅の除去を促進します。また、令和4年7月より、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域を導入しました。

事業名	地区	面積	指定期間
防災まちづくり 推進地区	田柄地区	87.2ha	令和2年度～9年度
	富士見台駅南側地区	44.2ha	令和2年度～9年度
	下石神井地区	60.2ha	令和2年度～9年度

## 3 防火地域・準防火地域の指定、まちの不燃化

防火地域・準防火地域の指定は、都市計画法に基づき、建物の密度が高い地域や、火災防止のうえで特に重要な地域について行われます。

区は、大震災時の市街地大火を防止し、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路（幅員15m以上）、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域も、積極的に防火地域に指定してきました。

今後も、防災ネットワークを形成し安全なまちづくりを計画的に行うため、都市計画道路等の整備にあわせて、緊急輸送道路や延焼遮断帯の形成などに必要な地域について防火地域の指定を推進します。

また、木造住宅密集地域等において、東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制区域」の指定を促進し、建物の耐火性能を高めることにより災害に強いまちづくりを進めていきます。

なお、避難道路のうち不燃化率が低い地域については、都市計画道路等の整備にあわせて必要に応じて不燃化促進事業の導入を検討し、避難道路の安全性の確保を図ります。

### (1) 指定状況

	面積		比率	
	平成8年	平成30年	平成8年	平成30年
防火地域	526.4ha	604.2ha	10.9%	12.5%
準防火地域	4,213.9ha	4,136.1ha	87.5%	85.9%
無指定	75.7ha	75.7ha	1.6%	1.6%
計	4,816.0ha	4,816.0ha	100.0%	100.0%

※上記の防火地域等の指定のほか、東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく「新たな防火規制区域」を指定している（令和4年7月時点の指定面積：206.4ha）。

(2) 指定による規制

	防火地域	準防火地域	
		新たな防火規制区域 (東京都建築安全条例第7条の3)	左記以外
耐火建築物等としなければならないもの	階数が3以上のものまたは延べ面積100㎡を超えるもの	地階を除く階数が4以上のものまたは延べ面積500㎡を超えるもの	地階を除く階数が4以上のものまたは延べ面積が1,500㎡を超えるもの
耐火建築物等または準耐火建築物等としなければならないもの	階数が2以下、かつ延べ面積100㎡以下のもの	地階を除く階数が3以下、かつ延べ面積が500㎡以下のもの	地階を除く階数が3以下、かつ延べ面積が1,500㎡以下のものまたは地階を除く階数が2以下、かつ延べ面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの
防火構造等としなければならないもの ※1			地階を除く階数が2以下、かつ延べ面積が500㎡以下のもの

※1 木造建築物等の外壁および軒裏で、延焼のおそれのある部分に限ります。

- 特殊建築物は、防火地域・準防火地域の指定にかかわらず、用途・規模等によっては耐火建築物等または準耐火建築物等としなければならない場合があります。

(3) 不燃化促進事業完了地区

事業	事業内容	地区名	対象地域	備考
都市防災 不燃化促進事業	事業区域内で耐火建築物を建築する際、建築費の一部を助成することにより、不燃化を促進する。	川越街道 北地区	区内川越街道から沿道30mの範囲	避難道路(延長約2.9km) 平成19年3月事業完了
		笹目通り ・環状8号線地区	区内笹目通り・環状8号線の一部から沿道30mの範囲	避難道路(延長約4.3km) 平成23年3月事業完了

第2款 緑の保全・育成【産業経済部、環境部、土木部】

1 みどりの保全・育成計画

(1) 公園の整備

区内の公園緑地の量的な拡大を図るとともに、災害対策上からも、都市計画で定められた大規模公園の早期整備を図ります。

区立中村かしわ公園では防災性を兼ね備えた公園整備を行っています。公園等の整備にあたっては、敷地面積や施設の特性に鑑み、防災備蓄倉庫や集中備蓄倉庫を整備しています。今後も、必要に応じて

設置について検討し、整備を進めます。

避難場所として指定される都立公園は、機能の確保と安全性の向上のために必要な整備の促進を、今後も必要に応じ東京都へ要請します。

(2) 道路等の緑化

道路空間と植栽の相乗効果による延焼遮断帯として、また安全な避難を確保するため、道路の緑化を進めます。

また、ブロック塀等の倒壊防止と緑化を推進するため、既存のブロック塀等を生け垣等に変更する場合、ブロック塀等の除去費用および生け垣等設置費用の一部助成を行い、安全の確保と良好な生活環境の創出を推進します。

なお、練馬区緊急道路障害物除去路線については、生け垣等の助成を拡大します。

(3) 公共施設の緑化

避難拠点等を延焼火災から守るため、区は区立小中学校やその他の施設のみどりを適切に管理するとともに緑化を推進します。

(4) 農地の保全

都市農地は、災害時の延焼防止空間、生鮮野菜の供給など様々な防災機能があります。このように、農地は、農作物を供給する役割に加え、都市における防災的な役割を持つ貴重な都市空間です。

このため、保全する農地を生産緑地地区に指定し、都市計画として計画的に保全するとともに農業振興策を推進し、みどりの確保と貴重な都市空間の保全に努めます。

令和4年農地面積：182.35ha（うち生産緑地面積 169.77ha）

※ 農地面積は、令和4年9月5日付4練税評第85号「区内農地面積に係る情報提供について（回答）」、生産緑地面積は、令和4年9月29日練馬区告示第447号（生産緑地地区の都市計画変更）によります。

### 第3款 道路整備計画【都市整備部、土木部】

#### 1 都市計画道路

災害時における消防活動の円滑な遂行と、避難拠点または避難場所への安全な通行、救援物資の輸送および延焼遮断帯として重要な役割を果たす都市計画道路の整備を推進します。

(1) 事業計画：「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」

東京都施行			練馬区施行		
路線名	区間	延長 m	路線名	区間	延長 m
放射 35号線	環状7号～放射36号	2,780	補助 132号線	石神井町五丁目（豊島 橋交差点～石神井公園	300

I 防災共通編 第3部基本的な対策  
第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

路線名	区 間	延長 m	路線名	区 間	延長 m
				前交差点)	
外環の2	放射6号～石神井町八丁目(前原交差点)	3,340	補助 135号線	補助230号付近	460
補助 133号線	補助76号～補助229号	1,100		補助156号付近	70
	放射7号～補助172号	1,240		放射6号～練馬区画街路6号	2,770
補助 135号線	関町南三丁目～放射6号	120	補助 230号線	放射6号～補助76号	910
補助 156号線	放射7号～外環の2	1,310	補助 232号線	石神井公園駅～練馬区画街路7号	220
	補助135号～西東京市境	1,410		補助135号付近	510
補助 172号線	放射35号～早三東通り	190	練区街 1号線	補助172号～練馬二丁目	360
補助 229号線	西武新宿線交差点付近	350	外環の2	上石神井駅(交通広場約5,100㎡)	-
補助 230号線	補助76号～富士街道	430	<b>計6路線</b>	<b>9 区間</b>	<b>5,600</b>
補助 232号線	富士街道～外環の2	830			
<b>計9路線</b>	<b>11 区間</b>	<b>13,100</b>			

(注) 補助133号線のうち、補助76号～補助229号は中野区を含む総延長

(2) 事業中  
東京都施行路線

路線名	区間(起点～終点)	延長(m)
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目	2,000
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目	1,330
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目～早宮二丁目	1,970 (注1)
補助172号線	早宮三丁目地内	390
補助230号線	大泉学園町七丁目～大泉町二丁目	2,100
補助233号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目	500
外環の2	石神井町八丁目～東大泉二丁目	1,000
外環の2 (注2)	上石神井一丁目～上石神井四丁目	790
補助133号線 (注2)	中野区上鷺宮一丁目～中村北三丁目	1,100 (注3)
補助156号線 (注2)	東大泉四丁目～西大泉一丁目	1,400

練馬区施行路線

路線名	区間（起点～終点）	延長（m）
練馬区画街路1号線 （注2）	早宮三丁目～練馬二丁目	230
外環の2（交通広場） （注2）	上石神井一丁目～四丁目（5,164.41㎡）	-
補助135号線（補助230号付近） （注2）	大泉学園町四丁目～大泉学園町六丁目	461
補助135号線（補助156号付近） （注2）	東大泉一丁目～東大泉四丁目	142
補助232号 （注2）（注4）	石神井町三丁目地内	220

（注1）板橋区内延長を含む

（注2）第四次事業化計画の優先整備路線

（注3）中野区内延長を含む

（注4）再開発事業による施行延長を含む

## 2 その他の道路

都市計画道路の他、生活幹線道路（注4）や主要生活道路（注5）で構成する道路ネットワークの形成を進めることにより、避難拠点への避難、救援、消防等の活動を確保するなど、防災機能の向上に努めます。

（注4）生活幹線道路とは、都市計画道路を補完し、災害時には、緊急通行車両の通路や救急活動の場としての役割を果たす道路。

（注5）主要生活道路とは、生活幹線道路を補完し、防災面において日常消防活動の向上を図る道路。

## 3 無電柱化の推進

無電柱化は、都市防災機能の向上や快適な歩行空間の確保、良好な景観の創出に大きく寄与します。区は、平成30年3月に策定した「練馬区無電柱化推進計画」において、無電柱化に優先的に取り組む道路を選定し、無電柱化を総合的・計画的に推進しています。

## 4 橋梁の整備

区内の橋梁は、令和5年4月1日現在、150橋（国、都管理橋を含む。）あり、その他に立体横断施設として歩道橋が35橋あります。

これらは防災活動上必要な施設であり、河川沿いや幹線道路沿いの住民の日常生活上の利便性と災害時における避難の確保の両方を図るものです。今後も定期的な点検等で長寿命化に取り組みます。

河川改修事業に伴って架替えられた区管理橋は、石神井川に55橋、白子川に10橋あります。

## 第4款 都市計画公園・緑地の事業化計画【土木部】

都市公園・都市緑地は、レクリエーション、環境保全、景観機能に加え、防災機能としても非常に重要な役割を持っています。

東京都および区は、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）（東京都・特別区・市町）」において、次の練馬区内の重点公園・緑地の優先整備区域を令和11年度までに優先的に事業を進めることとしています。

### 1 東京都事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」（練馬区内）

	重点公園・緑地 名称	優先整備区域 面積（㎡）	優先整備区域 箇所
1	上板橋公園 （城北中央公園）	71,800	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目 練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目
2	練馬城址公園	220,000	練馬区春日町一丁目、向山三丁目
3	石神井公園	40,400	練馬区石神井台一・二丁目、 石神井町五丁目

### 2 練馬区事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」

	重点公園・緑地 名称	優先整備区域 面積（㎡）	優先整備区域 箇所
1	小竹町公園 （やくも公園）	900	練馬区小竹町一丁目
2	三原台第二公園 （三原台ののはな公園）	1,000	練馬区三原台二丁目
3	北原公園	1,000	練馬区谷原六丁目
4	田柄二丁目公園	2,400	練馬区田柄二丁目
5	関町南二丁目公園	700	練馬区関町南二丁目
6	大泉学園町六丁目公園	3,900	練馬区大泉学園町六丁目
7	北大泉公園 （大泉町もみじやま公園）	1,500	練馬区大泉町三丁目
8	大泉学園町北公園 （大泉学園町希望が丘公園）	10,000	練馬区大泉学園町九丁目
9	練馬総合運動場公園	400	練馬区練馬二丁目
10	高松農の風景公園	6,700	練馬区高松二丁目

I 防災共通編 第3部基本的な対策  
第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

	重点公園・緑地 名 称	優先整備区域 面積 (㎡)	優先整備区域 箇 所
11	土支田二丁目農業公園	2,700	練馬区土支田二丁目
12	井頭憩いの森緑地 (井頭の森緑地)	2,500	練馬区東大泉七丁目
13	羽沢緑地 (こどもの森)	600	練馬区羽沢二丁目
14	西大泉五丁目緑地 (西大泉こさくっぱら緑地)	6,800	練馬区西大泉五丁目
15	石神井台六丁目緑地	2,300	練馬区石神井台六丁目
16	西本村の森緑地	6,200	練馬区大泉学園町二丁目
	計	49,600	

## 第5款 防災都市づくり推進計画【東京都都市整備局】

防災都市づくり推進計画は、東京都が、東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、発災時の被害拡大を防ぐため、建築物等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画です。

本計画は、都内の市街化区域（23区28市町）を対象とし、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間の計画期間とします。また、整備プログラムの計画期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。

- (1) 基本方針 令和3年度から令和12年度までの10年間
- (2) 整備プログラム 令和3年度から令和7年度までの5年間
- (3) 主な計画内容

### ① 避難場所

東京都が特別区を対象に指定しています。大規模な市街地の火災による輻射熱を考慮して算定し、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保します。

指定された避難場所までの避難距離は約3kmを目安に避難圏域を指定します。なお、市街地火災が拡大する恐れがなく広域避難を要しない地区については、地区内残留地区に指定します。

(練馬区には、地区内残留地区はありません。)

### ② 延焼遮断帯

延焼遮断帯は、軸となる都市計画道路の整備と防火地域等の規



制・誘導策や都市防災不燃化促進事業等の実施による沿道の不燃化など、様々な施策を重層的に実施することで形成します。

③ 木造住宅密集地域

地区計画等による敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制等により、敷地の細分化防止や建築物の不燃化を促進する地域として設定しています。区内では20町丁目が指定されています。

東京都は、令和5年度に、防災都市づくり推進計画における木造住宅密集地域（区内20町丁目）の木造住宅に住む方を対象に、感震ブレーカー（特定機器のみを遮断するコンセント型）の配布事業を行いました。【防災都市づくり推進計画に基づく区内の木造住宅密集地域】

大泉町6丁目	石神井台8丁目
春日町2丁目	田柄1丁目
春日町4丁目	田柄2丁目
北町7丁目	田柄3丁目
北町8丁目	豊玉中1丁目
向山4丁目	西大泉6丁目
桜台2丁目	錦1丁目
桜台4丁目	貫井4丁目
下石神井6丁目	富士見台2丁目
石神井台2丁目	南大泉1丁目

## 第6款 液状化対策【危機管理室、都市整備部】

東日本大震災では、各地で液状化現象が発生し、家屋等に大きな被害をもたらしました。都内でも、23区東部を中心に9区において液状化現象が確認され、うち5区で建物被害が発生しました。

東京都地域防災計画により、東京都都市整備局は、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえ、「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成しました。それとともに、平成26年5月より「東京都 建物における液状化対策ポータルサイト」が開設され、建物の所有者や設計者が自ら液状化対策に取り込むことができるように、液状化関連情報が集約されました。ポータルサイト内では、地歴図や地盤調査データなどを閲覧することができます。また、液状化による建物被害に備えていくためには、地盤や建築に関する専門的な知識が必要であることから、東京都は一般社団法人東京建築士会による「東京都液状化対策アドバイザー制度」を創設しました。こちらでは、液状化対策を検討する初期段階において必要な情報の提供やアドバイスが受けられます。

区では、このような新しい液状化関連情報などの提供に努めています。

## 第7款 水害対策【土木部、東京都建設局】

### 1 東京都豪雨対策基本方針

急激な市街化に伴い流域の保水・遊水機能が低下し、雨水の流出量が増大したため、集中豪雨等によるいわゆる都市型水害が多発しています。この都市型水害を防止するためには、河川や下水道の整備を推進するとともに、流域全体の雨水流出量を抑制する必要があります。

東京都は、近年の降雨特性や浸水被害の状況等を踏まえ、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定しました。

豪雨対策の目標降雨は区部時間75mm、多摩部時間65mmとし、浸水被害の防止を目指しています。

なお、東京都は、気候変動の影響を踏まえた東京都豪雨対策基本方針の改定に向け検討を進めています。

### 2 河川整備

#### (1) 石神井川

区内の延長は約11.6kmであり、そのうち改修工事は、板橋区境から小ヶ谷戸橋上流まで完了しています。

長光寺橋から山下橋までの区間は、治水の安全性を高めるほかに、水辺環境の整備として緩傾斜護岸による整備をしています。

扇橋から本立寺橋までの事業認可を平成21年に取得しています。

扇橋から本立寺橋までの区間については、都営上石神井アパート区間の整備を進めるとともに、令和元年度から曙橋の整備に着手しています。

また、練馬区と板橋区にまたがる右岸において都立城北中央公園の地下に時間75mmの降雨に対応した調節池の整備を実施しており、平成30年度より一期工事を進めています。

#### (2) 白子川

区内の延長は約5.9km（都施工分）であり、そのうち改修工事は、川越街道の東埼橋まで完了しています。

洪水を一時貯留して、水害の防止と軽減を図る比丘尼橋上流調節池（昭和61年・貯留量34,400m<sup>3</sup>）、比丘尼橋下流調節池（平成13年・貯留量212,000m<sup>3</sup>）、白子川地下調節池（平成29年・貯留量212,000m<sup>3</sup>）が整備済みです。

白子川地下調節池は、石神井川からの取水・貯留も可能となっています。白子川調節池群により、下流の安全を確保し、弥生橋から御園橋までの護岸整備を行いました。

現在は、御園橋から一新橋の区間について河川予定地の指定をし、順次改修工事を進めています。

(3) 環状七号線地下広域調節池

時間75mmの降雨に対応するため、環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を連結して調節池の機能を流域間で相互に活用する施設です。

平成28年度より妙正寺川から石神井川までのシールドトンネル工事に着手しています。

### 3 流域対策

区では、練馬区総合治水計画を平成2年度に策定、平成23年度に改定し、雨水浸透ますや雨水貯留施設などの雨水流出抑制施設を設置することにより、1時間当たり5mmの降雨に相当する流域対策を実施してきました。

東京都豪雨対策基本方針ならびに流域別豪雨対策計画の改定に伴い、都と連携して1時間あたり75mmの降雨に対応できるよう、令和3年3月に練馬区総合治水計画を改定しました。令和19年度を目標年次として、1時間あたり10mmの降雨に相当する流域対策に取り組んでいきます。

なお、東京都は、気候変動の影響を踏まえた豪雨対策基本方針の改定に向け検討を進めており、その結果を踏まえて練馬区総合治水計画を見直します。

## 第8款 下水道施設の防災対策【東京都下水道局】

### 1 浸水防止

東京都下水道局は、豪雨の際の浸水防止策として、下水道管きよの清掃等を行い、流下能力の確保に努めます。さらに台風その他の災害発生が予測される場合は、テレビ・ラジオによる情報収集、降雨情報システム（東京アメッシュ）の活用、雨量測定地点情報の状況把握を行い、地域に応じた的確な事前対策を実施することとしています。

また、経営計画における浸水対策の取組方針に基づく下水道施設整備に取り組み、機能向上に努めています。

## 第9款 災害時のエネルギーセキュリティの確保【危機管理室、環境部】

電気やガスなどのエネルギー資源は、都市の機能を支える上で不可欠なものです。災害時であっても、避難拠点や家庭、事業所等において必要とされる最小限のエネルギーが得られるよう、平常時から備えをしておくこ

とが重要です。

## 1 避難拠点等の電源確保

避難拠点には、当面の避難生活を支える資機材としてガソリンを燃料とした小型発電機と一定量のガソリンを配備しています。備蓄燃料が不足した場合、燃料が不要な避難拠点から不足している避難拠点に再分配します。また、同時に、協定団体や協定自治体等に燃料の供給を要請します。

この補完として、災害時にLPガスを燃料とした発電機等を調達するための協定を、令和元年に締結しました。

また、災害時には非常用電源として活用するため、電気自動車等の車両や、車両から電気を取り出す外部給電器の導入を進めており、令和5年4月1日現在、電気自動車10台、燃料電池自動車2台、外部給電器10台を導入しています。

あわせて、協定締結事業者や災害時協力登録車制度の区民ボランティアの協力を得て、電気自動車等をさらに確保する体制を強化していきます。災害時の円滑な運用に向けて、協定締結事業者との訓練や区民ボランティア向けの研修会を実施しています。

また、非常用電源として太陽光発電設備と蓄電池の整備を進めており、令和5年4月1日現在、避難拠点5か所に導入しています。

さらに、区内の災害拠点病院である順天堂練馬病院および練馬光が丘病院とは、施設のコジェネレーションを活かし、近隣の医療救護所への災害時電力供給体制（地域コジェネレーションシステム）を構築するための協定を締結しました。

## 2 施設の電力優先復旧

発災時、区が迅速に災害応急対策を実施するためには、災対本部が設置される区本庁舎や避難拠点となる区立小・中学校、災害時医療機関などの重要施設の電力を優先的に復旧させる必要があります。

そのため、区は、東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社と災害時の相互協力に関する覚書を締結しており、大規模停電時に電力復旧を優先すべき施設を同社との協議によりあらかじめ決めています。

## 第2節 住宅および建築物の耐震計画

区内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高めます。合わせて、震災から区民の生命・財産を守ります。

地震災害から建築物その他の工作物を保護し、被害の軽減を図るとともに機能を維持するため、関係機関と連絡・協調しながら、その耐震・不燃化を進めてきました。今後も防災活動の拠点となる区立施設ならびに民間建築物等の耐震性の向上と不燃化の促進を一層進め、必要に応じて建築物の所有者に対して耐震診断・改修の指導を行います。

### 予 防 対 策

#### 第1款 練馬区耐震改修促進計画【都市整備部】

練馬区耐震改修促進計画の目的は、区内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命および財産を守ることです。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき策定し、適宜見直しを行いながら建築物の耐震化に総合的に取り組んできました。

これからも本計画に基づき、防災活動の拠点となる区立施設の耐震化を進めていきます。また、民間建築物の耐震性の確保に向けて、重点的に取り組むべき建築物を定め、耐震化を促進していきます。

#### 第2款 区立施設の耐震性の向上【総務部、教育振興部】

昭和56年6月以降に建設された新耐震基準の建築物については、建物の用途による重要度（災害時における役割の重要度）に応じて耐震性能を高めています。

また、それ以前に旧耐震基準で建設された、区立小中学校をはじめとする区立施設については既に耐震診断を行いました。

区立小中学校については、耐震補強工事を完了し、改築が必要な学校についても、令和2年度までに工事を完了しました。

区立小中学校以外の区立施設についても診断に基づき耐震補強を行い、耐震化の法定基準は達成しています。また、不特定多数の方が利用する区立施設等については、今後の大規模改修等の際に、耐震基準を法定基準より高く設定し、更なる耐震化を進めています。

### 第3款 民間建築物の耐震性確保【都市整備部】

大震災の際に、家屋倒壊等による死者を低減し、延焼火災の発生を抑えるためには、建築物の耐震性を向上させることが重要です。

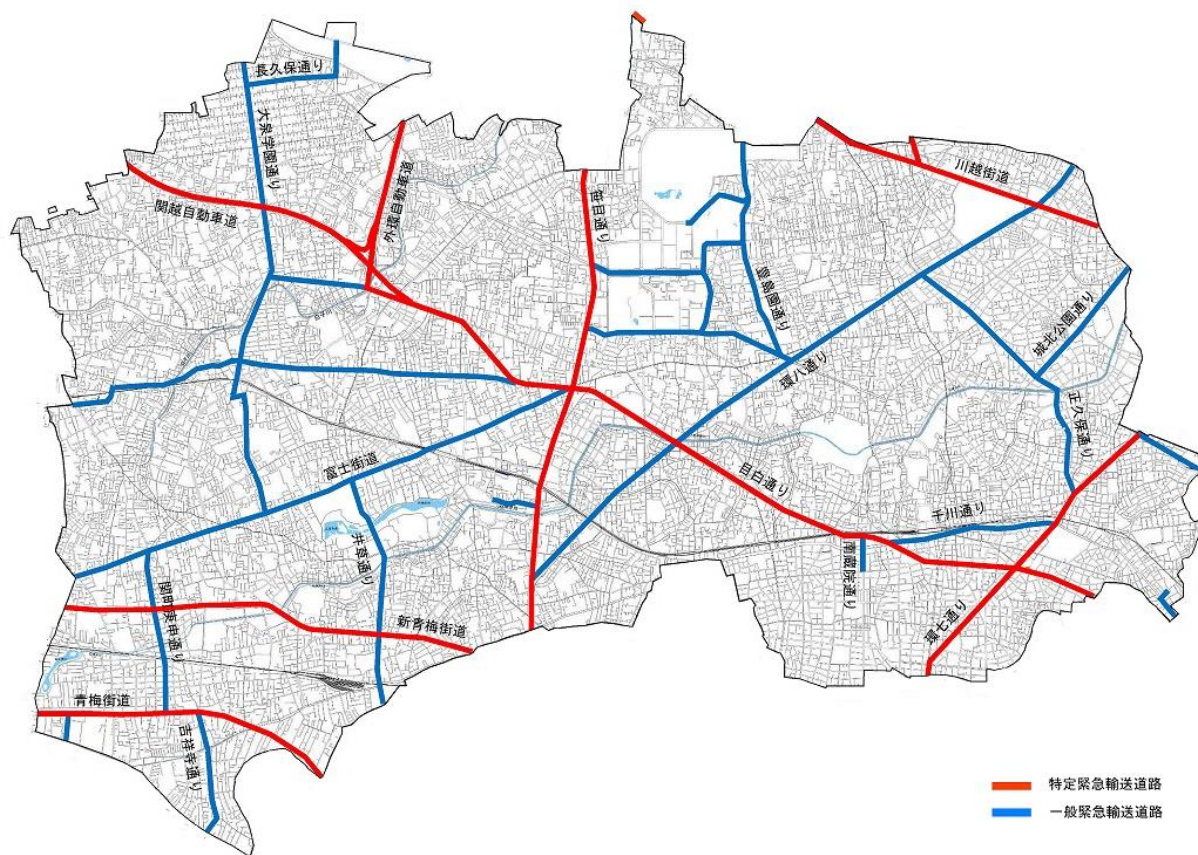
区では建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断や耐震改修工事費用等の助成を実施しており、建築物倒壊による被害発生の予防に努めています。

今後は、密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地区において、旧耐震基準の住宅の耐震化を更に加速するとともに、新耐震基準の住宅のうち、2000年基準を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

また、避難や救助、救援活動の大動脈となる特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化が、一定程度進捗しました。引き続き、震災時に地域内を連絡する一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化についても重点的に取り組んでいきます。

※ 特定緊急輸送道路とは、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条の規定に基づき、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として指定した道路をいいます。一般緊急輸送道路とは、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路です。

図 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」において指定された特定緊急輸送道路および一般緊急輸送道路【練馬区内】



#### 第4款 ブロック塀等の倒壊防止【危機管理室、都市整備部、環境部】

危険なブロック塀等を法令に定める基準に合った塀、あるいはフェンス、生け垣にするよう倒壊防止対策を引き続き推進します。

平成30年6月に発生した大阪府北部地震での教訓を踏まえ、区では、学校、保育園、公園などの区立施設のブロック塀等について調査を行い、危険なブロック塀等の撤去を行いました。民有地についても、道路等に面した全てのブロック塀等の安全性を確認するため、平成30年度に調査を行い、危険なブロック塀等の所有者に対しては撤去を働きかけるとともに撤去に要する費用を助成しています。助成にあたっては、利用者の経済的負担を軽減する制度設計を進め、利用促進を図ります。

なお、撤去費用助成制度の活用等にあわせて、生け垣化などの緑化が図られるように、みどりの街並みづくり助成制度を紹介しています。

## 第5款 落下物の防止【都市整備部、土木部】

地震が発生した際、建築物の壁面で傾斜部を有する外壁が直接道路等に落下する可能性がある建築物、大規模空間を有する建築物で天井部分が落下する可能性がある建築物の所有者に対して、助言や指導を行います。

また、区では、平成27年に札幌市で発生した広告板落下事故を受けて容積率400%以上の地域を対象に建築物の外壁に設置されている広告板等の安全確認を実施しました。さらに、令和元年度には、主に容積率300%の地域を対象に独立した看板柱の安全確認を行いました。

今後は、落下や倒壊の恐れのある劣化の著しい広告板等の所有者等に助言や指導を行っていきます。

## 第6款 エレベーター対策【各部】

### 1 エレベーターの地震対策の推進

都市整備部では、1年に1回提出される「定期検査報告書（昇降機）」に基づき、エレベーターがある民間建築物名、製作会社名、保守会社名を台帳化し、エレベーター内に閉じ込められたと区に通報があった場合に備える体制を整えています。

### 2 エレベーターの地震対策の基本的な考え方

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 建築基準法に基づく耐震設備の設置を推進する。</li><li>② 日常・定期点検の更なる確実な実施をする。</li><li>③ 早期救出・復旧体制の整備を推進する。</li><li>④ 適時適切な情報提供・情報共有を推進する。</li></ul> |
|---|

### 3 エレベーター復旧ルールの徹底

災害発生時には、多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されています。しかし、保守要員が限定されるため、東京都では、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧し、できるだけ多くのビルの機能の回復を図ることを原則としています。

東京都の普及・啓発活動にあわせ、区も、今後普及・啓発活動を行うことが課題となっています。

## 第7款 区立施設の対策【各部】

区立施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止を自ら実施し、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進していきます。



区有施設のエレベーターについては、地震発生時の安全確保と速やかな復旧を行います。災害対策業務を行ううえで必要な防災拠点となる建築物をはじめ、建築物の用途に応じて速やかな復旧が求められる建築物については、建築基準法で求められる耐震設備を有し、地震直後の利用者の安全確保、避難誘導を確実に実行し、速やかな運転復旧の体制づくりに努めます。

区有施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施します。その判定が困難な場合、また、社会公共施設の管理者から応急危険度判定の実施について支援要請があった場合は、都災対本部に判定実施の支援を要請します。

## 第3節 施設構造物等の災害予防計画

地震被害の軽減と防止を図るため、建築物の不燃化の促進ならびに落下物の被害の防止等施設構造物の安全化を図ります。

### 予 防 対 策

#### 第1款 一般建築物の計画【消防署・厚生労働省】

##### 1 計画方針

建造物等の位置・構造・設備等は、建築法令その他の関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工し、かつ維持するよう指導します。

また、消防署では既存建築物の防火管理や消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備、消防用水および消火活動上必要な施設をいう。）に関しては、消防関係法令に基づく消防立入検査を通じ、適法な維持管理と防火指導を行います。

##### 2 防災施設の維持管理

- (1) 既存不適格である建築物や法令改正等に伴い遡及対象となる消防用設備等は、現行法令に適合するよう改修の指導を行います。
- (2) 建築物等は、適法に建築され、防災上の欠陥を生じないように指導します。
- (3) 消防用設備を建築・消防等関係法令に基づいて設置、維持、管理するよう指導します。

##### 3 火気使用設備・器具等の安全指導

火災予防条例により、地震動等により作動する安全装置付石油燃焼器具の普及の徹底および火気使用器具等の固定等、各種安全対策の推進を図るとともに、各種の安全装置を含めた火気使用器具の点検、整備の指導の徹底を図ります。

##### 4 電気設備等

火災予防条例により、変電設備や自家発電設備などの電気設備は、出火防止、延焼防止のための規制がなされているとともに、維持管理についても関係法令により点検、整備が義務付けられています。

各種電気設備の耐震化および不燃区画化を推進するとともに、出火防止等の安全対策を強化します。

## 5 住民指導の強化

各家庭における発災時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、起震車や防災訓練車等の指導用資器材の整備を充実し、実践的な防災訓練を通じて区民の防火行動力の向上を図ります。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器の普及を図ります。

### 【出火防止等に関する備え等の主な指導事項】

- (1) 火気器具や喫煙の管理など、日常的な出火防止対策の励行
- (2) 水の汲み置きや消火器、住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の準備
- (3) カーテンや寝具など防災品の普及
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- (5) 灯油等危険物品の整理や安全管理の徹底
- (6) 防災訓練への積極的な参加
- (7) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーおよびガス元栓のしや断等を行う

## 6 消防立入検査の実施

建築物の関係者に対し、消防用設備等の維持管理の徹底、防火対象物の定期点検報告、自主点検報告の励行等、火災等への備えや対策について指導します。

- (1) 立入検査実施  
人命危険・出火危険の大きい防火対象物を重点的・計画的に検査します。
- (2) 法令違反に対する措置  
立入検査の結果、消防関係法令に違反し、かつ是正されない事案については警告、命令、告発等を行い、早期是正を図ります。

## 7 事業所に対する防災指導

- (1) 管理について権原を有する者に対し、防火管理者の選任とともに、「防火管理に係る消防計画」を作成させ、防火管理業務が法令の規定および「防火管理に係る消防計画」に従って適正に行われるよう指揮・監督するように指導します（消防法第8条）。
- (2) 一定の条件を満たす事業所については、防災管理者の選任および所要の計画の作成など、防災管理に必要な業務を行うように指導します（消防法第36条）。
- (3) 防火管理者および防災管理者に対し、自衛消防訓練を行うように指導するとともに、訓練の指導を行います。
- (4) 建物や事業所の規模に応じた事業所防災計画を作成するとともに、什器類の転倒・落下・移動の防止対策や火気器具、危険物施設、消防

用設備等の日常的な点検整備等を行うように指導します（東京都震災対策条例第10条）。

- (5) 事業所の従業員等が一斉に帰宅することによる混乱や二次災害の発生を防止するため、一斉帰宅を抑制する教育の実施や計画の作成、事業所に従業員等が待機できる場所や所要の物資の準備を行うように指導します。
- (6) 危険物の貯蔵等に係る許可を受けていない施設で危険物を扱ったり、許可を受けていない危険物を取り扱うことが想定される場合は、実施計画書を作成するとともに、消防署に届出を行うように指導します。

〔資料編 資料30-009 参照〕

## 8 その他設備の維持管理指導

厚生労働省は、労働関係法令に定める諸設備のうち、地震発生時に転倒・落下等の危険性が想定される設備は、関係法令に定める構造上の基準に従い、維持管理するよう指導します。

## 第2款 高層建築物の計画【都市整備部、消防署】

### 1 計画方針

高層建築物は一般建築物より収容人員が多く、用途によっては不特定多数の者が利用することから、地震火災および風水害の発生に伴う被害の軽減や混乱を防止するため、防災上の安全性の確保、消防用設備の適切な維持管理と防火防災管理を通じた防火安全対策について、一層の推進を図ります。

### 2 予防計画

- (1) 主要構造部等の耐震安全性の確保

都市整備部は、新築時等に、建築基準法等に基づく適正な検査・報告を通じ、防災上の安全性を確保します。

- (2) 防火・防災管理の推進

ア 法令等に基づく防火防災管理制度の周知徹底

消防署は、管理権原者および防火・防災管理者等を核とした防火・防災管理を徹底するため、消防計画の作成指導とともに、従業員への周知、自衛消防隊の訓練・指導、防災センターの機能強化と要員教育を推進します。

イ 消防用設備の適正な設置・維持

消防署は、スプリンクラー設備等の消火設備や火災の延焼拡大を最小限に食い止める防火区画や内装材料の不燃化について、法令等

に基づく適正な設置・維持を指導します。

#### ウ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

消防署は、長周期地震動の影響が懸念される高層建築物について、家具類の転倒・落下・移動防止対策に関する対策の重要性を周知し、対策を講じるように普及を図ります。

#### (3) 避難安全対策の推進

消防署は、避難施設や通路の確保とともに、利用者等の安全な避難誘導を実施するため、避難誘導員の事前指定、避難口等の明示や避難誘導指示に関する教育訓練および訓練指導者の育成を推進します。

#### (4) 消防活動対策の推進

消防署は、円滑な消防活動を実現するため、水利の確保、消火活動に必要な設備の設置・維持、そして、消防車両の進入路（耐用20t）や寄り付きスペースの確保、非常用エレベーターの設置について、指導等を行うとともに、ヘリコプターの緊急離発着場・緊急救助用スペースの設置について、適宜、要望します。

## 第3款 危険物施設等の計画【健康部、消防署、東京都環境局、東京都保健医療局】

### 1 危険物施設

#### (1) 予防計画

消防署は、消防法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに危険物取扱者の資質の向上と責務を再認識させ、自主的な災害予防体制の確立を図ります。

タンクローリー、トラック等の危険物輸送車両については、立入検査を適宜実施し、他区市町村等と連携した安全対策を推進します。

また、「危険物の運搬または移送中における事故等の措置・連絡資料（イエローカード）」の車両への配備を確認し、活用の促進を図ります。

#### (2) 災害の防止

消防署は、危険物製造所等の施設に対し、消防法や政令、条例に基づき、耐震性が担保された設備の設置や転倒・落下・移動防止に関する指導を行うとともに、自主防災体制の整備、防災資器材の整備を促すことにより出火防止や流出防止対策の推進を図ります。

### 2 高圧ガス施設

東京都環境局は、「東京都高圧ガス施設安全基準」（1997年改訂）に基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を

行っています。

消防署では、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導します。

### 3 毒物・劇物保安計画

健康部は、事故の未然防止を図るため、健康部が所管する毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置および定期的防災訓練の実施等を指導しています。

また、無機シアンを使用するメッキ業者に対し毎年立入検査を行い、管理方法等の指導を行っています。

消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導します。また、都内の公私立の小中高等学校に対して、化学実験室等薬品保管場所における毒物劇物等の容器および収納戸棚等の転倒落下防止ならびに破損等の防止措置など安全対策を実施するよう指導します。

### 4 ラジオアイソトープ（放射性同位元素）保安計画

放射性使用施設は、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備します。また、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じます。

また、消防署では、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導します（東京都震災対策条例第10条）。

## 第4款 水道施設の計画【東京都水道局】

### 1 計画方針

東京都水道局では、「東京水道施設整備マスタープラン」を策定しています。この計画に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備すること等により、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水を可能な限り確保していきます。

### 2 水道システムの耐震強化等

施設の被害箇所をできるだけ軽減するための水道施設の耐震化および断水区域・断水時間の縮小を図るためのバックアップ機能の強化等を推進し

ています。

全ての水道施設の耐震化を完了させるまでには、長い年月と膨大な費用を要することから、水道システムの取水から配水までの連続性に配慮し、優先度の高い施設から耐震化を進めています。

管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進めます。

また、バックアップ機能の強化については、個別施設が停止しても可能な限り給水できるよう、導水施設の二重化、送水管のネットワーク化などに取り組んでいます。

さらに、震災等による大規模停電時においても、安定的に給水を確保できるように、浄水場や給水所などの自家用発電設備の新設・増強を図り、電力の自立化を進めます。

### 3 飲料水の確保

水道施設の耐震化に加え、震災時における水の確保をより確かなものにするため、浄水場、給水所、応急給水槽等を給水拠点として位置付け、震災時の飲料水を確保し、応急給水が可能となるよう努めます。

こうした応急給水拠点については、概ね半径2キロメートルの距離内に1か所を設け、災害時に必要な飲料水を確保しています。

また、震災時の応急給水活動を迅速、的確かつ安全に実施することを目的に、給水拠点の改造を行うとともに、給水タンク、エンジンポンプ、応急給水栓等の応急給水用資器材および収納倉庫を配備するなど、給水拠点としての充実を図ります。

## 第5款 下水道施設の計画【東京都下水道局】

### 1 計画方針

東京都下水道局は、経営計画における震災対策の取組方針に基づき、下水道管の耐震化や水再生センター、ポンプ所の耐震対策、非常時の自己電源の確保などの取組を推進しています。

このなかで、下水道管とマンホールの接続部の耐震化の対象については、ターミナル駅や災害拠点病院のほかに新たに指定された避難所や防災上重要な施設を加えて対象を拡大して対策を進めます。

### 2 防災業務計画

地盤の状況（液状化砂層・軟弱地盤）や管路施設の経年度合によって構造的弱点か所での管きよの破損（破断・沈下）、目地ずれ、管内への

土砂流入堆積等の被害が発生すると、流下機能に影響が出てしまいます。

被害を軽減する対策として、平素からきめ細かな維持管理業務（巡視・点検・テレビカメラ調査・診断等）を行い、クラック、故障、破損、土砂堆積等機能低下の原因の発見に務め、補修・改良工事の実施など、予防管理の徹底に努めています。

### 3 下水道施設の活用

区との連携により、避難所等の近辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの指定拡大を促進し、トイレ機能の確保を図ります。

## 第6款 電気施設の計画【東京電力パワーグリッド】

### 1 計画方針

地震、台風、その他非常災害時の電力設備の被害防止および復旧対策を迅速に実施し、電力供給の機能確保に努めます。

### 2 施設の耐震化

次の耐震設計基準に基づき設置されています。

設 備 名		耐 震 設 計 基 準
変 電 設 備		変電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
送 電 設 備	架 空 電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地 中 電線路	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。
配 電 設 備	架 空 電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地 中 電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。
電 通 設 備		電力保安通信規程に基づいて耐震設計を行う。



### 3 防災計画

#### (1) 災害予防

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めます。

#### (2) 防災訓練

災害発生を想定し、「非常災害訓練」を年1回以上実施します。

#### (3) 復旧用資器材等の常備・確保

非常災害に備え必要な資器材等は常備・確保します。

#### (4) 広報

##### ① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対し次の事項を中心に広報活動を行います。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、使用しないこと。

オ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進すること。

カ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してからの使用を推奨すること。

キ 屋外に避難する時は安全器またはブレーカーを必ず切ること。

ク 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

##### ② 報道機関に対する広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

##### ③ 地方公共団体等への対応

ア 地方公共団体の災対本部から要員派遣の指示・要請があったときは、要員を派遣します。

イ 電力施設等の被害状況、復旧状況等は官公署に対し、迅速・的確に報告します。

## 第7款 ガス施設の計画【東京ガスグループ】

### 1 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に取り組むとともに、次の諸政策を重点に防災対策の推進を図ります。

- (1) 防災体制の確立
- (2) 災害予防対策
- (3) 災害応急対策
- (4) 災害復旧対策

### 2 ガス施設の災害予防措置

#### (1) 施設の機能の確保

ガス施設については、耐震対策等、既存の予防措置を活用しつつ、次のとおり施設の機能の確保に努めます。

##### ① 系統の多重化・拠点の分散

ガスの安定的な供給のため、系統の多重化、拠点分散等に努めます。

##### ② 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努めます。

#### (2) ガスの安定的な供給等

##### ① ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき、所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図ります。

##### ② ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、ガス遮断装置の設置、導管防護装置、他の工事に係る導管事故防止措置等を行います。

また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進します。

#### (3) 非常用設備の整備

##### ① 連絡・通信設備

非常時の情報連絡、指令、報告を迅速に行うとともに、ガス工作

物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備します。

② コンピュータ設備

災害に備え、コンピューターシステムやデータベース等のバックアップをする体制を整備します。

③ 自家発電設備等

常用電力の停止時において、防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備します。

④ 防災中枢拠点設備

対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講じます。

(4) ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持します。さらに、事故未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図ります。

また、被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検を行います。

### 3 事業継続計画の策定・発動

(1) 事業継続計画の策定

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定します。

また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全および被害拡大防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない次の業務を最優先とします。

① ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

② ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務

③ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

④ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

(2) 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命じます。

### 4 防災教育・訓練

(1) 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程・保安業務規程等について、社員等関係者に対する教育を実施します。

(2) 防災訓練

各部所は、年1回以上、実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認します。また、地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化します。

## 5 広報活動

(1) 日常の広報

お客様および他の工事関係会社に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に、通報者等の協力を得るように広報活動を実施します。

(2) 広報資料の作成

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰映像データ等をあらかじめマスコミ等に配布します。

## 第8款 通信施設の計画【NTT東日本】

### 1 計画方針

通信の確保を図ることがNTT東日本の責務であることから、被害防止および応急復旧作業の迅速な実施を図るため予防対策、非常召集体制の確立、機動力の整備、工事資材の確保等万全を図ります。

あわせて、防災訓練を定期的実施します。また、行政機関の計画する防災訓練にも積極的に参画します。

### 2 防災計画

災害時の被害を極力軽減するため、各設備の災害対策を計画的に実施します。線路・土木設備は、都市計画および地域開発の推進にあわせ、必要により無柱化を実施するとともに、ケーブルについては光ケーブル化の推進・PE外被ケーブル（PEC化）への更改等を行うことにより水に強い設備の構築を図ります。また、交換設備については、地震による倒壊を防ぐため、耐震対策を施しています。社屋については、それぞれ耐震、防火、防水等の設備を施し、関東地震級でも倒壊しない設計としています。なお、停電時においては、自家発電装置または移動電源車等により通信を確保します。

## 第9款 公共交通機関の防災計画【各公共交通機関】

### 1 計画方針

鉄道、地下鉄および高速道路等の交通施設を震災等の災害から防護して人命の保護ならびに輸送の確保を図るために、交通施設等に被害があった場合は迅速かつ的確な復旧を図り、大量輸送機関としての機能維持に努めます。

施設の現況（練馬区内）

機関名	路線延長	駅舎
東京都交通局	3.8km	4
東日本高速道路(株)	関越道 3.2km	—
	外環道 1.5km	
西武鉄道(株)	15.6km	13
東京地下鉄(株)	4.6km	4

### 2 公共交通機関施設の安全化

各施設は、十分耐震性を考慮して設計されていますが老朽化による耐震性の低下を考慮して、必要に応じて改良工事を実施しています。

鉄道や地下鉄の車両は不燃化構造となっており、各車両には消火器を備え付けてあります。

### 3 公共交通機関防災意識の高揚

旅客、道路利用者に対し、地震に関する一般的知識と防災意識の普及徹底を図るため関係機関と緊密な連絡をとり、平素から広報を実施して、大地震発生時における旅客、道路利用者の避難誘導が円滑に行われるよう配慮します。

また、駅周辺の混乱防止対策を策定するとともに、計画に基づく訓練を促進します。

### 4 公共交通機関の防災訓練

機関名	内容
東京都交通局	災害時の対応能力の向上を図るため、各自の役割を踏まえた実践的な防災訓練を必要な時期に各種実施します。
東日本高速道路(株)	(1) 災害応急対策および警戒宣言に係わる地震対策の円滑な実施を図るため、これらを想定した防災訓練を実施するものとします。この場合において、関係機関

I 防災共通編 第3部基本的な対策  
第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

機 関 名	内 容
	<p>と連携を図り、必要に応じて関連委託会社および道路利用者等の協力、参加を得て行うよう努めるものとします。</p> <p>(2) 防災訓練は、図上および実動訓練とし、情報の伝達、応急対策の実施、関係機関との連絡調整等について実施するものとします。</p>
西武鉄道(株)	基本訓練は年2回以上、総合訓練は年1回以上行うとともに必要に応じて非常召集訓練をあわせて行います。
東武鉄道(株)	地震に関する知識、震災発生時の初動措置要領心構え等について、毎年春、秋の全国火災予防運動、防災の日(9月1日)等を重点に教育訓練を実施し、その徹底を期します。
東京地下鉄(株)	<p>防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施します。</p> <p>ア 非常召集訓練</p> <p>イ 情報連絡訓練</p> <p>ウ 旅客誘導訓練</p> <p>エ 各担当業務に必要な防災訓練</p> <p>また、関係自治体、警察署、消防署等が、実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識技能を修得します。</p>

### 第10款 文化財施設の安全対策【地域文化部】

次のとおり、文化財施設の安全対策を実施します。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 文化財周辺の整備・点検</li> <li>② 防災体制の整備</li> <li>③ 防災知識の啓発</li> <li>④ 防災訓練の実施</li> <li>⑤ 防災設備の整備と点検</li> <li>⑥ 緊急時の体制整備</li> </ol> |
|--|

## 第4節 放射性物質対策

### 応 急 対 策

#### 第1款 放射性物質対策【危機管理室】

東日本大震災により発生した原子力発電所の事故の経験を踏まえ、原子力発電所の事故などにより、区に放射性物質等の影響が懸念される事態が生じた場合、または影響が生じた場合の対応策を定めた「練馬区放射線危機管理ガイドライン」により対応します。

## 第5節 消防活動計画

地震による火災やパニック発生等の被害を防止するため、施設や体制を整備します。

### 予 防 対 策

#### 第1款 計画方針【消防署、東京都環境局、東京都保健医療局、健康部】

区、消防署および消防団は、地域住民の協力による出火防止、初期消火および延焼拡大の防止等について計画します。さらに消防署では、東京消防庁全体での大規模な震災消防訓練のほか、様々な規模の消防演習や訓練の実施を通じて、発災時における対応能力の向上に努めています。

また危険物、高圧ガス関係等の貯蔵または取扱施設については立入検査を実施するとともに、これらの事業に従事する者に対し、当該物件の取扱指導、訓練等を実施することにより、被害の拡大防止を図ります。

消防署では、消防法等で届出することが規定されている物質に関して届出を指導するとともに、災害発生時に物質の流出による被害が予測される施設等の警防計画を作成し、災害発生時における被害の拡大防止を図ります。

#### 第2款 初期消火体制の強化【消防署】

##### 1 初期消火体制の確立

消防署では、消防用設備等の適正化、初期消火資器材の普及ならびに家庭、事業所および地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防火防災訓練により区民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図ります。

###### (1) 消防用設備等の適正化指導

消防法施行規則第12条第1項第9号等では、「貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等には地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること」と規定していることから、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、排煙設備、連結送水管について、指導を行います。

###### (2) 防火防災訓練での区民への指導

火災の延焼を防止するため、家庭への消火器や住宅用火災警報器等の普及を進めます。防火防災訓練等において、消火器や防災訓練車



を用いた初期消火の指導を行い、区民の初期消火行動力の向上を図ります。

全ての事業所において、事業所防災計画の作成を進め、各種訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図ります。また、事業所相互間の協力体制および区民防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用した地域との協力体制づくりを推進します。

### 第3款 消防力の現況【消防署】

#### 1 消防体制

練馬区における消防力は、東京消防庁の下に、3消防署、7消防出張所に、ポンプ車、救急車、はしご車等を配備し、災害に備えています。

消防力を、発災時においても最大限に活用できるよう、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化しています。

なお、区内の消防署には、ポンプ車が23台（水積載のポンプ車は9台）、救急車13台、化学車1台、救助車2台、はしご車3台、水槽車1台、可搬ポンプ21台等が配備されています。

〔資料編 資料30-010 参照〕

#### 2 消防団体制

- (1) 練馬区における消防団は管轄地域に応じ、練馬、光が丘、石神井の3団で構成され、さらに、各消防団は、活動地域ごとに分団に分かれています。練馬消防団は8個分団、光が丘消防団は5個分団、石神井消防団は10個分団となっています。発災時、消防署隊と連携し消火活動に従事するとともに、救出・救護活動を行います。また、平常時は、地域住民に対し、技術的な訓練指導を行うなど地域防災の中核として重要な役割を担っています。
- (2) 住民指導體制の充実を図り、消防団組織体制を強化するとともに、消防団活動の拠点として、分団本部施設を整備する等、発災時における消防団情報活動体制の強化を図ります。
- (3) 消防団活動を強化、充実するため消防団員の入団促進や大規模災害団員などの制度を活用するとともに、可搬式ポンプ、照明器具、応急救護資器材、簡易救助器具の整備・増強を図ります。
- (4) 可搬式ポンプおよび可搬式ポンプ積載車を増強し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図ります。

なお、区内の消防団には、可搬ポンプ45台が配備されています。

- (5) 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実

施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図ります。

【資料編 資料30-010 参照】

#### 第4款 消防水利整備【危機管理室、消防署】

- (1) 発災時の同時多発火災に対処するため、建築物の延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に関係機関と連携して、水利確保を推進します。

- ① 民間の開発行為等の機会を活かした防火水槽の設置
- ② 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際しての防火水槽の設置
- ③ 都市基盤整備にあわせた都市河川や洪水調節池の有効活用を図る等関係機関と連携した多角的な水利の設置
- ④耐震性を有する防火水槽や巨大水利として深井戸を整備

- (2) 河川等の水源の有効活用を図ります。

- (3) その他の活用方策

雨水貯留施設や親水公園等、他用途の水源の消防水利への活用および消火栓対策として鉄管口径の増径等を要請します。

- (4) 地下貯水槽の設置

都・区間の役割分担により、区は小型防火水槽（40m<sup>3</sup>以下）を、東京都は40m<sup>3</sup>以上の防火水槽を確保することとしています。そこで、区は、40m<sup>3</sup>および5m<sup>3</sup>の地下貯水槽を設置し、消防水利を確保していません（消火用に使用しない場合は、生活用水に転用）。

現況（令和5年8月1日現在）

区 分	設置数
貯水槽（40m <sup>3</sup> ）	93基
貯水槽（5m <sup>3</sup> ）	100基

- (5) ミニ防災井戸の指定

災害時における初期消火用水および生活用水として活用を図るため、水量が豊富な区内の浅井戸のうち約500か所をミニ防災井戸に指定し、手押ポンプおよび軽可搬消火ポンプの吸水蛇口を設置しています。空白地域の浅井戸を対象に、追加指定を行い、水利を確保します。

- (6) 経年防火水槽耐震力を強化し、発災時の消防水利を確保します。

- (7) 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、東京都水道局と連携して、区民防災組織等が初期消火に使用する水源として活用します。

- (8) 消防水利開発補助金制度の活用による、消防水利の整備促進や宅地開発等に伴う水利の確保に努めます。

## 第5款 消防活動路等の確保【消防署】

発災時には、道路周辺の建物等工作物の倒壊、道路の陥没等により、消防車両等が通行不能になることが予想されます。このため、消防活動路を確保するため、次の事項の推進を図ります。

- (1) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、細街路の整備、行き止まりの解消、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備等を関係機関へ提言します。また、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議します。
- (2) 発災時通行可能道路のない地域について、消防活動路が確保されるよう関係機関との検討を図ります。

## 第6款 消防活動が困難な地域への対策【危機管理室、消防署】

防火水槽等の充足、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団体制の充実等の施策を推進します。また、防災訓練車を使用した訓練の実施や、スタンドパイプの配備等により、地域の初期消火力の強化を図ります。

消防機関として、地域別延焼危険度の測定結果や発災時における焼け止まり効果等を活用するため、防災都市づくり事業等に対して意見反映を図り、消防活動困難区域の解消に向けて関係機関等との調整を行います。

## 第7款 地域防災体制の確立【危機管理室、消防署】

発災時には、火災や救助・救急事象が同時に多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動ができなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要があります。

このため、消防機関、東京消防庁災害時支援ボランティア、区民防災組織および防災機関など組織間の連携を促進し、防災訓練を実施します。

## 第8款 危険物施設保安計画【消防署】

製造所等の管理者等に対し、大規模災害発生時における施設の緊急停止の方法や手順および実施体制等について、予防規程を定めるように指導します。また、万一の際の初期消火等の対応に係る従業員教育の実施や、消防設備等の適切な維持管理について指導します（消防法第14条の2）。

さらに、大規模な危険物施設や消火困難な危険物を取扱う対象については、警防計画を作成し、円滑な消防活動による被害の拡大防止を図ります。

## 第9款 高圧ガス保安計画【東京都環境局、消防署】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

## 第10款 毒物・劇物保安計画【消防署、東京都保健医療局、健康部】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

## 第11款 ラジオアイソトープ（放射性同位元素）保安計画【文部科学省、東京都環境局、消防署】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

# 応 急 対 策

## 第12款 高圧ガス等の災害時の対応措置【消防署】

### 1 高圧ガスの災害時の対応措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示を行います。
- (2) 災害時の広報活動および火災警戒区域に対する規制を行います。
- (3) 関係機関との情報連絡を行うとともに、必要に応じて、応急措置命令等を実施します。
- (4) 警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害の拡大防止を図ります。

### 2 毒物・劇物の災害時の対応措置

- (1) 有毒物等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示を行います。
- (2) 災害時の広報活動および消防警戒区域等の火災の拡大や二次的災害が発生する恐れがある区域に対する規制を行います。
- (3) 関係機関との情報連絡を行うとともに、必要に応じて、応急措置命令等を実施します。
- (4) 警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害の拡大防止を図ります。

### 3 ラジオアイソトープの災害時の対応措置

放射性物質の露出、流失による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置をとるよう取扱者を指導し、災害応急活動を行います。

- (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流失の防止を図る緊急措置
- (2) 放射線源の露出、流失に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- (3) 核燃料物質等輸送車などの場合は、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置
- (4) 警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害の拡大防止措置

#### 第13款 危険物等の応急措置による危険防止【統括部】

石油等の危険物取扱所、高圧ガス等製造所、毒物・劇物製造所、ラジオアイソトープ施設その他の危険物取扱施設において、事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。

- (1) 住民に対する避難の指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設、避難住民の保護
- (4) 情報提供、関係機関との連絡

## 第3章 分野横断的な対策

練馬区地域防災計画では、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図るため、9つの「対策の視点」を設定してきました。減災目標を達成するため、新たに、「分野横断的な対策の視点」を設定し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を、より一層進めます。

【対策の流れ】

予防対策	応急対策	復旧・復興対策
安全・安心なまちづくり 都市基盤および施設系の対策 第1節 防災都市づくり計画 第2節 住宅および建築物の耐震計画 第3節 施設構造物等の災害予防計画 第4節 放射性物質対策 消防に係る対策 第5節 消防活動計画	危険物の対応措置 第5節 消防活動計画	

【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第3章 分野横断的な対策			
第1節 多様な視点による災害対策の推進			
第2節 外国人支援対策			
第3節 防犯・防火体制			
第4節 防災DXの推進			

■: 多くの記載があるもの   ■: 記載があるもの   □: 記載がないもの

## 第1節 多様な視点による災害対策の推進

これまでの大災害では、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

こうした観点から、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、以下の事項が定められています。

- 地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画を拡大する。
- 地方公共団体は、男女共同参画の視点から、男女共同参画部局が災害対応について庁内および避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
- 市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化や、防災リーダーの育成等を図るものとし、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における運営管理に努めるものとする。
- 市町村（都道府県）は、応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとし、その際、女性の参画を推進し、女性の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- 被災地の復旧・復興にあたっては、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

内閣府男女共同参画局は、都道府県・区市町村が上記の取組を進める際のガイドラインとして「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成しました。

これらを踏まえ、区においても、「第5次練馬区男女共同参画計画」に掲げた内容と併せて、多様な視点による災害対策を推進します。

## 予 防 対 策

### 第1款 多様な視点による災害対策【総務部・危機管理室】

- (1) 避難拠点運営連絡会をはじめとする区民防災組織への女性の参画促進に取り組むなど、女性の意見を取り入れる（反映させる）ことを推進します。
- (2) 男女共同参画の視点に立った取組が円滑に行われるよう、平常時から女性防災リーダーの育成と、女性が防災活動に参加する重要性の啓発に努めます。また、男女共同参画センターでは、平常時から次の役割を担います。
  - ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災情報の提供
  - ② 女性防災リーダーが活躍できる環境の整備
- (3) 女性と男性では災害から受ける影響が異なります。事前の備えや避難拠点運営、被災者支援に配慮します。
- (4) 女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、LGBTの方などの多様な視点に配慮した避難拠点運営に取り組み、「避難拠点運営マニュアル」に反映します。
- (5) 区民防災組織が使う資器材の更新時には、誰もが扱いやすいものを取り入れるよう配慮します。
- (6) 避難生活が長期化した場合、必要となる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、LGBTの方などの多様なニーズに配慮した物資の確保に努めます。

## 応 急 対 策

### 第2款 多様なニーズに配慮した取組【災対総務部、統括部】

- (1) 避難拠点の運営の際は、不特定多数の被災者が生活するため、避難者の中には、DVやストーカー等の被害者も含まれる可能性があることから、プライバシーの保護に十分配慮します。また、食事の準備や片付けが女性に集中する等、特定の役割が一方の性別に偏ることの無いよう、「できる人が、できることをする」避難拠点運営に取り組みます。（Ⅱ防災本編 第5章 被災者・避難者対策）
- (2) 更衣室や授乳室（調乳の準備としても使用可能）、組立トイレ（各避難拠点備蓄分3基のうち1基はパネルタイプに入れ替え済み）の設置時など、女性に配慮した避難拠点運営を行います。トイレの設置については、男女だけでなくLGBTの方や障害者にも配慮します。（Ⅱ防災本編 第6章第7節 ごみ・し尿・がれきの処理）
- (3) 災害時には男女共同参画センターが次の役割を担います。



- ① 生きづらさを抱える女性などが、被災後の様々な不安や悩みを相談できるように、相談窓口を設置します。
- ② 被災後の女性の就労支援を行います。

## 第2節 外国人支援対策

区内の在住外国人や外国人観光客に対し、平常時の防災知識の普及・啓発や災害時における通訳ボランティアの活用、情報提供など、外国人への支援対策を推進します。

これまでの災害では、被災した外国人が災害情報を的確に受け取ることができず、情報が不足する事態が見受けられました。

令和5年10月1日現在、練馬区の外国人住民数は22,413人であり、区の総人口に占める割合は約3.0%となっています。

区は、これら区内在住外国人に対し、日頃から防災知識の普及・啓発に努めるとともに、災害時に観光客等も含めた外国人へ適切に災害情報を伝達できるよう努めています。

### 予 防 対 策

#### 第1款 防災知識の普及・啓発【危機管理室、地域文化部】

区民の災害時に取るべき行動や日頃からの備えについてまとめた「防災の手引」の外国語版（英語、中国語、韓国語）を作成、配布しています。また、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人を対象とした防災訓練や防災教室等を実施するとともに、災害時に外国人対応を連携して行えるよう、区内のインターナショナルスクールとの協力体制を構築します。

また、文化・宗教等を踏まえて自分自身が安心して食べられる食品を家庭でも備蓄するよう周知・啓発します。

#### 第2款 外国人への情報伝達手段の検討【危機管理室、地域文化部】

日本語を十分に理解できない外国人が、日頃から区からの情報を入手できるようにするとともに、災害時に適切な避難行動を取ることができるよう、「やさしい日本語」での情報発信を行うとともに多言語化について検討します。

※ 「やさしい日本語」とは、簡易な言葉を使う、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなをふるなど、外国人等にも分かるように配慮した日本語のことです。

### 第3款 通訳ボランティアの活用【地域文化部・危機管理室】

区では、外国語の堪能な区民等を「外国語通訳ボランティア」として登録し、区の窓口からの求めに応じて派遣しています。

災害時には、この外国語通訳ボランティアを避難拠点等に派遣し、外国人を言語面で支援します。

## 応 急 対 策

### 第4款 外国人への情報提供【統括部】

災害時は、携帯電話事業者の緊急速報メールを活用するとともに、避難拠点の掲示物をはじめとした各種案内について「やさしい日本語」の活用や多言語化を推進し、外国人に対して適切に情報提供を行います。

### 第5款 外国人災害時情報センターとの連携【災対地域文化部、統括部】

災害時に、被災した外国人への対応を行うため、東京都庁に「外国人災害時情報センター」が開設され、次の業務が実施されます。

- ・ 外国人が必要とする情報の収集・提供
- ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- ・ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣

区は、発災時、外国人災害時情報センターと連携し、災害情報の収集・伝達や東京都防災（語学）ボランティアの派遣要請等を行います。

## 第3節 災害時における防犯・防火活動

災害時における地域の安全・安心を維持するため、平常時から防犯・防火団体や防災会等が連携して行う防犯・防火活動を推進します。

これまでの大災害の被災地では、空き巣・盗難等の犯罪が増加するとともに、人の善意に乗じた詐欺等も発生しました。

首都直下地震の発生時においても、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されます。発災時において、こうした心無い犯罪が行われることは、地震の被害で厳しい状況にある被災者の心の動揺を大きくすることになりかねません。被災地における秩序の乱れや被災者の精神状況の悪化につながり、被災地の復興を遅らせる要因となる恐れがあります。

一方で、発災直後、区や警察、消防等は、区民の安全の確保と救出救護に全力を挙げて取り組むため、地域の防犯・防火活動を災害前と同様に行うことは困難な状況にあります。

地震直後の地域の安全・安心は、地域住民によって構成されたパトロール団体等が主体となって、住民自ら協力して行う防犯・防火体制を構築します。

### 予 防 対 策

#### 第1款 平常時における防犯・防火活動【危機管理室】

地域の防犯・防火に関わる団体が協力関係を強めるためには、実際に顔を合わせ、情報交換などを行う必要があります。

それぞれの団体が日常どのような活動をしているか、また、どのような構成員で成り立っているかなど理解した上で、発災時などの非常時にどのように協力していくかあらかじめ決めておく必要があります。平常時に地域での防災訓練に防犯・防火組織も参加をするなど、連携を深めていく必要があります。

### 応 急 対 策

#### 第2款 災害時における地域の防犯・防火体制の構築【統括部】

練馬区で防犯・防火活動を行う団体は、約260団体の「パトロール団体」をはじめ、町会・自治会、商店会、PTAなど数多くの団体があり、それぞれの団体の特性を活かして日頃から地域防犯・防火活動を行っています。

大規模災害が発生した場合は、各団体が個々に通常時の活動を継続することは困難である場合が想定されます。各防犯・防火組織が連携してそれ

それぞれの地域における防犯・防火活動を支えあい、地域で防犯・防火活動を行う団体が連携して活動できる体制づくりを進めています。

なお、地域による防犯・防火活動は、「応急対策期」後から「復旧期」以降を想定しています。

## 第4節 防災DXの推進

発災時に限られた人的・物的資源で効率的に災害対策を迅速に進めるため、防災分野におけるDXを推進します。

### 1 防災DXの活用

区は、災害時に、的確に災害応急対策を実施するため、迅速に被災情報等を集約し、庁内各部および防災機関と共有する、災害情報システムを導入しています。

また、発災時に限られた人的・物的資源で効率的に災害対策を迅速に進めるため、被災者生活再建支援システムや避難行動要支援者管理システムを導入しています。

今後、避難所運営や、避難所における情報通信、り災証明書の交付などの場面における、防災DXの活用について、国や他の自治体の動向を注視しながら検討していきます。

## Ⅱ 防災本編





# 目次

## Ⅱ 防災本編

第1章	情報収集・伝達・広報	1
第1節	情報通信の確立	2
第2章	医療救護等対策	13
第1節	医療救護活動	14
第2節	遺体の取扱い	28
第3章	交通およびライフラインの確保	33
第1節	警備・交通規制対策	34
第2節	公共交通機関の対策	42
第3節	ライフライン施設等の対策	47
第4章	物流・備蓄・輸送対策	57
第1節	備蓄対策	58
第2節	緊急輸送対策	60
第3節	飲料水・食料等の調達と供給	72
第5章	被災者・避難者対策	77
第1節	避難者対策	78
第2節	避難行動要支援者対策	87
第3節	避難所対策	95
第4節	保健衛生対策	102
第5節	飼育動物対策	110
第6節	安否情報の提供	114
第7節	帰宅困難者対策	116
第6章	区民生活の早期再建	125
第1節	生活再建支援の体制	127
第2節	被災住宅等対策	128
第3節	被災者台帳の整備	133
第4節	住家被害認定調査	136
第5節	り災証明書の発行	141

第6節	区民生活の援護 .....	143
第7節	オープンスペースの確保 .....	150
第8節	ごみ・し尿・がれきの処理 .....	156
第9節	応急住宅対策 .....	165
第10節	応急教育・応急保育等対策 .....	168
第7章	災害からの復旧・復興.....	171
第1節	復興の基本的な考え方 .....	172
第2節	市街地復興計画 .....	174
第3節	くらしと産業の復興、地域協働復興 .....	178

# 第1章 情報収集・伝達・広報

災害関連情報の収集・伝達は、関係機関による円滑な応急対策活動を実施する上で欠かせないため、発災時に迅速かつ的確に収集・伝達できる情報通信網を整備する必要があります。さらに、区民等に対して正確な災害情報を的確に提供し、適切な行動が取れるようにするための広報する必要があります。

本章では、通信手段の充実等による情報収集・伝達体制や、広報体制の確立等の取組について示します。

## 【対策の流れ】



## 【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第1章 情報収集・伝達・広報			
第1節 情報通信の確立			

: 多くの記載があるもの
  : 記載があるもの
  : 記載がないもの

## 第1節 情報通信の確立

災害時に各防災機関は密接な情報連絡体制をとり、被害状況等を把握し、迅速な初動対応を行います。

情報連絡の手段としては、有線通信設備（電話等）を利用することを第一とし、使用できない場合は、インターネット環境（ファイルサービス・メール等）、無線通信設備（防災行政無線、ファクス等）の順で情報連絡を行います。また、情報共有の手段として、災害情報システムを活用します。

発災当初においては有線通信の途絶等の可能性があるため、通信手段を多重化し、インターネットや無線による情報連絡体制を強化します。

また、平常時から区内部や防災関係機関と通信訓練を行い、災害時の迅速かつ確実な通信体制を確保します。

### 予 防 対 策

#### 第1款 通信・連絡体制の確立【危機管理室】

発災直後から迅速、確実な連絡体制を確立できるよう、災害時優先固定電話などの有線通信と防災行政無線を整備しています。また、無線通信に限らず様々な通信手段を活用しています。

##### 1 情報収集・連絡手段

###### (1) 災害情報システム

災害時に被害情報や避難所情報などの様々な情報を集約し、一元化するシステムです。インターネット環境があれば、権限を付与された職員や防災機関が、どこからでも入力・閲覧することができます。

###### (2) 電話

###### ① 災害時優先固定電話

電話輻輳時の通信回線を確保するため、発信規制を受けずに利用できる電話として、電気通信事業法等に基づき、区の各部署、区民事務所、保育園、小中学校等の区立施設に設置しています。

###### ② 災害時優先携帯電話

災害時優先固定電話と同様に、発信規制を受けずに利用できる携帯電話として、災対各部長のほか、現場対応を行う職員等が所持する運用としています。

###### ③ 衛星携帯電話

災害時に確実な通信手段を確保するため、地上の通信ネット

ワークを経由せず、衛星経由での通信が可能な電話で、危機管理室、健康部が運用しています。

(3) 無線

① 移動系防災行政無線

260MHz周波数帯を使用し、有線途絶時における、区立施設および防災関係機関等との情報連絡を行うシステムです。災对本部（防災センター）を基地局として、避難拠点等との間において運用します。音声による通信のほか、データ通信を行うことができます。

移動系防災行政無線の老朽化に対応するため、設備の更新や代替機器の検討、MCA無線と同報系防災行政無線が抱える課題を整理した基本計画に基づき、新たな無線機器の導入手順などを示した「移動系防災行政無線更新実施計画」を令和6年度に策定し、新たな無線機器へ更新します。実施計画の作成の中では、MCAアドバンスへの移行を視野に入れた次期システムの設計を行います。構築にあたっては、災害拠点病院や地域内輸送拠点などの重要拠点における、情報伝達の重層化や、モバイル衛星通信機器の有用性も踏まえた、情報通信機器の見直しの検討も行います。

② MCA無線

800MHz周波数帯を使用し、複数の通信チャンネルを複数の利用者が共同使用するデジタル方式の無線で、災害時には自治体の通信が優先されるシステムです。区では、以下の用途に導入しています。

ア 帰宅困難者対策用として、災对本部と帰宅支援ステーション、鉄道事業者や民間一時滞在施設との間で情報連絡を行います。

イ 物流対策用として、災对本部と地域内輸送拠点や物流業務を行う協定団体等との間で情報連絡を行います。

ウ 福祉避難所連絡用として、災対福祉部と福祉避難所との間で情報連絡を行います。

(4) 東京都災害情報システム（DIS）

都内区市町村の災害に関する情報収集や本部態勢や避難所の対応状況・被害状況等を東京都と共有するシステムです。区は、災害が発生した際は、同システムに必要な事項を入力することで、東京都への報告や応援要請を行います。

(5) 無人航空機（ドローン等）

災害発生時に、映像により被害状況を詳細に把握するため、無人航空機（ドローン等）を活用した情報収集を行います。

(6) 高所カメラ

災害発生時に、火災や滞留者などの状況を迅速に把握するため、区内5か所の施設屋上に高所カメラを設置しています。

## Ⅱ 防災本編

### 第1章 情報収集・伝達・広報

#### (7) 計測震度計

区本庁舎に計測震度計を設置し、地震発生時には、10階級の震度階級（震度5および6をそれぞれ弱・強の2階級に分割）による震度を計測します。震度5弱以上を計測すると、同報系防災行政無線が自動的に鳴動し、区内へ震度情報を伝えます。

#### (8) 地震情報配信サービス

東京ガスグループのシステムを活用した「練馬区震度情報」を区公式ホームページに公開しています。このシステムにより、東京ガスグループが区内に設置しているおよそ80か所の地震センサーからの震度情報を得ることができます。区内各地の震度を詳細に把握することができるため、被害情報の収集の一助としています。

## 第2款 区民への情報伝達手段の整備【区長室、危機管理室】

### 1 同報系防災行政無線

区民に対する災害情報の一斉同報伝達を目的としたデジタル方式無線で、60MHz周波数帯の電波を使用しています。災対本部（防災センター）を親局として、区内に設置した子局（無線放送塔）や、区立施設等に配備した戸別受信機（防災ラジオ）を通して、災害情報を区民へ提供します。放送内容は、Jアラート（全国瞬時警報システム）との連動により、国が発信する緊急情報（緊急地震速報、気象の特別警報、国民保護情報等）が自動で流れます。

なお、放送内容が聞き取れなかった場合には、フリーダイヤルによる自動音声応答サービスを利用することで放送内容を確認することができます（自動音声応答サービス：0120-707-111）。

また、放送内容を自動的に「ねりま情報メール」で配信するとともに、区公式ホームページにも掲載します。

### 2 ねりま情報メール

防災気象情報（地震情報、気象情報、河川の水位情報など）、安全・安心情報などを、あらかじめ登録したメールアドレスに配信するサービスです。

このサービスの登録者を増やすため、訓練やイベント等の場を活用して周知を図ります。

### 3 SNS

区公式ホームページで発信する災害情報を即時的かつ多様な世代にも伝達できるよう、区公式X（旧Twitter）やLINEでも、各種災害情報を配信し、情報伝達の多重化を図ります。

## 4 緊急速報メール

緊急時に、練馬区の防災等に関する重要な情報を携帯各社（N T Tドコモ、a u、ソフトバンク、楽天モバイル）から緊急速報（災害・避難情報）メールとして練馬区の区域内に配信します。

緊急速報メールは、緊急地震速報、避難指示の発令等を区民に周知する時に配信します。緊急速報メールは、配信される情報の対象エリア内であれば、キャリアメールの使用有無等に関わらず受信することができます。

## 5 Lアラート

地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して避難情報等の災害情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤です。

区は、東京都災害情報システム（D I S）に情報を入力することで、避難情報（避難指示等）や避難所開設状況等をLアラートに連携します。

## 6 区公式ホームページ

区公式ホームページでは、災害に関する様々な情報を発信します。災害が発生し、または発生するおそれがある場合に各種災害情報を「ねりま災害ポータル」ページに掲載します。また、大規模災害時にアクセスが集中した場合でも、災害に関する情報を確実に発信できるよう災害時用トップページに切り替えます。

区と群馬県前橋市では「災害時における相互応援に関する協定」および本協定に附属する「災害時の行政情報の発信に関する覚書」を締結しており、練馬区が被災し、区公式ホームページで情報発信できなくなった場合には、代わりに前橋市ホームページに練馬区の災害情報が掲載されます。

また、災害時には、区公式ホームページにアクセスが集中することによる閲覧の遅延障害が懸念されるため、CDN（Contents Delivery Network）を導入し、アクセス負荷を分散しています。さらに、LINEヤフー株式会社と協定を締結し、同社が運営するポータルサイト「Yahoo! JAPAN」において、区公式ホームページのキャッシュサイト（複製サイト）を作成し、配信します。

## 7 ヤフー防災速報

LINEヤフー株式会社が運営するアプリにより、設定した地域や現在地の緊急地震速報や国民保護情報、豪雨予報などの速報を通知します。

## 8 広報車

避難指示等の伝達など、区民に緊急で避難を促す必要が生じた場合は、車体にスピーカーが搭載された広報車や安全・安心パトロールカーを使用し、伝達が必要な地域を巡回し避難の呼びかけを行います。

Ⅱ 防災本編

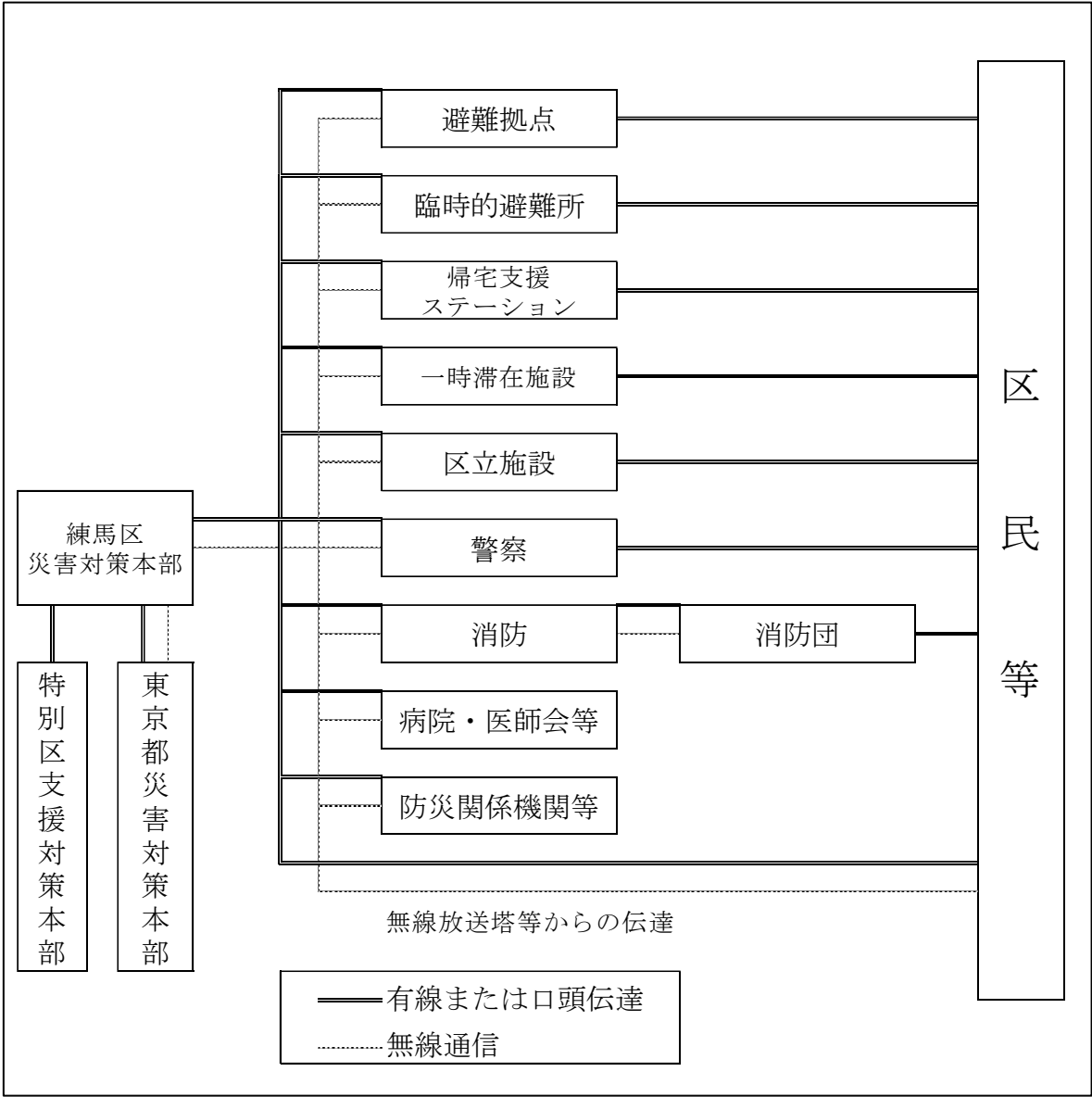
第1章 情報収集・伝達・広報

【情報伝達手段と伝達内容】

	情報伝達手段	主な情報の内容
1	同報系防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Jアラート情報</li> <li>● 地震発生情報</li> <li>● 避難指示等の発令情報</li> </ul>
2	ねりま情報メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難指示等の発令情報</li> <li>● 避難拠点開設状況</li> <li>● 防災無線の放送内容</li> <li>● 被害状況</li> <li>● その他生活支援情報等</li> </ul>
3	S N S	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難指示等の発令情報</li> <li>● 避難拠点開設状況</li> <li>● 防災無線の放送内容</li> <li>● 被害状況</li> <li>● その他生活支援情報</li> </ul>
4	緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急地震速報</li> <li>● 避難指示等の発令情報</li> </ul>
5	Lアラート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難指示等の発令情報</li> <li>● 避難拠点開設状況</li> </ul>
6	区公式ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難指示等の発令情報</li> <li>● 避難拠点開設状況</li> <li>● 防災無線の放送内容</li> <li>● 被害状況</li> <li>● その他生活支援情報等</li> </ul>
7	ヤフー防災速報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震情報</li> <li>● 避難指示等の発令情報</li> <li>● 緊急地震速報</li> <li>● 国民保護情報</li> <li>● 豪雨予報</li> </ul>
8	広報車	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難指示等の発令情報</li> </ul>



【伝達経路と伝達手段】



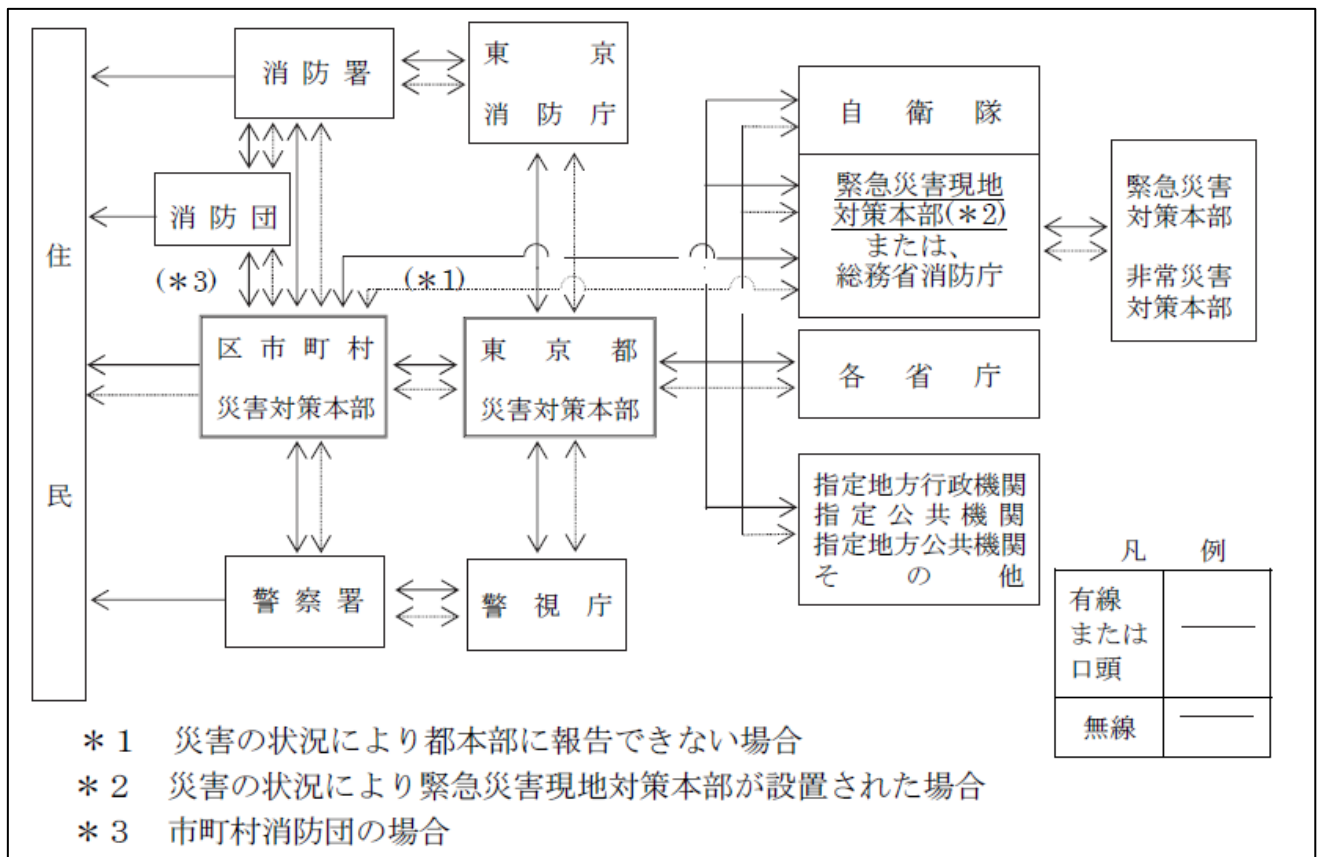
## 応 急 対 策

### 第3款 防災機関相互の情報伝達（第一報）【統括部】

災害原因に関する以下のような重要な情報について、気象庁、東京都、庁内各部その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、直ちに区民等へ周知するとともに、災対各部、東京都、防災関係機関等に通報します。

- 災害が発生するおそれのある異常な現象についての情報
- 災害原因に関する重要な情報

#### 【情報伝達・伝達経路】



### 第4款 防災機関相互の情報伝達（被害状況等）【統括部】

災害時には、災害情報システムのほか、電話、無線、衛星携帯電話等、多様な通信手段を活用した重層的な連絡体制を確立し、被害状況等の伝達を行います。

#### 1 情報の収集・伝達

区では、災害情報システムを活用して、災害に関する情報の収集・

伝達を行います。災害情報システムが使用できない場合は、以下の手段を使用して情報の収集・伝達を行います。

使用順	収集・伝達手段	用途
第1順位	固定電話、 ファクス、 災害時優先固定電話	区立施設や関係機関等との連絡手段
第2順位	ファイルサービス、 メール	区立施設や関係機関等との連絡手段
第3順位	災害時優先携帯電話	発災時の職員間の連絡や災害現場等における連絡手段
第4順位	移動系防災行政無線	区立施設や関係機関等との連絡手段
	MCA無線	帰宅困難者対策および物流対策の関係機関等との連絡手段
第5順位	衛星携帯電話	災害時優先電話が使用できない場合の関係機関等との連絡手段

また、東京都との情報連絡や被災現場の情報収集は、以下の手段を使用して行います。

収集・伝達手段	用途
東京都防災行政無線、 DIS	東京都災害対策本部との情報連絡手段
災害対策用タブレット	・庁内LAN等途絶時における災害対策各部等との情報連絡手段 ・可搬型機器による被災現場等の映像の確認手段
高所カメラ	被災現場の映像の確認手段

## 2 避難拠点・災対本部間の情報伝達

避難拠点においては、情報連絡を次のように行います。

- ① 地域の被災状況や避難者の情報等を情報拠点校または災対本部へ連絡します。
- ② 防災会や市民消防隊等の活動調整のために、避難拠点間や災対本部と連絡を行います。
- ③ その他災害対策上必要な情報を連絡します。

避難拠点は21グループに分けられ、各グループのうち1校を情報拠点校として指定しています。

情報拠点校は、地域の災害情報を集約し、災対本部へ伝達します。また、災対本部からの連絡・指示を必要に応じてグループ内の避難拠

点に伝達します。

### 3 被害状況等の報告

災害が発生したときから応急対策が完了するまで、被災状況等について、次により東京都に報告します。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合や被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告します（災対法第53条）。

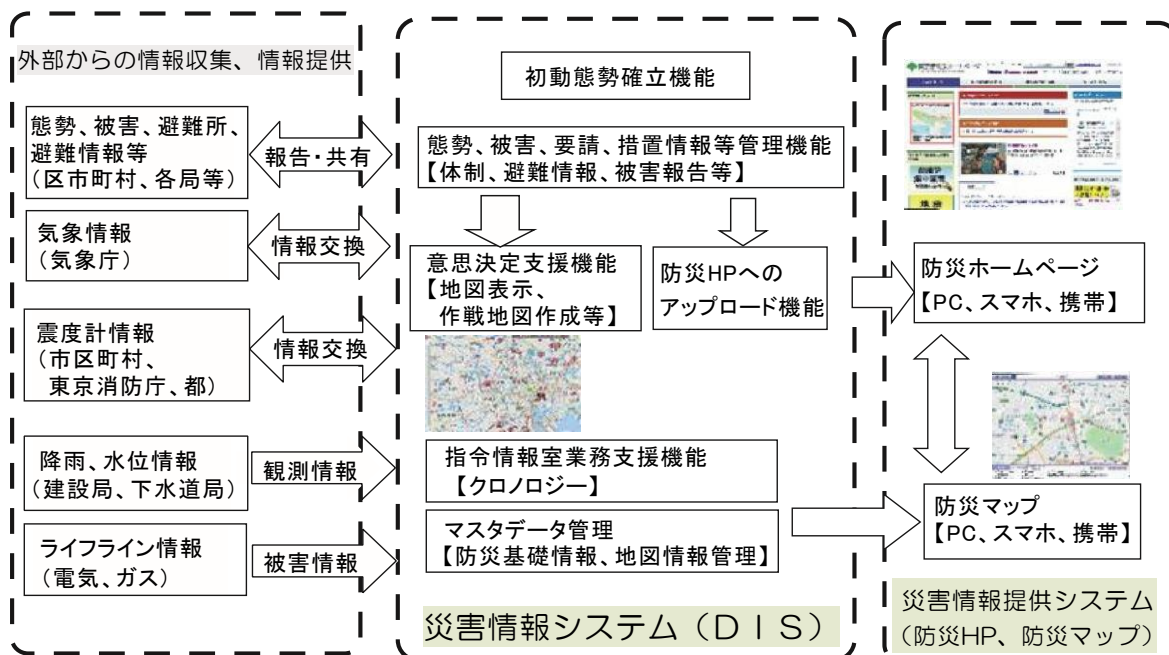
#### (1) 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（D I S）の入力によります。ただし、システム障害等によりD I Sが使用できない場合は、電話、ファクス等により報告します。

#### (2) 報告事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所または地域
- ④ 被害状況
- ⑤ 災害に対して既に行った措置（日時、場所、活動人員、使用資器材）
- ⑥ 災害に対して今後行おうとする措置（同上）
- ⑦ 救助法適用の要否および必要とする救助の種類

東京都通信連絡のD I Sの概念図



## 第5款 広報体制【統括部】

### 1 災害時の広報

災害時には、区民が混乱することなく、適切な行動をとることができるよう、正確な情報を適時・的確に広報することが必要となります。区民にとって必要な情報は、発災初動期、応急対策期、復旧・復興期とフェーズごとに変わることから、フェーズに応じて、様々な手段で広報を行います。

また、避難拠点も活用して広報を行います。

### 2 広報手段

広報の実施にあたっては、「第2款 区民への情報伝達手段の整備」に記載されている手段のほか、次の手段も活用します。

#### (1) 臨時災害FM放送局

大規模災害発生時に、総務省の許可を得て臨時に開設する放送局です。使用する周波数は、77.1MHzが総務省から付与されます。

区は、放送に必要な機材を導入しており、日本大学芸術学部、株式会社ジェイコム東京、株式会社練馬放送と締結している「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」に基づき、区民への広報を行います。

#### (2) 広報紙等の活用

避難拠点が開設された場合、臨時広報紙を発行し、練馬区新聞販売同業組合との協定により、避難拠点等に配付します。

また、公設掲示板や区立施設の掲示板等も活用し広報を行います。

### 3 広報内容

主に以下の内容について広報します。

- 災害の規模、被害状況等
- ライフラインの状況等
- 避難拠点の開設状況
- 道路状況、交通規制の状況等
- 給水、給食、物資配給に関する情報
- 医療機関等の開設情報
- 生活再建に関する情報
- その他

### 4 報道機関への発表

- (1) 災対本部長が決定した内容や区の対応状況等を発表します。窓口は統括部（広報班）とします。取材機関が多い場合は、発表会場を

## Ⅱ 防災本編

### 第1章 情報収集・伝達・広報

用意します。

- (2) 報道機関への発表後、速やかに内容を区公式ホームページに掲載するとともに、様々な伝達手段を活用して区民等へ伝達します。
- (3) 報道内容を災対各部および避難拠点に周知します。

## 第2章 医療救護等対策

災害時には、建物等の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、迅速に医療救護活動を行う必要があります。また、遺体の処置については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う必要があります。

本章では、発災時における初動医療体制の確立や遺体の取扱い等の取組について示します。

### 【対策の流れ】



### 【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第2章 医療救護等対策			
第1節 医療救護活動			
第2節 遺体の取扱い			

: 多くの記載があるもの
  : 記載があるもの
  : 記載がないもの

## 第1節 医療救護活動

医療情報の収集・伝達、初動医療体制、傷病者等の搬送体制および医療機関の体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行います。

### 予 防 対 策

#### 第1款 初動医療体制等の整備【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

##### 1 初動医療体制等の整備

- (1) 医療・薬事に関わるコーディネーターの指定および医療救護活動拠点等の設置場所の確保
  - ① 練馬区災害医療コーディネーター
    - ア 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う練馬区災害医療コーディネーター（以下「区医療コーディネーター」という。）を指定します（4名）。
    - イ 区医療コーディネーターは、医療救護班等の活動、医療救護所の設置、運営および傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行います。また、区西北部地域災害医療コーディネーターとの連絡調整を行います。
  - ② 練馬区災害薬事コーディネーター
    - ア 区は、薬事の観点から区医療コーディネーターをサポートし、区内の災害薬事活動を調整する練馬区災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を指定します。
    - イ 薬事コーディネーターは、医療救護所等で必要となる医薬品等の需給状況の把握、薬剤師班の差配などに関する助言および調整を行います。
  - ③ 医療救護活動拠点等の設置
    - ア 区医療コーディネーターを中心に、医療救護所、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等への医療支援に関する調整・情報交換等を行う場所として、医療救護活動拠点を災対健康部に設置できるよう体制を整備します。
    - イ 薬事コーディネーターが災害薬事に関する調整・情報交換等を行う場所として、災害薬事センターを災対健康部に設置できるよう体制を整備します。
    - ウ 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救



護活動拠点および災害薬事センターを立ち上げます。震度5強以下の地震が発生した場合には、必要に応じて設置します。

エ 区内6か所の保健相談所を医療救護活動拠点の補助機関として位置付けます。

オ 医療救護活動拠点では、区医療コーディネーターを中心に、災対健康部職員および派遣医療チーム等が活動します。

カ 災対健康部職員は、チャットツール（LINE WORKS）や広域災害救急医療情報システム（EMIS）（※）等を活用し、災害時医療機関、医療救護所および協定団体等の稼働状況等を収集・集約する情報連絡体制を整備します。

※ EMIS (Emergency Medical Information System)とは、災害発生時に、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステムです。

キ 区西北部地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等と情報連絡を行う際の通信手段として、衛星携帯電話を医療救護活動拠点に配備しています。

【災害医療コーディネーターおよび災害薬事コーディネーター】

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
区西北部地域災害医療コーディネーター	区西北部医療圏域（豊島区・板橋区・北区・練馬区）の医療救護活動を統括・調整するため、東京都が指定する医師
練馬区災害医療コーディネーター	練馬区内の医療救護活動等を統括・調整するため、練馬区に対して医学的助言を行う練馬区が指定する医師 ・練馬区医師会会長が推薦する医師 ・順天堂大学医学部附属練馬病院長が推薦する医師 ・公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院管理者が推薦する医師 ・練馬区保健所長
練馬区災害薬事コーディネーター	薬事の観点から練馬区災害医療コーディネーターをサポートし、医療救護活動を円滑に行うため、練馬区が指定する薬剤師

## II 防災本編

### 第2章 医療救護等対策

#### (2) 医療救護活動等の確保

##### ① 医療救護所の指定

避難拠点のうち、あらかじめ10校を医療救護所として指定しています。医療救護所では、来所する傷病者のトリアージを行い、重症者・中等症者を災害拠点病院または災害拠点連携医療機関に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行います。

(令和5年4月1日現在)

	区指定医療救護所	所在地
1	旭丘中学校	旭丘二丁目40番1号
2	開進第三中学校	桜台三丁目28番1号
3	貫井中学校	貫井二丁目14番13号
4	練馬東中学校	春日町二丁目14番22号
5	光が丘秋の陽小学校	光が丘二丁目1番1号
6	石神井東中学校	高野台一丁目8番34号
7	谷原中学校	谷原四丁目10番5号
8	大泉南小学校	東大泉六丁目28番1号
9	大泉西中学校	西大泉三丁目19番27号
10	石神井西中学校	関町南三丁目10番3号

##### ② 医療救護班等の確保

区は、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、練馬区柔道整復師会（以下「四師会」という。）と協定を締結し、四師会の協力のもとに医療救護所で活動する医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班（以下「医療救護班等」という。）を編成します。

##### ③ 医療救護体制の整備

避難拠点要員および医療救護班等は、避難拠点運営連絡会と協議し、医療救護活動の場所を選定し、活動体制を整えます。

##### ④ 医療救護所医療従事スタッフの確保

区は、医療救護所の業務に従事する看護師または准看護師を医療従事スタッフとして登録します。医療従事スタッフは、災害発生時に登録時に指定された医療救護所に参集し、医療救護活動に従事します。

#### (3) 医薬品・医療資器材の確保

##### ① 関係機関との連携・協力体制の整備

区は、練馬区薬剤師会や練馬薬業協同組合、卸売販売業者と協定を締結しています。医薬品等の調達方法（卸売販売業者等への発注方法等）について、あらかじめ具体的に練馬区薬剤師会等と協議します。

② 医薬品および医療資器材等の備蓄

区は、四師会と協議のうえ、医療救護所で使用する医薬品等を備蓄するよう努めます。

なお、備蓄量は、医療救護所の役割に基づき、発災から3日間で必要な量を目安とします。

(4) 搬送体制の確保

① 患者搬送団体との連携・協力体制の整備

区は、民間救急事業者や介護タクシー事業者等（以下「患者搬送団体」という。）と協定を締結しています。

搬送要請の方法について、あらかじめ具体的に患者搬送団体と協議します。

② 緊急通行車両の事前届出

区は、協定に基づき、患者搬送団体の車両について、東京都公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行い、災害時における搬送体制を整備します。

**【資料編 資料17-001～17-019 参照】**

(5) 練馬区災害時医療救護体制の検討

発災直後の医療救援活動から急性期、さらには避難生活が長期化した慢性期における対応など、区の医療救護体制にはさまざまな場面が想定されます。

近年多発している大規模災害や感染症等に対する医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携しながら、医療体制のあり方について、検討を重ねていきます。

## 応 急 対 策

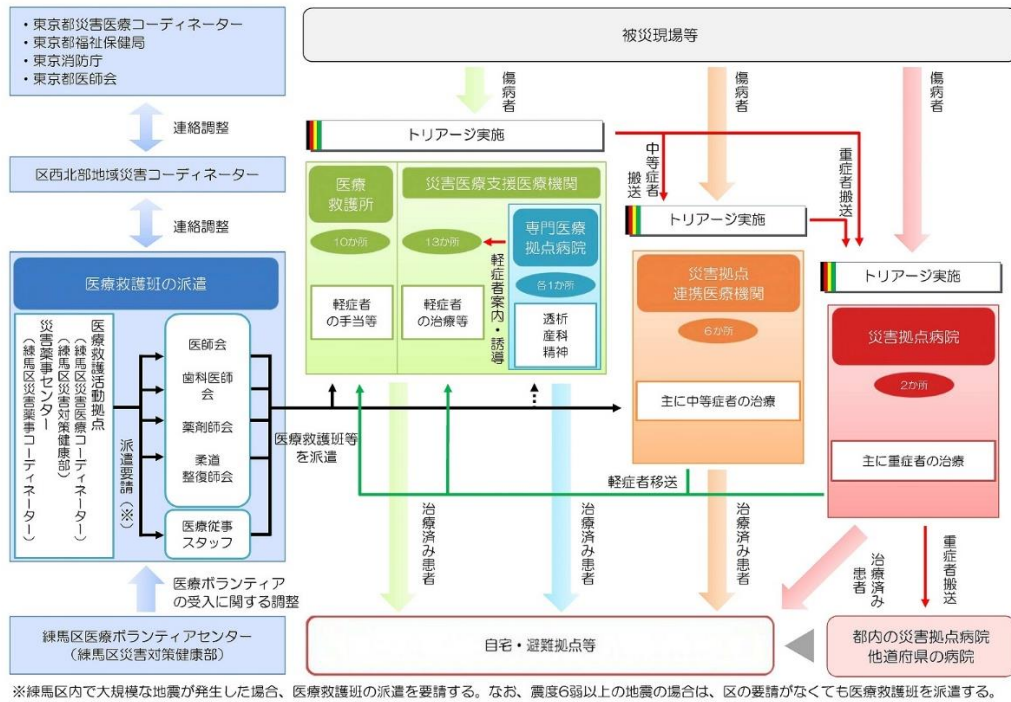
### 第2款 医療救護活動【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

#### 1 医療救護活動におけるフェーズ区分

区 分		想定される状況	主な活動内容
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況	
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況	

## 2 医療救護活動

### (1) 医療救護体制図



## II 防災本編

### 第2章 医療救護等対策

#### ④ 重症者の広域搬送

災害拠点病院は、受入能力を超える多くの重症者等が搬送された場合、区西北部地域災害医療コーディネーターを通じて、日本DMAT等の派遣を要請します。その他、被災地外の災害拠点病院への搬送を要請します。

#### ⑤ 災害医療支援医療機関の活動

災害医療支援医療機関は、トリアージを行い、軽症者の応急処置を行います。重傷者・中等症者は、災害拠点病院や災害拠点連携医療機関へ搬送します。

#### ⑥ 専門医療拠点病院の活動

専門的な応急処置が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）は専門医療拠点病院で対応します。

#### ⑦ 地域の診療所の開設

被災を免れた診療所は、可能な限り開設し、通常の診療や軽症者の応急処置に努めます。

#### ⑧ 区医療コーディネーターの活動

上記②から⑦までの医療救護活動が円滑になされるよう、医療救護活動拠点に参集し、区内の医療救護活動等について医学的助言を行います。また、東京都や他自治体の医療救護活動と調整を図るため、区西北部地域災害医療コーディネーターと情報交換を行います。

### 【災害時医療機関】

名称	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。

災害医療支援医療機関		主に軽症者の応急処置を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。
	専門医療拠点病院	専門医療が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）への対応等を行う医療機関

【災害時医療機関（24医療機関）】

区分	No.	医療機関名	対応区分
災害拠点病院	1	順天堂練馬病院（高野台三丁目1番10号）	主に重症者
	2	練馬光が丘病院（光が丘二丁目5番1号）	
災害拠点連携医療機関	1	練馬総合病院（旭丘一丁目24番1号）	主に中等症者
	2	浩生会スズキ病院（栄町7番1号）	
	3	大泉生協病院（東大泉六丁目3番3号）	
	4	川満外科（東大泉六丁目34番46号）	
	5	田中脳神経外科病院（関町南三丁目9番23号）	
	6	辻内科循環器科歯科クリニック（大泉学園町八丁目24番25号）	
災害医療支援医療機関	1	島村記念病院（関町北二丁目4番1号）	主に軽症者
	2	東大泉病院（東大泉七丁目36番10号）	
	3	関町病院（関町北一丁目6番19号）	
	4	練馬さくら病院（北町三丁目7番19号）	
	5	慈雲堂病院（関町南四丁目14番53号）	
	6	陽和病院（大泉町二丁目17番1号）	
	7	豊島園大腸肛門科（春日町四丁目6番14号）	
	8	阿部クリニック（桜台二丁目1番7号）	
	9	練馬駅リハビリテーション病院（練馬一丁目17番1号）	
	10	ねりま健育会病院（大泉学園町七丁目3番28号）	
	11	桜台病院（豊玉南一丁目20番15号）	
	12	練馬高野台病院（高野台三丁目8番8号）	
	13	練馬志匠会病院（土支田一丁目13番20号）	

区分	No.	医療機関名	対応区分
専門 医療 拠点 病院	1	久保田産婦人科病院（東大泉三丁目29番10号）	妊産婦
	2	大泉病院（大泉学園町六丁目9番1号）	精神疾患患者
	3	東海病院（中村北二丁目10番11号）	透析患者

(3) 医療救護所の設置および運営

- ① 練馬区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、避難拠点の緊急初動要員が自動参集し、医療救護所の開設準備を行います。
- ② 四師会から医療救護所に派遣された医療救護班等は、医療救護所を開設後、医療救護活動（本-23ページ「医療救護班等の主な活動内容」参照）を実施します。
- ③ 医療救護所における医療救護活動期間は、原則として発災から72時間とします。なお、発災から72時間以降（本-26ページ「巡回診療・定点診療」参照）については、状況に応じて医療救護班等は、避難拠点等の巡回を行います。
- ④ 医療救護所の責任者は、医療救護所が設置される避難拠点の班長とします。医療救護所の運営および医療救護班等の活動における支援などの業務は、災対健康部が担います。  
なお、医療救護所におけるトリアージの実施および応急処置については医療救護班等があたります。
- ⑤ 医療救護所が設置される避難拠点の班長は、必要に応じて、災対健康部に東京都医療救護班等の応援や医薬品・医療用資器材の供給を要請します。

(4) 医療救護班等の編成

① 医療救護班等の派遣

四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動を実施します。また、医師会は医療救護班を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、来所する傷病者に対し中等症者の治療にあたる機能を確保するため、トリアージ等の活動を実施します。

区は、練馬区内で震度5強以下の地震が発生し、医療救護活動を実施する必要がある場合は、四師会に対し、医療救護班等の派遣を要請します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区の要請の有無に関わらず、四師会が医療救護班等を派遣します。



② 医療救護班等の主な活動内容

区 分	活 動 内 容
医 療 救 護 班	ア トリアージ イ 傷病者の応急処置 ウ 死亡の確認（状況に応じて、遺体の検案）
歯科医療救護班	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ トリアージ ウ 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導 エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬 剤 師 班	ア 医療救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理等
柔道整復師班	ア 負傷者に対する応急手当 イ 負傷者に対する応急手当の必要な衛生材料等の提供

(5) 医療情報の収集と伝達

次の要領で医療情報の収集および伝達を行います。

① 医療情報の収集と医療救護方針の策定

ア 災対健康部は、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等から、チャットツール（LINE WORKS）、防災無線や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して情報を収集・集約し、人的被害および医療機関の被害状況や活動状況を把握します。

イ 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、あらかじめ区で定めた様式を用いて被害状況等を災対健康部に報告します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、発災後6時間以内に災対健康部に被害状況等を報告します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、災対健康部からの要請に基づき報告を行います。

第一報後の報告については、状況が変わり次第、随時災対健康部へ報告することとし、必要に応じて災対健康部からも情報収集に関する連絡を関係機関に行います。

ウ 各関係機関からの情報収集後、地域別被災状況、医療機関の被害・活動状況を勘案し、区医療コーディネーターの助言を踏まえ、医療救護方針を定めます。

## Ⅱ 防災本編

### 第2章 医療救護等対策

#### ② 医療情報の共有化と医療救護方針の伝達

ア 災対健康部は、収集した医療情報および医療救護方針を災対本部に報告するとともに、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等の関係機関に伝達します。

イ 区医療コーディネーターは、収集した医療情報および医療救護方針を区西北部地域災害医療コーディネーターに伝達し、必要に応じて派遣医療チーム等の要請や傷病者の收容先・搬送などについて調整します。

#### ③ 広域における医療情報の収集

区西北部保健医療圏および東京都における医療情報等については、区西北部地域災害医療コーディネーターから必要に応じて収集します。

#### (6) 傷病者の搬送

① 医療救護所において、災害時医療機関に收容する必要がある者が発生した場合、災害時医療機関の被災状況、活動状況、收容可能数および区内の交通状況を把握し、医療救護活動拠点で患者受入調整を行います。その後、災害時の協定に基づき、患者搬送団体へ要請し、災害時医療機関へ搬送します。

② 区内の災害時医療機関だけでは対応できない場合は、区西北部地域災害医療コーディネーターへ被災地外への医療機関への搬送を要請します。

#### (7) 医薬品等の備蓄と調達

##### ① 医薬品等の備蓄

区は、医療救護所等において傷病者の医療救護を行う際に必要となる医薬品および医療用資器材を医療救護所に備蓄します。

##### ② 不足医薬品等に関する情報連絡

備蓄医薬品等が不足した場合は、医療救護所から災対健康部に対して連絡します。

医療救護所からの連絡を受け、災対健康部で活動している区医療コーディネーターおよび災害薬事コーディネーターが協議し、不足医薬品等について、災対健康部に助言します。

##### ③ 不足医薬品等の調達

災対健康部は、医薬品等の供給協力に関する協定を締結している卸売販売業者7社に対して不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品等を直接納品します。

これらから医薬品等が確保できない場合には、協定に基づき、練馬区薬剤師会および練馬区薬業共同組合に対して不足薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた薬剤師会および薬業協同組合は医療救護所へ不足医薬品等を直接納品します。

これらの手段で医薬品等を十分に確保できない場合には、東京都に対して不足医薬品等の供給を要請します。東京都から供給要請を受けた卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品を直接納品します。

### 3 専門医療の対応

#### (1) 専門医療拠点病院

専門医療を応急に必要とする患者への後方支援を行う病院として次のとおり専門医療拠点病院を指定しています。

専門医療 拠点病院	1	久保田産婦人科病院	産科
	2	大泉病院	精神科
	3	東海病院	透析

#### (2) 助産救護

医療機関の被災または対応態勢によって、かかりつけ医における分娩等が不可能となった場合、医師会と連携し、妊産婦の受入を調整します。

#### (3) 精神疾患患者への対応

保健相談所による平常時からの地区活動の中で、災害時に病状の急激な悪化や自助が困難と思われる精神疾患患者を把握します。さらに、かかりつけ医による治療が受けられない場合は、医師会と連携して患者の受入を調整します。また、医療機関等関係機関と連携し病状の悪化予防とその対応に努めます。

#### (4) 人工呼吸器使用者への対応

人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」に基づき、個別支援計画を作成しています。対象者には、「人工呼吸器使用者充電優先証」を配付し、避難拠点において優先的に電源を使用できる体制を構築しています。また、医療機関等の関係機関と連携し、救護の体制整備等に努めます。

#### (5) 人工透析患者への対応

区は、「災害時における透析医療確保に関する行動指針」に基づき活動します。

- ① 日本透析医会災害時情報ネットワーク等により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関および患者からの問い合わせに対し情報を提供します。
- ② 透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料等の供給および患者搬送について関係機関と調整します。
- ③ 透析患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会、透析医療機関と連携し、患者の受入を調整します。
- ④ 区内の透析医療機関等において患者の受入が難しい場合、区

## Ⅱ 防災本編

### 第2章 医療救護等対策

コーディネーターは、区西北部地域災害医療コーディネーターを通じて患者の区外での受入先医療機関の確保を要請します。

#### 【透析医療機関（11医療機関）】

No.	医療機関名
1	高松医院（高松六丁目4番23号）
2	練馬中央診療所（豊玉北五丁目32番8号）
3	腎クリニック高野台（高野台一丁目3番7号）
4	練馬桜台クリニック（豊玉北四丁目11番9号）
5	優人クリニック（田柄二丁目52番10号）
6	練馬高野台クリニック（高野台一丁目8番15号）
7	優人大泉学園クリニック（東大泉一丁目28番7号）
8	大泉学園クリニック（東大泉五丁目40番24号）
9	武蔵野総合クリニック練馬（練馬一丁目26番1号）
10	優人上石神井クリニック（上石神井一丁目13番13号）
11	石神井公園じんクリニック（石神井町七丁目2番5号）

## 4 受援体制の構築

- (1) 区内の医療救護体制だけでは十分に人的被害に対応できない場合、区コーディネーターは区西北部地域災害医療コーディネーターに対して日本DMATや東京都医療救護班等の派遣を要請します。また、災対健康部は、災害時における相互援助に関する協定を締結している自治体からの派遣医療チームの受入および派遣について調整します。
- (2) 区に派遣された医療チームの派遣先の調整については、区コーディネーターの助言を踏まえ、災対健康部が行います。
- (3) 派遣医療チーム等の医療支援に関する調整・情報交換等は、医療救護活動拠点（補助機関の保健相談所を含む。）において行います。
- (4) 災対健康部は、区役所内に（仮称）医療ボランティアセンターを設置します。医療ボランティアセンターでは、災対健康部が医療ボランティア（区内在住の医師・看護師等）の受付・登録を行い、区コーディネーターと調整のうえ、医療救護所および避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

## 5 巡回診療・定点診療

急性期以降、災対健康部巡回訪問班による避難拠点における健康相

談実施後、必要に応じて医療救護班等を避難拠点に派遣し、巡回診療を行います。

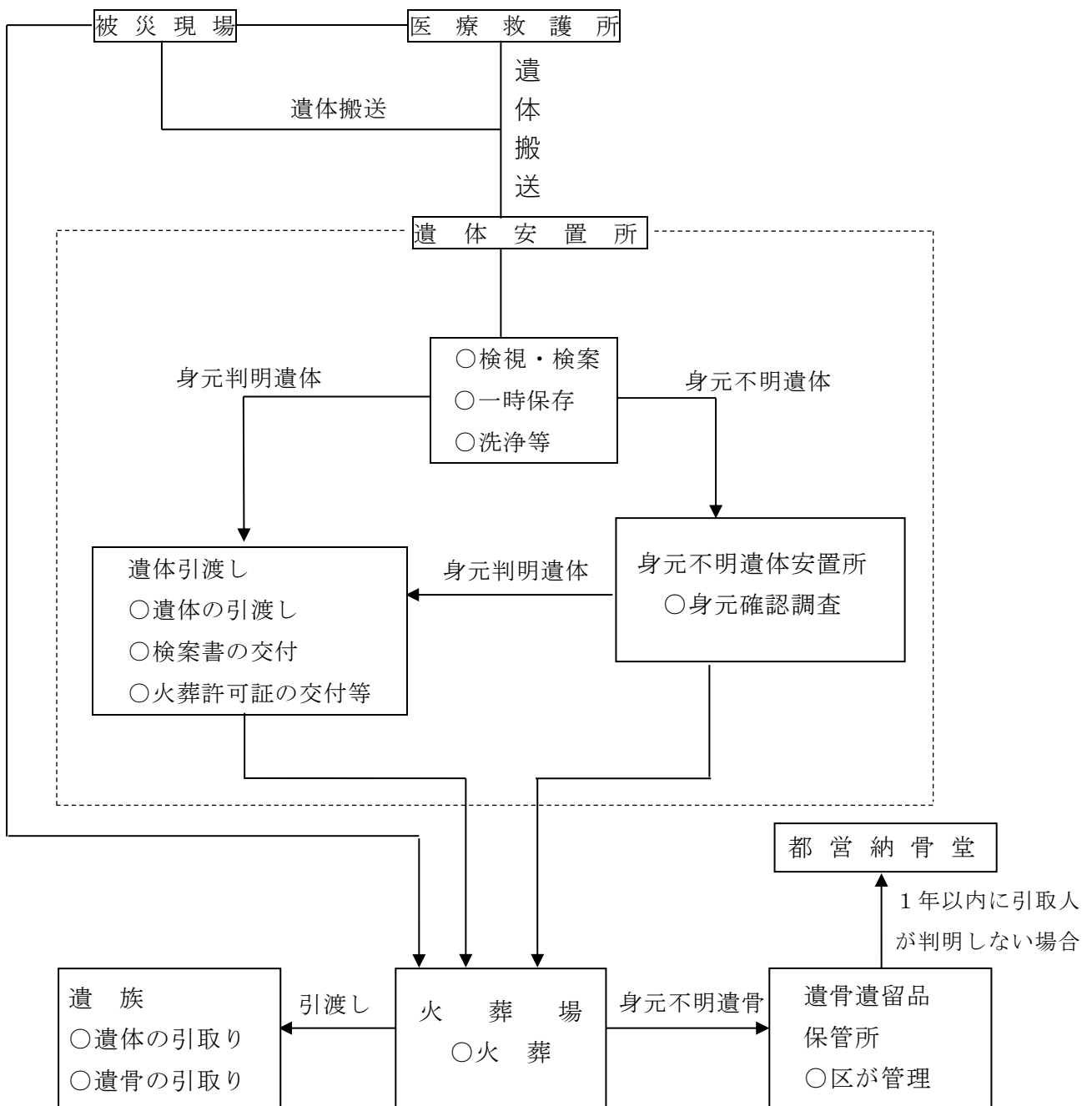
また、被災者の状況に応じて、巡回診療のほかに定点診療を行います。

## 第2節 遺体の取扱い

遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱います。

### 応 急 対 策

#### 第1款 遺体の取扱いの流れ【統括部、警察署、災対区民部、災対福祉部、災対地域文化部】



## 第2款 遺体の搜索および搬送【統括部、警視庁、東京都保健医療局】

### 1 遺体の搜索

東京都、警視庁、その他関係機関との協力、またはボランティアの活用等の方法により、遺体の搜索を行います。

搜索の期間は、救助法に基づき災害発生の日から10日以内とします。災害発生の日から11日以上経過してもなお搜索する必要がある場合は、下記の事項を明らかにして、期間内（10日以内）に都知事に期間延長を申請します。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
- ④ その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

### 2 書類の作成・保存

区が支出した費用の国庫負担を申請する際に必要な書類を作成します。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 遺体搜索状況記録簿
- ④ 遺体搜索用関係支出証拠書類

### 3 遺体の搬送

統括部は、遺族等による搬送が困難な遺体を発見したときは、区民防災組織との協力、ボランティアの活用等の方法により、遺体を遺体安置所へ搬送します。

状況に応じて、東京都および関係機関への協力依頼等を行います。搬送に際しては、協定団体から車両の提供等を受けます。

遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、確認します。

〔資料編 資料24-005、資料24-006 参照〕

### 第3款 遺体の安置【統括部、災対区民部、災対地域文化部、警察署、東京都保健医療局】

#### 1 遺体安置所の設営

遺体安置所は災対本部が設置し、設置について東京都および警視庁（各警察署）へ報告するとともに、区民等へ周知します。状況に応じて、東京都および関係機関に応援を要請します。

遺体安置所には管理責任者を配置し、東京都や関係機関との連絡調整を行うとともに、東京都および警視庁（各警察署）と連携して検視・検案業務等を集中的に、迅速かつ適切に実施できるよう遺体安置所の配置区分、業務の体制整備等を決定します。また、遺体の腐敗防止に努めます。

検視・検案は、遺体安置所において行います。ただし、遺体の搬送が困難である等の理由により、遺体安置所以外において検視・検案活動を行う必要が生じた場合には、災害医療機関など死亡確認現場においても行います。

なお、検視・検案や遺体の取扱いに関連する各種活動の実施にあたっては、「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」（平成29年8月 東京都）に基づき実施します。

#### 検視【警視庁】

検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。警視庁が検視班を遺体安置所に派遣して行います。

#### 検案【東京都】

監察医が死亡原因を調べること。東京都保健医療局が監察医等を遺体安置所に派遣して行います。

#### 2 設営場所

遺体安置所は、死者が少数の場合は既存の葬祭施設を利用します。死者が多数に及んだ場合は、下表の区立体育館の主競技場（アリーナ）を利用します。ただし、検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体安置所の配置区分、業務の体制整備等を決定します。

体育館等名称	所在地	延床面積 (主競技場)
中村南スポーツ交流センター	中村南一丁目2番32号	約953㎡
平和台体育館	平和台二丁目12番5号	約977㎡
上石神井体育館	上石神井一丁目32番37号	約952㎡
大泉学園町体育館	大泉学園町五丁目14番24号	約1,008㎡
桜台体育館（予備）	桜台三丁目28番1号	約520㎡



### 3 情報提供

大規模災害に伴う死者に関する広報について、東京都および警察署と連携して、遺体安置所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設など、区民等への情報提供を実施します。

### 4 遺体安置所の運営

遺体の処置期間は、救助法に基づき災害発生の日から10日以内とします。災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処置する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事に期限延長を申請します。

(1) 次の書類を作成し、保存します。

遺体処理票、遺留品処理票、遺体処理費支出関係証拠書類

(2) 区の対応能力だけでは不十分なときは、東京都および関係機関に応援を要請します。遺体の身元を確認し、遺体処理票および遺留品処理票を作成して納棺し、氏名および番号を記載した氏名札を棺に貼付します。

(3) 時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に身元確認を実施します。また、行方不明者を探す家族に対する広報を関係機関と連携して行います。

(4) 身元判明遺体を遺族に引き渡します。または、火葬後に遺族に引き渡します。

遺体の引渡業務は、原則として警視庁（各警察署）および災対本部が協力して行います。職員が遺体の引渡業務に従事する場合、警視庁「遺体引渡班」の指示に従います。

(5) 災対区民部は、死亡届の受理、火葬許可証等の発行等を行います。

(6) 通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理をするため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行します。

## 第4款 火葬【統括部、災対区民部】

統括部は、次の要領で遺体を火葬します。

### 1 火葬の要件

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 災害時に死亡した者であること。</li><li>② 災害による混乱の為、遺族が通常の火葬を行うことが困難であること。</li></ul> |
|--|

## 2 火葬の実施

救助法に基づき、災害発生の日から10日以内に完了します。延長する場合は、期間内（10日以内）に都知事への期間延長を申請します。

- (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて東京都に広域火葬の応援・協力を要請します。区民に都内全域が広域火葬体制にあることを周知します。
- (2) 東京都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認します。遺体の搬送に必要な車両を確保します。場合により、東京都に対して遺体搬送手段の確保を要請します。
- (3) 遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路で速やかに搬送します。

## 復旧・復興対策

### 第5款 災害復旧段階の火葬【統括部、災対区民部、警視庁】

#### 1 身元不明遺体

- (1) 警視庁（身元確認班）は、概ね2日間身元確認調査をしても身元が判明しなかった場合は、所持金品とともに遺体を災対本部へ引き継ぎます。ただし、身元確認調査はその後も引き続き行い、身元が判明したときは速やかに災対本部へ通知します。
- (2) 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬します。
- (3) 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管します。
- (4) 身元不明遺体の遺骨は遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管します。

#### 2 埋葬に関する書類

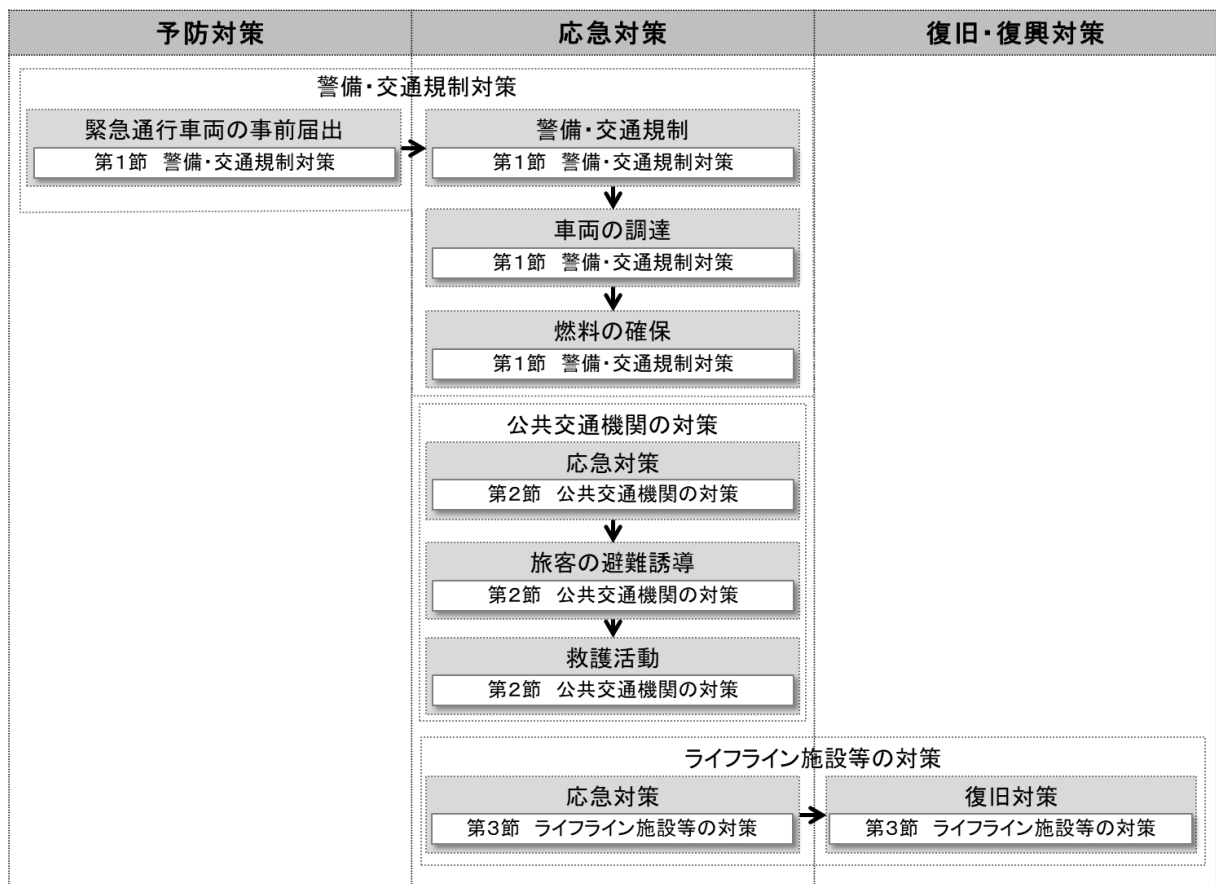
災対区民部は、埋葬台帳、埋葬費支出関係証拠書類を作成、整理します。

## 第3章 交通およびライフラインの確保

災害時に、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行うためには、交通対策を迅速かつ的確に実施する必要があります。また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するために、道路・交通・ライフライン等の確保に努める必要があります。

本章では、道路交通や公共交通機関の応急対策、ライフラインの初動対策および復旧対策等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第3章 交通およびライフラインの確保			
第1節 警備・交通規制対策			
第2節 公共交通機関の対策			
第3節 ライフライン施設等の対策			

■: 多くの記載があるもの    □: 記載があるもの    ○: 記載がないもの

## 第1節 警備・交通規制対策

発災時における、区民の生命・財産の保護および各種犯罪の予防、取締り、ならびに交通秩序の維持を行い、被災地域における治安の万全を期します。

### 予 防 対 策

#### 第1款 緊急通行車両の事前届出【警察署】

##### 1 緊急通行車両の概要

大規模災害が発生した場合、災対法に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されます。所定の手続きを経て標章が交付された、災害応急対策等に従事する車両は、標章を掲示することで規制区間を通行することができます。

緊急通行車両は、次のとおり定められています（災対法施行令第32条の2）。

- ・ 道路交通法の緊急自動車（消防用自動車、緊急用自動車など）（道路交通法第39条第1項）
- ・ 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両

##### 2 緊急通行車両の事前手続き

###### (1) 事前交付の概要

災害応急対策活動を円滑にするため、緊急通行車両として使用される車両については、東京都公安委員会に対し事前に届け出ておくことで、標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けることができます（災対法施行令第33条）。

###### (2) 事前交付制度の対象車両

事前交付制度の対象車両は、地域防災計画等に基づき、災対法に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両であって、地方公共団体等が自ら保有する車両、もしくは協定等により常時地方公共団体等の活動のために使用される車両、または災害発生時に他の機関等から調達することになっている車両が対象となります。

- ① 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長

その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両または災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

### 3 車両番号の制限

緊急通行車両等事前届出の申請は、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会または都道府県知事が受領することとされています。

なお、東京都公安委員会（警視庁）においては、原則として車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署が申請窓口になります。

- (1) 都内ナンバー（都内の区市町村ナンバーの原付二種を含む。）であることが必要です。
- (2) 車両の使用の本拠の位置（車庫証明書を取得している場所）が都内であることが必要です。
- (3) 他県ナンバーである場合は、それぞれの道府県公安委員会へ申請する必要があります。

### 4 受理の権限

緊急通行車両等の事前届出は、東京都公安委員会（警視庁）のほか、都知事（財務局、交通局、水道局、下水道局、東京消防庁が窓口）にも受理権限があり、緊急通行車両等事前届出済証の交付区分は次のとおりです。

- 都知事が交付する車両
  - ・ 東京都が保有する車両
  - ・ 東京都が調達する車両
  - ・ 東京都との契約・委託等により災害応急対策等を行う民間車両  
※23区内の消防団は東京消防庁が窓口
- 東京都公安委員会（警視庁）
  - ・ 上記以外の車両

### 5 緊急通行車両等の種類

- (1) 災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 道路交通法第39条に規定する緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- (3) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- (4) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するための使用中の車両

## II 防災本編

### 第3章交通およびライフラインの確保

- (5) 患者等搬送車両（特別な構造または装置があるものに限る。）
- (6) 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両
- (7) 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車
- (8) 災害応急対策に従事する者が参集または当該目的のために使用中の自転車
- (9) 緊急の手当を要する負傷者または病院の搬送のための使用中の車両
- (10) 歩行が困難な者または介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- (11) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- (12) 災害対策に従事する自衛隊、米軍および外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- (13) 交通対策本部長または警察署長が必要と認めた車両

## 応 急 対 策

### 第2款 警備活動【警察署】

警察は、警視庁管内に大震災（震度6弱以上の地震（以下この章において「大地震」という。）により、多数の人的被害が生じた災害をいう。）が発生した場合、現場警備本部を設置し、次の警備活動を行います。

- (1) 被害実態の把握および各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 被災者の避難誘導
- (5) 行方不明者の捜索および調査
- (6) 死体の調査等および検視
- (7) 公共の安全と秩序の維持

### 第3款 交通規制【警察署】

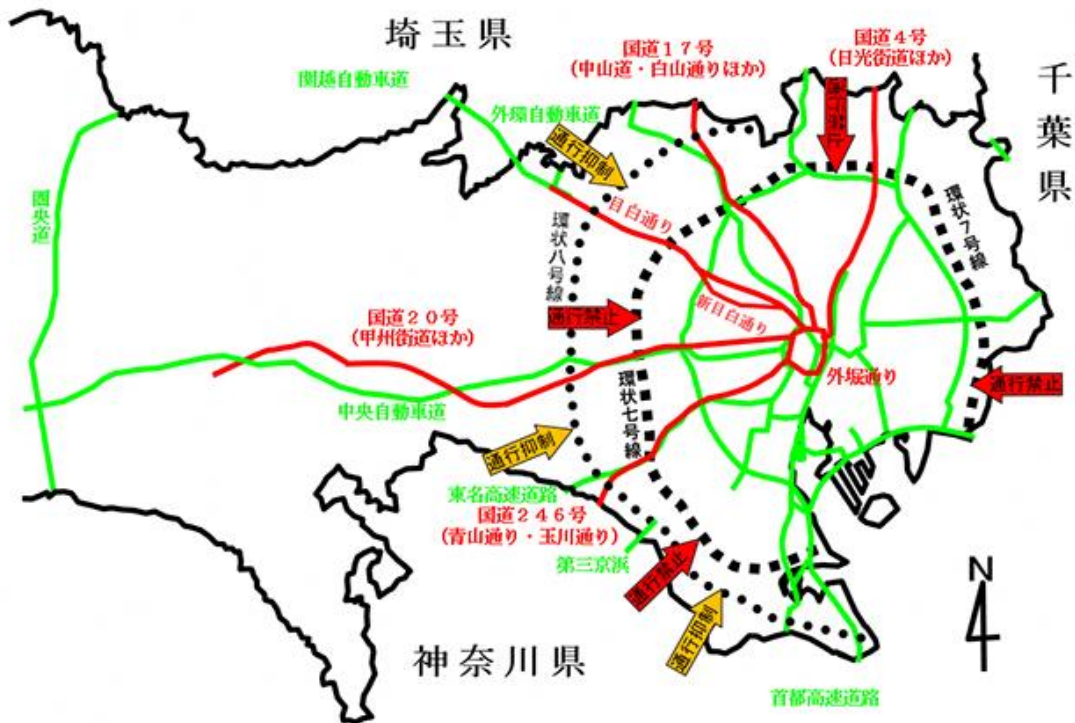
#### 1 第一次交通規制（道路交通法）

大地震が発生した場合は、速やかに次の第一次交通規制を実施します。

- (1) 環状7号線における都心方向への流入禁止  
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止します。
- (2) 環状8号線における都心方向への流入抑制  
環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制します。
- (3) 緊急自動車専用路における通行禁止  
「目白通り（九段下～三軒寺）」を緊急自動車および道路点検車

等（以下「緊急自動車等」という。）以外の車両の通行を禁止する緊急自動車専用路に指定し、緊急自動車以外の車両の通行を禁止します。

(4) 被害状況等に応じて、上記(1)～(3)までの交通規制を拡大・縮小、または別の路線を指定して交通規制を実施します。



凡 例			
環状七号線	■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路		国道4号、国道17号(白山通りほか)、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り	
		高速自動車国道・首都高速道路等	

※ 警視庁ホームページより引用

Ⅱ 防災本編

第3章 交通およびライフラインの確保

2 第二次交通規制（災対法）

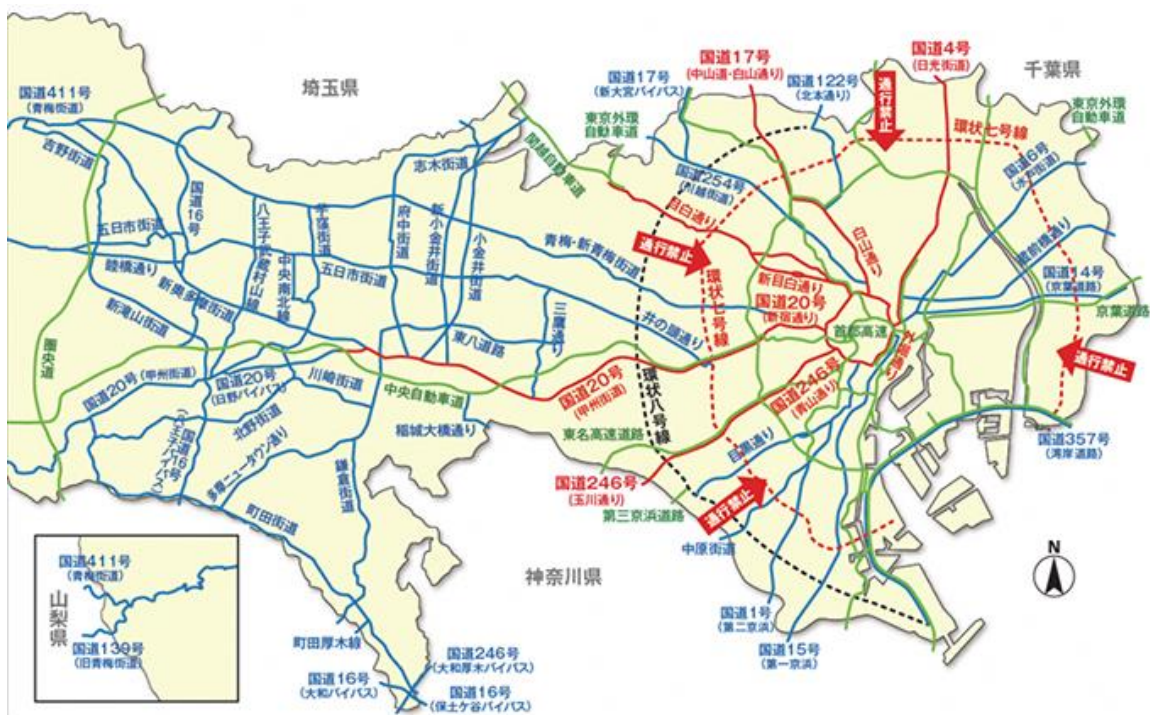
被害状況等に応じて、第一次交通規制から第二次交通規制に移行します。

(1) 被害状況等に応じた交通規制

原則として第一次交通規制の(1)から(4)を継続しますが、規制範囲を拡大・縮小します。

(2) 緊急交通路の指定

緊急自動車専用路（目白通り）を緊急交通路に指定するとともに、被害状況等に応じて、「青梅・新青梅街道（新宿大ガード西～田無本町1～北原、瑞穂松原～都県境、北原～瑞穂松原）」、「国道254号（川越街道）（本郷3～東埼玉橋）」を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止します。



凡		例	
環状七号線	■■■■■	環状八号線	●●●●●
緊急交通路	■■■■■	優先して指定する路線 (国道4号・国道17号(白山通りほか)・国道20号 ・国道246号・目白通り、新目白通り・外堀通り)	
	■■■■■	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路等)	
	■■■■■	被害状況により指定する路線	

※ 警視庁ホームページより引用



### 3 緊急交通路の確保

- (1) 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビおよび現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によります。また、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察および東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等によって行われます。
- (2) 都県境、国道16号線、環状7号線および緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保を行います。規制要員は、制服警察官を中心に編成されますが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、日頃から民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮します。
- (3) 避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線が指定されます。

## 第4款 車両の調達と緊急輸送等【災対総務部】

### 1 車両の確保

災対総務部は、次の要領で車両を調達し緊急輸送にあたります。

庁有車で不足するときは、協定団体等から調達します。 それでも不足するときは、東京都（財務局）に調達斡旋を要請します。
---

〔資料編 資料12-003 参照〕

## 第5款 緊急通行車両の確認制度【災対総務部、警察署】

### 1 緊急通行車両等の確認

- (1) 区有車両のうち緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けているものは、発災後これを警視庁本部（交通規制課）、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署または緊急交通路上の交通検問所のいずれかへ提出して「標章」および「緊急通行（輸送）車両確認証明書」の交付を受けます。
- (2) 区が保有・調達する車両で災対法等の要件を満たすものは、緊急通行（輸送）車両確認申出書や自動車検査証等を提出し、書類審査を受けて「標章」および「緊急通行（輸送）車両確認証明書」の交付を受けます。
- (3) 発災前に緊急通行（輸送）車両確認申出済みの車両は、既に交付された「標章」および「緊急通行（輸送）車両確認証明書」を掲示して緊急交通路を通行します。
- (4) 車両用燃料は協定団体所属の給油所で、優先供給を受けます。こ

の給油所では、避難拠点等で使用する燃料の優先供給も行います。

【資料編 資料13-001 参照】

## 2 交通規制除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、東京都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外します。

## 3 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプターおよび現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集および東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努めます。

## 4 交通規制の実行性を確保する手段・手法

警察署が交通規制の実行性を確保するにあたっての手段・手法は、次のとおりです。

### (1) 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。

### (2) 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

### (3) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平常時から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

### (4) 装備資器（機）材等の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

### (5) 交通管制システム等の効果的な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

**第6款 車両用燃料等の確保と供給【統括部、東京都総務局】**

東京都は、石油連盟（製造・卸業）および東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を締結し、対策を進めています。区においては、東京都石油業協同組合板橋練馬支部と「災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書」を締結し、燃料供給等について定めています。

協定の実効性を高めるため、平常時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたり実効性のある体制を構築します。

## 第2節 公共交通機関の対策

輸送手段の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行います。

### 応 急 対 策

#### 第1款 活動態勢【各公共交通機関】

##### 1 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客および鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置します。

##### 2 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用し、必要に応じて無線等を利用します。

#### 第2款 災害発生時の応急対策【各公共交通機関】

各公共交通機関は、初動期に列車および旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施します。

#### 東京都（交通局）

##### 1 運転規制

- (1) 震度4の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、震度に応じた点検等を行います。
- (2) 震度5弱以上の場合は、運転を中止し、震度に応じた点検等を行います。

##### 2 乗務員の対応

- (1) 駅に停車中の時は、出発を見合わせて駅長の指示を受ける。
- (2) 走行中の時は、前途に支障の有無に注意して、速度を節制のうえ、次駅まで走行することに努める。
- (3) やむを得ず駅間に停止の際は、状況判断し旅客の安全確保に努める。
- (4) 車内放送により、乗客の動揺防止および車外脱出の防止を行い、安全確保に努めるとともに、負傷者がいる場合は救護を行う。

### 3 その他の措置

地震による運転規制が実施された場合には、関係各所（駅、保守区等）は、あらかじめ指定した箇所を点検し、速やかに運輸指令に点検結果を報告します。

#### 西武鉄道（株）

##### 1 運転規制

- (1) 震度4のときは、直ちに一旦停止後、55km/h以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転をします。
- (2) 震度5弱のときは、直ちに一旦停止後、25km/h以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転をします。
- (3) 震度5強以上のときは、直ちに一旦停止後、点検が終了するまで運転を中止します。

##### 2 乗務員の対応

- (1) 列車の運転が危険と判断した場合または停止指令があった場合、列車を安全な箇所に停止させる。
- (2) 停止した箇所が橋梁で危険の恐れがあるときは、進路の安全を確かめ列車を移動させる。この場合、運転司令に状況を報告し、指示を受ける。

### 3 その他の措置

駅長は、構内を巡視し異状の有無を運転司令に報告します。電気所長および保線所長は巡回点検し異状の有無を電気司令長および施設司令長に報告します。電気司令長は、必要に応じて一時送電中止の処置をとります。

#### 東武鉄道（株）

##### 1 運転規制

- (1) 震度4の場合は、全列車一旦停止後、25km/h以下の注意運転をします。
- (2) 震度5の場合は、全列車一旦停止、安全確認まで運転見合せにします。

##### 2 乗務員の対応

- (1) 速やかに安全な箇所に停止し異状の有無を確認する。
- (2) 異状が認められないときで、指令が震度4と判断したときは、25km/h以下で注意運転を行い、震度5以上と判断したときは、運転を見合

せる。

- (3) 次駅駅長に異状の有無を通告する。
- (4) 車内放送等により乗客の不安除去に努め、混乱防止を図る。
- (5) 車内に負傷者が発生した場合は、駅長の協力を得る等して救出救護等臨機の処置をとる。

### 3 その他の措置

運転指令は、震度や被害および列車運行の把握に努め適切な指令を行います。電気指令は、必要により送電中止等適切な処置をします。

駅長は運転を見合せ運転指令に報告し、構内を点検します。

工務電気関係管理所長は、要注意箇所の点検を行います。震度5以上と認めたときは、至急巡回点検を行います。

## 東京地下鉄（株）

### 1 運転規制

地震警報装置または早期地震警報装置に震度4以上の表示があった場合は、運転規制を実施します。

震度4（第2地震警報）

- ・ 先発列車のあった駅まで注意運転

震度5弱以上（第1地震警報）

- ・ 運転見合せ

### 2 乗務員の対応

- (1) 列車を緊急停止させた後、状況を総合指令所に報告し指示を受ける。
- (2) 停止した箇所が橋梁で危険の恐れがあるときは、進路の安全を確かめ列車を移動させる。この場合、総合指令所に状況を報告し、指示を受ける。
- (3) 車内放送により、状況を旅客に説明し、動揺防止および車外脱出の防止に努める。

### 3 その他の措置

震度4（第2地震警報）

- ・ 運転士の報告に基づき運転規制を解除

震度5弱以上（第1地震警報）

- ・ 工務および電気関係区長による歩行点検報告に基づき、注意運転を指令
- ・ 運転士の報告に基づき運転規制を解除

### 第3款 旅客の避難誘導【各公共交通機関】

駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施します。

駅内の乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導します。列車内の乗客に対しては、案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで、駅長と連絡のうえ、誘導します。

### 第4款 事故発生時の救護活動【各公共交通機関】

各鉄道機関は、発災時に事故が発生した場合、各鉄道機関災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先して実施します。二次災害の防止に万全を講ずるとともに、旅客の安全確保を図り、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行います。

#### 東京都（交通局）

負傷者の救護措置を行い旅客の安全を図ります。

- ① 救助および避難誘導を行います。
- ② 消防署・警察署の救援を要請します。
- ③ 旅客の中の医師、看護師に手当を依頼する等協力を求めます。

#### 西武鉄道（株）

災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行います。

- ① 負傷者の救出については、旅客（医師・看護師等）の協力を求めます。
- ② 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をします。
- ③ 多数の負傷者が発生した時は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮します。

#### 東武鉄道（株）

駅長は、負傷者があった場合、救出・救護等の処置を行うほか、医療機関、消防署、警察署等の救援を要請します。

#### 東京地下鉄（株）

災害が発生した場合、旅客の安全確保を第一の使命として行動します。

- ① 旅客の人命救助および避難誘導を行います。
- ② 被害拡大を防ぐ為、二次災害および付帯事故の防止措置を行います。
- ③ 死傷者のあるときは、救出および応急救護に努めるとともに、119番通報し救急隊の出動を要請します。

## II 防災本編

### 第3章交通およびライフラインの確保

- ④ 現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出、応急救護、負傷者搬送にあたります。また、消防隊、救急隊の出動要請を行い、その活動に協力します。

## 第5款 輸送の確保【各公共交通機関】

災害時には、各交通機関は、東京都・区市町村が実施する応急対策活動が円滑に実施できるよう、救援物資および人員の輸送協力を行う責務があることから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めるものとします。

## 第6款 高速道路の応急対策【東日本高速道路（株）】

### 東日本高速道路（株）

#### 1 巡回点検

災害が発生する恐れのある場合、または災害が発生した場合は、直ちに道路の特別巡回を実施し、異常事態の把握に努めます。

#### 2 交通規制

別に定める基準値に該当した場合は直ちに交通規制を実施するものとします。交通規制の実施または解除あるいは変更に際しては、警察および周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行います。



## 第3節 ライフライン施設等の対策

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン関係機関は、活動体制を確立します。

各関係機関が相互に連携し、復旧に向けた応急対策や危険防止のための諸活動を迅速に実施します。

### 応 急 対 策

#### 第1款 水道【東京都水道局】

##### 1 計画方針

応急対策活動を迅速、的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水の回復と可能な限りの飲料水を確保します。

##### 2 初動対応

地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合は、給水対策本部を設置し、応急対策活動を進めます。

###### (1) 情報連絡活動

復旧、応急給水活動を随時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め正確な情報を迅速に収集・伝達します。

###### (2) 復旧活動

配水系統の変更等により断水区域を最小限にし、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進めます。

###### (3) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、応急給水計画を策定し、段階的な応急給水を実施します。

###### (4) 広報活動

被害・復旧および応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止します。

##### 3 応急対策

次の活動を行います。

- (1) 復旧用材料の調達
- (2) 施設の点検
- (3) 応急措置

## 第2款 下水道【東京都下水道局】

### 1 計画方針

下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集および連絡を徹底します。復旧までの間、二次災害発生の恐れがある場合、被害の拡大する恐れがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施します。また、ポンプ所、水再生センターにおけるポンプおよび諸機械の運転を継続します。

### 2 初動対応

本部の非常配備態勢に基づき職員の配置を行い、迅速に復旧活動を行います。迅速な復旧に備え、民間団体との体制整備を進めています。

## 第3款 電気【東京電力パワーグリッド】

### 1 計画方針

施設被害の早期復旧を図り、社会安全の確保に努めます。このため、災害が発生しまたは発生する恐れがある場合には、本社および総支社に非常災害対策本部を設置し、支社は非常災害対策支部を設置するとともに被害状況の把握と非常災害活動を実施します。

(1) 非常態勢の発令は非常災害の情勢に応じ、次のとおり区分して行います。

区分	情勢
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・災害が発生した場合</li> <li>・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</li> <li>・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</li> </ul>
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生した場合</li> <li>・大規模な災害の発生が予想される場合</li> <li>・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合</li> <li>・東海地震注意情報が発せられた場合</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</li> </ul>
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li> <li>・電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震</li> </ul>

	度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
--	--

- (2) 要員構成  
非常災害対策支部の要員は要員構成表に基づき、呼集を行います。

## 2 応急対策

- (1) 資材の調達・輸送  
予備品、貯蔵品等の在庫品を把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法で確保します。

① 現地調達 ② 他支部相互との相互流用 ③ 他電力会社等からの協力
--

- (2) 災害時における危険予防措置  
電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続しますが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じます。
- (3) 応急工事  
人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則としますが、各設備の復旧は、災害状況や被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施します。区および東京都とは、平常時から、停電の迅速な復旧が求められる施設等について情報共有しています。
- (4) 計画停電  
震災などにより電力需給状況が厳しくなった場合においても、火力発電所の増出力運転などの供給力対策や電力広域的運営推進機関への融通受電の要請、さらには国による節電要請を行い、計画停電の回避に最大限務めます。  
全ての対策を講じてもなお電力需給状況が厳しい場合に、国の判断の下、電力広域的運営推進機関の指示を受け、計画停電を実施することになった場合には、自社ホームページにて計画停電に関する情報を開示のうえ、実施します。

## 第4款 ガス【東京ガスグループ】

### 1 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早急に復旧するため、災害発生の原因の除去と防災環境の整備に常に努力を

傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図ります。

## 2 初動措置

### (1) 通知・連絡

社内および社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実にできるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の確立に努めます。

### (2) 情報の収集

災害が発生した場合は、巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に次の各情報を把握します。

- |                                |
|--------------------------------|
| ① 気象情報（地震・大雨・洪水等）              |
| ② 被害情報（一般、官公庁、地方自治体、報道機関、お客様等） |
| ③ ガス施設等の被害および復旧状況              |
| ④ その他災害に関する情報                  |

### (3) 広報活動

災害発生時には、その状況に応じた広報活動を行います。

- |            |
|------------|
| ① 災害直後     |
| ② ガス供給停止時  |
| ③ 復旧作業中    |
| ④ その他必要な場合 |

広報活動については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の媒体を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

### (4) 復旧用資機材の確保・調達

#### ① 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保します。

- |                   |
|-------------------|
| ア 取引先、メーカー等からの調達  |
| イ 被災していない他地域からの流用 |
| ウ 他ガス事業者等からの融通    |

#### ② 資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討します。

また、その確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図ります。

### (5) 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

(6) 災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全に配慮したうえで、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施します。被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を優先的に行います。

## 第5款 通信【NTT東日本】

### 1 計画方針

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因にもなり、社会的混乱が生ずる恐れがあり、その影響は計り知れないものがあります。

このため、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図ります。

また、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ一般公衆通信も確保に努めます。

(1) 災害が発生した場合の措置

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 電源の確保</li><li>② 非常対策用無線機、移動無線車等の発動</li><li>③ ポータブル衛星車の出動</li><li>④ 予備電源設備、移動電源車の発動</li><li>⑤ 建物等の防災設備の点検</li><li>⑥ 工事用車両、工具の点検</li><li>⑦ 保有する資材、物資の点検</li><li>⑧ 施設内外の巡回、点検</li></ul> |
|--|

(2) 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の規模・状況により、災害対策本部またはこれに準じる機関を設置します。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等および重要通信施設ならびに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行います。

(3) 社員の動員計画

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、業務の運営あるいは応急対策および応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定めます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 社員の非常配置</li><li>② 社員の非常召集方法</li><li>③ 初動時の駆けつけ要員の確保</li><li>④ 事業部門相互の応援要請方法</li></ul> |
|---|

(4) 情報連絡体制

災害の発生または発生の恐れがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集および伝達にあたります。

## 2 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 非常用移動電話局装置類（代替交換機、電源装置の配備）</li><li>② 無線装置の配備<br/>（ポータブル衛星通信装置、非常用移動無線車等）</li><li>③ 移動電源車を都内の主要地域に配備</li><li>④ 応急復旧ケーブルの配備</li></ul> |
|---|

(2) 特設公衆電話の設置

災害時は、避難拠点、練馬区帰宅支援ステーション等に特設公衆電話を設置します。

(3) 公衆電話の無料化

救助法の適用が想定される規模の災害が発生した場合、公衆電話から発信する際の通話料等を無料とすることがあります。また、避難拠点等に設置した特設公衆電話は、無料で開放します。

(4) 電気通信設備の点検

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 電気通信設備の巡回・点検および防護</li><li>② 災害対策用機器および車両の点検</li><li>③ 応急対策および応急復旧に必要な資材および物資の点検、確認および輸送手段の確認と手配</li><li>④ 災害時措置計画および施設記録等の点検と確認</li></ul> |
|---|

(5) 応急措置

災害により通信施設が被災したとき、または異常輻輳発生により、通信の疎通が困難または途絶するような場合は、次のとおり応急措置を実施します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 臨時回線の作成（移動無線車、移動無線機等）</li><li>② 中継順路の変更</li><li>③ 規制等疎通確保</li><li>④ 特設公衆電話の設置</li><li>⑤ 災害伝言ダイヤルサービスの提供</li><li>⑥ その他必要な措置</li></ul> |
|--|

(6) 通信の利用制限

次の理由により通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、一般の電話利用を制限します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 通信が著しく輻輳するとき</li><li>② 通信電源確保が困難なとき</li></ul> |
|---|

③ 回線の全面的維持が困難なとき

※ 非常電話、緊急通話の優先

災害に関する通信について、防災関係機関の非常・緊急電報および非常・緊急電話は、他の電話に優先して取り扱います。

(7) 広報

通話が途絶、または利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等の方法によって利用者に周知します。

① 通信途絶、利用制限の理由

② 通信途絶、利用制限の内容

③ 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等

④ 通信利用者に協力を要請する事項

⑤ その他の事項

## 第6款 郵便・保険【日本郵便(株)】

### 1 計画方針

区内に地震その他の災害が発生した際は、各事業を遅滞なく運行するよう努めます。

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の規模・状況により、非常災害対策本部またはこれに準じる機関を設置します。

(2) 業務内容

① 被害状況等の情報収集、広報活動

② 各業務運行確保

③ 要員措置

④ 応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等

⑤ 被災した郵便局舎・設備等の復旧

⑥ その他

### 2 応急対策

(1) 応急措置

被災地における郵便の運送、集配の確保または早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路または方法の変更、臨時集配便の開設等の応急措置を講じます。

(2) 窓口業務の維持

被災地となった郵便局の窓口業務の維持を図ります。被災により業務継続に支障がある場合は、仮局舎施設による窓口業務の再開、臨時窓口の開設等を行います。

(3) 具体的対応

救助法が適用された場合の郵便物の料金免除、場合により被災地あて救助郵便物の料金免除等を行います。

### 3 災害対策事業への協力

練馬・石神井・大泉・光が丘郵便局は、覚書に基づく災対本部等からの要請により、応急災害対策事業に協力します。

【資料編 資料 23-001 参照】

## 復旧・復興対策

### 第7款 復旧活動拠点の確保【各防災機関】

ライフライン復旧のための活動拠点は、各事業者が自ら確保することを基本とします。

ただし、全国からの応援により人員・資器材の数が膨大になり、活動拠点が不足することも予想されるため、区としても可能な限り各機関の支援を行います。

### 第8款 各事業者の復旧活動【東京都水道局、東京都下水道局、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本】

#### 1 水道施設の復旧対策

管路の復旧計画は、定めた順位を基に、被害の程度および復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、給水所の運用状況を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行います。資器材の調達、復旧体制および復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施します。

首都中枢機関、災害拠点病院、避難所等に給水する管路については、優先して復旧します。断水区域を限定し、可能な限り給水を継続します。

#### 2 下水道施設の応急・復旧対策

(1) 災害復旧用資機材の準備

迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センターおよびポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し、資機材の提供について協力を求めます。

(2) 管きよ

緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設に起因する道路陥没等を早急



に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施します。また、速やかに管きよの被害状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況および措置状況を集約します。

### (3) 工事現場

被害を最小限に抑えるとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施します。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者等の指示に従い応急措置等を行います。発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備えます。

## 3 電気の復旧対策

### (1) 復旧計画の作成

次の事項を明らかにした復旧計画を作成します。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 電力系統の復旧方法
- ⑤ 復旧作業の日程
- ⑥ 仮復旧の完了見込
- ⑦ 宿泊施設、食料等の手配
- ⑧ その他必要な対策

### (2) 復旧順位

人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則としますが、各設備の復旧は、災害状況や被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施します。

### (3) 復旧要員の広域運営

他電力会社等と復旧要員の相互応援態勢を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行います。

## 4 ガスの復旧対策

### (1) 復旧計画の策定

非常事態により、被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行います。

### (2) 重要施設の優先順位

救急病院、老人福祉施設、避難所等の社会的に重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的

## II 防災本編

### 第3章交通およびライフラインの確保

に復旧するよう計画立案します。

#### (3) 安全広報

不使用中のガス栓が閉止されていることの確認等を要請します。  
また、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関に対して前述の広報内容やマイコンメーターの復帰方法を報道するよう要請します。さらに、区とも必要に応じて連携を図ります。

## 5 通信の復旧対策

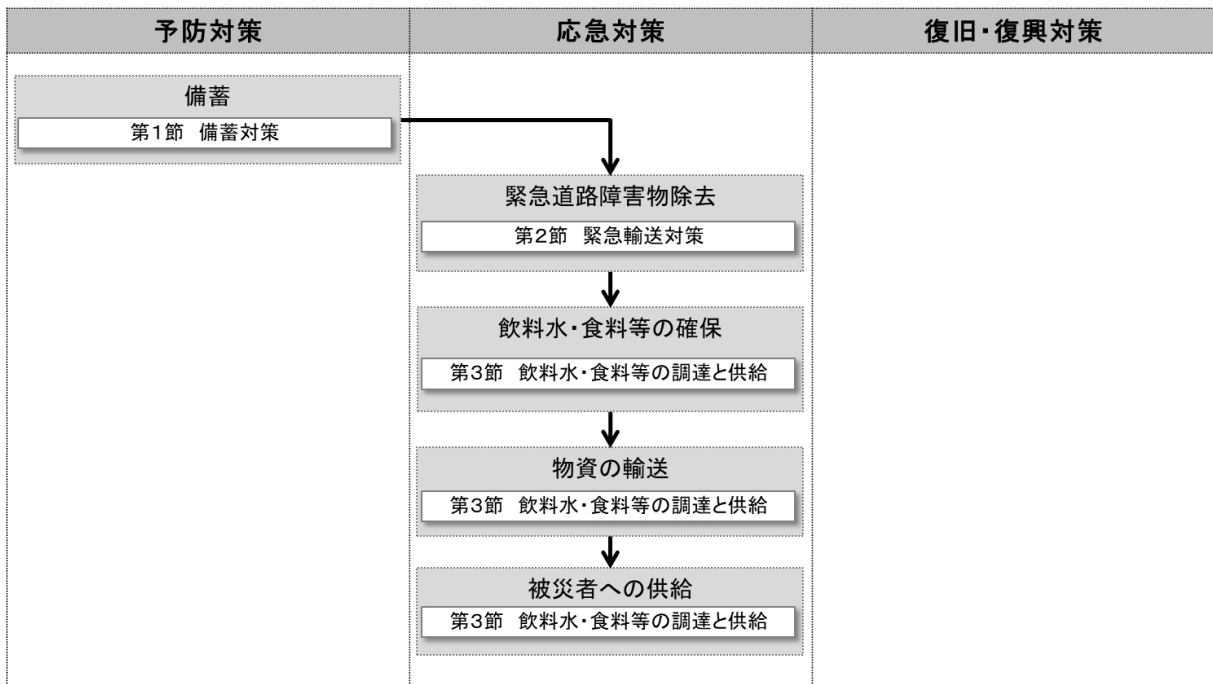
- (1) 災害により被災した通信回線を復旧します。
- (2) 被災の再発を防止するため、電気通信設備の被害を受けた原因を設計、物品、工法、施工等に分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに必要な防災設計を行います。

## 第4章 物流・備蓄・輸送対策

災害時に物流機能が滞った場合に備え、平常時から飲料水や食料、生活必需品を備蓄するとともに、その物資を迅速かつ的確に被災者へ供給する必要があります。そのためには、道路啓開に加え、物資を輸送する車両、それを動かす人および燃料を一体的に確保する必要があります。国や東京都とは、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して効率的な物資支援を進めます。

本章では、物資の備蓄対策、緊急輸送対策、飲料水・食料等の調達と供給等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第4章 物流・備蓄・輸送対策			
第1節 備蓄対策			
第2節 緊急輸送対策			
第3節 飲料水・食料等の調達と供給			

■: 多くの記載があるもの    ■: 記載があるもの    □: 記載がないもの

## 第1節 備蓄対策

発災時に、必要な飲料水や食料等を被災者に対して迅速に提供するため、各避難拠点や集中備蓄倉庫において、物資を備蓄しています。

### 予 防 対 策

#### 第1款 備蓄方針【危機管理室】

災害時には、物流の混乱やライフラインの被害等に伴い、飲料水や食料、生活必需品の調達が困難になることが想定されます。このような状況であっても、必要な飲料水や食料等を、被災者に対して迅速に提供できるような備蓄が必要です。

食料および生活必需品の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」（昭和52年 東京都と特別区代表4区とのプロジェクトチームによる合意内容）により、「食料については、区が1日分を目標に備蓄し、東京都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。生活必需品については、主に東京都が備蓄および調達により確保する。」としています。

この役割分担に基づき、区は、都の被害想定に応じて、飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行います。

より一層、避難所の良好な生活環境を充実・強化するため、引き続き、さらに備蓄倉庫の増設を検討し、備蓄物資の充実に努めていきます。

#### 第2款 備蓄計画【危機管理室】

##### 1 備蓄量および備蓄場所

###### (1) 避難者（在宅避難者を含む。）用の備蓄

避難拠点では、1か所あたり700人分の飲料水や食料、生活必需品などの物資を備蓄しています。また、都の被害想定に基づく必要数と避難拠点における備蓄分の差分（避難拠点予備分）を、集中備蓄倉庫（区内22か所）に備蓄しています。避難拠点で物資が不足した場合には、集中備蓄倉庫に備蓄している物資を避難拠点へ輸送します。

飲料水・食料の備蓄量は、都の被害想定による需要数を基本とし、発災1日後の避難所避難者数である78,200人の1.2倍に相当する需要人口を想定して備蓄します。

広範な区域の断水に備え、組立式給水タンクを集中備蓄倉庫に備蓄しています。飲料水を車両輸送する必要がある場合は、給水所か

ら補給し、協定事業者の協力を得て避難拠点等に輸送し、給水活動を行います。

また、物流が滞った場合に備え、発災2日目以降の食料の一部はあらかじめ東京都からの寄託を受け区の集中備蓄倉庫で備蓄します。

(2) 帰宅困難者用の備蓄

都の被害想定では、区内で約43,200人の帰宅困難者の発生が想定されています。帰宅困難者の一時滞在および徒歩帰宅を支援するため、飲料水、食料、携帯トイレ等を備蓄しています。

このうち、帰宅困難者を受け入れる7か所の練馬区帰宅支援ステーションでは、1ステーションあたり400人分（集中備蓄倉庫を兼ね備える練馬文化センターは1,100人分）、計3,500人分を、残り39,700人分は集中備蓄倉庫に備蓄しています。

## 2 集中備蓄倉庫の整備

備蓄物資の増量に伴う保管スペースの確保および地域偏在により集中備蓄倉庫の空白地域となっている区内4地域を解消するため、今後、区有地の活用や区立施設の改修・改築等の機会を捉え、新たに集中備蓄倉庫を整備します。今後4か所の集中備蓄倉庫を整備し、26か所を計画目標とします。

## 第2節 緊急輸送対策

国は被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において首都直下地震における緊急輸送ルート計画を定めるなどの対策を行っています。区においても、発災時の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送ネットワークの確保、緊急道路障害物の除去、輸送車両の確保等を行います。また、通行可能道路の確保、主要路線の道路障害物の除去および応急復旧を行います。

### 予 防 対 策

#### 第1款 緊急輸送道路の維持管理【土木部】

東京都は、「東京都緊急輸送道路ネットワーク計画」において緊急輸送道路を設定し、東京都地域防災計画において、緊急輸送道路の沿道建築物、橋梁などの耐震化を行うとしています。また、日常点検に加え、路面下空洞調査などにより道路の維持管理を着実に行うとしています。区では、区が管理する道路のうち、緊急輸送道路など防災上重要な路線について、日常的な巡回点検を実施し、必要な箇所について補修を行います。

## 第2款 練馬区緊急道路障害物除去路線の指定【土木部】

### 1 道路啓開の基本的な考え方

道路啓開は、緊急車両等の通行のために、早急に最低限のがれきを処理し、簡易な段差修正により救援ルートを確認することを目的とします。特に大規模災害では、応急・緊急復旧を実施する前に緊急ルートを確認する啓開が重要です。



通常の大規模災害においては、応急復旧の次に本復旧の流れとなりますが、大規模災害時には、上記のとおり応急復旧の前に救援・救護活動のために支援ルートを確認する道路啓開が必要になります。早期の道路啓開が二次被害の拡大を抑制し、救援・救助活動を円滑にします。

### 2 緊急道路障害物除去路線の指定の基本的な考え方

大規模災害時に、災害医療機関や医療救護所への被災者の搬送や、避難拠点への応急物資の輸送にあたっては、道路障害物の除去が重要です。

そのため、緊急道路障害物除去路線の指定にあたっては、次の施設への緊急ルートの確保を基本とします。

第1順位：災害時医療関係施設（医療救護所を含む。）（45施設）

第2順位：情報拠点校に指定されている避難拠点（21施設）

第3順位：その他の避難拠点（66施設）

上記施設から幅員8m以上の道路に到達する距離が150m以上の路線を緊急道路障害物除去路線に指定します。ただし、災害時医療関係施設については、幅員8m以上の道路に到達する距離が150m未満の路線であっても啓開路線に指定します。

【資料編 資料30-035 参照】

### 3 道路啓開のための事前の取組（狭あい道路の拡幅）

区では、幅員が4mに満たない狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を実施しています。

また、ブロック塀等の倒壊防止と緑化を推進するため、既存のブロック塀等を生け垣等に変更する場合、ブロック塀等の除去費用および生け垣等設置費用の一部助成を行い、安全の確保と良好な生活環境の創出を推進しています。

大規模災害における道路啓開を効果的・効率的に進めるためにも、これらの事業の実施にあたり、緊急道路障害物除去路線に接する場合は、助成を拡大します。

#### 4 道路啓開のための協定事業者との連携

区は、災害時に迅速・確実に道路啓開を行うため、事業者と協定を締結しています。

協定事業者とは、道路啓開に係る手順等の確認を行うとともに、訓練を実施するなど、平常時の連携強化に取り組んでいます。

## 応 急 対 策

### 第3款 首都直下地震における具体的な応急対策活動【災対土木部、東京都建設局】

国は、防災基本計画のほか、東京都および首都圏各県、指定公共機関等と連携して、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）を作成し、国と地方公共団体等が一体的に災害応急対策を実施できる体制を綿密に構築して、人命救助に重要な72時間を意識しつつ、①緊急輸送ルート、②救助、③医療、④物資、⑤燃料の5つの分野でのタイムラインと目標行動を設定しています。

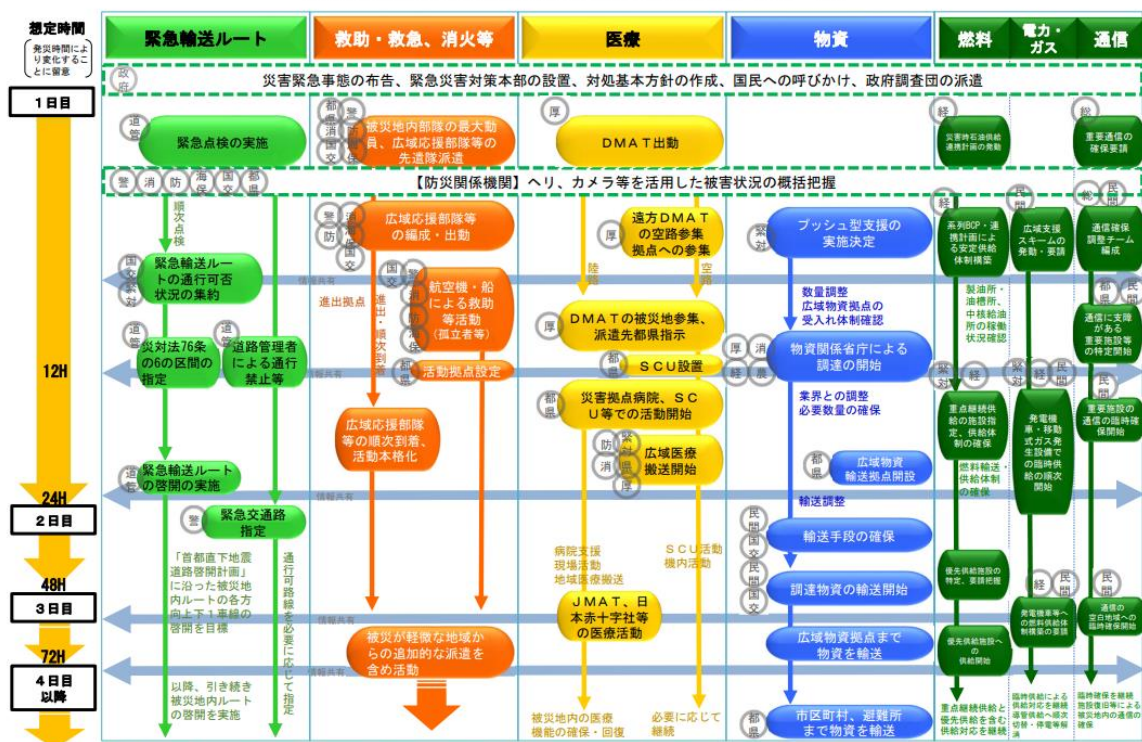
防災関係機関は、東京23区において、震度6強以上の震度が観測された場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始します。

ただし、東京23区において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において、相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、防災関係機関は、判明した状況に応じて、本計画を適宜修正しながら災害応急対策活動を開始します。

上記に該当する地震が発生した後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認します。



首都直下地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）



## 1 緊急輸送ルート

緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、通行を確保すべき道路を定めています。

これにより、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行確保のための活動が実施されます。

### (1) 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

深刻な道路交通麻痺に対応するため、関係機関が連携して緊急輸送ルートの確保に向けた活動を実施します。

- 政府・被災都県は、国民に対して一般車両の通行禁止等について協力を要請
- 各道路管理者は、緊急点検を実施し、通行可否情報を集約、緊急災害対策本部・政府現地対策本部は、関係機関と緊急輸送ルートの確保に係る情報共有・総合調整を実施
- 各道路管理者は、道路啓開や滞留車両の移動などを実施し、緊急通行車両の通行を確保
- 被災都県警察は、都心部への車両の流入規制や一般車両の通行を禁止するなど必要な交通規制を実施。都県公安委員会は、必要に応じて緊急交通路を指定

## Ⅱ 防災本編

### 第4章 物流・備蓄・輸送対策

- 地震被害により道路が寸断され陸路による移動や輸送が困難な場合に河川や港湾の活用を検討
- (2) 緊急輸送ルート計画の考え方
  - ①全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動のため、概ね外環道までの範囲における高速道路等の通行を確保
  - ②概ね外環道の内側における緊急輸送ルートの確保は、八方向作戦に沿って放射方向のルートを確保するとともに、被災地内の活動を支えるため環状方向のルートも確保



※参考：国の首都直下地震における緊急輸送ルート計画  
(内閣府資料より引用)

## 2 救助・消火活動等

首都直下地震による甚大な被害に対して、発災直後から、1都3県の警察・消防は最大限の動員をするとともに、被災管内の国土交通省TEC-FORCEが最大限動員されます。また、被害が甚大な地域に対して、全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）を可能な限り早く的確に投入するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めています。

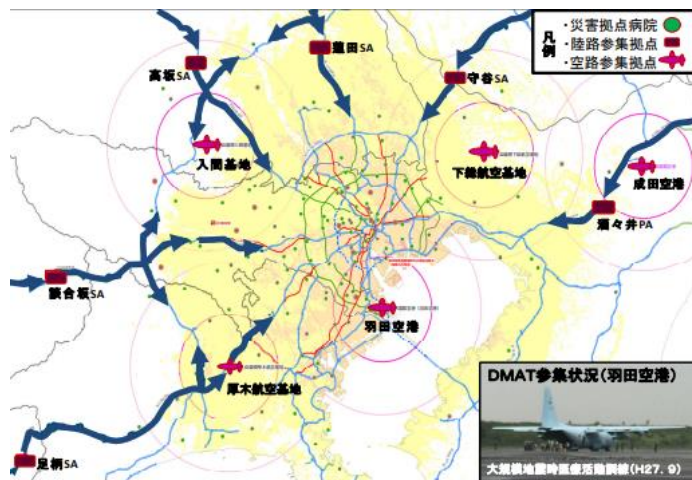
- (1) 派遣方針（全国から最大勢力の広域応援部隊を投入（最大値））
  - 1都3県以外の警察（約1.4万人）・消防（約2.1万人）・自衛隊（11万人）の派遣
    - ※ 1都3県に所在する部隊を含む。
  - 応援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCE約1,940人の派遣
- (2) 広域応援部隊の派遣手順
  - 広域応援部隊の出動を迅速に決定
  - 進出拠点に速やかに進出、被害状況を踏まえた派遣先の決定
  - 1都3県での救助・消火活動
    - ・ 甚大な被害が発生する1都3県に広域応援部隊が集中するため、救助活動拠点（約250ヶ所）及び航空機用救助活動拠点（約90ヶ所）の候補地をあらかじめ明確化
    - ・ 部隊間の円滑な調整の仕組み（各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等）を明確化

### 3 医療活動

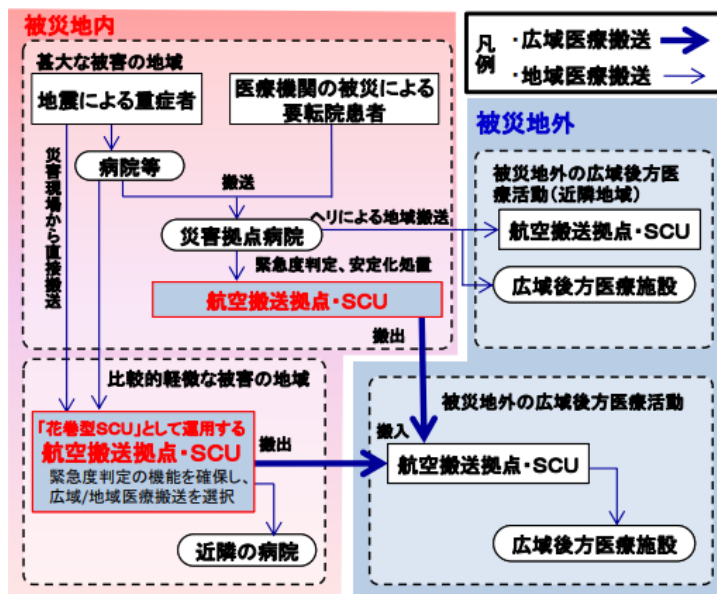
首都直下地震では、建物倒壊・火災等による多数の負傷者と医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大します。一方、被災地である1都3県には、災害拠点病院164病院（令和4年4月現在 全国765病院の2割超）が存在し、これらの医療資源を最大限活用することが必要です。そのため、DMAT等を全国から迅速に参集させ、被災地内において安定化処置などの最低限の対応が可能な体制の確保を図るとともに、被災地内で対応が困難な重症患者を域外へ搬送し、治療する体制を早期に構築します。

#### (1) DMATの参集

- 被災地である1都3県に陸路や空路により、全国からDMATが参集
- 高速道路のSA・PAや空港等に参集し、派遣先都県を指示
- 被災地内の災害拠点病院等で支援活動を実施



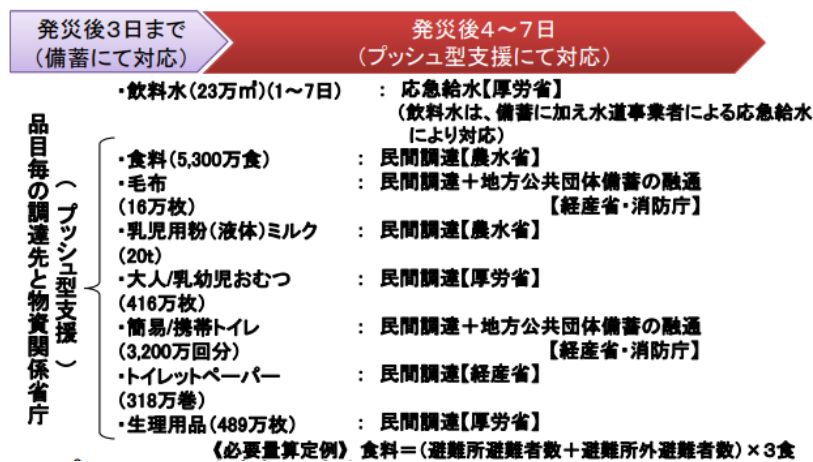
#### (2) 重症患者の医療搬送の流れ



## 4 物資調達

首都直下地震では、被災地方公共団体および家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難です。国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、プッシュ型支援で被災都県に緊急輸送します（できる限り早期にプル型（要請対応型）へ切替。）。

### (1) 物資調達の考え方



### (2) プッシュ型支援の流れ

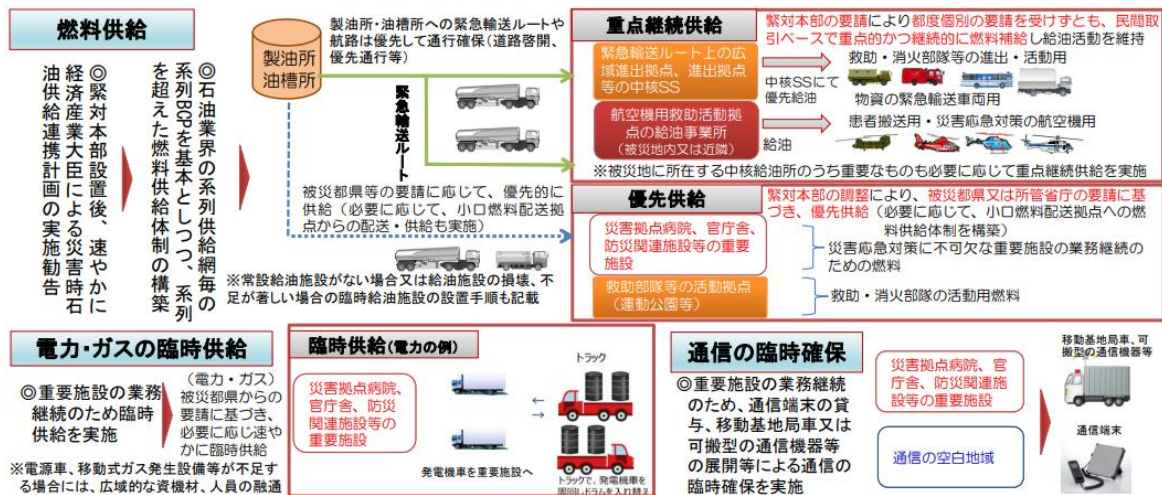
- 被災都県からの要請を待たず、具体計画に基づき、関係省庁が支援を準備
  - ・物資の調達準備、輸送手段調整に着手
- 被災都県による受入体制の確保
  - ・広域物資輸送拠点の開設
- 緊急災害対策本部から物資関係省庁へ必要量の調達を要請
- 輸送手段・体制を確保し輸送を実施
  - ・緊急通行車両として通行するための手続きを実施
- 広域物資輸送拠点での物資受入れ
- 地域内輸送拠点や避難所へ輸送
  - ・被害状況により、運送事業者、緊急輸送関係省庁等が連携し、被災地内の輸送力を確保

## 5 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保

首都直下地震により、被災地の製油所・油槽所の出荷機能が毀損する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な燃料を確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要があります。このため、石油業界の系列供給網毎の系列BCPを基本としつつ、「災害時石油供給連携計画」に基づく系列を超えた相互協力を行う供給体制を構築しています。また、製油所・油槽所へのアクセス道路の啓開等により燃料輸送網を速やかに確保し、①進出拠点や救助活動拠点等への重点継続供給、②緊对本部の調整による重要施設等への円滑な優先供給を実現します。

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力およびガスを確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要があります。このため、電力事業者やガス事業者の相互協力を行う体制を構築します。また、重要施設への電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給を実現します。

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を迅速かつ円滑に提供する必要があります。このため、電気通信事業者との必要な協力体制を構築します。また、重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保を実現します。



## 第4款 練馬区緊急道路障害物除去路線【災対土木部、東京都建設局】

発災時には、以下の基準により東京都および区が緊急道路障害物除去路線を選定します。

区分	選定基準
東京都	① 緊急交通路等の交通規制を行う路線 ② 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路） ③ 避難場所（東京都指定）に接続する応急対策活動のための路線 ④ 上記①～③は、原則として、幅員10m以上の道路の路線
練馬区	医療機関等の重要施設へのアクセス道路路線

（緊急交通路については、第3章1節 警備・交通規制対策 参照）

※ 緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路ならびにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路をいいます。＜東京都地域防災計画＞

また、具体的な除去路線および除去分担は次のとおりです。

除去路線	除去分担
環状7号、環状8号、青梅街道、新青梅街道、目白通り等	東京都
川越街道	関東地方整備局
関越自動車道、東京外環自動車道	東日本高速道路（株）
練馬区緊急道路障害物除去路線（43路線）	練馬区

## 第5款 緊急道路障害物除去【災対土木部、警察署、東京都建設局】

### 1 緊急道路障害物除去の役割

#### (1) 東京都

- ① 被害の規模や状況によっては、都知事は自衛隊に支援を要請します。
- ② 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約します。
- ③ 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、協定団体が道路上の障害物の除去等を実施します。
- ④ 協定団体が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平常時から資機材の確保に努めます。

(2) 練馬区

災対土木部は、協定団体、警視庁等の協力を求め、除去作業を実施します。道路上の障害物の状況を調査し、東京都に報告します。障害物除去により発生した撤去物の処理は、廃棄物全体の中で調整を図りながら処理します。

(3) 警察署

警察署は、緊急通行車両等の通行の妨害になっている放置車両の撤去にあたるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物の除去について、道路管理者および関係機関と連絡を密にし、早期復旧を促進します。

## 2 災害時における車両の移動等

災害時に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行区間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあります。そのため、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の移動等に関する権限が付与されています（災対法第76条の6）。

(1) 道路区間の指定および車両等の占有者等への移動命令

① 道路管理者は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について指定道路区間を指定して、道路管理者の判断により車両等の占有者等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することなどを命じます。

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

② 道路管理者は、指定道路区間の指定をしたときは、直ちに、指定道路区間内にいる者に対し、当該指定道路区間を周知します。

③ 道路管理者は、車両等の占有者等が移動しない場合や、不在の場合、また移動が困難な場合は、道路管理者自らが車両の移動を行います。この際、やむを得ない限度において、移動に係る車両等を破損することができます。なお、車両等を破損した場合には損失補償を行います。

④ 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、必要な限度において、他人の土地を一時使用するほか、竹木等の障害物を処分します。

道路管理者は、車両の移動等により、緊急通行車両の通行を確保し、最低限1車線の通行を確保します。

(2) 都道府県公安委員会からの要請

都道府県公安委員会は、緊急通行車両の通行を確保するための交



通規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、指定道路区間の指定および車両等の占有者等への移動命令の行使を道路管理者に対して要請することができます（災対法第76条の4）。

要請を受けた道路管理者は、この要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断します。なお、この要請を受けて行う措置にかかる費用は道路管理者が負担します。

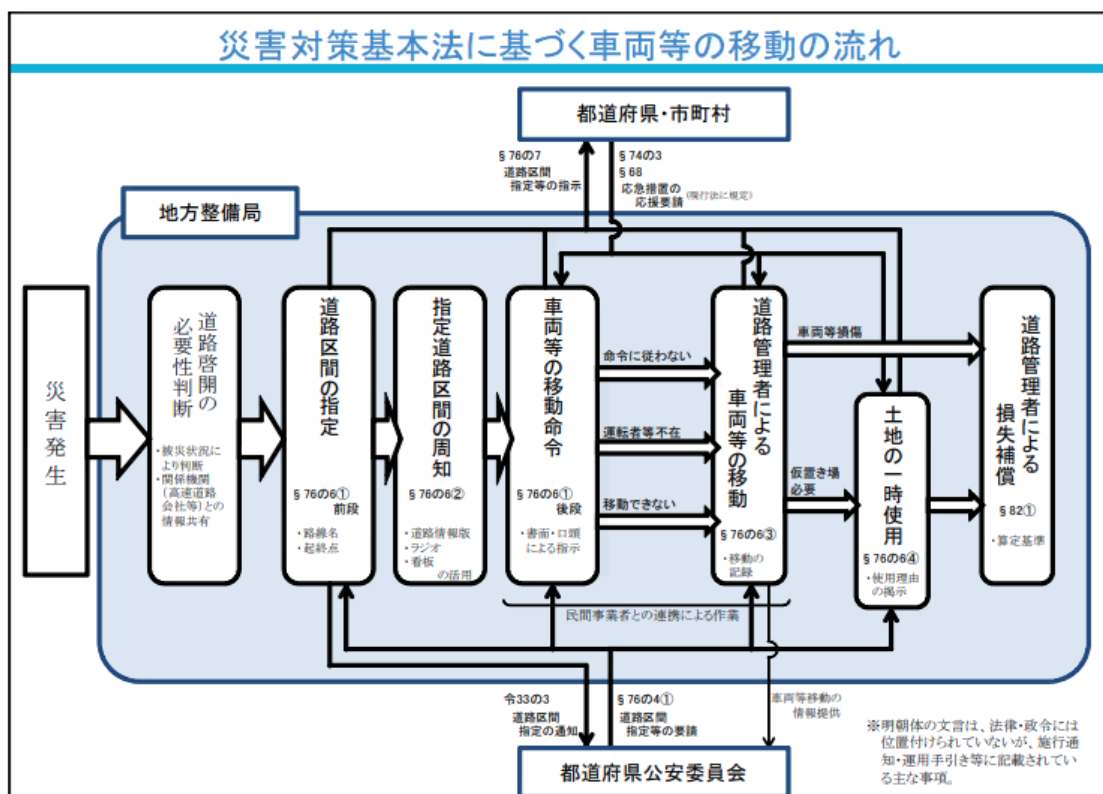
(3) 国または都道府県からの指示

緊急通行車両の通行を確保するためには、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、区市町村道のネットワークで被災現場までのルートを確認する必要があるため、被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、必要な道路啓開が行われるよう、国土交通大臣または都道府県知事は区市町村に対し、車両の移動等を指示することができます（災対法第76条の7）。

なお、災対法では、車両の移動等に限らず、災害応急対策全般について、被災区市町村から都道府県に対し、災害応急対策の実施を要請することができます。また、このとき、都道府県は正当な理由がない限り実施を拒んではならないと規定されています（災対法第68条、第74条の3）。

(4) 損失補償

車両の移動等に伴う修理代や土地の一時使用料は、損失補償の対象となります（災対法第82条）。



図：災害対策基本法に基づく車両移動の流れ

## 第3節 飲料水・食料等の調達と供給

災害時における区民の生活を支援するために、飲料水、生活用水、食料、生活必需品の確保および供給を、迅速かつ円滑に行います。

### 応 急 対 策

#### 第1款 飲料水の確保【統括部、東京都水道局】

区および東京都は、給水所、応急給水槽等の給水拠点で応急給水を行います。給水拠点からの距離が概ね2 km以上離れている場所については、給水車や組立式給水タンク等を使用して応急給水を行います。

避難拠点では、ペットボトルの飲料水を備蓄しているほか、学校の受水槽や応急給水用資器材（スタンドパイプ）により飲料水を給水することができます。

なお、災害時には、区内設備事業者が学校施設の給排水設備等の応急点検・修理を行う協定を締結し、平常時から訓練を実施しています。

また、東京都が設置する給水拠点（非常用発電機等を装備）や区内の防災井戸（非常用発電機を装備）から飲料水の供給を受けることができます。

#### 1 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3 Lとします。

#### 2 応急給水活動における都と区の役割分担

- (1) 区は、給水拠点や防災井戸に近い避難拠点を「給水支援拠点」として位置づけています。給水支援拠点の避難拠点要員は、避難拠点運営連絡会に協力を求め給水活動を行います。
- (2) 東京都は、給水所において、災害発生時に参集のうえ、給水活動を行う要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と区の職員が連携して迅速な応急給水を実施します。
- (3) 給水拠点（給水所・応急給水槽）では、東京都が応急給水に必要な資器材等を整備しています。
- (4) 各避難拠点には、水道管から直接飲料水を利用できる「応急給水栓」を配備しており、発災時、区や区民等が通水状況を確認した後、応急給水資機材を設置し応急給水を行います。
- (5) 区は消火栓を活用した応急給水を行うための応急給水用資器材を東京都から貸与されており、各避難拠点に配備しています。なお、応急給水は、発災時に東京都が通水状況を確認した後、行います。

### 3 応急給水計画

#### (1) 避難拠点

給水の状況、飲料水の不足見込み等を、情報拠点校または災対本部へ報告します。災対総務部は、避難拠点等からの報告に基づき、飲料水の調達と輸送を計画します。飲料水が届くまでの間は、ペットボトルの飲料水の配給のほか、応急給水栓からの給水、消火栓からの給水、受水槽からの給水の順に応急給水を行います。応急給水は区や区民等が行います。

#### (2) 給水拠点（給水所・応急給水槽）

給水所や応急給水槽では、東京都および区が区民等への応急給水を行います。

#### (3) 車両による応急給水

東京都は、災害時給水ステーションからの距離が概ね2 km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等からの要請があつて、必要と認められた場合には、車両輸送による応急給水を行うこととしています。給水車の要請が多数の場合は、原則「病院等」、「水を供給できない給水拠点」、「避難所」の対応順位で応急給水を行うこととされています。このとき、給水所から避難拠点までの輸送は、東京都が対応します。

区では、組立式給水タンクを備蓄しており、協定団体の協力を得て避難拠点に輸送し、給水活動を行います。なお、給水所や応急給水槽では、区が応急給水を行い、東京都が組立式給水タンクへの給水を行います。

#### (4) 医療施設等への応急給水

災害医療機関となる医療施設および重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設については、災対本部が東京都に車両輸送による応急給水を依頼し、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、東京都水道局保有車両や雇上車両などの車両で輸送します。

#### (5) 防災井戸からの応急給水

防災井戸からの応急給水は、上記による応急給水が困難な場合に限ります。応急給水の際は、集中備蓄倉庫から高性能ろ過器を搬送します。簡易検査の方法などにより、井戸水がろ過されていることを確認した後、飲料水として供給します。

### 4 給水所・応急給水槽

#### (1) 給水所

給水所は、浄水場から送られてきた水を溜めて、配水区域内に水を配る施設です。配水池とポンプ設備を持ち、水道使用量の時間的な変化に応じた配水量の調整、配水系統の切替えなどを行います。

また、震災時等には、周辺地域の区民への給水拠点となります。

(2) 応急給水槽

応急給水槽は、公園などの地下に設置されています。水槽の水は配水管との間を循環する仕組みになっており、常に新鮮な水が確保されています。住まいから概ね半径2kmの距離内に1か所として、都内213か所（浄水場、給水所、応急給水槽）に開設することとなっています。

## 第2款 生活水の確保【統括部、東京都水道局】

区は、全区立小中学校に生活水を確保するため、学校防災井戸を整備しています。また、区内約500か所の民間の井戸を、協定によりミニ防災井戸に指定しています。

### 1 調達、給水方法

調達および給水方法については「第1款 飲料水の確保 3 応急給水計画」に準じます。ただし、通常の給水が困難な場合で車両による応急給水活動が行われるまでの間の給水順は、学校防災井戸の使用を第一とし、次いで、学校の受水槽、消火栓、応急給水栓による給水を原則とし、最後の手段として、プールの水を使用して給水します。

ミニ防災井戸については、区や近隣からの要請により使用します。

## 第3款 食料の確保【統括部、災対総務部、災対教育振興部、東京都福祉局】

### 1 備蓄計画

東京都と区の役割分担として、食料については区が1日分を目標に備蓄し、それ以降の分については東京都が備蓄、調達で対処します。なお、調整粉乳については、最初の3日分は区が備蓄し、それ以降は東京都が備蓄、調達で対処します。

区では主にクラッカーやアルファ化米を備蓄しています。また、乳児に配慮して、調乳の必要が無くそのまま飲むことができる「乳児用液体ミルク」を保健相談所と区民事務所（計9施設）に備蓄し、災害時に必要な方に配布します。さらに、食物アレルギー疾患の被災者に配慮して、アレルギー物質28品目不使用のライスクッキーおよびアルファ化米を備蓄しています。

## 2 調達計画

統括部および災対総務部は、避難拠点等からの要請に基づき、物資の調達を計画します。

調達は、東京都、特別区支援対策本部、協定自治体および協定団体等に依頼します。避難拠点等のニーズの集約や要請にあたっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用します。調達の考え方は以下のとおりです。

- (1) 災害時において実施する被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定します。
- (2) 調達計画は、高齢者や乳幼児、慢性疾患患者等に配慮した主食および副食の調達数量、調達先（特殊栄養食品等調達を含む。）その他調達に必要な事項について定めます。
- (3) 救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により食品の調達を東京都に要請します。
- (4) 被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達します。

なお、東京都からの調達が困難な場合には、特別区支援対策本部、協定自治体および協定団体等に依頼します。

## 3 供給計画

食料の供給は、区が開設する避難拠点において、救助法に定める基準に従って行います。

炊き出し等の体制が整うまでの間は（概ね発災から4日目まで）、東京都と区が備蓄・調達する食料を支給します。

供給は、以下の要領により行います。

- (1) 避難拠点要員は、避難拠点運営連絡会の協力を得て被災者に食料を供給します。また、不足見込み等を災対本部へ報告します。
- (2) 避難拠点以外で生活する在宅避難者にも供給します。
- (3) 自力で物資を取りに行くことが困難な方については、近隣の助け合いやボランティア等を活用し、生活に困らないように配慮します。
- (4) 食物アレルギーのある方への対応として、アレルギー物質28品目不使用の備蓄食料を供給します。また、文化・宗教上の理由から炊き出し等の食料を食べることが困難な方について配慮します。

## 第4款 生活必需品等の確保【統括部、災対総務部、災対教育振興部】

### 1 備蓄計画

東京都と区の役割分担として、生活必需品については主に東京都が

## Ⅱ 防災本編

### 第4章 物流・備蓄・輸送対策

備蓄・調達で対処します。

区は、主に毛布、寝袋、敷物、紙おむつ（大人用・子供用）、生理用品等の備蓄を行っています。今後は口腔ケア用品やボディシート等の備蓄を充実します。

また、近年の風水害や新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、ブルーシートの備蓄を増量するとともに、感染症対策物資（マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液、間仕切り等）を備蓄しています。

## 2 調達計画

調達計画については「第3款 食料の確保 2 調達計画」に準じます。

## 3 供給計画

供給については「第3款 食料の確保 3 供給計画」に準じます。

## 第5款 物資の輸送【統括部、災対総務部、災対土木部】

### 1 物資の輸送体制

災害時の区内における被害の程度は一様ではありません。地域によって差が生じることが想定されます。このため、被害が大きい避難拠点等に対して、集中備蓄倉庫や他の避難拠点から、迅速に食料や生活必需品等の物資を輸送する体制を整備する必要があります。

災対総務部は、協定事業者の協力を得て、緊急輸送体制を確保します。

### 2 物資の輸送

#### (1) 東京都等による輸送

東京都や国からの支援物資は、区が選定する地域内輸送拠点（総合体育館または光が丘体育館）へ東京都が輸送します。また、協定事業者等から調達した飲料水や食料、生活必需品等は、区指定の地域内輸送拠点へ、協定事業者等の協力を得て輸送します。

なお、地域内輸送拠点において集積スペースが不足する場合は、協定を締結している都立学校等も救援物資集積所の候補施設とします。

#### (2) 区の輸送体制

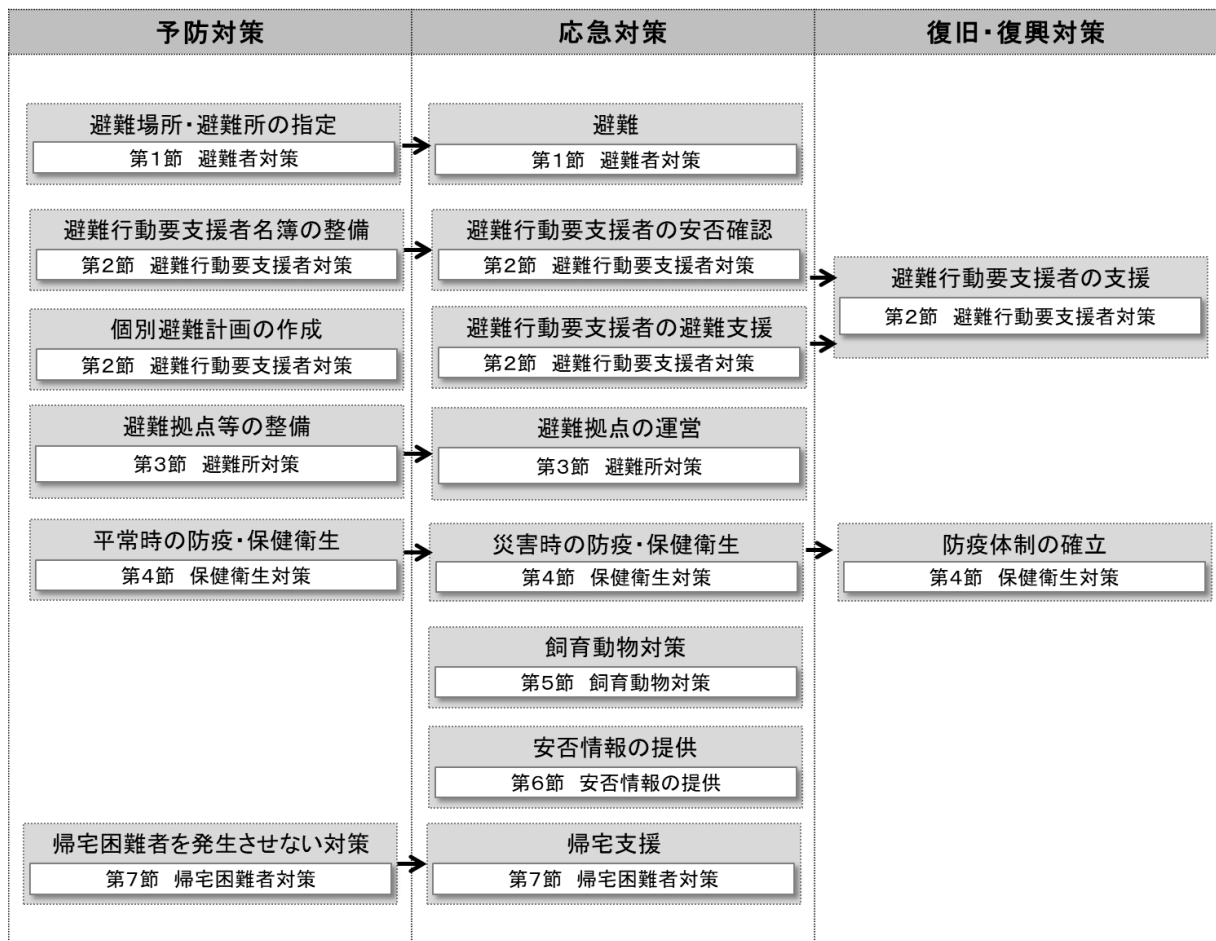
①地域内輸送拠点に輸送された物資の受入れ・仕分け、②地域内輸送拠点や集中備蓄倉庫等から避難拠点への物資の輸送は、協定事業者の協力を得て行います。

## 第5章 被災者・避難者対策

被災者が安全かつ確実に避難できるように態勢を整備します。人的被害の軽減を図るとともに、災害により生活の場を失った被災者が安全に安心して避難生活を送れるようにする必要があります。また、事業者には、従業員向けの備蓄を進めるなど、帰宅困難者対策の積極的な取組について働きかけていきます。

本章では、避難者対策、避難行動要支援者対策、帰宅困難者対策等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

第5章 被災者・避難者対策	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第1節 避難者対策	■	■	□
第2節 避難行動要支援者対策	■	■	■
第3節 避難所対策	■	■	□
第4節 保健衛生対策	■	■	■
第5節 飼育動物対策	■	■	□
第6節 安否情報の提供	■	■	□
第7節 帰宅困難者対策	■	■	□

■: 多くの記載があるもの    ■: 記載があるもの    □: 記載がないもの

## 第1節 避難者対策

住民の避難に備えて事前に対策をたて、大規模地震の発生時には、区は速やかに避難拠点を開設し、円滑に避難者を誘導し、受入れます。

### 予 防 対 策

#### 第1款 指定緊急避難場所・指定避難所の指定【危機管理室】

平成25年6月の災対法の改正に伴い、円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定することになりました（災対法第49条の4）。あわせて被災者が一時的に滞在するための「指定避難所」を指定することになりました（災対法第49条の7）。

区は、「指定緊急避難場所」と「指定避難所（指定一般避難所）」として「区立小中学校」を指定しています。また、高齢者や障害者などの要配慮者が滞在するための「指定避難所（指定福祉避難所）」として「福祉施設等」を指定しています。

災害の種類	指定緊急避難場所	指定避難所	
		指定一般避難所	指定福祉避難所
地震	区立小中学校	区立小中学校	福祉施設等
大規模な火事	区立小中学校		

一方で、東京都は、特別区の区域を対象に、震災時に拡大する火災から都民を保護することを目的として、昭和47年から「避難場所」（以下「都指定避難場所」という。）を指定しています（東京都震災対策条例第47条）。

区と東京都は、長年にわたり「大規模な火事」に対応した広域的な避難場所として都指定避難場所を周知してきました。具体的には、「避難拠点到延焼火災の危険が迫った場合」に都指定避難場所へ避難することとしています。

都指定避難場所は、都内221か所（令和4年9月現在）が指定されています。区に割り当てられている都指定避難場所は14か所あり、東京都は、概ね5年ごとに見直しを行っています。

【資料編 資料30-019 参照】



## 第2款 東京都指定避難場所【危機管理室、東京都都市整備局】

### 1 都指定避難場所の指定

東京都は、指定にあたり、周辺市街地の火災による輻射熱に対して、安全な面積を確保できる場所を都指定避難場所とし、避難場所ごとに設けた割当地区の昼間人口あるいは夜間人口をもとに避難計画人口を算定しています。

原則として1人当たりの有効面積が1㎡を確保できるように地区の割当が行われています。また、地区割当計画は、町丁目、町会・自治会区域を考慮して、東京都と区の協議により決められています。

### 2 都指定避難場所の運用

都指定避難場所への避難は、避難者の判断で個々に一時避難する以外は、安全な避難をできるようにするため、区長の避難指示や防災機関の指示により、避難することとします。

都指定避難場所への一時避難や移動は、原則として防災機関の職員、避難拠点要員、避難拠点運営連絡会などの引率・誘導によって行います。

この場合の都指定避難場所の運用は、都区の役割分担により区が行います。ただし、区のみでの対応が困難な場合は東京都が補完します。なお、複数の区にわたって所在する都指定避難場所または複数の区の住民が利用する都指定避難場所の運用については、あらかじめ関係区において協議します。

東京都は、避難誘導を円滑にするため、都指定避難場所周辺に標識を設置しています。都区の役割分担により、設置後の標識の移動や補修などの管理は区が行います。

### 3 避難場所の安全確保

(1) 避難場所・避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者の安全を確保するための消防活動と消防水利の確保が必要不可欠です。

東京消防庁は、避難者を飛火等から防護する為に必要な水量を算出し、水利の確保および防火水槽等の整備を推進しています。

(2) 都知事が管理する公共施設および特殊建築物を整備するときは、防火水槽等の消防水利の設置に努めています（東京都震災対策条例第27条）。

### 第3款 避難道路【危機管理室、東京都都市整備局】

#### 1 避難道路の目的

東京都の避難計画（区部）では、都指定避難場所へ避難をする際は、自由避難（任意の経路を利用して避難すること）を原則としています。

都指定避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域が割り当てられており、避難場所への距離が3km以上ある地域や、火災による延焼の危険性が著しい地域において、避難者を安全に誘導するため、東京都は避難道路を指定しています（東京都震災対策条例第48条）。

#### 2 避難道路の概要（都内全域）

項目	現 状
都告示年月日	令和4年7月15日
路 線 数	13系統・55路線
総 延 長	49.6km
対象避難場所数	11か所

#### 3 避難道路系統（練馬区内指定分）

都指定避難場所「大泉中央公園一帯」（3.5km）

区道39号 →  
（練馬区東大泉四丁目）

区道63号（長久保通り）

↓ → 都道東京朝霞線

避  
難  
場  
所



#### 4 避難道路の選定

東京都は、原則として幅員15m以上の道路を避難道路に選定しています。ただし、これに該当する道路がない場合は、7.5m以上でも止むを得ないものとされています。

避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避けます。また、異なる避難道路はあまり接近しないものとしています。

#### 5 避難道路標識の設置

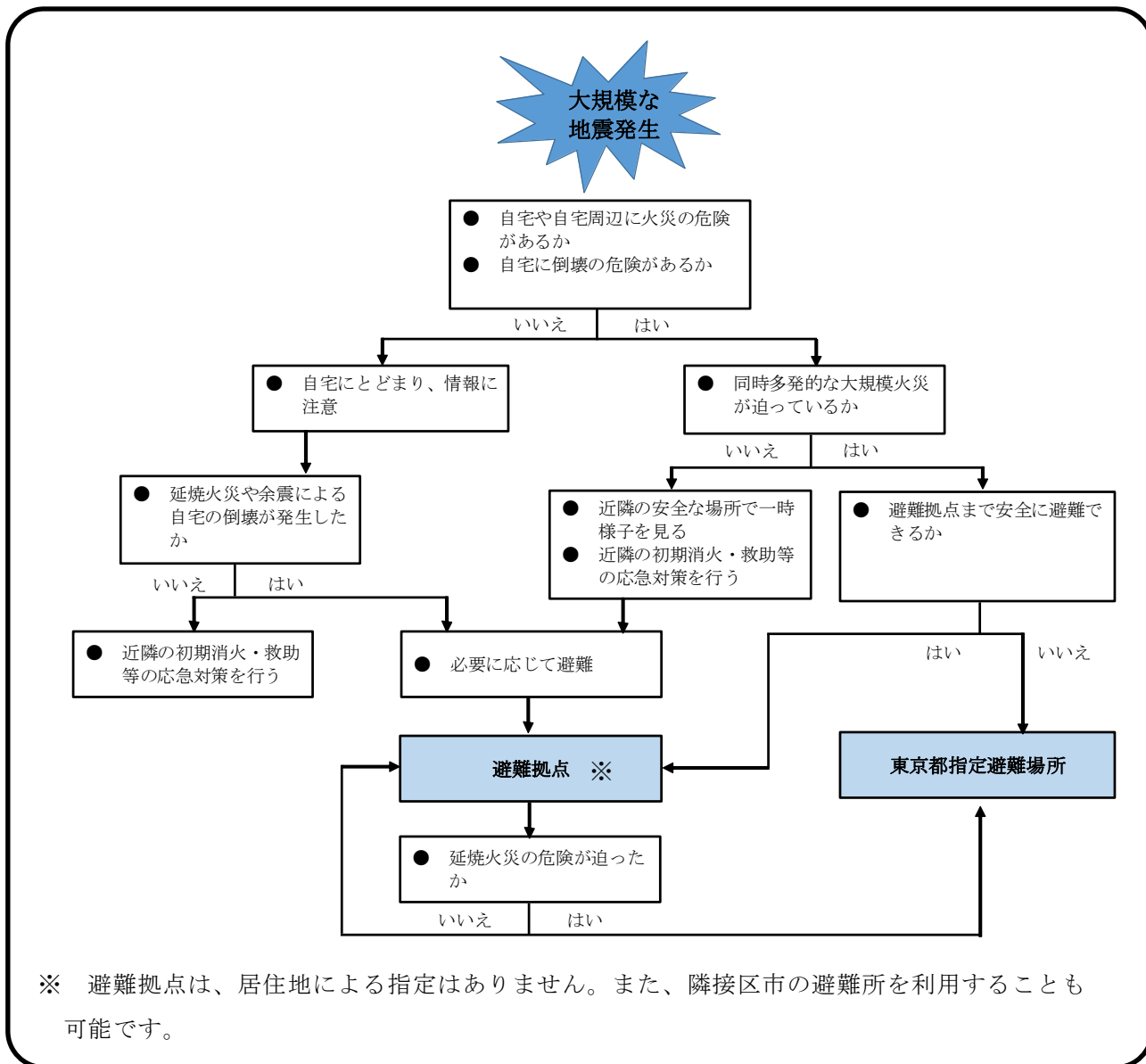
東京都は、避難誘導を円滑かつ安全に行うため、避難道路沿いに避難道路標識を設置しています。

## 6 避難道路等の広報

避難道路および東京都が指定した主要道路への家財等の持ち出しや、自動車の走行を行わないよう周知徹底を図ります。

# 応 急 対 策

## 第4款 避難行動【統括部】



### 1 災害と避難

災害が発生した場合でも、危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。避難を行う場合は、次のとおりです。

- (1) 自宅の倒壊・火災の発生等の理由により、区民が自主的な判断に基づいて行う避難

- (2) 区長の避難指示等に従って行う避難（例：延焼火災の拡大、土砂災害等）（災対法第60条）
- (3) 区長の警戒区域設定に応じて行う避難（災対法第63条）

## 第5款 避難態勢【統括部】

### 1 発災時の避難行動

- (1) 火災を伴わない場合  
自宅に倒壊の危険性がある場合は、避難拠点に避難します。
- (2) 火災発生初期の場合や火災との距離がある場合  
避難拠点に一時的に避難し、避難拠点に延焼火災の危険が迫った場合は、区や警察、消防団等の誘導により、都指定避難場所へ避難します。  
その後、火災が鎮火したときは、都指定避難場所から避難拠点に避難します。
- (3) 同時多発的な大規模な火災が迫っていて避難拠点まで安全に避難できない場合  
直接、都指定避難場所に避難します。

### 2 避難指示等の発令

- (1) 災対本部長は、区域内において危険等が切迫した場合に、警察署長、消防署長と協議のうえ、要避難地域および避難先を定めて避難指示等を発令します。  
災対本部長は、避難指示等を発令する場合において、必要があると認めるときは、都知事等に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めることができます（災対法第61条の2）。
- (2) 避難指示等の発令を行った旨を東京都に報告します。
- (3) 区民の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、災対本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命じます（災対法第63条）。
- (4) 平成25年6月の災対法の改正により、区長は「避難のための立退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになりました（災対法第60条第1項および第3項）。  
災害によって屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするほうが安全な場合もありうるためのものであります。

### 3 避難情報と区民に求める行動

区は、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難情報の発令に関するマニュアルを定めています。発令の際に想定される状況と、区民に求める行動はつぎのとおりです。

	避難情報	想定される状況	区民に求める行動
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>『災害発生又は切迫』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生・切迫しており、既に安全な避難ができない状況。</li> <li>・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された場合。</li> <li>・人的被害の発生した状況。</li> </ul>	<p>すでに災害が発生、または、切迫している状況。命を守るため、最善の行動。</p>
警戒レベル4	避難指示	<p>『災害のおそれ高い』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる区民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</li> </ul> <p>※立ち退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令</p>	<p>危険な場所にいる人は全員速やかに避難先へ避難。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難。</p>
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>『災害のおそれあり』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する区民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</li> </ul>	<p>危険な場所にいる避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者は避難。その他の人は、避難の準備。</p>

## 第6款 避難誘導【統括部、警視庁、消防署、消防団】

### 1 警視庁の役割

- (1) 避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほかヘリコプターによる上空からの広報活動を行います。
- (2) 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じます。

### 2 消防署の役割

- (1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報を行います。
- (2) 人命危険が著しく切迫し、区に通報するいとまのない場合、関係機関と連携し住民に避難を指示します。また、区にその内容を通報します。
- (3) 避難指示等が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路および消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報を行います。
- (4) 避難指示等が出された場合は、災害状況および消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達を行います。
- (5) 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努めます。

### 3 消防団の役割

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行います。

### 4 防災会の役割

- (1) 避難指示等が出された場合や、大規模な延焼火災が発生したときは、避難する旨を区域内に伝達します。特に避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画、日頃の情報に基づいて、避難を支援します。
- (2) 可能な限り住民を集合させ、区からの情報を得ながら、誘導します。

### 第7款 一時避難場所【災対各部】

区では、大きな災害が発生した場合は、指定避難所である避難拠点に避難するよう区民に周知しています。

しかし、発災直後に、被災者が避難拠点以外の区立施設へ緊急避難してきた場合は、被災者の安全確保のため、一時的に受け入れることとしています。緊急一時避難としての受入場所であるため、避難者の受入期間は発災直後から周囲の状況が落ち着くまでとします。受入対応は原則として施設職員が行い、状況が落ち着いた段階で、避難者に対し、帰宅するか指定避難所である避難拠点へ避難するよう案内します。

なお、区とあらかじめ協定を締結している都立学校等においても、必要に応じて一時避難場所として受け入れます。

### 第8款 避難所以外への避難者【統括部】

被害の状況によっては、避難所以外の場所で生活する被災者も出てきます。災対本部は、区民防災組織やボランティア等とも協力し、生活している場所、その状況および要望等を把握します。

特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる危険性もあるため、健康管理等への啓発を行います。また、車中泊・テント泊の候補地となり得るオープンスペースの確保が困難であることも日頃から周知します。

災害時に自動車を使用しての避難は、消火活動や救命・救助活動の支障になりかねないことから、控えるよう日頃から周知します。



## 第2節 避難行動要支援者対策

災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする方（避難行動要支援者）に対し、民生・児童委員、区民防災組織、防災関係機関、ボランティア等、様々な支援の担い手の力を結集し、支援を行います。

### 予 防 対 策

#### 第1款 避難行動要支援者とは【福祉部、健康部】

「避難行動要支援者」とは、災害が発生した際に、自力で避難することが難しく支援を必要とする方のことです。これまでの災害では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上ります。避難行動要支援者の安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成するなどの取組を進めています。

また、在宅人工呼吸器使用者・家族等が自助力・共助力を高め、発災時に適切な行動をとることができるよう、人工呼吸器を使用している方の個別支援計画を作成しています。

#### 第2款 避難行動要支援者名簿【危機管理室、福祉部】

##### 1 避難行動要支援者名簿の作成

「避難行動要支援者名簿」は、避難行動要支援者の方をあらかじめ登録しておく名簿のことです（災対法第49条の10）。安否確認や避難支援等を実施するための基礎となる名簿を作成し、活用を図ります。

避難行動要支援者名簿へ登録する方は、具体的には以下の条件に該当する方等を想定します。

##### 【区で自動登録】

- (1) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1級または2級の認定を受けている方
- (3) 愛の手帳1度から4度までの認定を受けている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている方

##### 【希望により登録】

上記に準ずる方で、名簿登録を希望する方（例）

- (1) 人工呼吸器を使用している方
- (2) 難病（国および東京都の難病等医療費助成認定）の患者

- (3) 65歳以上でひとりぐらしの方
- (4) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (5) その他、自力避難が困難な方

区では、区の内部で把握している要介護者や障害者等の情報をもとに自動登録の要件に該当する方に対し、避難行動要支援者名簿に登録した旨のお知らせをお送りします。

また、災害時に支援が必要な方で、避難行動要支援者名簿に登録されていない方については、引き続き、様々な機会を通じて登録勧奨を行います。

さらに、必要に応じて東京都など他の地方公共団体等に対しても情報の提供を求めます。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりです。

**【避難行動要支援者名簿に記載・記録する事項】**

項番	項 目
1	氏名・ふりがな
2	性別
3	生年月日
4	住所（居所）
5	連絡先
6	緊急時の連絡先（緊急連絡先氏名、本人とのご関係、連絡先）
7	身体状況（要介護度、身体障害者手帳等）
8	支援が必要な理由（身体・聴覚・視覚等の状況）
9	暮らしの状況
10	避難に必要なもの
11	特記事項（その他支援が必要な理由、避難時に必要な支援、かかりつけ医、医療状況等）
12	外部提供への同意の有無

## 2 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により変動が生じるため、区は避難行動要支援者の実態の把握に努め、避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を随時更新します。

また、概ね5年に1度、避難行動要支援者全員の身体状況や暮らしの状況を確認する「現況調査」を実施しています。

## 3 避難行動要支援者名簿の共有および配備

避難行動要支援者名簿に基づく安否確認や避難拠点等への避難支援

は、避難支援等関係者を中心に実施します。避難行動要支援者名簿の情報は、平常時から避難支援等関係者と共有することで、災害時において円滑かつ迅速な避難支援等の実施が可能になるため、関係機関において名簿情報の共有を行い、災害に備えた対応を行うことが必要です。

そこで、避難行動要支援者本人が、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することに同意している場合、区は避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して該当する名簿情報を平常時から提供します。また、災害時の安否確認等に活用するため、全ての避難拠点に名簿を配備しています。

避難行動要支援者名簿の提供先となる避難支援等関係者は次のとおりです。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 民生・児童委員</li><li>(2) 区民防災組織等（防災会、町会・自治会）</li><li>(3) 消防機関</li><li>(4) 警察署</li><li>(5) 地域包括支援センター</li></ol> |
|---|

避難行動要支援者名簿の提供・配備にあたっては、個人情報保護の観点から避難支援等関係者が関わる地域の名簿情報のみを提供する等の配慮を行います。

また、民生・児童委員には民生委員法第15条の規定により、守秘義務が課せられています。その他の各団体とは、名簿情報の取扱いについての覚書を取り交わすなど、個人情報の取扱いについて徹底を図ります。加えて、区は、避難支援等関係者に対して、守秘義務が課せられていることを十分に説明し、個人情報が適切に管理されるよう徹底しています。避難拠点に配備している避難行動要支援者名簿についても、施錠して保管するなど、適切な措置を講じています。

### 第3款 個別避難計画【福祉部、危機管理室】

#### 1 個別避難計画の作成

「個別避難計画」は、避難行動要支援者ごとに、あらかじめ避難先、避難支援者等を決めておく計画のことです。令和3年5月の災対法改正により、個別避難計画の作成が区市町村の努力義務とされ、地域の実情に応じて概ね5年程度で作成に取り組むこととされました。避難行動要支援者名簿の登録者の中で、個別避難計画の作成に同意した方を対象に作成します。

区では、令和6年1月に実施した避難行動要支援者名簿の現況調査

## II 防災本編

### 第5章被災者・避難者対策

にあわせて、本人や家族の記入による個別避難計画の作成を進めます。本人や家族による作成が難しい場合は、その作成事務を介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職に委託して作成し、令和7年度中に希望する方全員の個別避難計画の作成を完了させることを目指します。

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿の記載事項に次の事項を追加して記載します。

#### 【個別避難計画に記載・記録する事項】

項番	項 目
1	避難先情報（避難先名称、住所（所在地）、連絡先等）
2	避難先優先順位
3	避難支援者情報（避難支援者氏名、本人との関係、連絡先）
4	担当の居宅介護支援事業所、相談支援事業所等
5	利用している介護・福祉サービス
6	自宅から避難先までの道のりにおける危険箇所・注意点
7	外部提供への同意の有無
8	計画作成への同意の有無

個別避難計画の作成にあたっては、避難支援者の確保が重要です。多くの場合、家族や知人が想定されますが、地域住民や事業所の協力も必要であることから、区民防災組織等に継続的に働きかけを行います。

## 2 個別避難計画の更新

区は個別避難計画作成者の実態把握に努め、個別避難計画の情報を随時更新していきます。

## 3 個別避難計画の共有

個別避難計画をより効果的に活用するため、避難行動要支援者名簿に個別避難計画の記載事項を追加し、一体的に管理・運用します。加えて、避難行動要支援者本人、避難支援者、計画作成支援者と情報共有します。その際、個人情報の取扱いについて徹底を図ります。

## 第4款 避難行動要支援者の支援体制【危機管理室、福祉部】

区における、避難行動要支援者の生命および身体を災害から保護するために必要な支援についての全体的な考え方を整理し、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を策定します。

全体計画においては、以下の事項等を定めます。

【全体計画で定める事項】

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法
(3) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項
(4) 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担
(5) 避難支援等関係者による支援体制およびあらかじめ避難支援等関係者に情報提供することに同意のなかった者に対する支援体制
(6) 避難支援等関係者となる者
(7) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために区が求める措置および区が講ずる措置
(8) 避難行動要支援者への支援体制
(9) 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達
(10) 避難支援等関係者への依頼事項
(11) 避難支援等関係者の安全確保
(12) 発災時または発災の恐れがある時に避難支援等に協力を依頼する企業団体等との協定締結

## 1 地域における支援

災害時において、できる限り自力で対処できるような条件整備を行うとともに、自力で対処できない場合には地域における平常時からの様々なつながりを通じて、支援が受けられる協力体制を確立することが重要です。避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用した安否確認訓練や防災訓練等を通じて、地域住民自らがお互いに協力する体制づくりを目指します。

## 2 社会福祉施設等での対応

社会福祉施設等では、施設職員を中心に対応を図り、区民防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から構築していきます。また、福祉避難所に指定されている施設等では、福祉避難所の開設・運営を想定した訓練を実施しています。

## 3 避難支援等の担い手の確保

災害発生時の円滑かつ迅速な安否確認および避難支援のため、避難支援等関係者、ボランティア、協定団体、避難拠点に避難している避難者からも協力を得ながら、実施します。

#### 4 避難支援等で必要となる資器材および移送手段の確保

避難支援等を実施するうえで必要な資器材については、避難拠点に備蓄してある物資を活用します。

また、避難支援が必要な方を避難拠点や福祉避難所まで移送する必要がある場合は、協定団体へ輸送手段の確保を要請します。

#### 5 団体等との協力

避難支援や救援活動等を円滑かつ迅速に行うため、他自治体、地域事業者・団体等と協定を締結しています。

避難行動要支援者については、安否確認や必要な介護・障害福祉サービスの提供を行うため、専門事業者の応援が必要になります。そのため、区内の介護・障害福祉サービス事業者と、災害時における練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会との介護サービス利用者の支援に関する協定、災害時における練馬区と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会との障害福祉サービス利用者の支援に関する協定を締結し、避難行動要支援者への避難支援体制を強化しています。

〔資料編 資料24-013、24-014 参照〕

### 第5款 避難行動要支援者の備えへの支援【危機管理室、福祉部】

#### 1 避難行動要支援者への周知・啓発

避難行動要支援者が、可能な範囲で自ら災害に対処できるよう、リーフレット「災害にそなえて」等を通じて、平常時からの備えを周知・啓発しています。

#### 2 室内安全対策の支援

地震・火災の際の避難行動要支援者の直接的な被害軽減のため、感震ブレーカーや家具転倒防止器具の取付など、室内安全対策の支援に取り組んでいきます。

## 応 急 対 策

### 第6款 避難行動要支援者の安否確認・避難支援【統括部、災対福祉部、災対環境部】

災害時には、民生・児童委員をはじめ、区民防災組織等の地域との連携により、避難行動要支援者の安否確認および避難支援を行います。また、災害の発生により新たに避難行動要支援者となった方に対しても同様に、身体的・精神的状況に配慮した安否確認や避難支援を行います。

## 1 安否確認・避難支援の方法

以下の手順により、安否確認・避難支援を行います。

### (1) 避難拠点を活用した安否確認・避難支援

避難支援等関係者や練馬区災害ボランティア等の力を結集し、避難拠点を中心とした安否確認・避難支援を行います。安否情報は、確認の実施状況を踏まえて、支援活動につなげます。

① 災害時には、避難支援等関係者の他、練馬区災害ボランティア等の様々な支援の担い手が、避難拠点到参集します。

② 避難拠点到集まった担い手が役割分担を行い、避難拠点到あらかじめ配備している避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者へ電話をかけるか、または自宅へ訪問して、安否確認を実施します。また、電話や訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や避難拠点到等への避難支援を行います。

### (2) 地域独自の安否確認・避難支援

地域（避難支援等関係者）で既に独自の安否確認の仕組みを確立している場合は、避難拠点到参集せず、安否確認を実施します。また、訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や避難拠点到等への避難支援を行います。

### (3) 地域包括支援センターによる安否確認・避難支援

避難拠点到参集せず、地域包括支援センターに配備された避難行動要支援者名簿を活用し、安否確認を実施します。また、電話や訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や避難拠点到等への避難支援を行います。

### (4) 総合福祉事務所の安否確認・避難支援

区内の被害状況等を踏まえ、甚大な被害が発生している地域を優先して、自力避難の困難度が特に高いと思われる方の安否確認を実施します。また、訪問に合わせて、必要に応じ、災害情報の伝達や避難拠点到等への避難支援を行います。

## 2 安否情報のとりまとめ

(1) 地域独自に安否確認を実施した場合は、安否確認終了後、電話や訪問によって得た安否情報を避難拠点到へ報告します。また、地域包括支援センターは、管轄の総合福祉事務所へ報告します。

(2) 避難拠点到および総合福祉事務所で安否情報を集約し、その結果を災対福祉部へ報告します。これらの報告により、災対福祉部において安否情報を一元的に集約します。

(3) 避難行動要支援者の救出・救護が必要な場合は、避難拠点到または総合福祉事務所から、地元の消防、警察、区民防災組織等へ要請するか、または災対本部へ要請します。

### 3 避難支援等関係者の安全確保

安否確認・避難支援の実施にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命および身体の安全を守ることが重要です。そのため、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うことができるよう、「避難拠点運営の手引」や防災訓練を通じて、安全確保に対する理解を深めていきます。

### 4 清掃事業の戸別訪問収集を活用した安否確認

区の清掃事業では、平常時から、65歳以上または障害がある方のみの世帯で、家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、身近な方の協力を得られない世帯を対象に「戸別訪問収集」を実施しています。

災害時においても、この事業による平常時からの関わりを通じて、安否確認を行います。

### 5 避難支援体制の確保

避難行動要支援者の避難支援を実施するため協定事業者を活用します。

## 復旧・復興対策

### 第7款 避難行動要支援者と復旧期【災対各部】

応急対策期から復旧期にかけても、避難行動要支援者に対する支援サービスが適切に行われるように努めます。

災対各部が関係機関と連携しながら被災者のニーズの把握に努めます。



## 第3節 避難所対策

区の災害対策の基幹となり、災害発生時に地域における防災拠点となる避難拠点体制等、避難所対策を推進します。

### 第1款 避難拠点【危機管理室】

阪神・淡路大震災以後、区では全ての区立小中学校を「避難所＋防災拠点＝避難拠点」とし、その整備充実を図ってきました。区立小中学校の大規模改修や建替等に際しては、バリアフリー化、ライフライン支障時のエネルギーや水等の確保、排水設備の耐震化（トイレ対策等）、主な避難場所となる体育館の空調設備の設置に取り組んでいます。

また、避難拠点は、避難拠点運営連絡会や防災会等の地域の区民防災組織や、各種協定団体、地域の企業等の連携により、地域の自立した防災の活動拠点を目指します。

#### 1 避難拠点の主な役割（避難拠点の6つの役割）

- ① 水・食料の配給拠点となります。
- ② 避難生活を支えます。
- ③ 復旧・復興関連情報を提供します。
- ④ 簡単な手当てや、健康相談を行います。
- ⑤ 被災者のために相談所を開設します。
- ⑥ 救助などの要請を行います。

#### 2 避難拠点要員

練馬区避難拠点要員（拠点の近隣に居住ならびに近隣施設に勤務する区職員）と学校避難拠点要員（学校教職員のうち、避難拠点の運営を担当する者）は、区の区域において震度5弱以上の地震が発生した場合には、命令の有無にかかわらず指定されている区立小中学校に参集し、避難拠点運営連絡会の協力を得ながら、避難拠点の開設・運営に従事します。

#### 3 避難拠点運営連絡会

避難拠点運営連絡会は、避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うための地域住民による区民防災組織です。全ての避難拠点で避難拠点運営連絡会が結成されています。

#### 4 避難拠点要員と避難拠点運営連絡会の主な役割

避難拠点の開設・運営は、避難拠点要員班長が責任者となって練馬区避難拠点要員、学校拠点要員、避難拠点運営連絡会が連携・協力して行います。

避難拠点ごとに校舎の形状や地域の特性が異なることから、それぞれの避難拠点ごとに個別のマニュアルを作成して運営します。

なお、災害時においても学校施設の管理者は学校長です。災害時の学校施設の利用については、区と学校長をはじめとした学校教職員が平常時から連携して検討しています。

#### 5 避難拠点の受入可能人数

都の被害想定では、区内の避難所避難者数は、発災後4日～1週間で最大となり、約87,000人と想定されています。（多摩東部直下地震 M7.3、冬・夕方、風速8m/秒の場合）

避難拠点全体として、想定されている避難者の収容は可能ですが、避難者が避難拠点での受入可能人数を上回った場合は、他の区立施設や、あらかじめ協定を締結している周辺の都立学校等を臨時的避難所として開設します。

#### 6 避難拠点の周知

各区立小中学校では、避難拠点である旨の表示を行うとともに、街頭消火器収納箱や公設掲示板においても避難拠点について表示し、防災地図の配布と併せて避難拠点の周知を徹底します。

#### 7 避難拠点における環境の整備

避難拠点において良好な環境が確保されるよう、内閣府が定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」等を参考としながら、平常時より以下の取組を実施し、環境整備に努めます。

なお、環境整備にあたり、女性、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の多様な避難者に対して、十分な配慮を行います。

##### (1) 要配慮者に配慮した避難スペースの確保

- 高齢者や障害者、妊産婦など、避難生活を送るうえで配慮が必要な方に配慮できるよう、校舎1階のトイレに近いスペースを可能な限り確保します。

##### (2) プライバシーの確保

- 長期に渡る避難所生活のストレスを軽減させるため、間仕切りや避難所用屋内テント等を調達します。
- 男女別の更衣室や物干し場、授乳室、おむつ交換場所等、女性への配慮や避難者のプライバシーが保たれるよう、事前に設置場所を定めています。

- (3) 冷暖房設備の確保
- 主な避難スペースとなる体育館の空調設備については、令和7年度までに設置します。
  - エアコン、扇風機等の冷暖房機器を確保します。
- (4) トイレ環境の確保
- 断水や停電により、施設のトイレが使用できなくなったときに備え、災害用トイレ（マンホールトイレ、簡易トイレなど）を備蓄しています。
  - 屋外にトイレを設置する場合、性被害や犯罪を防ぐなど安全性確保に留意して設置場所を定めています。
- (5) 電源・通信環境の確保
- 非常用電源として、ガソリンを燃料とする小型発電機と一定量のガソリンを配備しています。備蓄燃料が不足した場合、燃料が不要な避難拠点から不足している避難拠点に再分配します。また、同時に、協定事業者や協定自治体等に燃料の供給を要請します。
  - 備蓄している発電機の補完として、協定により、LPガスで使用可能な発電機を調達します。
  - 通信環境の確保のため、全避難拠点にWi-Fiを整備しています。また、スマートフォン・携帯電話充電用として、多機種携帯対応型充電器を1拠点あたり1台備蓄しています。
- (6) 衛生的な環境の確保
- 避難拠点での感染症を予防するため、マスク、アルコール消毒液等の物資を備蓄しています。
  - 口腔ケア用品、ボディシートなどの衛生用品を備蓄します。
  - 避難生活にあたり、大量のごみが発生することが想定されることから、臨時のごみ集積場所を定めています。
- (7) 防犯対策
- 定期的に避難拠点内を巡回警備するなど、盗難や性犯罪といった犯罪の防止対策を行います。

## 応 急 対 策

### 第2款 避難拠点の運営【統括部、災対教育振興部】

各避難拠点では、「避難拠点運営の手引」や避難拠点ごとのマニュアルに基づき、避難拠点要員と避難拠点運営連絡会が緊密に連携しながら運営を行い、避難者（在宅避難者を含む。）に関する情報の把握に努めます。

## 1 避難拠点の状況把握

災対本部は、各避難拠点の開設・運営状況を把握します。災対教育振興部は、災対総務部と協力し、避難拠点の状況把握に努めます。災対教育振興部は、状況がある程度落ち着いた段階（通常用いられる通信手段が概ね利用できるようになった段階）で、災対本部から避難拠点の統括業務を引き継ぎます。

## 2 避難拠点における負傷者の対応

避難者受入開始の報告、被害状況、物資不足見込み等の情報を、災対本部に報告します。

負傷者は、医療救護所の設置されている避難拠点ではその場所へ、設置されていない避難拠点では保健室等あらかじめ定めた場所へ案内し、医療機関等への搬送体制をとります。

## 3 避難者

避難生活が落ち着いてきたら、避難者自らの状況に応じて、避難拠点の運営に積極的に関わるようにします。

## 4 避難拠点の開設

### (1) 開設基準

避難者の有無にかかわらず、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合、避難拠点要員が自動的に参集するとともに、すべての避難拠点を、建物の安全確認後に開設します。

### (2) 開設の決定と報告

避難拠点の開設は、原則として避難拠点要員の班長により決定します。避難拠点を開設したときは、通信可能な情報手段により、災対本部に開設した旨を報告します。

災対本部は、避難拠点や福祉避難所の開設状況について、必要事項を速やかに東京都、警察署、消防署等の防災関係機関に報告します。

報告にあたっては、避難拠点や福祉避難所ごとの避難者（在宅避難者を含む。）の情報を把握します。

## 5 ボランティアの受入れ

災害の様相によっては、ボランティアの従事内容の需給調整を行う必要が生じます。一般のボランティアは、手続きの煩雑さを避け効率的に支援してもらうため、直接避難拠点で受け入れます。

## 6 避難拠点の計画的な統合・閉鎖

避難拠点の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受けます。

避難拠点の開設が長期にわたる場合、災害後の教育再開や、人員・物資等の効果的・効率的投入を考慮すると、計画的に避難拠点の閉鎖・統合を図る必要があります。

避難者が減少した後における、避難拠点の統合・閉鎖については、次により計画的に実施します。

- (1) 避難者が減少するまでの間については、小・中学校の避難拠点とも、同様の取り扱いとします。
- (2) 中学校は比較的短期間を想定した避難拠点とし、小学校は長期避難者に対応する避難拠点と位置づけます。
- (3) 避難拠点として閉鎖した後の中学校は順次、教育再開します。

なお、避難者がいない避難拠点の閉鎖については、区内全体の被害状況や避難状況を勘案し、災対本部において判断し、各避難拠点に指示します。

### 第3款 福祉避難所【災対福祉部】

避難拠点において特別な配慮を必要とする高齢者や障害者などを対象として開設するもので、区では、災対法に基づく指定避難所（指定福祉避難所）の指定や協定の締結により、区内の福祉施設等を事前に指定しています。（令和5年2月1日現在：48か所）

#### 【資料編 資料30-018 参照】

福祉避難所では、平常時から受入訓練やマニュアル等の見直し、備蓄物資の充実等、絶えず見直しを行いながら災害対策の推進に努めていきます。

福祉避難所は次の手順で開設し、適切な支援を図ります。

- (1) 避難拠点は、災対本部に対し、福祉避難所での受入を要請します。
- (2) 災対本部は、福祉避難所の開設を要請します。要請にあたっては、当該施設の被害状況、受入能力等を踏まえ、福祉避難所に指定されている福祉施設等に、災対福祉部が要請します。
- (3) 災対本部は、福祉避難所の開設状況、受入の可否を避難拠点へ連絡します。
- (4) 防災関係機関や区民防災組織等の協力を得て、福祉避難所の受入対象者を避難拠点から移送します。

(5) 福祉避難所では、施設職員のもとで健康面に配慮しながら、受入対象者の立場に立った避難生活に必要な支援に努めます。

また、福祉避難所への直接の避難についても、検討していきます。

#### 第4款 臨時的避難所【災对各部】

災害の規模や被害の状況、感染症のまん延により、避難拠点だけでは避難者を十分に受け入れられないときや避難所において感染症が拡大したときは、福祉避難所となる福祉施設等を除き、災対本部の要請に基づき、区立施設を臨時的避難所として開設します。

あわせて、区と協定を締結している都立学校等についても、必要に応じて臨時的避難所として開設を要請します。

#### 第5款 他自治体への広域避難【統括部】

##### 1 避難者受入れの要請

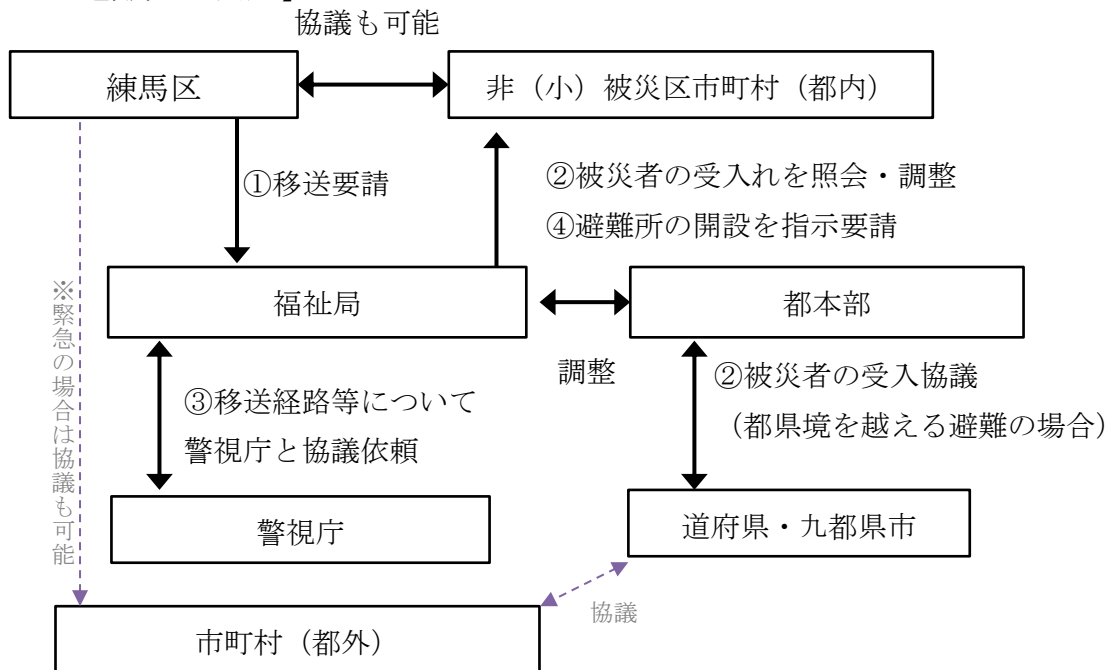
区長は、被害が甚大となり、多くの被災者が発生する等の緊急事態が生じ、すべての被災者を避難拠点等に受け入れることが困難なときは、協定締結自治体等に被災者の受入れを要請するとともに、他地区（近隣の非被災もしくは小被災地自治体または隣接県）への被災者の移送について、都知事（東京都福祉局）に要請します。

要請にあたっては、次の事項を伝達します。

避難者の人員数（男女別）・世帯数  
要配慮者の人員  
避難期間  
引率者の氏名等  
その他必要事項

協定締結自治体へは直接、要請を行います。また、協定締結自治体以外の自治体への要請は、次のとおり、原則として都知事（東京都福祉局）に要請します。ただし緊急の場合には、他の都道府県の市町村長に直接協議することも可能です。

【移送・避難先の決定】



2 運営・輸送等

職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させます。

避難所の運営は移送元の区が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に協力します。また、費用は移送元の区が負担します。

3 避難対象者への周知

周辺自治体への避難を決定した場合、速やかに対象者に周知します。また、都知事に速やかにその内容を報告します。

## 第4節 保健衛生対策

発災時に、保健衛生活動を迅速かつ円滑に行うため、以下の取組を実施します。

区は、災害発生時は遅滞なく避難所を設置し、避難所に滞在する被災者に対して、食料、生活関連物資等の配布を行うとともに、保健医療サービスを提供します（災対法第86条の6）。また、避難所以外に滞在する被災者に対しても同様に保健医療サービスを提供します（災対法第86条の7）。

区は、災対法のこれらの規定に基づき、災害発生時には保健衛生活動を迅速かつ円滑に行います。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の経験と教訓を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。

### 予 防 対 策

#### 第1款 平常時の保健衛生活動【危機管理室、健康部】

発災時に保健衛生活動を円滑に実施できるよう、平常時から以下の取組を実施します。

##### 1 防疫体制の整備

防疫用資機材の備蓄および調達・配布計画について、関係部署と検討します。

##### 2 感染症対策等

###### (1) 感染防止にも資する避難行動の住民周知

避難拠点における過密抑制のため、避難行動に関して以下のことを区民へ周知します。

- ① 自宅が安全な場合は避難拠点到避難せず自宅に留まる「在宅避難」を行うこと。
- ② 災害時に安全な場所にある親戚や知人宅への避難を検討しておくこと。

###### (2) 避難拠点における対策

多くの避難者が避難してくる避難拠点では、感染症対策を行いながら、避難拠点を運営する必要があります。そのため、これまでの避難拠点運営マニュアルに以下の項目等を盛り込み、避難拠点における感染症対策を行います。



主な対策は次のとおりです。

- |  |
|--|
| <p>① 過密抑制、消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 体育館のみならず教室等も活用し避難者スペースを確保する。</li><li>● 避難者（世帯）間の間隔を十分確保する。</li><li>● 窓、扉を開ける等、定期的な換気を行う。</li><li>● 健康者用スペースと、咳・熱症状者用スペースを区分けする。<br/>また、トイレや動線は可能な限り分ける。</li><li>● 咳・熱症状者の専用スペースでは、避難所用屋内テント・間仕切りを使用し、飛沫感染を予防する。</li><li>● 受付の際に、避難者の検温・体調確認し、咳・熱症状者と健康者を振り分ける。</li><li>● 避難者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策に努める。</li><li>● 定期的な消毒や清掃をする。</li><li>● 感染者が出た際は、受付時に提出を求めている氏名、電話番号を活用する。</li></ul> <p>② 避難拠点運営従事者の体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 従事者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策に努める。咳・熱症状者用スペース等では必要に応じてフェイスシールド、手袋等を装備し対応する。</li><li>● 咳・熱症状者への食事の提供は、直接接しない。</li></ul> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 感染症拡大防止や咳・熱症状者の人権に関する啓発をする。</li><li>● 在宅避難、避難時に持参するものを周知する。</li></ul> |
|--|

(3) 感染症対策物資の確保

区は、避難拠点における感染症を防止するため、マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液等を備蓄しています。

また、区民に対しても、日頃からの備蓄品の中に、マスクやアルコール消毒液等の感染症対策物資を加え、避難する際には携帯するよう周知・啓発します。

### 3 災害時の食事について

(1) 自助の取組

災害時には、食物アレルギー対応食、乳児用ミルク、嚥下困難な方向けの食品など、通常の食品を食べることができない人のための食品（以下「特殊栄養食品」という。）が手に入りづらくなることが想定されます。そのため、食物アレルギー対応の食品等自分自身が安心して食べられる食品を家庭でも備蓄するよう区公式ホームページ等で周知・啓発します。

(2) 特殊栄養食品の調達

災害時に不足する特殊栄養食品を迅速に調達できるよう、東京都栄養士会と協定を締結しています。

## 応 急 対 策

### 第2款 被災者支援の基本的な対応方針【災対健康部、災対福祉部】

避難生活において良好な環境が確保されるよう、巡回対応を行うなど避難拠点を中心とした保健衛生活動、防疫活動などを実施します。

また、事前に作成した避難拠点運営マニュアルに基づき、避難拠点で必要な感染症対策を実施します。

なお、福祉避難所に避難している被災者や在宅避難者に対しては、特に個々の健康状況や生活状況に鑑み、支援を行います。

### 第3款 災害時の保健衛生活動【災対健康部、災対福祉部】

災害時、次の要領により保健衛生活動を行います。

#### 1 活動内容

(1) 区民や毒物劇物取扱者から毒物劇物による事故の届けを受けた場合は、事故届受付表に記録し、必要な応急措置を指示し、防災関係機関（警察・消防・東京都）に連絡します。

(2) 保健衛生活動は、食品衛生指導班、環境衛生指導班、巡回訪問班を組織して業務を行います。

※ 状況に応じて増班を行います。

班名	編整数	構成	業務内容
食品衛生指導班	練馬地区1 石神井地区1	食品衛生監視員 2～6名	① 避難拠点の食品衛生指導 ② 食品の安全確保 ③ 区民からの食品安全に関する問い合わせへの対応
環境衛生指導班	1～2	環境衛生監視員 2名	① 飲料水の安全確保 ② 衛生的室内環境の確保 ③ 環境衛生施設の衛生指導

班名	編整数	構成	業務内容
巡回訪問班	練馬地区1 石神井地区1	保健師、 管理栄養士、 歯科衛生士 若干名	① 要配慮者の安否確認 ② 健康調査および避難拠点における健康相談、地域における巡回相談 ③ 避難拠点等における食事提供の状況把握 ④ メンタルヘルスケア（長期に及ぶ場合には、各保健相談所の精神保健活動に繋ぐ。） ⑤ 感染症予防のための広報および健康指導 ⑥ 健康管理への啓発

## 2 避難拠点における具体的な取組内容

内閣府が定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」等を参考としながら、以下の取組を実施します。

### (1) 避難拠点への保健師等の巡回

- ① 各避難拠点を保健師等が巡回し、避難拠点内の感染症予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化、被災者の心身の機能の低下を予防します。そのため、広報誌の配布や、避難拠点全体の健康面に関するモニタリングや、感染症拡大に向けた必要な注意喚起を実施します。
- ② モニタリング等の結果を踏まえ、避難拠点運営関係者、福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決、避難拠点の食事提供の状況および衛生環境の改善を図ります。

### (2) 避難拠点における巡回診療・巡回相談の体制や環境の整備

- ① 避難拠点での避難生活が長期間に及ぶ場合、被災者の心身の機能低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、心の健康に関する問題等健康上の課題が多く生じます。そのため、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、避難拠点内で健康相談をできるようにします。また、四師会や医療ボランティアの活用により、診療が受けられる体制を整備します。
- ② インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種の実施を検討します。
- ③ プライバシーに配慮して診察や相談を行えるよう、独立したスペースを設けます。

## Ⅱ 防災本編

### 第5章 被災者・避難者対策

#### (3) 避難拠点運営連絡会、ボランティアを活用した巡回体制

- ① 避難拠点運営連絡会やボランティアの活用により、避難生活の環境改善を図ることや、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調の変化への気づき等が行えるように体制を構築します。
- ② 把握した被災者の体調の変化については、保健師等専門職が被災者の健康管理、個別支援を実施し、必要に応じて外部医療機関等へ引き継ぐなど対応します。

#### (4) 避難拠点の衛生管理

感染症の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難拠点内の清潔保持等の環境を整備します。

#### (5) 避難拠点の栄養管理

食物アレルギーのある方、乳幼児、高齢者等で食事への配慮が必要な方に、管理栄養士等が栄養管理等の必要な対応を行います。また、避難拠点での避難生活が長期間に及ぶ場合、栄養のバランスの取れた適切な食事提供が行われるよう、関係部署や協定団体と連携し調整します。

#### (6) アレルギー疾患患者の把握と対応

- ① 各避難拠点運営連絡会の協力に加え、避難拠点の掲示板を使って、食物アレルギーのある方の把握と配慮、周囲の方々の理解を促進します。避難拠点で提供する食事に原材料表示等をするなど、できる限り情報提供を行い、食物アレルギーのある方が安全な食事を選択できるようにします。
- ② ぜん息（気管支ぜん息）患者は、ほこり、煙、においなどが発作の引き金になり、普段と違う環境では症状が悪化しやすくなります。吸入機器の電源が必要なこともあるため、各避難拠点運営連絡会の協力のもと、優先的に電源が使用できるよう配慮するとともに、症状の悪化を避けるために避難拠点内でほこりの少ない場所を確保するなどの配慮も行います。
- ③ アトピー性皮膚炎は子どもに多いアレルギーの病気の一つであり、毎日のスキンケアがかかせません。各避難拠点運営連絡会の協力のもと、できる限りシャワーや入浴などの優先利用や、薬を塗るときに周囲の目から触れなくて済むよう配慮します。

#### (7) 熱中症予防対策

災害による停電で空調が使用できない場合、夏季には熱中症のリスクが高まります。また、被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等によっても熱中症のリスクが高くなる可能性があり、避難生活では普段以上に体調管理を心掛ける必要があります。とりわけ、高齢者、子ども、障害者の方は注意が必要です。

避難所や在宅で避難生活を過ごすときの備えとして、冷却剤の備

蓄や、非常持出品に涼しい服装や日傘、帽子などを用意するなど、災害時の熱中症予防対策について防災訓練や防災講話などを通じて周知・啓発します。

(8) 避難拠点の運営従事者への配慮

避難拠点の運営に従事する方の心身の安定を図るため、ストレスの解消法を周知します。

### 3 在宅避難者等への取組内容

- (1) 避難拠点で避難生活する方だけでなく、在宅で避難生活を送る方（福祉避難所に避難された方を含む。）等も、支援します。
- (2) 在宅で避難生活を送る方等に対して、区や地域等による見守り機能を充実します。特に要配慮者等の支援が必要となる方に対して情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食料等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じます。
- (3) 被災者台帳の活用などにより、在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難拠点と連携して避難生活を支援します（災対法第90条の3）。
- (4) 自動車等の狭いスペースなどで生活している避難者に対しては、エコノミークラス症候群発生予防など健康管理についての注意喚起を行います。
- (5) 難病や障害等で特別な配慮を必要とする方で、医療的ケアの必要性から介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない在宅の要配慮者を福祉避難所へ搬送し、療養環境を整備します。
- (6) 在宅患者など、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる方、日常生活に重大な支障をきたす方を把握し、必要な医療や物資が提供できるようにします。
- (7) 在宅医療患者で入院が必要となった方に対しては、練馬区災害医療コーディネーターと連携して医療機関への入院を図ります。
- (8) 給食施設が連携し、施設間で支援がスムーズに行えるように指導・助言を行います。

### 4 公衆浴場の確保

- (1) 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握します。
- (2) 被災者に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援します。
- (3) 協定に基づき、被災者の入浴について東京都公衆浴場業環境衛生同業組合練馬支部に支援を要請します。

〔資料編 資料24-003 参照〕

## 5 特殊栄養食品の提供

東京都栄養士会との協定に基づき、災害時に区に派遣される日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）※と連携し、被災者に対して特殊栄養食品を提供します。

※ 公益財団法人日本栄養士会が東日本大震災をきっかけに、大規模自然災害発生時、迅速に被災地での栄養・食生活支援を行うために設立したチーム。

# 復旧・復興対策

## 第4款 防疫体制の確立【災対健康部】

災対健康部は、災害の種類、程度に応じ、被災地域や避難拠点における防疫活動を行うことにより、感染症の発生やまん延を防止します。

### 1 防疫活動

- (1) 実施計画を作成し、備蓄している資材・薬品により、避難拠点のトイレ等を順次消毒するように指導します。また、被災家屋等については消毒の実施または消毒薬を配布して、指導します。
- (2) 被災地域や避難拠点の感染症発生状況を把握し、必要な予防対策を行います。また、一類・二類感染症など入院が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合には、東京都や防災関係機関と連携して、受入医療機関の確保および移送・搬送手段の調整および確保を行います。
- (3) 防疫活動は、防疫チームを組織して業務を行います。

班名	編成数	構成	業務内容
環境衛生指導班	2	環境衛生監視員 2～4名	① 井戸水等の調査 ② 消毒の実施および指導
健康相談班	1	事務2名 保健師1名	① 健康調査および健康相談 ② 感染症の発生状況把握 ③ 感染症予防のための広報 および健康指導

- (4) 環境衛生指導班は、飲料水が塩素剤等で消毒されているか確認を行います。それ以降は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を指導します。

### 2 役割分担

被災戸数、防疫活動の実施について、東京都に報告します。区の対応能

力では不十分なときは、東京都へ協力を要請します。

## 第5款 心のケア ～精神疾患患者および精神科医療を要する区民への対応～【統括部、災対健康部】

### 1 情報提供

災対健康部は、精神科病院、診療所の開設状況を把握し、統括部へ伝達し、区民への情報提供に努めます。

### 2 患者への対応

入院を要する患者の方の入院が継続不可能になった場合、東京都と連携して精神科医療機関への転院を図ります。また、通院をしている患者の方については、通院継続や生活の支援に努めます。

## 第5節 飼育動物対策

災害時に、適切に飼育動物の保護等を行うことにより、動物の飼い主である区民や、避難生活を送る区民の安全安心を確保します。

### 予 防 対 策

#### 第1款 飼い主の責務【危機管理室、健康部】

##### 1 飼い主責任の原則

- (1) 動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫る等の緊急事態を除き、災害時に動物を放置して見殺しにしたり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせたりしないことが、飼い主の責務として求められます。
- (2) 終生飼養をするために、平常時から、災害に備えた準備やしつけを行うことが必要です。健康管理、迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）、ケージや餌などペット用の非常持ち出し品・備蓄品等を準備する必要があります。
- (3) 自宅からやむなく避難する場合を想定しておきます。その際には、地域社会に対する飼い主の責任を認識した上で、ペットと一緒に避難します。
- (4) 日頃から近隣の飼い主同士で、災害時に助け合いができるよう協力体制を構築します。

##### 2 「同行避難」について

- (1) 地域に危険があるときに、「ペットがいるので避難できない」ということが、新たな被害につながる可能性もあります。また「避難所に連れて行けない」とペットを放してしまえば、ペットの野生化等の危険が生じます。
- (2) 区では、ペットの飼い主が、避難所に避難する必要がある場合には「同行避難」を呼びかけています。同行避難は、動物愛護の観点、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。そのため、国などの考え方を受け、「練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方」、「同行避難ペット受入れの手引き」を定めています。  
区は、災害時の同行避難について、また、自助の取組としてペット用品の備蓄について、区民に周知しています。
- (3) 災害時の避難所には、大勢の人が集まり、その中には動物にアレルギーのある方や、動物が苦手な方もいます。一方、人だけでなく、ペッ



ト自身も災害時にはストレスを受けています。避難所では、些細なことがきっかけでトラブルに発展しかねません。ペットが騒いだりした場合は、ペットが悪いのではなく、飼い主に責任があることを自覚する必要があります。飼い主には、普段以上に様々な配慮が求められます。

## 第2款 区における取組【危機管理室、健康部】

### 1 ペット同行避難訓練の実施

平常時の避難拠点の活動において、「同行避難ペット受入れの手引き」に沿ったペット同行避難訓練を実施し、受付時のペットの登録やペットの収容場所の検討を行っています。今後、「動物避難所開設用キット」を使用した訓練についても実施していきます。

### 2 練馬区災害時ペット管理ボランティア

避難拠点でのペットの適正飼育、管理のため、練馬区災害時ペット管理ボランティアの登録制度を設け、避難拠点でのペットの受入や「動物救護センター」に収容された動物の飼育管理などを行うこととしています。

ボランティア登録者を増やすため、制度についての周知を継続して行っていくとともに、研修を実施するなどボランティアのスキルアップを図ります。

### 3 ペット用品の備蓄

災害時にペットと一緒に避難する場合は、飼い主責任として、ケージや餌などペット用品を持参することが原則です。しかし、避難所での避難生活の長期化なども想定されます。区は避難拠点において、同行避難したペットを受け入れるスペースの開設を行うためのアクションカードや必要な物品を収納した「動物避難所開設用キット」を備蓄しています。また、協定事業者等からペット用品の調達を行います。

## 応 急 対 策

## 第3款 動物の救護【災対健康部、獣医師会】

### 1 避難所での同行避難動物の受入れ

- (1) 避難所では、敷地内に同行避難をしてきたペットを飼養する場所を確保します。その際には、避難者の生活空間とは分離して設置します。できる限り人と動物の居場所を分けることで、トラブルの発生を防ぐことができます。

- (2) 避難拠点では、同行避難をしたペットの登録を行います。また、飼い主は、避難拠点における飼育のルールを守り、同行避難をしたペットの世話や清掃を行います。

## 2 災害により傷病を負った動物の救護

- (1) 原則として飼い主の責任となります。飼い主がわからない場合や、飼い主が被災し救護が不可能な場合は、区と獣医師会の協定に基づいて、獣医師会の会員が負傷した動物への応急手当等を行います。
- (2) 被災動物の保護場所の設定およびボランティアによる飼養管理等については、災害時の協定団体である獣医師会と協議して実施します。

## 3 「動物救護センター」の設置

災害により、飼い主が被害を受けたり、死亡や入院等により飼育動物を育てられなくなったりする場合があります。

その場合は、区と獣医師会が、一時的に動物の保護を行うための「動物救護センター」を開設し、東京都が災害時に行う被災動物の保護活動に協力します。

動物救護センター設置場所

○ 都立光が丘公園 弓道場

## 4 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走があった場合は、東京都など関係機関へ連絡します。

各関係機関の協力のもと、区は、住民に対する周知および住民の避難誘導や保護、関係機関への情報提供を行います。

## 復旧・復興対策

### 第4款 動物の救護【災対健康部、獣医師会】

#### 1 動物の適正な飼養

- (1) 避難拠点における動物飼養状況を把握し、東京都・関係団体へ情報提供をします。動物保護活動を円滑に行うために、東京都、獣医師会、ボランティア団体等との連携に留意します。
- (2) 避難拠点から東京都が設置する動物保護施設への動物の搬送等に協力します。

## 2 避難生活における動物飼養

- (1) 動物救護へのニーズは、時系列で変化します。避難が長期に渡る場合でも、飼い主とペットが引き離されないようにすることが重要です。
- (2) 仮設住宅等への入居の際も、避難拠点と同様に動物の適正飼養と周囲への配慮が必要です。

## 第6節 安否情報の提供

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つです。

区では、被災者の安否を案ずる方等からの照会に対し、個人情報保護への配慮を行いつつ、安否情報の提供に応じるものとします。

### 応 急 対 策

#### 第1款 安否情報の提供【災対区民部】

区は、区内において何らかの人的・物的被害を伴うような災害が発生し、安否情報の提供を行う必要が生じた場合、安否情報の照会の受付・回答に関する事務を行います。また、区は安否情報の提供を行う際には、照会窓口や照会方法を住民等に対し周知します（災対法第86条の15）。

##### 1 安否情報の照会受付

安否情報の照会については、原則として必要事項を記載した書面を窓口提出することにより受け付けます。ただし、照会者が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話などでも照会を受け付けます。いずれの場合でも、照会にあたっては、次の事項を明らかにします。

- (1) 照会者の氏名、住所※その他の照会者を特定するための必要事項
- (2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 照会をする理由

※ 法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

##### 2 照会可能な情報

区は、被照会者の安否情報を保有している場合には、照会者の本人確認を行った上で、照会が不当な目的によるものではなく、また、回答により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがないと認められ、被照会者本人または第三者の権利利益を不当に害することがないと認められる場合は、次に示す範囲に従って安否情報の提供を行います。

項番	照会者と被照会者の関係	回答できる情報の範囲
1	照会者が当該照会に係る被災者と同居の親族である場合	照会に係る被災者の居所、負傷もしくはは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	照会者が同居以外の親族または職場の関係者等である場合	照会に係る被災者の負傷または疾病の状況
3	照会者が被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者（例えば友人等の関係にある者）である場合	安否情報の有無のみ ※ 詳細な安否情報については同居親族等に対して確認してもらうことを想定している。

## 第2款 安否情報の収集・整理・公表【災対区民部、統括部】

区は、避難拠点の避難者名簿や避難行動要支援者の安否確認結果等の情報について、災害発生後の多数の照会に備えて、必要な範囲で収集し、情報の集約・整理を行います。

安否不明者の公表については、東京都が作成した「災害時における安否不明者の氏名情報等の公表に関する取扱方針」を踏まえ、区の事務取扱ガイドラインを検討します。

### 【収集する安否情報の例】

関係機関	安否情報の例
消防署	救急活動、消防活動に関わる死傷者の情報
警察署	被災者の救出活動や遺体の見分等に関する情報
医療機関（災害時医療機関等）	被災者の救護活動に関わる死傷者の情報

## 第7節 帰宅困難者対策

「徒歩帰宅者」および「駅前滞留者」といった帰宅困難者の発生を抑制します。また、駅周辺等における混乱の防止を図るとともに、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を行います。

都の被害想定では、都内滞留者（約1,584万人）のうち約415万人が帰宅困難となり、これと東京都市圏外からの流入者を合わせると、帰宅困難者数は約453万人になると想定されています。また、練馬区内でも約4万3千人の帰宅困難者が発生すると想定されています。

区では、発災直後に帰宅困難者がむやみに移動を開始しないよう一斉帰宅抑制のための施策を推進するとともに、徒歩帰宅困難者の支援を行います。

### 予 防 対 策

#### 第1款 東京都帰宅困難者対策条例【都総務局】

東京都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策の取組を進めるため、平成24年3月に東京都帰宅困難者対策条例を制定しました。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

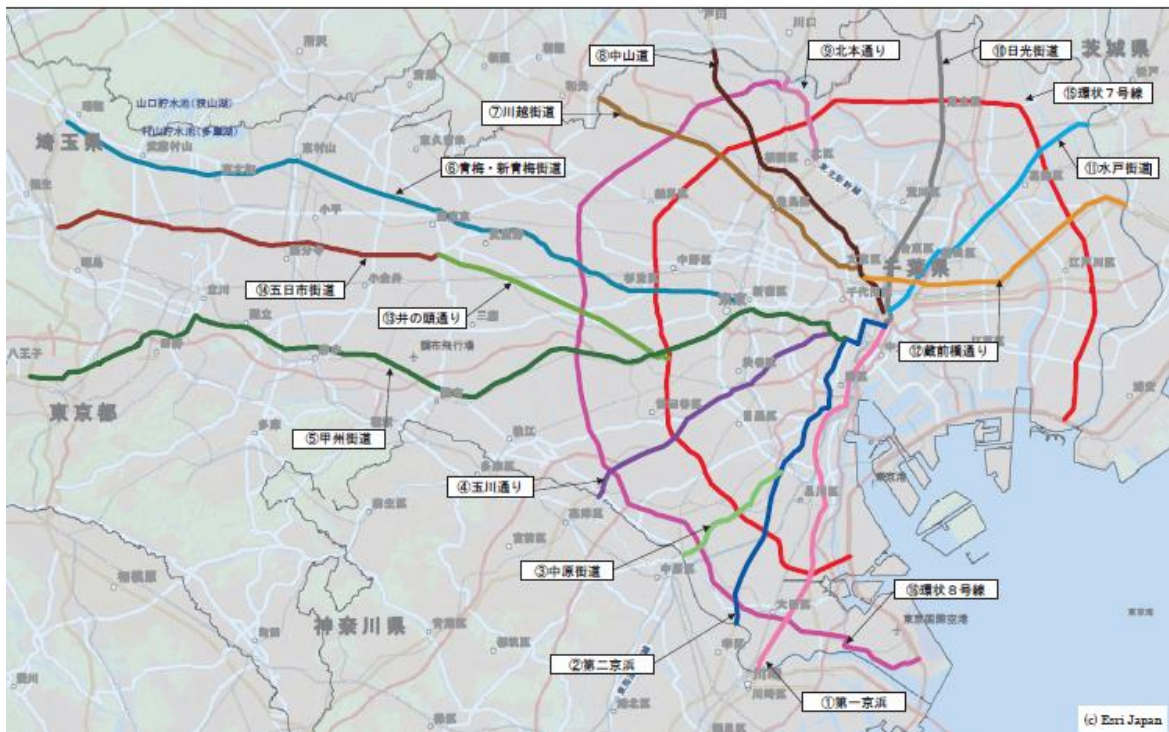
- ・企業等従業員の施設内待機
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた東京都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

また、東京都は、東京都地域防災計画により帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図ります。

##### ① 放射状路線

- 1 第一京浜（日本橋～六郷橋）
- 2 第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）
- 3 中原街道（中原口～丸子橋）
- 4 玉川通り（三宅坂～二子橋）

- 5 甲州街道（桜田門～八王子）
  - 6 青梅街道・新青梅街道（新宿大ガード西～箱根ヶ崎）
  - 7 川越街道（本郷3～東埼橋）
  - 8 中山道（宝町3～戸田橋）
  - 9 北本通り（王子駅～新荒川大橋）
  - 10 日光街道（日本橋元標～水神橋）
  - 11 水戸街道（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
  - 12 蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
  - 13 井の頭通り（大原2～関前）
  - 14 五日市街道（関前～福生）
- ② 環状路線
- 1 環状7号線
  - 2 環状8号線



## 第2款 練馬区帰宅支援ステーションの指定【危機管理室】

### 1 施設の指定

区は、帰宅困難者の受入れによって避難拠点の運営に過度の負担が生じないように、「練馬区帰宅支援ステーション」を指定しています。

## II 防災本編

### 第5章被災者・避難者対策

練馬区帰宅支援ステーションは、乗降客数の多い駅周辺や、幹線道路沿いの区立施設のうち、一定の規模を持つ施設を指定しています。

指定施設	所在地
練馬文化センター	練馬一丁目17番37号
光が丘区民ホール	光が丘二丁目9番6号
生涯学習センター分館	高野台二丁目25番1号
石神井公園区民交流センター	石神井町二丁目14番1号
関区民ホール	関町北一丁目7番2号
勤労福祉会館	東大泉五丁目40番36号
区民・産業プラザ（Coconeri 3階）	練馬一丁目17番1号

## 2 物資の備蓄

各帰宅支援ステーションでは、簡易食料や飲料水等、帰宅困難者の帰宅支援や一時滞在のための物資を備蓄しています。

## 3 運営要員の指定

各帰宅支援ステーションの開設および運営を迅速かつ円滑に行うため、緊急初動要員を配置しています。

### 第3款 一時滞在施設の指定【都総務局、危機管理室】

#### 1 施設の指定

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を概ね3日間受け入れる施設として、都立施設や民間施設を「一時滞在施設」として指定しています。

令和6年3月現在、都立施設8か所、民間施設11か所を一時滞在施設に指定しています（指定施設は次のとおり。）。

#### 【都立一時滞在施設】

指定施設	所在地
都立練馬高等学校	春日町四丁目28番25号
都立第四商業高等学校	貫井三丁目45番19号
都立練馬工業高等学校	早宮二丁目9番18号
都立光丘高等学校	旭町二丁目1番35号
都立井草高等学校	上石神井二丁目2番43号
都立石神井高等学校	関町北四丁目32番48号
都立大泉高等学校	東大泉五丁目3番1号
練馬都税事務所	豊玉北六丁目13番10号



【民間一時滞在施設】

指定施設	所在地
ホテルカデンツァ東京	高松五丁目8番20号
トヨタモビリティ東京株式会社 練馬高野台店 練馬北町店 谷原目白通り店 練馬貫井店 練馬関町店 練馬環七通り店	高野台四丁目22番20号 早宮二丁目18番26号 谷原一丁目2番3号 貫井五丁目18番3号 関町南一丁目9番6号 豊玉北三丁目16番17号
西武バス株式会社 練馬営業所	南田中一丁目13番5号
東京女子学院中学校・高等学校	関町北四丁目16番11号
富士見中学校高等学校	中村北四丁目8番26号
ワーナーブラザース スタジオツアー東京	春日町一丁目1番7号

## 2 物資の備蓄

一時滞在施設では、帰宅困難者向けの食料や飲料水等を備蓄しています。

なお、民間一時滞在施設の備蓄品等の購入にあたっては、東京都および区が購入費用を補助します。

## 第4款 防災関係機関との連携【危機管理室】

### 1 練馬区帰宅困難者対策協議会

東日本大震災の教訓を踏まえ、区では、災害時における帰宅困難者の発生抑制と徒歩帰宅者への適切な支援を行うため、練馬区帰宅困難者対策協議会を設置しています。

#### (1) 協議事項

- ① 協議会会員相互の緊急連絡体制に関する事
- ② 帰宅困難者の受入施設に関する事
- ③ 帰宅困難者の避難誘導に関する事
- ④ 帰宅困難者への情報提供に関する事
- ⑤ 帰宅困難者対策訓練の企画および実施に関する事
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、帰宅困難者対策に関する事

(2) 構成団体

・練馬区	
・区内各警察署	練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署
・区内各消防署	練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署
・鉄道事業者	東京都交通局、西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、 東京地下鉄(株)
・バス事業者	東京都交通局、西武バス(株)、国際興業バス(株)、 関東バス(株)、京王バス(株)
・道路管理者	東京都建設局第四建設事務所

## 2 「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」の策定

練馬区帰宅困難者対策協議会では、練馬区の地域特性に基づく「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」策定し、各機関が役割分担のもとで緊密に連携した対策を実施します。帰宅困難者の発生を抑制するとともに、帰宅困難者が発生した場合には円滑な帰宅支援を行い、混乱を防止します。

## 3 練馬区帰宅困難者対策協議会を通じた普及・啓発

帰宅困難者対策は、区民のみならず、通勤・通学等のため区内で鉄道を利用する区外在住者にも、日頃から周知していく必要があります。そのため、災害時には駅周辺の施設等までの案内図として利用できるリーフレットを区内鉄道駅構内などで配布し、帰宅困難者対策の普及・啓発をします。

## 第5款 帰宅困難者を発生させないための対策（一斉帰宅の抑制） 【危機管理室、消防署】

### 1 日頃からの普及・啓発活動

帰宅困難者にならないために、発災時には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底が必要です。

発災直後において、むやみに移動を行うと大規模火災や家屋倒壊等の二次災害に巻き込まれる危険性があります。また、発災直後に区や東京都等が実施する応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、帰宅困難者に対する公的な支援には限界があります。

区では、区民や事業者に対して、帰宅困難者を発生させないための日頃からの取組として、自助・共助の観点から、東京都帰宅困難者対策条例の内容、社会秩序としての「行動ルール」や「帰宅困難者心得10か条」の普及啓発、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板の活用、携帯ラジオや帰

宅地図の準備等について、冊子の配布や区公式ホームページへの掲載、ねりま防災カレッジの実施等により周知します。

(1) 帰宅困難者の行動ルール

- ① むやみに移動を開始しない。
- ② まず、安否確認をする。  
災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。
- ③ 正確な情報により冷静に行動する。  
公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか、自ら判断する。
- ④ 帰宅できるまで、帰宅困難者同士が助け合う。  
一時滞在施設においては、災害時要援護者を優先して収容するなど、お互いに助け合う。

(2) 帰宅困難者心得10か条

- ① 慌てず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段・集合場所）
- ⑦ 安否確認・災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

## 2 事業者の取組

事業者は、自助の考え方にに基づき、「組織は組織で対応する」という基本原則により、従業員や顧客に対する安全確保に努めることが求められます。

消防署では、事業所防災計画の作成指導を通じて、事業者による帰宅困難者対策の実施を促進します。

（事業所防災計画については、Ⅰ 防災共通編 第3部第1章 地域防災力の向上 第14款 事業所防災体制の充実・強化 を参照）

(1) 自助の取組

事業者は、従業員等の安全確保や家族の安否確認等を行い、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、従業員等を一時的に事業所内等に待機させることができるよう、飲料水や食料、生活必需品等の備蓄（最低3

## II 防災本編

### 第5章被災者・避難者対策

日分) や対応マニュアルの作成等に取り組みます。

区は、事業者による日頃からの取組を促進します。

#### (2) 共助の取組

事業者には、帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等）に対しても、共助の考え方のもと、社会的責任として可能な範囲で、一時滞在施設や飲料水、トイレ等の提供を行うことが求められます。

このような取組が促進されるよう、区は、事業者や従業員の啓発に努めます。

#### (3) 区と協力した取組

民間一時滞在施設については、区との協定に基づき、事業者が帰宅困難者の受け入れおよび支援を行います。また、大泉学園駅北口の再開発ビルにおいては、共用スペースを帰宅困難者の一時滞在场所として活用するため、区と管理組合が協定を締結しています。現在事業中の石神井公園駅南口の再開発ビルについても、協定の締結に向けて検討を進めています。区は、駅周辺の民間施設を管理する事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備します。

〔資料編 資料24-011 参照〕

## 応 急 対 策

### 第6款 練馬区帰宅支援ステーションによる支援【統括部】

#### 1 練馬区帰宅支援ステーションの開設

区は、徒歩帰宅困難者を支援するための施設として、区立施設を練馬区帰宅支援ステーションとして開設し、徒歩帰宅困難者の安全な帰宅を支援します。

#### 2 練馬区帰宅支援ステーションの開設基準

- (1) 練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合（自動的に開設）
- (2) 周辺地域で大きな揺れを観測する地震により、区内を通過する鉄道が運転を停止した場合（状況判断のうえ開設）

#### 3 練馬区帰宅支援ステーションにおける支援内容

- (1) 場所の提供（一時休憩場所やトイレ）
- (2) 物資の提供（食料、飲料水、毛布、携帯トイレ等）
- (3) 情報の提供（鉄道・バスの運行状況や道路の状況等）

## 第7款 一時滞在施設による支援【都総務局、統括部】

### 1 一時滞在施設の開設

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者をあらかじめ指定された一時滞在施設で受け入れることとしています。

区との協定により一時滞在施設に指定されている施設の事業者等は、区からの開設の要請を受けて一時滞在施設を開設し、施設の運営を行います。

### 2 一時滞在施設の開設期間

発災から概ね3日間です。

### 3 一時滞在施設における支援内容

- |                              |
|------------------------------|
| (1) 場所の提供（施設、トイレ等）           |
| (2) 物資の提供（食料、飲料水、毛布、携帯トイレ）   |
| (3) 情報の提供（鉄道・バスの運行状況や道路の状況等） |

## 第8款 東京都等による支援【統括部、東京都】

東京都は、災害時帰宅支援ステーションにおいて、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行います。また、協定事業者による休息場所の提供も行われます。

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行います。

## 第9款 練馬区帰宅困難者対策協議会を通じた防災関係機関による対応【統括部、警察署、消防署、鉄道事業者、バス事業者、東京都交通局、東京都建設局等】

「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」に基づき、防災関係機関がそれぞれの役割分担のもと連携し、情報連絡体制を確立するとともに、帰宅困難者に対する情報の提供や物資の提供など必要な支援を行います。

東京都は、バス等による代替輸送手段を確保します。代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先します。

警視庁は、避難道路への警察官の配置、誘導路の確保等を行います。

## Ⅱ 防災本編

### 第5章被災者・避難者対策

東京消防庁は、火災情報の伝達、区民への初期消火・救出救護の実施の呼びかけを行います。

#### 第10款 帰宅困難者への情報提供体制の整備【統括部】

区の地理に不案内な帰宅困難者が、災害時帰宅支援ステーションの場所を携帯電話やスマートフォンからも確認できるよう、電子媒体による防災地図を区公式ホームページに掲載します。

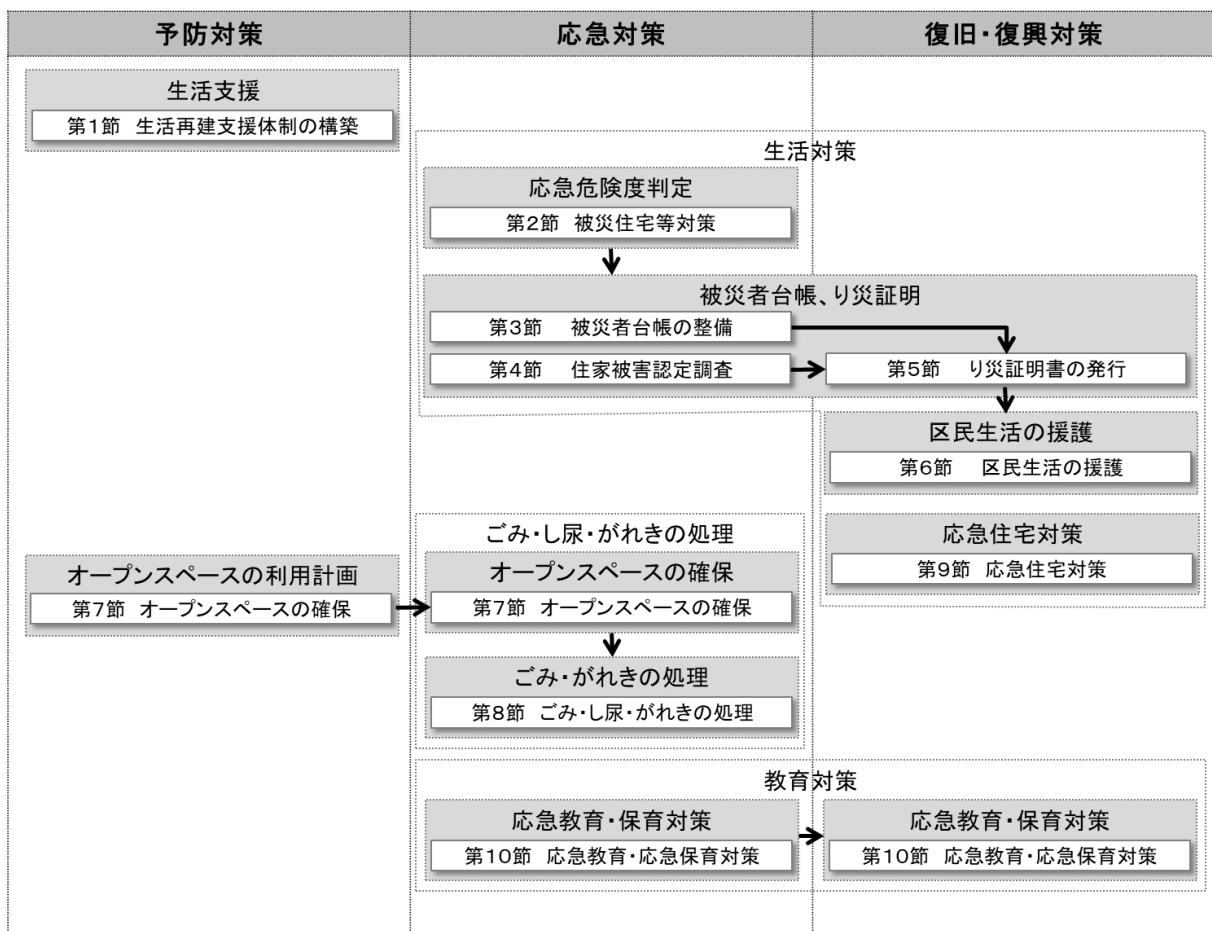
練馬区の防災情報を区民に提供するメール配信システムの活用や緊急地震速報や避難情報等を、練馬区を中心とした一定の区域内に提供する「緊急速報メール」、区公式ホームページ、X（旧Twitter）、フェイスブック等の様々な媒体により、円滑な帰宅支援に繋がるよう、きめ細かな情報提供を実施します。

## 第6章 区民生活の早期再建

災害後の被災者の生活再建を迅速に実施するためには、生活環境や都市機能を早期に復旧させる必要があります。

本章では、被災住宅の応急危険度判定、被災者台帳の整備、り災証明書の発行、ごみ・し尿・がれきの処理等、区民生活の早期再建に向けた取組を示します。

### 【対策の流れ】



Ⅱ 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第6章 区民生活の早期再建			
第1節 生活再建支援の体制			
第2節 被災住宅等対策			
第3節 被災者台帳の整備			
第4節 住家被害認定調査			
第5節 り災証明書の発行			
第6節 区民生活の援護			
第7節 オープンスペースの確保			
第8節 ごみ・し尿・がれきの処理			
第9節 応急住宅対策			
第10款 応急教育・応急保育等対策			

: 多くの記載があるもの
  : 記載があるもの
  : 記載がないもの



## 第1節 生活再建支援の体制

大規模な震災・洪水等の被災者に対し実施する生活再建支援は、被災自治体の準備が不十分であったために苦慮した事例が多いことを教訓とし、発災時に迅速かつ公正な生活再建支援の体制構築を図ります。

### 予 防 対 策

#### 第1款 生活再建支援のマネジメント体制【区民部、区長室、福祉部、都市整備部、危機管理室】

区では、住家被害認定調査や被災証明書の発行、被災者台帳の整備等、被災者の生活再建支援に係る業務の全体統括をおこなうため、「初動チーム」（リーダー：区民部長、構成員：区長室長、福祉部長、都市整備部長）を設置し必要な業務を円滑に進めます。

#### 第2款 被災者生活再建支援業務における各業務の実施体制【区民部、区長室、福祉部、都市整備部、危機管理室】

初動チームのもと、住家被害認定調査班、被災証明書発行班、生活再建相談・支援班、生活再建案内・相談班を設置します。発災時に迅速かつ公平な生活再建支援に向けた各業務の連携体制・実施体制を構築し、被災者一人ひとりの状況を把握した支援を行うため、各業務の作業マニュアルを作成しています。また、効率的・効果的に業務を進めるため、想定される業務量に応じた被災者生活再建支援システムを刷新します。

各業務を実施するにあたり、職員の不足が見込まれることから、「練馬区災害時受援応援計画」に受援業務として選定し、対応することとします。

#### 第3款 訓練・広報の実施【区民部、区長室、福祉部、都市整備部、危機管理室】

区では、迅速かつ公正な生活再建支援の体制構築を図るため、訓練により洗い出された課題を検証し、定期的に訓練を実施するなど職員のスキル向上を図ります。

また、災害時の生活再建支援制度を「防災の手引」に掲載し、周知します。

## 第2節 被災住宅等対策

区民の安全・安心のため、迅速な対応を行い、被災住宅の応急危険度判定や被災宅地の危険度判定を実施するとともに、被災住宅の応急修理を図ります。

### 応 急 対 策

#### 第1款 被災建築物の応急危険度判定【災対都市整備部】

##### 1 判定制度の目的

被災後の人命に係わる二次災害を防止する緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を実施します。

被災建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに落下物、転倒物による危険性をできる限り速やかに判定します。

その結果に基づいて、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての情報を提供します。

##### 2 判定の手順

災対都市整備部は、区内において多くの建築物が被災した場合、判定実施本部を設置し、判定業務を実施します。

判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」とし、各ステッカーを建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について周知します。

###### (1) 応急危険度判定活動事前準備

###### ① 要員の確保

応急危険度判定の要員に関しては、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱に基づく、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアに参集を要請します。必要員数に不足があれば、東京都の防災ボランティア制度に基づき、東京都に応急危険度判定員の派遣を要請します。

また、判定業務には被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保も必要となることから、区職員が東京都主催の「被災建築物応急危険度判定コーディネーター講習会」を受講し、人員確保に努めます。

###### ② 事前準備の内容

事前準備は大きく分けて以下のとおりです。

###### ア 応急危険度判定に必要な資器材、物品の準備

応急危険度判定活動開始の可能性が生じれば、必要な資器材

を確認し、保管中の資器材を即座に使用可能な状態にします。

イ 判定実施本部、判定拠点の設置準備

応急危険度判定活動が開始される可能性が生じたときは、判定実施本部、判定活動拠点のスペース、その他応急危険度判定活動に必要な活動場所を確保します。

③ 応急危険度判定活動地域の調査

区内の被害状況を把握し、応急危険度判定の要否決定の判断に必要な資料作成を行います。

(2) 判定実施本部の設置

① 判定実施本部の組織構成

判定実施本部の業務は被害状況の情報収集、判定活動実施の決定、判定活動など多岐にわたります。これらの業務を本部担当、情報担当、区民対応担当、建築物判定実施担当の4つに分け、それぞれ担当業務を受け持ちます。

それぞれの担当業務は大きく区分すると以下のとおりです。

担当名	業務内容
本部担当	① 判定実施本部、判定拠点の設置 ② 必要資機材の調達 ③ 実施計画の作成 ④ 都道府県等への支援要請 ⑤ 関係者の宿泊所、輸送手段の確保 ⑥ 判定の実施に関する広報 ⑦ 判定実施本部、判定拠点等の解散
情報担当	① 地震発生時の情報収集 ② 判定実施要否の検討資料の作成（記入用白地図用意） ③ 判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定 ④ 判定結果の集計・報告等
区民対応担当	① 区民からの問い合わせ対応 ② 判定区域外の判定要望の現場確認 ③ 対応状況の集計等 ④ 相談体制の整備
建築物判定実施担当	① 必要資機材の準備 ② 判定員等の参集・派遣要請 ③ 判定員等の受入れ、名簿作成 ④ 判定コーディネーターの配置・班編成等、判定実施に係る事項 ⑤ 移動手段の確保

	⑥ 判定拠点等の運営
	⑦ 判定拠点等の解散

### 3 受援体制の構築

- (1) 練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアへの参集要請  
東京都防災ボランティアに関する要綱の規定に基づき防災ボランティア登録をした判定員（応急危険度判定員）のうち、区内に在住もしくは在勤の練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアに対して参集を要請します。
- (2) 不足する応急危険度判定員の派遣要請  
不足する応急危険度判定員や判定コーディネーターについては、東京都に派遣を要請します。
- (3) 判定員等の受入れ  
参集した判定員の受入れを行い、名簿を作成して判定作業における班編成に備えます。

### 4 判定作業の広報

- (1) 判定に関する周知事項は次のとおりです。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 危険度判定の重要性と目的</li><li>② 判定作業の内容</li><li>③ 判定対象建築物</li><li>④ 実施区域と実施時期</li><li>⑤ 判定作業への協力要請</li></ol> |
|---|

- (2) 応急危険度判定は、被災後の余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物等による二次災害を防止するために、緊急に危険度を判定する作業です。区民の混乱を招かないようにするため、り災証明書発行の前提となる住家被害認定調査とは別のものであることを、あわせて周知する必要があります。（第4節 住家被害認定調査参照）

## 第2款 被災宅地の危険度判定【災対都市整備部】

### 1 目的

区において、災对本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握します。危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とします。

## 2 判定対象宅地

宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地および災对本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地ならびにこれらに被害を及ぼす恐れのある土地が対象とします。

## 3 判定の実施・判定結果の表示

災对本部長は災害発生後、宅地の被害情報に基づき、被災宅地危険度判定に係る必要な措置を講じます。

判定は有資格者の職員ならびに、ボランティアである被災宅地危険度判定士の派遣を東京都に要請して実施します。

判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」とし、各ステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、宅地の使用者・居住者だけでなく、付近を通行する歩行者にも識別できるようにします。

## 第3款 被災住宅の応急修理【災対都市整備部、東京都住宅政策本部】

### 1 被災住宅の応急修理

- (1) 救助法が適用された地域で、震災により住家が半壊、準半壊（若しくはこれに準ずる程度の損傷）または半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理に係る募集・受付・審査等の事務を東京都の委任を受けて行います。
- (2) 対象者は、①住家が半壊、準半壊（若しくはこれに準ずる損傷）または半焼し、自らの資力では応急修理することができない方、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方になります。
- (3) 区による被災者の資力その他の生活条件の調査および区が発行したり災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により、修理家屋を決定します。

### 2 被災住宅の応急修理方法

- (1) 修理  
居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行います。

## Ⅱ 防災本編

### 第6章 区民生活の早期再建

修理施工業者は、東京都が提示する一般社団法人東京建設業協会の協力業者名簿から区が選定します。

#### (2) 費用

1 世帯あたりの経費は、国の定める基準によります。

#### (3) 期間

原則として、災害発生日から1か月以内に修理を完了させます。

## 第3節 被災者台帳の整備

被災者援護に関し、支援漏れや手続きの重複等を防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、活用を図ります。

### 応 急 対 策

#### 第1款 被災者台帳の作成【災対区民部、災対各部】

区は、区の地域に係る災害が発生し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要がある場合に、被災者の援護を実施するための基礎として被災者台帳を作成します。

被災者台帳の作成にあたっては、区で保有する情報や、被災者が各種支援制度に係る受給申請等を行った際に得られた情報等を活用するほか、必要に応じて他の地方公共団体等に対しても情報の提供を求め、被災者台帳の整備を行います(災対法第90条の3)。また、被災者の援護が効率的に行われるよう、必要な限度において被災者台帳情報を内部で活用します。

#### 【被災者台帳に記載・記録する事項】

項番	項 目
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所（または居所）
5	住家の被害その他区長が定める種類の被害の状況
6	援護の実施の状況
7	要配慮者であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由
8	電話番号、メールアドレスその他の連絡先
9	世帯の構成
10	り災証明書の交付の状況
11	台帳情報を区以外の者に提供することに本人が同意している場合、その提供先
12	前項の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨およびその日時
13	個人番号を活用する場合、その個人番号
14	上記に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し、区長が必要と認める事項

## 第2款 住家被害認定調査の反映【災対都市整備部、災対各部】

住家被害認定の調査結果は、り災証明書の発行だけではなく、被災者生活再建支援法以外の税減免措置等の様々な支援策に活用可能です。被災者台帳に住家被害認定の調査結果を反映することにより、被災者の支援をより効率的・効果的に実施します（第4節 住家被害認定調査 参照）。

り災証明書のもとになる被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づきます。原則として、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府（防災担当）。以下「被害認定基準運用指針」という。）に沿って被害家屋調査を行います。

なお、火災の建物焼損程度の決定は「東京消防庁火災調査規程」（平成6年11月16日東京消防庁訓令第35号）に基づきます。

## 復旧・復興対策

### 第3款 被災者台帳情報の利用および提供【災対区民部】

区は、被災者本人または本人が同意した者への被災者台帳情報の提供を行います。

#### 1 本人への被災者台帳情報の提供

被災者が、生活再建にむけて各種の支援制度を有効に活用できるようにするためには、自身に関する情報が集約された被災者台帳の情報を正確に把握しておくことが大切です。そこで、区は本人からの申請に基づいて被災者台帳情報の提供を行います。

#### 2 本人が同意した者への被災者台帳情報の提供

民間事業者、被災者支援を行うNPO、社会福祉協議会、民生・児童委員等の団体等が被災者の援護を実施するうえで、被災者台帳情報をその基礎として活用することが考えられます。そのため、区は、被災者本人が自身の台帳情報を提供することについて同意した者からの申請に基づき、台帳情報の提供を行います。

### 第4款 他の地方公共団体に対する台帳情報の提供【災対区民部】

被災者の援護については、義援金の支給等のように、東京都をはじめとする他の地方公共団体において実施されるものがあります。これらを



適切に実施するために、区において整備した被災者台帳の情報を、関係  
地方公共団体からの求めに応じて、被災者の援護に必要な範囲で提供し  
ます。

## 第4節 住家被害認定調査

被災した区民の生活再建を促進するとともに、り災証明書の発行を迅速・適切に行うため、住家の被害認定を迅速かつ的確に実施します。

### 第1款 住家被害認定基準等【災対都市整備部、統括部】

被害認定基準運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」または「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分に分類されています。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」「半壊」および「準半壊」の認定基準は下表のとおりです。

被害の程度	認定基準	経済的被害の損害割合
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	50%以上
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	40%以上 50%未満
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	30%以上 40%未満

被害の 程度	認定基準	経済的被害 の損害割合
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	20%以上 30%未満
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	10%以上 20%未満

※ 全壊、半壊：被害認定基準による

※ 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※ 中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※ 準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和5年6月内閣府政策統括官（防災担当）」による。

## 第 2 款 調査方法【災対都市整備部、統括部】

### (1) 地震による被害（区）

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施します。

第1次調査は、外観目視調査により、損傷程度等の目視による把握を行い、第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施します。

なお、第2次調査は内部立入調査を行うため、原則として申請者の立会いを求めます。

### (2) 水害による被害（区）

水害により被災した住家に対する被害調査は、原則として第2次調査の1段階で実施します。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認および住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、第2次調査は内部立入調査を行うため、原則として被災者の立会いを求めます。

(3) 風害による被害（区）

風害により被災した住家に対する被害調査は、損傷程度等の外観目視による把握、住家の傾斜の計測、住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

なお、外観から一見して全壊と判定できる場合および明らかに被害の程度が準半壊に至らない（一部損壊）と判断できる場合を除き、原則として内部立入調査を行うため、申請者の立会いを求めます。

(4) 火災による被害（区、消防署）

大規模な地震に起因した火災の被害調査については、区と消防署が連携して実施する必要があります。

区は、区内の3消防署と協定を締結し、大規模災害時の火災被害調査について、連携して実施していくこととしています。

【資料編 資料23-013 参照】

### 第3款 判定方法【災対都市整備部、統括部】

被害認定基準運用指針における判定方法は次のとおりです。

- (1) 住家の被害認定は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、または被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の被害の割合に基づき被害の程度を判定します。被害の割合と認定基準の関係は、下表のとおりです。

	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に対する損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	0%超 10%未満
損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	0%超 10%未満

- (2) 住家の主要な構成要素の部位別構成比は、一般的な住家の各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しています。

#### 第4款 集合住宅の扱い【災対都市整備部、統括部】

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとします。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定する場合があります。

#### 第5款 応急危険度判定および被災度区分判定との関係【災対都市整備部、統括部】

応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施します。これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊の危険性ならびに建築物の部分の落下等の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用に当たっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止するために行うものです。そのため、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得ます。このことから、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、住家被害認定調査において必ずしも全壊と認定されるとは限りません。

一方で、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度および状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資するために行うものです。そのため、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものです。

ただし、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考にします。

	住家被害認定調査	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係り災証明書の発行	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	区	区	建物所有者
調査員	行政職員	応急危険度判定員 (行政職員または民間の判定員)	民間建築士

## Ⅱ 防災本編

### 第6章 区民生活の早期再建

	住家被害認定調査	応急危険度判定	被災度区分判定
判定内容	住家の損害割合 (経済的損害の割合)の算出	当面の使用の可否	継続使用のための 復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊 等	危険・要注意・ 調査済み	倒壊・大破・中破

#### 第6款 研修等の実施【区民部、区長室、福祉部、都市整備部、危機管理室】

区職員が円滑に被害認定調査を実施することができるよう、平常時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟などにより、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法および判定方法などについて、十分な知識を得るための環境の整備について検討します。

また、住家被害認定調査後のり災証明書の発行や、被災者生活再建支援業務についても併せて研修を行い、発災時に機能するような環境を整備します。

## 第5節 り災証明書の発行

被災した区民の生活再建を促進するため、り災証明書の発行を迅速・適切に行います。

### 復旧・復興対策

#### 第1款 発行所管等【災対区民部、統括部、消防署、東京都主税局】

区は、災対法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた世帯に対して、り災証明書を発行します。

倒壊等の損壊家屋の証明書については区が発行し、火災によるり災証明書については出火場所を管轄する消防署と連携を図りながら区が発行します。

り災証明書の発行に必要な固定資産関連情報については、東京都主税局と連携を図ります。

#### 第2款 り災証明書の発行場所【災対区民部、統括部、消防署】

建物の損壊と焼損が混在する地域での被災状況の調査は、区と消防署が連携して実施します。

り災証明書は、災害により被害を受けた家屋の居住者、所有者等からの申請により発行します。

区は、発災後しばらくの間は、本庁舎にり災証明書の集中発行会場を開設します。その後、り災証明書の発行会場を各区民事務所に開設します。ただし、被害の状況に応じて、臨機応変に対応します。

消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じます。

#### 第3款 証明の範囲【災対区民部、統括部、災対都市整備部、消防署】

- |   |       |   |                |
|---|-------|---|----------------|
| 1 | 建物の被害 | ① | 全壊             |
|   |       | ② | 大規模半壊          |
|   |       | ③ | 中規模半壊          |
|   |       | ④ | 半壊             |
|   |       | ⑤ | 準半壊            |
|   |       | ⑥ | 準半壊に至らない（一部損壊） |
|   |       | ⑦ | 床上浸水           |
|   |       | ⑧ | 床下浸水           |

## 第4款 り災証明書発行体制【災対区民部、統括部、災対都市整備部、消防署】

### 1 り災証明書発行体制の整備

災害発生時において、区は被災者の被災状況をいち早く認定し、被災者が必要とする生活再建支援業務を迅速かつ的確に実施することが強く求められます。

各種生活再建支援を実施するためには、り災証明書の発行が不可欠です。人的・物的資源が不足する発災直後においても住家被害認定調査を早期に実施し、り災証明書を発行するため、被災者生活再建支援システムを導入しています。

り災証明書発行の前提になる住家被害認定調査は、地震災害の場合は、被害の状況を勘案しながら、原則として区内の全建築物を対象に実施します。多数の建築物に対する住家被害認定調査をできる限り迅速に行うため、今後、デジタル技術の活用を検討していきます。

災害時に被災者が求める各種生活再建支援を実施していくため、平常時から住家被害認定調査を実施するための体制の整備や、り災証明発給マネジメントを検討するとともに、調査手法やり災証明事務手続きに関する職員研修を実施します。

また、消防署との事前協議によるり災証明書発行に係る連携体制を検討します。



## 第6節 区民生活の援護

被災者の生活の確保、区民生活の安定を図るための応急対策を行います。

### 復旧・復興対策

#### 第1款 相談【統括部】

##### 1 相談体制

- (1) 被災者および区民からの相談問い合わせ窓口を設置し、周知を図ります。その際には、関係各部と協議しながらよくある質問と回答（FAQ）を用意します。また、よくある質問と回答（FAQ）の内容は区公式ホームページへ掲載します。

##### 【掲載する例】

- ① 建物の応急危険度判定
- ② 建築物の解体・がれきの撤去
- ③ 被災証明書や融資の相談
- ④ その他復旧関係相談
- ⑤ 被災宅地危険度判定

- (2) 応急対策期から復旧期にかけて相談内容は変わってきます。相談内容の変化に適切に対応し、区民のニーズに沿った相談体制を整えます。また、問い合わせ窓口は、区民の利便を考え、コールセンターの設置を中心としたワンストップサービス体制を検討します。

##### 2 避難拠点の相談活動

- (1) よくある質問と回答（FAQ）を各避難拠点に周知します。
- (2) 避難拠点で相談業務に従事する者は、避難者からの相談に対して、把握している情報に基づいて回答するとともに、即答できないものは直接統括部（広報班）へ照会します。統括部（広報班）は、回答を避難拠点へ伝達します。

#### 第2款 被災者の生活援護【災対区民部、災対福祉部】

被災者の生活を援護するため、常設の相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の早期解決に努めます。

また、区民の利便を図るために、さまざまな生活相談が一度で解決するよ

## II 防災本編

### 第6章 区民生活の早期再建

うに総合相談窓口（ワンストップサービス窓口）を開設し、総合的な相談業務を行います。

なお、総合相談窓口の運営方法やその内容等については、サービスの向上に向けて今後検討を重ねていきます。

#### 1 職業あっせん

被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定します。

#### 2 租税等の徴収猶予および減免等

被災した納税義務者等に対し、地方税法等により、特別区税の緩和措置として、期限の延長や徴収猶予および減免等、それぞれの実態に応じた適切な措置をとります。

##### (1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付または納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長します。

- |   |
|---|
| <p>① 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域および期限の延長を指定します。</p> <p>② その他の場合、被災した納税義務者等による申請に基づき区長が期限を延長します。</p> |
|---|

※ 練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）参照

##### (2) 徴収猶予、滞納処分の執行停止等

被災した納税義務者等が区税等を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予および延滞金の減免等適切な措置をとります。

##### (3) 減免

納税義務者等が災害によって損害を受けた場合は、申請に基づき被災者の状況に応じて減免をします。

※ 国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料等も同様の措置を適時、適切に行います。

#### 3 資金の貸付

災害により住居または家財に損害を受けた区民に対して、その生活復旧と自立を支援するために必要な資金を貸し付けます。また、国・東京都・社会福祉協議会等と連携・協力して応急の生活資金の貸付を行います。

### 第3款 義援金品の配分【災対総務部、災対福祉部】

#### 1 義援金

東京都、区市町村、日本赤十字社の各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定します。

##### (1) 日本赤十字社による義援金

###### ① 東京都義援金配分委員会の設置

義援金を确实、迅速かつ適切に募集・配分するため、東京都本部に東京都義援金配分委員会（以下「東京都委員会」という。）が設置されます。

東京都委員会は、次の事項について審議・決定します。なお、東京都委員会の運営に関して必要な事項は、別途定められます。

- |                          |
|--------------------------|
| ① 被災区市町村への義援金の配分計画の策定    |
| ② 義援金の受付・配分に係る広報活動       |
| ③ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 |

※ 東京都委員会は、東京都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関等の代表者により構成されます。

###### ② 募集・受付

区は、関係各機関と協議し、みずほ銀行、ゆうちょ銀行に災对本部長名義の普通預金口座を開設し、振込による受付を開始します。また、受付窓口を開設し、直接の受付も行います。

窓口で受領した義援金については、寄託者には受領書を発行するものとします。口座振込については、原則として金融機関の振込票の控えをもって代えることとします。

義援金の受付状況については、東京都委員会に報告します。

###### ③ 配分・保管

区の受付窓口で直接受け付けた義援金は、災対総務部が取りまとめ、受付口座に入金します。入金した義援金は、口座振込分と併せて受付口座で保管した後、別な取り扱いをする必要がある分を除き東京都委員会に送金します。東京都委員会では配分計画に基づいて区に義援金を送金し、区は配分計画が定める配分率・配分方法に基づいて被災者（世帯）に義援金を配分します。

義援金の被災者（世帯）への配分状況について、区は東京都委員会に報告します。

###### ④ 交付

原則、口座振込による支給とし、これにより難しい場合は、別の方法により支給します。災対福祉部は、配分計画に基づき、速やかに被災者（世帯）へ支給します。

(2) 日本赤十字社によらない義援金

① 被災した練馬区民への義援金の取扱い

被災した練馬区民の生活再建に直接役立てて欲しいという寄託者の意向により、区が直接受領した義援金については、日本赤十字社による義援金の取扱いに準じて、必要な普通預金口座を開設し、公平に交付します。

② 練馬区に対する義援金（寄付金）の取扱い

練馬区の復旧・復興のために役立ててほしいという申し出を受けて受領した義援金については、寄付金の取扱いに準じます。

## 2 義援品

(1) 義援物資の取扱い

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされています。

区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応します。

また、義援物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられ、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なります。避難者ニーズの把握およびニーズに対応した物資の確保・配布に努めるとともに、生理用品や女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮します。

企業、団体からの大口の義援物資についても、上記の体制の中で受入れを検討します。

(2) 義援品の取扱い

① 募集・受付

義援品の受付窓口を開設し、被害および区の対応状況等を勘案して、必要な物資について募集して受け付けます。物資の寄付の申出があった場合は、地域内輸送拠点（総合体育館または光が丘体育館）等で受領を行います。

ただし、個別の救援物資は仕分け・保存等に変な困難が伴うため、まとまったもの以外は、原則として受け付けないものとします。

② 輸送・交付

災対総務部が協定団体の協力を得て地域内輸送拠点等を運営し、避難拠点等に物資を輸送します。輸送先や品目・数量等については、避難拠点班長または、統括部および災対総務部が指定します。避難拠点等では、義援品等を被災者に配布します。

## 第4款 営農指導【災対産業経済部】

### 1 各種災害による被害（病虫害を含む。）に対する対策

災対産業経済部、東京都中央農業改良普及センター西部分室の普及指導員および東京あおば農業協同組合の営農指導員等（以下「農業技術者」という。）が中心となって技術指導に当たり農業経営の安定を図ります。

また、農業技術者はそれぞれの専門項目別（園芸、畜産、病虫害、土壌、肥料等）に、国および都道府県の試験研究機関等における研究成果を把握し、効果的な技術指導を行います。

### 2 被害状況の報告

災害が発生した場合には、地区内の農地の被害状況等について、東京都に報告するとともに、各専門項目について技術的対策を早期に樹立し、重要事項については直接農業技術者が現地において指導します。

## 第5款 災害弔慰金等の支給【災対福祉部】

災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的または身体に著しい障害を受けた方に対して、災害障害見舞金を支給します。

	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	遺族の順位 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限る）	主たる生計者の場合 （死亡者1人につき） 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその方の故意または重大な過失により生じたものである場合  2 内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合  3 災害に際し、区長の避難指示（緊急）に従わなかったこと等、区長が不相当と認めた場合
災害障害見舞金	法別表に掲げる程度の障害者	主たる生計者の場合 （障害者1人につき） 250万円 それ以外の場合 125万円	

**第6款 災害援護資金の貸付【災対福祉部】**

救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付けます。

	貸付対象	貸付金額	貸付条件
災 害 援 護 資 金	東京都において救助法による救助が行われた自然災害により家屋等に被害を受けた世帯でその世帯の前年の年間所得が下記の額以内の世帯	貸付区分・限度額	①据置期間 3年
	1人世帯 220万円	①世帯主の1か月以上の負傷 150万円	②償還期間 据置期間経過後 7年
	2人世帯 430万円	②家財等の損害	③償還方法 年賦、半年賦または月賦
	3人世帯 620万円	ア 家財の1/3以上の損害 150万円	④利率 保証人を立てる 場合 0%
	4人世帯 730万円	イ 住居の半壊 170万円	保証人を立てない 場合
	以降1人増える毎に30万円を加算した額	ウ 住居の全壊 250万円	据置期間0% 償還期間1%
	ただし、住居滅失の場合は、1,270万円	エ 住居全体の滅失または流出350万円	⑤延滞利息 年5%
		③上記①・②が重複	
		①・②ア 250万円	
		①・②イ 270万円	
	①・②ウ 350万円		
	④下記のいずれかに該当する場合で、被災した住居を立て直す等、特別な事情がある場合		
	②イ 250万円		
	②ウ 350万円		
	③イ 350万円		

**第7款 被災者生活再建支援制度【災対福祉部】**

**1 制度の概要**

この制度は、被災者生活再建支援法に基づくもので、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた方のうち、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な方に対して必要な援助を行います。都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活への支援とします。

## 2 対象となる自然災害（発生した場合は都道府県が公示）

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した区市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①または②の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

## 3 支給対象世帯

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が「半壊」、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

## 4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

### (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (上記3の①)	解体 (上記3の②)	長期避難 (上記3の③)	大規模半壊 (上記3の④)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

### (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

## 第7節 オープンスペースの確保

### 予 防 対 策

#### 第1款 オープンスペースの利用計画【危機管理室、東京都】

##### 1 利用計画

都市公園などのオープンスペースの災害発生後の利用については、防災関係機関等が連絡を密にしながら実行します。災害応急対策の前線基地、物資輸送の際の中継地点やヘリポート、がれき等の置場、応急仮設住宅等の建設用地等としての活用が可能です。

区立公園や各種民有地の利用計画は、管理者・所有者の理解と承諾を得て、必要に応じて協定を結びながら、順次定めます。

##### 2 オープンスペース利用候補地一覧

東京都は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の大規模救出救助活動拠点の候補地を指定しています。

また、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するため、ヘリコプターの緊急離着陸場の候補地を指定しています。

なお、候補地の指定にあたっては、東京都が自衛隊、警察、消防の確認を行っています。

##### (1) 大規模救出救助活動拠点一覧

施設名	所在地
都立城北中央公園 (陸上競技場・野球場)	練馬区氷川台一丁目各地内
都立光が丘公園 (陸上競技場・野球場)	練馬区光が丘
練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号
光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号

##### (2) ライフライン復旧活動拠点一覧

施設名	所在地
都立城北中央公園	練馬区氷川台一丁目地内

##### (3) 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地

施設名	所在地
都立光が丘公園陸上競技場 (練馬光が丘病院)	練馬区光が丘四丁目1番地



施 設 名	所 在 地
東台野球場 (順天堂大学医学部附属練馬病院)	練馬区石神井町一丁目11番32号

(4) 災害時臨時離着陸場候補地一覧

施 設 名	所 在 地
都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台一丁目 6 番地
練馬総合運動場公園	練馬区練馬二丁目29番10号
都立光が丘公園陸上競技場	練馬区光が丘四丁目 1 番地
都立石神井公園内 B 地区野球場	練馬区石神井町五丁目17番地
都立大泉中央公園陸上競技場	練馬区大泉学園町九丁目 4 番地
練馬区役所屋上	練馬区豊玉北六丁目12番地
都立練馬城址公園	練馬区春日町一丁目
石神井松の風文化公園	練馬区石神井台一丁目33番地
東台野球場	練馬区石神井町一丁目11番32号
大泉さくら運動公園 (多目的運動場)	練馬区大泉学園町九丁目 4 番 5 号

Ⅱ 防災本編

第6章 区民生活の早期再建

(5) 5,000㎡以上のオープンスペースのある公共施設

(単位:㎡)

	名称	所在地	所有	種別	施設面積	広場面積	備考
1	学 田 公 園	豊玉南三丁目32番27号	区	公園	10,886	6,254	野球場
2	夏の雲公園 ※	光が丘三丁目4番1号	区	公園	54,033	5,000	広場
3	立 野 公 園	立野町32番1号	区	公園	21,853	7,000	広場
4	大泉さくら運動公園 ※	大泉学園町九丁目4番5号	区	公園	43,797	11,037	多目的運動場
5	びくに公園	東大泉二丁目28番31号	区	公園	21,897	9,000	白子川比丘尼橋上流調節池
6	大泉学園町希望が丘公園 ※	大泉学園町九丁目1番2号	区	公園	10,100	5,548	多目的運動場
7	大泉町もみじやま公園	大泉町三丁目23番1号	区国	公園	17,432	5,000	(外環上部)広場
8	石神井松の風文化公園 ※	石神井台一丁目33番44号	区	公園	47,735	7,731	多目的広場
9	北大泉野球場	大泉町三丁目31番44号	区国	スポーツ施設	14,128	14,009	
10	東台野球場	石神井町一丁目11番32号	区	スポーツ施設	12,029	11,976	
11	練馬総合運動場公園 ※	練馬二丁目29番10号	区	公園	30,612	15,118	陸上競技場
12	練馬総合運動場少年野球場 ※	練馬二丁目29番10号	区都	スポーツ施設	9,328	9,328	
13	中村かしわ公園	中村一丁目17番1号	区	公園	14,674	6,000	
14	石神井公園 ※	石神井台一・二丁目 石神井町五丁目	都	都立公園	225,650		
15	城北中央公園 ※	氷川台一丁目	都	都立公園	262,369		
16	光が丘公園 ※	光が丘二・四丁目 旭町二丁目	都	都立公園	607,823		
17	大泉中央公園 ※	大泉学園町九丁目	都	都立公園	103,000		
						113,001	

(注1) ※は東京都の指定避難場所

(注2) 城北中央公園は、板橋区分(128,827㎡)を含む。

(注3) 光が丘公園は、板橋区分(8,649㎡)を含む。

### 3 都立公園の震災時利用計画案

#### 都立城北中央公園

施設名称	面積 (約㎡)	緊急初動期 (災害発生～3日間)	応急対策期 (4日目～3週間)	復旧・復興期(3 週間以降)
陸上競技場	17,000	大規模救出救助活動拠点 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 候補地(8,000)		
小野球場1	4,200	がれき集積所(一次)		
小野球場2	4,200	ライフライン復旧活動拠点		応急仮設住宅建設用地
野球場A	10,500	大規模救出救助活動補助スペース		応急仮設住宅建設用地
野球場B	3,600	医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場		応急仮設住宅建設用地
小野球場2・ 野球場B付近	10,600			応急仮設住宅建設用地
ドッグラン	4,100	ペット受入れ候補地		
こども広場付近	1,400	給水拠点		
ケヤキ広場付近	1,500	徒歩帰宅者支援スペース		
児童公園西側	1,900	がれき集積所(二次)		
クローバー広場	6,500			応急仮設住宅建設用地

#### 都立光が丘公園

施設名称	面積 (約㎡)	緊急初動期 (災害発生～3日間)	応急対策期 (4日目～3週間)	復旧・復興期 (3週間以降)
弓道場	6,500	ペット受入れ候補地		
陸上競技場	17,000	大規模救出救助活動拠点 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 候補地(8,000)		
野球場	8,100	大規模救出救助活動補助スペース		
テニスコート	6,200	給水補助スペース		
芝生広場	32,400	がれき集積所(一次) ※一部(19,000)		応急仮設住宅建設用地
駐車場	6,700	生活物資の集積・輸送補助スペース		

#### 都立石神井公園

施設名称	面積 (約㎡)	緊急初動期 (災害発生～3日間)	応急対策期 (4日目～3週間)	復旧・復興期 (3週間以降)
A地区野球場	5,400			応急仮設住宅建設用地
B地区野球場	12,000 19,900	災害時臨時離着陸場候補地(12,000)		応急仮設住宅建設用地 (19,900)

**都立大泉中央公園**

施設名称	面積 (約㎡)	初動期 (災害発生～3日間)	復旧期 (4日目～3週間)	復興期 (3週間以降)
陸上競技場	5,000	災害時臨時離着陸場候補地		応急仮設住宅建設用地
野球場	9,000			応急仮設住宅建設用地
センター広場	800	徒歩帰宅者支援スペース		
陽だまり広場	6,000			応急仮設住宅建設用地

**都立練馬城址公園**

施設名称	面積 (約㎡)	初動期 (災害発生～3日間)	復旧期 (4日目～3週間)	復興期 (3週間以降)
花のふれあいゾーン	2,000	災害時臨時離着陸場候補地		

**第2款 オープンスペースの確保【産業経済部、土木部】**

**1 オープンスペースの確保**

発災時における火災の延焼防止となり、地域の防災活動の拠点や避難スペースとして重要な役割をもつオープンスペースを確保します。

**2 防災拠点の形成**

防災都市づくりを推進するため、あるいは都市計画的見地から、区内のオープンスペースや遊休地等さまざまな空間の有効活用を検討していきます。

発災時には、避難誘導、救出・救助、医療救護、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行う際の拠点ともなります。

(I 防災共通編 第2部第3章第3節 区立施設等の災害時利用計画参照)

**3 オープンスペースの恒常的把握および利用調整**

大規模な空地、一定規模以上の広場を有する公園、農地等の分布状況を常に把握しておき、それをもとに暫定的な土地利用についての調整を行います(仮設市街地用地、がれき等の置場、物資救援基地用地等として利用)。

応急仮設住宅の建設予定地の確保にあたっては、次の点に留意します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 接道および用地の整備状況</li> <li>(2) ライフラインの状況(給排水、電気、ガス)</li> <li>(3) 避難場所としての利用の有無</li> </ul> |
|---|

## 応 急 対 策

### 第3款 ヘリサインの設置【統括部、教育振興部】

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災対本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また避難所などの災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たします。

区ではすべての区立中学校（33校）にヘリサインを設置しています（校舎等改築中の場合は、解体等によりヘリサインがないことがあります。）。また、新校舎等には改めて設置することとしています。

なお、ヘリサインの設置にあたっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にします。

### 第4款 オープンスペースの総合調整【統括部】

統括部は、応急活動を効果的に実施するため、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースについて、発災後速やかにオープンスペース利用候補地の現地調査を行います。

災対本部は、被害状況や現地調査の結果を踏まえ総合的に調整し、仮設市街地用地、がれき等の置場、物資救援基地用地等の活用方針を決定します。

また、オープンスペースの不足が見込まれる場合には、統括部はオープンスペースの利用要望を東京都に提出します。

### 第5款 応急活動拠点の調整【統括部、東京都総務局】

東京都においても、発災時に応急活動を効果的に実施するため、オープンスペースについて、必要に応じて総合的に調整します。

東京都は、発災後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、東京都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握します。

また、区の利用要望と自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込みとの調整を行います。

区は、使用状況を定期的に東京都へ報告し、東京都は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図ります。

## 第8節 ごみ・し尿・がれきの処理

ごみの処理、トイレの確保およびし尿の収集・運搬を行い、区民の生活環境の維持を図ります。また、がれきについては、応急対策活動の円滑な実施および区民生活の再建のために、収集・処理を適切に行います。

### 予 防 対 策

#### 第1款 災害時のごみについて【環境部】

災害時においては、家庭から排出される生活ごみおよび事業活動に伴って排出される廃棄物に加え、災害に伴うがれきなどの廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生することが想定されます。

区は、災害廃棄物の出し方等について、「防災の手引」に掲載し、平常時から区民へ周知を行います。

#### 第2款 下水道管とマンホールの接続部の耐震化およびマンホールの浮上抑制対策【東京都下水道局】

下水道管の耐震化として、避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施しています。平成26年度からは、区庁舎など災害復旧の拠点となる施設を対象を拡大して実施しています。

また、これまで液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、マンホールの浮上抑制対策を実施してきましたが、避難所などと緊急輸送道路などを結ぶアクセス道路を対象を拡大して実施します。

### 応 急 対 策

#### 第3款 災害時の生活ごみについて【災対環境部】

災害時は、平常時と異なった排出方法や収集運搬方法など、災害廃棄物の収集運搬体制を確保し、適正に処理する必要があります。そのため、区では、あらかじめ災害時に想定される事項のうち区が担う責務を整理し、災害廃棄物処理に係る基本的な考え方をまとめます。

## 1 災害時の生活ごみ処理

- (1) 区は、被害状況、集積所等の情報を基にして、ごみの発生量を算定し、関係機関との連絡を行い、初動態勢を確立します。

また、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時におけるごみの排出方法等を周知するなど、具体的な対応策を示します。区民に対しては、収集作業計画等を広報し、ごみの分別や排出について協力を求めます。

- (2) 清掃事務所は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから、優先的に収集をします。災害規模によっては、民間事業者や他自治体等の応援を求めます。

## 2 収集方法

処理施設への搬入が困難なときは、公有地等を中継所（がれき等の置場）として活用し、収集の効率化を図ります。がれき等の置場の設定については、応急仮設住宅用地等の復旧対策と調整を行います。ごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行います。

## 第4款 災害用トイレ対策【統括部、災対環境部、東京都福祉局、東京都建設局】

### 1 災害用トイレ確保・整備計画

- (1) マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ（これらを総称して「災害用トイレ」といいます。）の組み合わせにより、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。

また、区立小中学校の改築にあわせ、マンホールトイレの整備を進めることにより、災害用トイレの充実を図ります。

- (2) 災害用トイレの確保を図るだけでなく、生活用水の確保、し尿収集・運搬態勢の整備等にも努めます。
- (3) 事業所および区民に、環境衛生の維持のため、当面の目標としてトイレが使用できなくなることに備えて、3日分の災害用トイレを備蓄するよう周知します。また、災害用トイレを使用した際の管理方法や排出方法についてもあわせて周知します。
- (4) 区が備蓄している災害用トイレや区が確保できるし尿収集車が不足する場合、東京都に広域的な応援の調整を要請します。

### 2 避難拠点等でのトイレ利用計画

- (1) 災害時には、区内設備事業者が学校施設の給排水設備等の応急点

## II 防災本編

### 第6章 区民生活の早期再建

- 検・修理を行うよう協定を締結し、平常時から訓練を実施しています。応急点検を終えるまでの間は、校舎の1階にある既存の水洗トイレの使用を第一とします。体育館や武道場、プールなどの水洗トイレが使用可能な場合は、あわせて使用します。
- (2) 設備や配管等の被害により、学校施設内の一部で水洗トイレが使用不可能または不足する場合は、次いで、携帯トイレおよび簡易トイレを使用します。それでもなお、トイレに不足が生じる場合は、マンホールトイレを設置し、使用します。
  - (3) 携帯トイレおよび簡易トイレを使用した場合は、衛生面に配慮しながら、他の可燃ごみとは分けて管理します。
  - (4) マンホールトイレを使用する際は、十分な水量を用意して水洗トイレを詰まらせないように注意します。生活用水は、学校防災井戸等を使用します。
  - (5) 災害用トイレを使用する際は、設置場所をマニュアルで確認し、避難者に周知します。女性や高齢者、障害者などの要配慮者に配慮し、設置場所や設置台数などを現場の状況に応じて決定します。
  - (6) 避難者には、災害用トイレの使用方法や清掃のルール等も周知します。トイレの清掃や携帯トイレの処理などは、避難者自身が積極的に行います。
  - (7) 感染症対策のため、備蓄している資材・薬品により、避難拠点のトイレ等を順次消毒します。
  - (8) し尿収集が必要になった場合は、時期を把握し、収集を依頼します。

### 3 防災公園（都立公園）のトイレ対策

東京都は防災公園（都立公園）において、既設トイレの活用の他、マンホールトイレを備えています。それに合わせ、区では便座およびテントを公園内に備蓄しています。

### 4 し尿の収集・搬入

- (1) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等の収集作業計画を策定し、その計画に基づき協定事業者の吸上車（バキュームカー）により収集します。
- (2) 搬入先は、原則として品川清掃作業所とします。しかし、処理量や交通状況等に応じて、東京都下水道局と交わした「災害時における下水道施設へのし尿搬入および受入れに関する覚書」により、水再生センターおよび主要管きよの指定マンホールなどに搬入します。区が確保できる吸上車（バキュームカー）のみでは対応できない時は、東京都に応援を要請します。



## 5 特別区災害時し尿処理スキーム

区は、し尿処理は下水管等へ直接投入することを原則とし、発災直後から1週間程度までの混乱期と発災から1週間程度以降のフェーズに分けて対応手順を整理します。

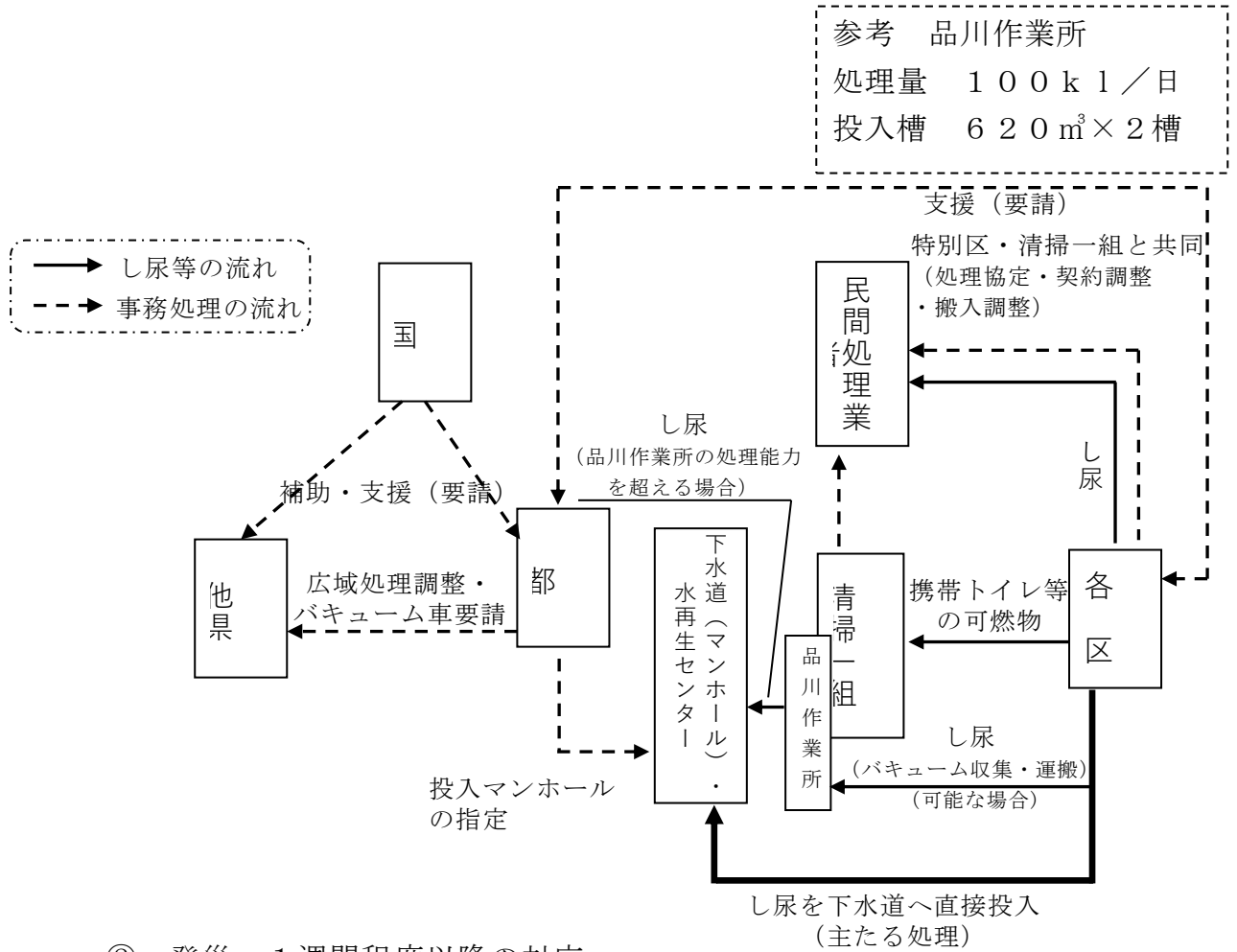
### (1) 役割分担

機 関 名	内 容
練馬区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレの確保</li> <li>・ 吸上車（バキュームカー）の確保</li> <li>・ 清掃一組が管理する品川清掃作業所および民間処理業者へのし尿の搬入</li> <li>・ 携帯トイレ等の可燃ごみの収集、運搬</li> <li>・ 下水道局水再生センターおよび主要管きよの指定マンホールへのし尿の直接投入の調整</li> <li>・ 民間処理業者との処理協定・契約締結の調整および民間処理業者へのし尿の搬入調整（民間処理業者へのし尿の搬入調整は清掃一組による搬入調整が主）</li> </ul>
東京二十三区清掃一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃一組が管理する品川清掃作業所へのし尿の搬入調整および民間処理業者へのし尿の搬入調整</li> <li>・ 携帯トイレ等の可燃ごみの処理</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸上車（バキュームカー）の都内での確保調整および他県への調達調整</li> <li>・ 下水道局水再生センターでのし尿受入</li> <li>・ 仮設トイレを設置可能なマンホールや直接投入用マンホールの指定</li> <li>・ 品川清掃作業所の処理能力を超えたし尿に関する都内での処理調整および他県への広域処理調整</li> <li>・ 下水道施設の応急復旧</li> </ul>

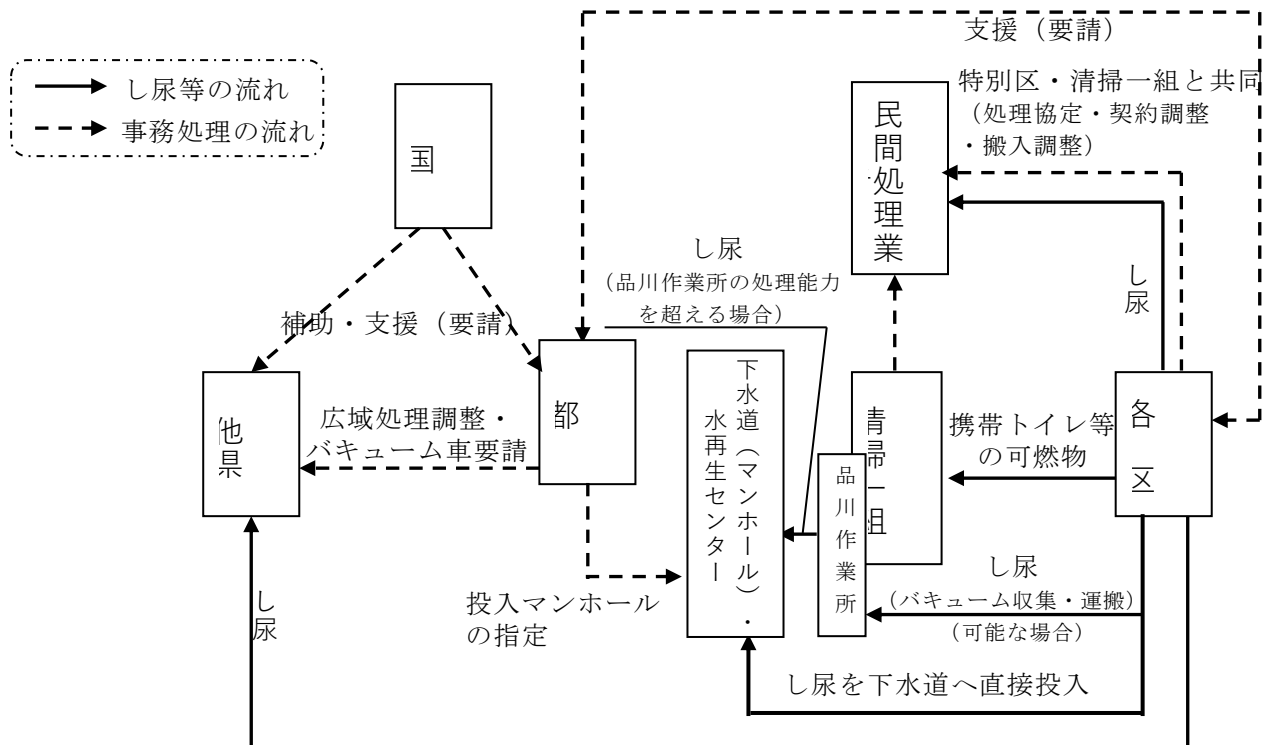
II 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建

(2) 処理フロー

① 発災～1週間程度までの対応



② 発災～1週間程度以降の対応



## 6 使用した簡易トイレ等の処分

災害時に使用した簡易トイレ等は、燃えるごみとして処分します。処分方法について、資源・ごみ分別アプリや防災訓練等の機会を活用して周知・啓発していきます。なお、災害時は資源・ごみの排出場所、分別ルール等が状況によって変わるため、その都度周知していきます。

## 第5款 がれき等の処理【災対環境部、災対土木部】

### 1 処理計画

(1) 災害発生後、災対環境部と災対土木部の協力態勢の下に、「がれき処理対策本部」を設置して、がれき処理に当たります。

区の被害状況（家屋等）を確認し、がれきの発生量の推計を東京都に報告するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表します。

(2) オープンスペースの利用計画に基づいてがれき等の置場を設置し、管理します。搬入にあたっては、可燃・不燃・粗大・資源・危険物等に分別するよう、緊急道路障害物除去を行う機関・団体および区民に周知します。（がれき置場については、第7節 オープンスペースの利用計画 参照）

(3) がれきは、種別に従いできるだけ再利用を図り、再利用できなかったものは、焼却処理等減容減量した上で、環境汚染防止に配慮しつつ、東京都が管理する埋め立て処分場に搬入します。

(4) 東京都全体のがれき発生量の推定は、次のとおりです。

（単位：万t、万m<sup>3</sup>）

	都心南部直下地震（M7.3）		多摩東部直下地震（M7.3）	
	冬・夕方 風速8m/秒		冬・夕方 風速8m/秒	
	重量	体積	重量	体積
東京都	3,164	3,550	2,699	3,185
区部	2,888	3,188	2,070	2,402
練馬区	67	—	107	—
多摩	277	362	629	784

※ 「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月公表）」より

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

### 2 被災建物の解体とがれきの撤去

被災建物の解体、がれき撤去は本来私有財産の処分であり、原則として所有者がその責任において行う必要があります。

しかし、国が特例措置を講じ、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止のため、所有者からの申請に基づき行政が公費解体を実施することもあります。

次の事項を区民に周知します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災建物の解体、がれき撤去を行政として行うこと</li> <li>(2) 解体、撤去の対象</li> <li>(3) 申請の資格</li> <li>(4) 申請の時期、受付場所</li> </ul> |
|--|

### 3 特別区がれき処理スキーム

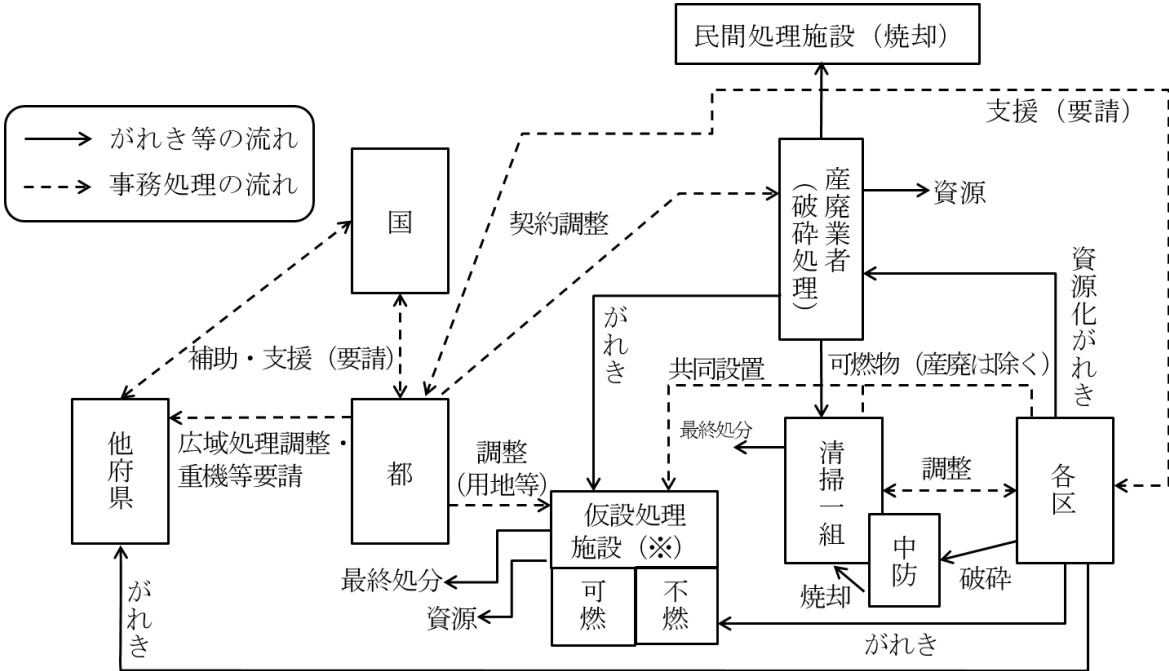
災害時のがれきについては、一般廃棄物として処理することが原則となっていることから、一義的に特別区および東京二十三区清掃一部事務組合が連携して処理を担うものとします。ただし、特別区および東京二十三区清掃一部事務組合の処理能力を超える処理については、東京都に支援を要請するものとします。

#### (1) 役割分担

機 関 名	内 容
練馬区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋の解体と運搬</li> <li>・ がれき分別（コンクリートがら・木くず・金属くず等）</li> <li>・ 地区集積所（住民に身近な場所における廃棄する家財道具などの仮置き集積場所）の確保</li> <li>・ 一次仮置場（がれき等を分別・集約する場所）の確保（所有地等を含む。）</li> <li>・ 二次仮置場（中間処理に必要な機材を設置し、がれき等の減容化および再資源化のための処理を行う場所）の確保（所有地等を含む。）</li> <li>・ がれきの収集運搬</li> <li>・ がれきの収集運搬に必要な車両、機材等の確保</li> <li>・ 破砕処理施設への搬出</li> <li>・ がれきの資源化および資源化ルート確保</li> <li>・ 仮設の破砕・焼却施設の設置</li> <li>・ 民間産廃業者（破砕、焼却等）とのがれきの搬入調整のオペレーション</li> </ul>
東京二十三区清掃一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破砕処理した可燃性がれきの処理</li> <li>・ 清掃工場等への搬入調整</li> <li>・ 仮設の破砕、焼却施設の共同設置</li> <li>・ 雇上車両の配車調整（清掃協議会担当事務）</li> </ul>

機 関 名	内 容
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次仮置場および二次仮置場の候補地の情報収集と各区への情報提供</li> <li>・ 一次仮置場および二次仮置場の確保が困難、または処理能力を超えた区に対して一次仮置場および二次仮置場の調整</li> <li>・ 民間産廃業者（破碎、焼却等）との契約締結の調整</li> <li>・ 特別区の処理能力を超えたがれきの都内での処理調整および他府県への広域処理調整等による支援</li> <li>・ 重機、車両等の都内での確保調整および他府県からの調達調整</li> <li>・ 最終処分の調整</li> <li>・ がれきの資源化ルートでの調整支援</li> <li>・ 仮設処理施設で処理するがれきの資源化支援</li> </ul>

(2) 処理フロー



※・・・仮設処理施設整備に関し、中間処理直前のがれきを置く二次仮置場を併設する。

第6款 土石・竹木等の除去【災対環境部、災対土木部、東京都建設局】

1 東京都

救助法適用後、区からの報告に基づき、実施順位・除去物の集積地等を定め、区と協力して除去を実施します。

## Ⅱ 防災本編

### 第6章 区民生活の早期再建

#### 2 練馬区

災害によって土石・竹木等が区民の住家に流入したときは、その戸数と所在を調査して東京都へ報告します。

また、関係機関と協力し、除去作業を行います。

## 第9節 応急住宅対策

居住する住家を確保できない被災者がいる場合に、応急住宅の対策を図ります。

### 復旧・復興対策

#### 第1款 応急仮設住宅【災対都市整備部、東京都住宅政策本部】

##### 1 応急仮設住宅の供給

- (1) 救助法が適用された災害により住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者がいるときは、同法に基づく応急仮設住宅の設置を東京都に依頼します。
- (2) 東京都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げおよび仮設住宅の建設により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給します。

##### 2 応急仮設住宅の種類

- (1) 公的住宅の活用  
区営住宅の空き家の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政法人都市再生機構等や他の自治体に空き家の提供を求め、被災者に提供します。
- (2) 民間賃貸住宅の借上げ  
区は、供給主体である東京都とともに、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供するよう努めます。
- (3) 仮設住宅の建設  
東京都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供します。

##### 3 応急仮設住宅の建設

- (1) 東京都は、区があらかじめ定めている建設予定地の中から建設地を選定します。区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村相互間で調整協議を行います。
- (2) 供給戸数は、都知事が決定します。災害発生日から20日以内に着工します。
- (3) 工事の監督は東京都が行います。ただし、これにより難しい事情が

ある場合には、区に委任されます。

- (4) 被災地域の住民が主体的に復興に取り組むための組織である地域復興組織（復興まちづくり協議会）が行う共同型自力仮設住宅の建設の支援を検討します。

#### 4 建設する応急仮設住宅の構造・規模

建設する応急仮設住宅の構造・規模は次のとおりです。

- (1) 木造（軸組工法・ユニット形式）、鉄骨造（組立式・ユニットタイプ）等によります。必要に応じて高齢者や障害者世帯に適した設備・構造とします。
- (2) 1戸当たりの規模は、世帯構成員に応じたものとなるよう設定します。
- (3) 1戸当たりの設置費用は国の定めによります。

### 第2款 応急仮設住宅の入居者の選定と管理【災対都市整備部、東京都住宅政策本部】

#### 1 応急仮設住宅の入居と管理（東京都）

- (1) 入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集および選定を依頼します。
- (2) 応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体である東京都が行います。

#### 2 入居者の選定と管理（練馬区）

- (1) 東京都が策定する選定基準に基づき、被災者に対し入居募集を行い、応募者の中から入居者を選定します。
- (2) 東京都からの委任により、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備します。
- (3) 入居資格は、次のすべてに該当する方のほか、都知事が必要と認める方とします。募集対象の申し込みは1世帯1か所とします。

- ① 住家が全焼、全壊または流失した方
- ② 居住する住家がない方
- ③ 自らの資力では住家を確保できない方

- (4) 東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に指導します。



### 第3款 応急住宅対策から住宅の復興へ【災対都市整備部】

#### 1 住宅の復興計画

- (1) 被災後概ね6か月以内に「住宅の復興計画」を策定します。
- (2) 「住宅の復興計画」は、主として「恒久的な住宅の供給」および「自力再建への支援策」について定めます。

#### 2 住宅供給の計画化

- (1) 「恒久的な住宅の供給」のために、次の事項を計画化します。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 公共住宅の補修・補強、建替や新規供給</li><li>② 民間住宅の供給促進</li><li>③ 不燃化バリアフリー化等の促進</li></ol> |
|---|

- (2) 「自力再建への支援策」として次の事項を計画化します。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 住宅の建替等に対する支援</li><li>② 情報提供・相談体制の整備</li><li>③ 地域復興組織（復興まちづくり協議会）が行う取組への支援策を検討</li></ol> |
|---|

## 第10節 応急教育・応急保育等対策

園児・児童・生徒の生命、安全ならびに教育活動の確保を図るため、的確な対策を行います。

### 応 急 対 策

#### 第1款 応急教育【災対教育振興部】

##### 1 園児・児童・生徒・施設の安全確保

校長・幼稚園長は、次の要領で対応します。

- (1) 園児・児童・生徒（以下「児童等」という。）が在校中や休日の部活動等の学校管理下にあるときは、安全確認ができるまでの間、児童等を校内に保護します。確実に保護者等へ引渡しができる場合は、事前の計画に基づいて引渡します。
- (2) 児童等の安否、学校、教職員および給食施設・設備の被害状況を災対教育振興部に報告します。
- (3) 私立学校においても本計画に準じて応急教育計画を作成するよう働きかけます。

##### 2 応急教育の実施

校長・幼稚園長は、次の要領で対応します。

- (1) 参集可能な教職員の確保に努めます。
- (2) 具体的な指導方法、教科・領域、生活指導および進路指導等についての応急指導計画を作成し、教職員体制、被災状況、使用可能施設等を考慮して実施します。状況により、臨時休校等の措置をとります。
- (3) 決定した応急教育計画を災対教育振興部に報告し、保護者および児童等に周知します。
- (4) 応急教育計画に基づき、学校に受入れ可能な児童等を受け入れ、健康、メンタルヘルスケア、安全、生活指導に重点を置いた指導を行います。
- (5) 疎開した児童等について、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、疎開先を訪問するなどにより、(4)に準じた指導を行うよう努めます。
- (6) 教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路および通学経路の安全確認を行い、災対教育振興部に報告します。
- (7) 校長・幼稚園長からの報告等により、災対教育振興部で災害の推移状況を把握し、災対本部が平常教育の再開を決定します。

## 第2款 応急保育【災対こども家庭部】

災対こども家庭部は、区立保育園において応急保育を実施します。

なお、学童クラブについても本節に準じるものとします。また、私立保育園等においても、本節に準じて応急保育を実施するように働きかけます。

### 1 園児・施設の安全確認

保育園長は、次の要領で対応します。

- (1) 園児が在園中のときは、安全確認ができるまでの間、園児を園内に保護します。確実に保護者等へ引渡しができる場合は、事前の計画に基づいて園児を引き渡します。
- (2) 園児の安否、職員および施設・設備の被害状況を災対こども家庭部に報告します。

### 2 応急保育の実施

災対こども家庭部は、次の要領で対応します。

- (1) 園長からの報告に基づき、応急保育計画を作成して、その実施を園長に指示します。状況により、休園等の措置をとります。
- (2) 園長からの報告等により、災害の推移状況を把握して、災対本部が平常保育の再開を決定します。

また、保育園長は、次の要領で対応します。

- (1) 参集可能な保育士の確保に努めます。
- (2) 感染症拡大や健康被害を防止するため、園内における清潔保持等の環境整備を図ります。
- (3) 施設・設備に被害状況、職員態勢等に基づき、実施可能な応急保育の方法について、災対こども家庭部に報告します。
- (4) 決定した応急保育計画を、保護者および園児に周知します。
- (5) 保育園の受入れ可能な園児を受け入れ、保育を行います。被災により通園できない園児については、地域ごとに実情の把握に努めます。
- (6) 平常保育の再開に向けて、園児や施設・設備、施設周辺の状況について情報を収集し、災対こども家庭部に報告します。

## **復旧・復興対策**

### **第3款 教育機関の復旧計画【災対教育振興部】**

教育委員会は、次の要領で対応します。

- (1) 校長からの被害報告に基づいて復旧計画を作成します。  
被災学校ごとに担当職員と指導主事を定め、情報および指令の伝達について万全を期します。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導に当たります。
- (2) 住家に被害を受け、就学上支障のある児童・生徒に対して、都知事が調達した学用品を給与（支給）します。給与（支給）にあたっては、集中管理場所を1か所設けて行います。教科書は災害発生から1か月以内に、その他の学用品は15日以内に給与（支給）します。
- (3) 被災した児童等に対し、就学援助を適用します。  
※ 都知事から職権の委任を受けたときは、区長が区教育委員会および校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行います。

### **第4款 災害時における子どもへの対応【災対こども家庭部】**

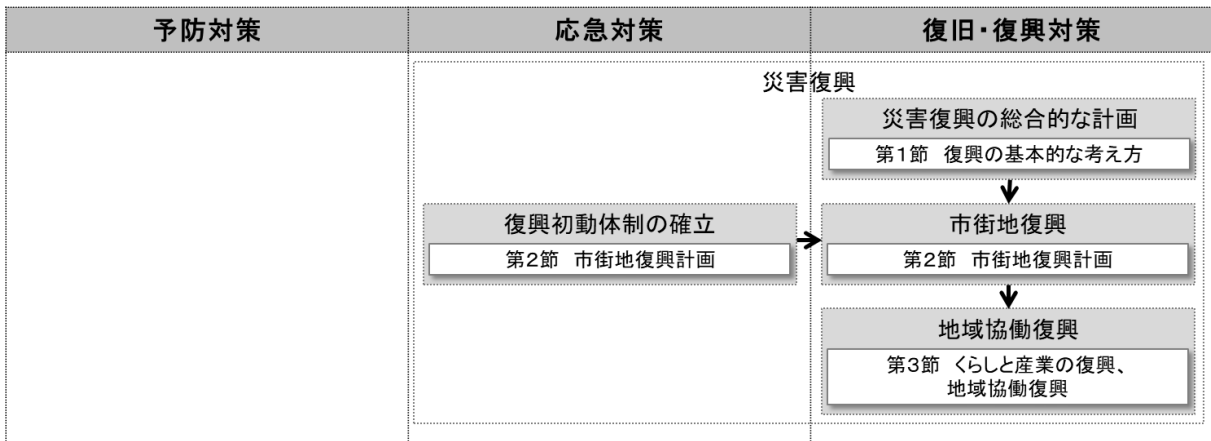
避難所等において生活を送る等、災害時における子どもに対しては、避難所等以外に子どものための場を提供する必要があります。

児童館等施設の早急な再開を行い、子どもの居場所の提供を行います。

## 第7章 災害からの復旧・復興

大地震による被害からの復旧・復興にあたっては、単に「元に戻す」のではなく、災害に強いまち、被災を繰り返さないまちを目指し、区民、事業者、区が連携して取組を進めていくことが必要です。本章では、都市復興基本計画の策定等、災害からの復旧・復興についての取組を示します。

### 【対策の流れ】



### 【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第7章 災害からの復旧・復興			
第1節 復興の基本的な考え方			
第2節 市街地復興計画			
第3節 暮らしと産業の復興、地域協働復興			

: 多くの記載があるもの
  : 記載があるもの
  : 記載がないもの

## 第1節 復興の基本的な考え方

復興に際しては、被災を繰り返さないまちづくりに努めるとともに、誰もが安心してらせるように、復興対策を総合的、計画的に進めます。

### 復旧・復興対策

#### 第1款 さまざまな復興

大地震による被害から復興するためには、「被災を繰り返さないまちづくり」や「持続的発展が可能なまちづくり」を目的とする都市基盤整備が中心の復興と、日常の暮らしや産業を再建するといった生活面での復興が欠かせません。前者を都市復興とすると、後者は生活復興とすることができます。

また、復興への道筋も区が主体となった仕組みだけでなく、区と協働して地域住民自らが復興を進めていく地域協働復興という仕組みも考えられます。

震災復興には、なによりも被災者が自ら立ち上がり、自身の生活を回復しようという意欲が必要であり、区民、事業者、区、各種団体等の協力や連携がなければ復興を実現することはできません。国や東京都の動向を注視しながら、復興対策について検討していきます。

#### 第2款 震災復興マニュアル

応急復旧から本格的な復興へと移行するために、区職員がとるべき行動を具体的に定めた練馬区震災復興マニュアルを策定しています。

区では、応急初動期の対応を記した地域防災計画と復興の取組について定めた震災復興マニュアルの内容を実行することにより、震災対策が円滑に実施できると捉えています。このため次節においては、震災復興マニュアルの骨子を記述し、「都市復興」「生活復興」などの震災復興の進め方や手順の詳細については、震災復興マニュアルを参照するものとします。

#### 第3款 震災復興本部

区は、災害応急対策等にあたって国、都道府県、他の市町村を含む関係機関との連携を確保することを目的に災対本部を設立することとしています。

その後、被災した施設が本来の効用を發揮できるよう速やかに復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく

ことが必要であり、そのために災対本部を震災復興本部として再度位置づけ直し、都市復興基本方針等に基づき都市復興計画等を立案し、早期の復興を目指します。

#### 第4款 震災復興推進条例

平成20年12月には、さらに応急対策後に復興活動に速やかに移行する「練馬区震災復興の推進に関する条例」を制定しました。

条例には、総合的、計画的に震災復興を進めるため、震災復興本部の設置、地域住民との協働により復興を行う地域協働復興の仕組み、被災した市街地を被害の度合いにより区分して復興整備することなどを規定しています。

#### 第5款 復興段階の国の職員の派遣制度の活用

練馬区が、大規模な災害による被害を受けた場合、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足することが懸念されます。必要に応じて、国に対しては職員の派遣を要請し、内閣総理大臣や都道府県知事に対して、国や他の地方公共団体からの職員派遣をあっせんするよう求め、早期の復興を目指します。

## 第2節 市街地復興計画

区長は、被災後速やかに、都市復興の方向性を示した都市復興基本方針を策定します。この基本方針をもとに都市復興基本計画を策定し、計画的な市街地の復興に努めます。

### 応 急 対 策

#### 第1款 都市復興スケジュール

災害発生後、都市復興のスケジュールを、手続の面から時系列に5段階に区分して復興計画を推進します。

段階	推進内容
第1段階	復興体制の確立
第2段階	都市復興基本方針等の策定
第3段階	復興都市計画等の策定
第4段階	復興事業計画等の策定
第5段階	復興事業の推進

#### 第2款 復興体制の確立（第1段階）【災対都市整備部】

##### 1 対応方針の決定

- (1) 余震等による二次被害防止を目的とした応急危険度判定調査の実施に向けた準備をします。
- (2) 家屋被害概況調査により、復興の基本的な方針の検討に入ります。
- (3) 町丁目単位の家屋被害の概況を東京都へ報告し、応急仮設住宅の建設用地について検討します。

##### 2 被害状況の把握

- (1) 家屋被害概況調査の実施（被災後速やかに）  
街区単位（概ね町丁番地）程度として、概ねの被害の程度をつかむことを目的とした調査を行います。
- (2) 建築物の応急危険度判定調査の実施（被災後速やかに）  
要判定地区を設定し、地区内の建築物等の応急危険度判定調査を実施します。東京都、区等の建築系職員および応急危険度判定員（防災ボランティア＝建築士の資格を有するなどの専門的な技術を持つもの）が判定を行います。



(3) 区有施設の被害の把握（被災直後）

区有施設の被害把握を行います。（それぞれの施設管理者）

- ① 地盤等の状況、道路、交通施設の被害、河川の被害、ライフラインの被害
- ② 事業所等の被害、教育、文化、医療施設等の被害、その他区有施設の被害

## 復旧・復興対策

### 第3款 震災復興本部の設置【災対都市整備部】

被災後1週間を目途に、都市復興や区民生活の再建などの生活復興に関する対策を迅速かつ計画的に実施することを目的として、震災復興本部を設置します。

### 第4款 建築制限の検討【災対都市整備部】

被災の著しい地区で、市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき地区については、建築制限区域の検討を行います（建築基準法第84条）。

### 第5款 都市復興基本方針等の策定（第2段階）【災対都市整備部】

#### 1 都市復興基本方針の策定

都市基盤施設や市街地、住宅供給等についての都市復興基本方針を東京都と協議し策定します。

#### 2 都市復興基本方針の周知

各種メディアを活用して都市復興基本方針を公表し、周知します。  
区報や区公式ホームページを活用します。

#### 3 建築制限の実施

##### (1) 建築基準法による建築制限の実施

被災の著しい地区について、建築制限区域の原案を策定します。建築制限は、東京都が調整を行い決定します（建築基準法第84条）。

建築制限の告示以後、建築制限を実施し、建築指導を行います。

##### (2) 復興相談窓口の開設

公共施設（区民事務所等）を活用して、被災者の生活再建等のための総合相談窓口を開設し、必要な情報の提供を行います。

#### 4 被害状況の把握（家屋被害状況調査（住家被害認定調査））

被災市街地全体を対象に現地調査を行い、被害地図および被害台帳を作成します。また、東京都に家屋被害台帳を提出します。東京都は、DISを活用して集約・整理し、広報紙等を通じて短期間のうちに都民に公表します。

#### 5 時限的市街地づくりの方針設定の展開

時限的市街地とは、暫定的な生活の場として被災市街地に形成される応急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗、事業所および残存する利用可能な建築物からなる市街地のことをいいます。

時限的市街地においても、被災前のコミュニティが維持できるような仕組みづくりが必要です。

(1) 「被災者生活実態調査」「家屋被害状況調査」を活用して、応急仮設住宅等の必要量を把握します。

(2) 応急仮設住宅の入居者募集ならびに運営を実施します。

応急仮設住宅の建設、維持管理および被災住宅の応急修理にかかわる支援を東京都に依頼します。

(3) 自力仮設住宅ならびに仮設店舗等の建設・支援について検討します。

(4) 被災地域の住民が主体的に復興に取り組むための組織である地域復興組織（復興まちづくり協議会）を中核とした、時限的市街地の形成について支援を検討します。

#### 6 復興対象地区の指定

被災市街地の被害の程度や都市基盤整備状況等を考慮し、都市復興を計画的に進めるため、復興対象地区区分を指定し、告示します。

### 第6款 復興都市計画等の策定（第3段階）【災対都市整備部】

#### 1 被災市街地復興推進地域の指定および建築制限

被災市街地復興推進地域の指定案を作成し、公告縦覧、都市計画決定を行います。これにより2年以内の建築制限を実施します（被災市街地復興特別措置法第5条、第7条）。

## 2 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

復興の目標、土地利用方針、都市施設（道路・公園等）の整備方針、市街地復興の基本方針、その他からなる都市復興基本計画（骨子案）を策定し、公表します。策定にあたっては、東京都の策定する都市復興基本計画（骨子案）との整合を図るため、東京都と協議し、調整します。

## 3 復興まちづくり計画の策定

復興まちづくり方針案を作成し、周知します。

住民意見を反映した復興まちづくり計画原案を作成し、周知します。

住民意見を反映した復興都市計画案を作成して、公告縦覧し、都市計画決定します。

なお、復興まちづくり計画の策定にあたっては、地域に地域復興組織（復興まちづくり協議会）の結成を呼びかけ、地域住民の参加を促し、意見の集約を図るように努めます。また、復興相談窓口での情報提供や、専門家を派遣するなどの支援を行います。

## 4 都市復興基本計画の策定と公表

都市復興基本計画（骨子案）を基本に、復興まちづくりの状況を反映させた都市復興基本計画案を作成します。案を公表して区民意見等を反映させた後、都市復興基本計画を決定し、周知します。

### 第7款 復興事業計画等の作成（第4段階）【災対都市整備部】

事業計画を立案・作成し、住民との合意形成を進め、復興事業計画を決定します。

### 第8款 復興事業の推進（第5段階）【災対都市整備部】

事業計画に基づいて、復興事業を円滑に推進します。

ただし、都市復興基本方針や都市復興基本計画との整合がとれている既定の都市計画事業等については、住民合意のもとに、被災後できるだけ早期に実施します。

## 第3節 くらしと産業の復興、地域協働復興

都市基盤の整備や建築物の整備だけでなく、復興には「くらしの再建」や「産業の再建」も必要なことから「くらしと産業の復興」とし、区をあげて取り組みます。

また、地域住民、事業者等と協働して復興を図る地域協働復興の取り組みを進めます。

### 復旧・復興対策

#### 第1款 くらしと産業の復興【災対産業経済部・災対福祉部】

「くらしの再建」や「産業の再建」を、区では「くらしと産業の復興」と位置付け、区民の生活の安定や回復を支援します。区では、被災後1週間から1か月程度の間、くらしの復旧に向けた社会調査として、被災者生活実態調査（兼福祉需要調査）や、商店や事業所の被害状況等の確認を実施します。これらの調査・確認は、以後定期的に行います。

また、地域復興組織などが行う、地域の持つ力をもとにした「くらしと産業」の自力復興についても、区として可能な支援を検討します。

#### 第2款 地域協働復興【災対地域文化部】

復興を円滑に進めるためには、地域住民との復興のあり方への合意が必要です。

合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それが無い場合には新たな組織づくりが必要になります。

復興は、その担い手により「被災者個人による自力復興」、「行政主導による復興」および「地域住民、事業者、その他復興に協力する団体等と区の協働により、地域力を活かした復興を図る地域協働復興」という3つのパターンが考えられますが、地域住民の意向を反映した復興を遂げるために、区は地域協働復興による復興まちづくりを進めます。

# Ⅲ 風水害等編



# 目次

## Ⅲ 風水害等編

第1章	風水害対策	1
第1節	風水害予防対策	1
第2節	風水害の応急対策	11
第2章	情報収集・伝達	19
第1節	防災気象情報等の収集および関係機関等との情報共有	20
第2節	気象情報、警報等の伝達	25
第3節	避難情報の発令等	39
第3章	医療救護対策	46
第4章	交通およびライフラインの確保	47
第5章	物流・備蓄・輸送対策	48
第6章	被災者・避難者対策	49
第1節	避難誘導	49
第2節	避難所の指定、開設、運営管理	51
第3節	水害時要支援者対策	56
第7章	区民生活の早期再建	57
第1節	障害物の除去・消毒	57
第2節	区民生活の早期再建	59
第8章	富士山噴火降灰対策	60
第1節	富士山の現況等	60
第2節	降灰対策	64
第9章	その他の応急対策活動	70
第1節	小災害応急対応	70
第2節	区民の避難を伴う災害の対策	71
第3節	不発弾等の処理活動	72





## 第1章 風水害対策

区はこれまで、ハード、ソフトの両面から、様々な風水害対策に取り組んできました。

令和3年3月に改定した練馬区総合治水計画では、令和19年度末までの流域対策目標72.5万 $\text{m}^3$ の達成に向け、公共・民間施設への雨水流出抑制施設設置による流域対策を進めています。

「防災の手引」と「練馬区水害ハザードマップ」を区内全戸に配布し、区内の浸水リスクや風水害時における情報収集、避難等について周知しています。また、毎年出水期前には、区職員が浸水リスクの高い地区や土砂災害警戒区域等の住居を戸別訪問し、注意喚起の呼びかけ、リーフレットの配布等を行っています。

地域の災害リスクや防災情報をまとめた「地域別防災マップ」は、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成を進めています。マップ完成後も水災害に備えた訓練実施を継続的に支援しています。また、土砂災害警戒区域等に指定されている地域では、地域住民や防災関係機関と連携した避難訓練を実施しています。

## 第1節 風水害予防対策

水害に強い、安全・安心なまちづくりに向け、洪水対策（総合的な治水対策）、土砂災害対策、浸水対策を推進します。

### 第1款 豪雨対策【危機管理室、土木部、東京都第四建設事務所】

近年、急激な都市化に伴い流域の保水・遊水機能が低下し、雨水の流出量が増大したため、集中豪雨等によるいわゆる都市型水害が発生しています。

こうした都市型水害を防止するためには、河川や下水道の整備を促進するとともに、流域全体の雨水流出量を抑制する必要があります。

#### 1 豪雨対策に関する東京都および区の計画等

##### (1) 東京都豪雨対策基本方針

東京都は、「東京都豪雨対策基本方針」において、頻発する局所的集中豪雨に対する、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの取組の方向性を、以下のように定めています。

##### ① 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、概ね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75mm、多摩部時間65mm）の降雨に対し、床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

##### ② 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

##### ③ 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や、豪雨災害に関する情報の提供、災害発生時の体制の整備等により避難方策を強化する。

（出典：東京都地域防災計画 風水害編）

##### (2) 練馬区総合治水計画

区は、雨水の流出を抑制する流域対策の整備を昭和57年頃から実施してきました。

平成2年度には、河川や下水道への負担を軽減することを目的とした「練馬区総合治水計画」を策定しました。その後、東京都および流

域自治体で構成される東京都総合治水対策協議会で策定された流域別豪雨対策計画に基づき、平成23年度に改定し、区内全域の流域対策量55.5万 $\text{m}^3$ （時間5mm降雨相当）と対策目標を定め、流域対策を実施してきました。

豪雨対策を強化するため、東京都が区部の目標に掲げた時間75mmの降雨に対応できるよう、練馬区総合治水計画を令和3年3月に改定し、これまでの対策と合わせて令和19年度末までの目標対策量を72.5万 $\text{m}^3$ （時間10mm降雨相当）としました。

令和4年度末までに60.1万 $\text{m}^3$ の流域対策を行い、目標値の約8割を達成しています。東京都が実施している河川・下水道の整備と連携して、時間75mmの降雨に対する水害対策を促進していきます。

なお、東京都は、気候変動の影響を踏まえた「東京都豪雨対策基本方針」の改定に向けて検討を進めており、その結果を踏まえて練馬区総合治水計画を見直します。

## 2 洪水浸水想定区域の指定

水防法第14条第2項の規定により、区内のすべての河川（石神井川、白子川、江古田川）は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、東京都は、想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しています。

### 【洪水予報河川】

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川です。国土交通大臣または都道府県知事は気象庁長官と共同で水位や流量の予報を行います。流域面積が大きい河川などが対象となります。区内では、石神井川が該当します。

### 【水位周知河川】

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川です。国土交通大臣または都道府県知事は、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行います。流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となります。区内では、白子川が該当します。

### 3 練馬区水害ハザードマップの作成

水防法により、東京都は想定し得る最大規模の降雨等に対応した浸水想定を実施し、区はこれに応じた避難方法等を区民に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要とされています。区は、東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月）、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月）、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」（令和3年3月）に基づき練馬区水害ハザードマップを作成しています。令和5年2月に石神井川が洪水予報河川に、令和5年4月に白子川が水位周知河川に指定されたことに伴い、また、令和6年2月に江古田川に洪水浸水想定区域が指定されたことに伴い、練馬区水害ハザードマップを改定しました。

このハザードマップには、河川の氾濫による外水氾濫や下水道の処理能力を超えた場合に発生する内水氾濫の浸水域やその程度、避難所等の情報を見やすく図示しています。

#### (1) 作成の目的

- ① 区民が住居周辺の浸水等の危険性を認識するとともに、近隣の避難所の場所を確認することで、避難等の対策を講じる資料とする。
- ② 予想される浸水深を知ることにより、区民が水害に強い生活様式の工夫を図る。
- ③ 区民、事業者が住居等を建築する際に、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。
- ④ 防災関係機関が、水防活動を円滑に行うための参考資料とする。

#### (2) 想定降雨

想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）

## 第2款 土砂災害対策【危機管理室、土木部、東京都建設局】

東京都内には、土砂災害のおそれのある箇所が約15,000箇所分布しています。これらの箇所すべてに対して、砂防堰堤の整備などのハード対策を実施することは、時間的、費用的に困難です。

そこで東京都では、人命の保護を最優先に災害対応力の向上・充実のため、「土砂災害対策の考え方（平成28年8月）」に基づき、施設の充実と強化（ハード対策）、防災意識の向上（ソフト対策）、自助努力への支援を3本柱とした、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を行っています。

### 1 土砂災害防止法

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新

規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するためのものです。

## 2 土砂災害警戒区域

東京都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう、土砂災害警戒区域を指定しています（土砂災害防止法第7条）。さらに、土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の許可制や建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止しています（土砂災害防止法第9条）。

練馬区内では、平成29年3月に土砂災害警戒区域が6箇所、土砂災害特別警戒区域4箇所、平成30年5月に土砂災害警戒区域10箇所、土砂災害特別警戒区域8箇所が指定されました。その後、令和2年11月に旭町二丁目地区の一部の土砂災害警戒区域1箇所、土砂災害特別警戒区域1箇所が斜面对策工事（特定開発工事）により指定要件が消失したため、指定解除されました。

令和6年3月1日現在、区内では15箇所の土砂災害警戒区域、11箇所の土砂災害特別警戒区域が存在します。

なお、平成28年3月および平成30年5月に板橋区で成増一丁目の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、旭町三丁目の一部がその指定区域に含まれています。

〔資料編 資料 30-032 参照〕

## 3 土砂災害警戒情報

### (1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村に対して東京都と気象庁が共同して発表する情報です。

### (2) 発表される情報

土砂災害警戒情報は、気象庁が提供する降雨予測等を利用して土砂災害の危険度を判断した結果に基づいて、大雨警報発表後に、区市町村単位に発表されます。

また補足情報として、都内を1km四方に区切った範囲毎の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が防災無線ファクスおよびDISを通じて東京都から送付されます。

### (3) 発表方法

東京都は、区に対して、防災無線ファクス、DIS、ホットライン、ホットメール等の手段を通じて伝達します。また、区民に対して、テレビ・ラジオ等の報道機関や携帯電話各社のサービス（ヤフー防災速報など）を通じて発表します。

区は、東京都からの土砂災害警戒情報の伝達を受けた場合は、区公式ホームページ、ねりま情報メール等を使用して区民へ周知します。

#### 4 土砂災害防止に関する区の実施

##### (1) 土砂災害警戒情報の活用

東京都および気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたとき、区内にある土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の状況を踏まえ、防災活動や避難情報等の判断に活用します。

##### (2) 情報の収集および伝達体制の整備

降雨の状況や土砂災害警戒情報、土木部の巡回、区民等からの通報等による情報の収集および区民への伝達体制を整備します。

##### (3) 避難所の開設および運営体制の整備

東京都や気象庁から発表される防災気象情報のほか、土木部の巡回等により土砂災害発生のおそれのある箇所が確認された場合には、避難所の開設の決定および避難情報の発令について検討します。

##### (4) 避難行動要支援者への支援体制の整備

避難行動要支援者に対する情報の伝達等の支援体制の整備を進めます。

##### (5) 防災意識の向上の推進

土砂災害警戒区域の周辺に居住する方に対し、平常時から土砂災害に関する周知等を行い、区民の防災意識の向上を図ります。

##### (6) 土砂災害警戒区域等における避難訓練の実施

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されている地域を対象に、町会・自治会、防災会、警察、消防等の関係機関と連携した土砂災害に対する訓練を、地域別防災マップを活用した訓練と合わせて実施します。

#### 5 練馬区土砂災害ハザードマップの作成

区では、区民に対し土砂災害の危険性が高い地域や避難行動に必要な事前の備えについて周知するため、練馬区土砂災害ハザードマップを作成しています。

このハザードマップには、東京都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、指定避難所の場所、区からの情報伝達手段、避難時の行動や持ち物など、あらかじめ確認しておくべき事項が記載されています。

### 第3款 暴風対策【危機管理室、産業経済部、都市整備部、環境部、土木部】

令和元年9月に発生した台風第15号（房総半島台風）では、台風の接近・通過に伴い、関東地方南部を中心に猛烈な風による被害が発生しました。特に千葉県では、ゴルフ練習場施設のネットの支柱や鉄塔、電柱の倒壊、その他多数の倒木により、大規模な停電をはじめとする甚大な被害が生じました。

区では、台風接近時など、あらかじめ暴風が予想されるときは、以下のような予防対策を行います。

#### 1 飛来物・落下物対策

ゴルフ練習場、一定規模以上の建築に関する工事現場、ビニールハウス、老朽建築物等、暴風時の対策が必要な施設の所有者または管理者に対し、日頃から事前の安全対策を促しています。また、台風接近時には、電話等による注意喚起を行います。

区民に対しても、日頃の備えのひとつとして、台風接近時にはベランダ、庭など屋外に置いてある飛ばされやすいものを屋内に片付ける、自転車など大きなものを紐などで固定する、といった周知を区公式ホームページ、「防災の手引」などで行っています。

#### 2 倒木対策

練馬区公共施設樹木管理要綱に基づき、街路樹や公共施設の樹木の点検を実施することにより、樹木の異常を早期に発見し、倒木予防対策を図ります。

また、私有地の保護樹木については、専門技術者による樹木診断を実施することで、樹木の異常を早期に発見し、所有者への適正管理を促しています。

### 第4款 地下街等への対応【危機管理室】

洪水浸水想定区域内の、地域防災計画に定められる地下街等の所有者または管理者は、洪水時の円滑な避難の確保および洪水時等の浸水の防止を図るための計画（避難確保・浸水防止計画）の作成と訓練の実施が義務付けられています（水防法第15条の2）。

区内において計画作成等の対象となる地下街等は、以下のとおりです。

名称	所在地
氷川台駅	練馬区氷川台三丁目38番18号

区は、対象施設に対し、計画の作成や訓練の実施について支援を行うと

### Ⅲ風水害等編 第1章風水害対策

ともに、台風接近時などに施設が適切な行動がとれるよう防災気象情報や避難所開設状況等をメール、電話、その他有効な手段を活用して周知します。

#### 第5款 要配慮者利用施設への対応【危機管理室】

洪水浸水想定区域内の、地域防災計画に定められる要配慮者利用施設（高齢者や障害者、乳幼児など避難に支援が必要な方が利用する施設）は、洪水時の円滑な避難のための計画（避難確保計画）の作成と訓練の実施が義務付けられています（水防法第15条の3）。

区は、洪水浸水想定区域内の対象施設に対し、計画の作成や訓練の実施について支援を行うとともに、台風接近時などに施設が適切な行動がとれるよう防災気象情報や避難所開設状況等をメール、電話、その他有効な手段を活用して周知します。

また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域の要配慮者施設の所有者または管理者に対しても避難確保計画の作成および訓練の実施が義務付けられていますが、区内の土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設はありません。

【資料編 資料 30-033 参照】

#### 第6款 台風接近時における練馬区行政タイムライン【危機管理室】

区は、全庁の各部署が台風接近前に必要な防災対策を適切なタイミングかつ漏れのないように実行するため、「いつ（何時）」、「だれが（部署）」、「何を（防災対応）」するかを明記した練馬区行政タイムラインを作成しています。本タイムラインの適用については、関東に上陸する場合や台風の勢力・被害の可能性等を総合的に判断し、決定します。本タイムラインは、台風の最接近4日前から台風通過後までの区が行う防災対応を時系列で示しています。

区は、主に7月期訓練と合わせて、警察、消防とも連携し、訓練を実施しています。本タイムラインは、訓練の実施や、実際の災害対応を通じて、より実効性の高い計画に修正していきます。

本タイムラインの主な内容は下記のとおりです。

##### 【台風最接近4日前】

- 練馬区行政タイムライン適用の決定
- 非常配備態勢の参集調整、開設する避難所の検討開始
- 区民・事業者等への飛散防止対策等の暴風対策の注意喚起の実施



【台風最接近3日前】

- 水災害応急対策本部の設置
- 区の事業・施設の休止の検討開始

【台風最接近2日前】

- 災害対策本部の設置
- 区の事業、施設の休止決定、区民への周知
- 開設避難所の決定、区民への周知
- 非常配備態勢の決定
- 区公式ホームページに台風関連情報をまとめて掲載
- 要配慮者利用施設への気象情報や避難所開設状況を連絡

【台風最接近前日】

- 避難所の開設
- 水災害時コールセンターの設置

【台風最接近当日】

- 避難所運営
- 警戒レベルに応じた避難指示等の発令

【台風通過後】

- 区立施設の被害状況の集約
- 区の事業、施設の再開
- 生活再建業務の開始

## 第7款 水防訓練【危機管理室、土木部、消防署】

### 1 練馬区・消防署における水防訓練

#### (1) 方針

水防法第32条第2項では、「指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。」と定められています。区はこの規定に基づき、様々な工法の習熟を図り、水災害に際し、水防部隊の合理的運用と能率的な水防活動を行うため、消防機関、防災関係機関と共同して水防訓練を実施しています。

#### (2) 参加機関

練馬区（危機管理室、土木部）、東京消防庁、消防団、都関係各局、警視庁、防災関係機関等

Ⅲ風水害等編  
第1章風水害対策

(3) 訓練項目

次の全部または一部を訓練統括者が選択して実施します。

- |          |
|----------|
| ① 部隊編成訓練 |
| ② 情報通信訓練 |
| ③ 本部運営訓練 |
| ④ 水防活動訓練 |

(4) 実施時期

出水期前

## 第2節 風水害の応急対策

大規模な風水害が発生した場合または発生のある場合に、水災害応急対策本部を設置するとともに、区その他の防災機関は、迅速な初動態勢による応急活動を開始します。

### 第1款 風水害時の組織態勢【危機管理室、土木部】

区では、気象状況等により洪水等の恐れがあるときは、危機管理室、土木部のほか関係部署により直ちに事態に即応した配備態勢をとります。

#### 1 情報連絡態勢

危機管理室長は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の規模が水災害時応急対策本部を設置するに至らない程度のものであるときに、情報連絡態勢を配備します。

##### (1) 配備基準

気象情報の「警報」もしくはこれに準じる災害に関する情報を受けた場合、またはその他の状況によりその必要があると認めたときに配備します（必要により「注意報」の場合も含む。）。

##### (2) 主な役割

災害に関する情報の収集、関係機関との連絡および職員動員の準備を主とした態勢とします。

※ 危機管理課長は、上記のように配備態勢をとる必要があるときは、土木部管理課長と協議した後、配備態勢の発令を危機管理室長に申請し、危機管理室長が態勢を発令します。

#### 2 水災害応急対策本部

副区長は、情報連絡態勢以上の配備を必要とするときは、水災害応急対策本部を設置します。

水災害応急対策本部における指揮は、救援救護活動については危機管理室長が、水防活動については土木部長が執り、副区長がこれを統括します。

また、災害の規模または被害の拡大が予想されるときは、副区長は必要により関係部局の部長またはその他の者を水災害応急対策本部に招集し、指示を与えます。

##### (1) 設置基準

水防組織隊が設置された場合において、またはその他の状況により副区長が必要性を認めるときに、この態勢を発令します。

### Ⅲ風水害等編 第1章風水害対策

なお、台風接近時には、練馬区行政タイムラインにおいて、台風最接近3日前に水災害応急対策本部を設置することとしています。

#### (2) 主な役割

災害の防御措置および救援救護活動に必要な準備を開始するほか、必要により危険が予測される地域をパトロールします。

#### (3) 人員態勢

区内の数か所に災害が発生すると予測される場合またはその他の状況により副区長が必要と認めたときに、応援できる職員を動員するため、第一次非常配備態勢を発令します。

また、石神井川および白子川の河川沿いのあらかじめ指定する拠点に職員を配置し、主に同河川近辺の予想される危険箇所をパトロールするとともに、区内の数か所に発生した災害の防御および救援救護に直ちに対処できる態勢とします。

※ 危機管理室が行う救援救護活動の主な内容は以下のとおりです。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 避難所の開設</li><li>② 避難情報の発令</li><li>③ 避難情報の発令を行った場合の地域住民の避難誘導</li><li>④ 避難所への職員派遣</li><li>⑤ 避難所において、名簿の作成や避難状況、対応状況等についての報告</li><li>⑥ 給食、給水、生活必需品の給貸与</li><li>⑦ 被災地の防疫、消毒、清掃等</li></ol> |
|--|

※ 土木部が行う水防活動の主な内容は以下のとおりです。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 道路、橋梁等の防災および応急復旧</li><li>② 障害物の除去</li><li>③ 河川の水位、流量および雨量の調査</li></ol> |
|--|

### 3 災害対策本部への移行

練馬区の区域において、災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合で第2次非常配備態勢を発令する必要があるときに、区長は災対本部を設置して災対本部態勢へ移行することができます。

なお、台風接近時には、練馬区行政タイムラインにおいて、台風最接近2日前に災対本部を設置することとしています。

災対本部の設置、配備態勢・組織等については、「Ⅰ防災共通編 第2部 第2章 第3節」を準用します。

### 4 本部における決定事項

区は、練馬区行政タイムラインにより、台風最接近4日前から台風通過後までの時系列に沿って、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を

行います。台風以外の風水害に対しても可能な限り本タイムラインを準用し、対応します。

本部における主な意思決定事項は以下のとおりです。

(1) 区事業および区立施設の休止

① 休止の基準

区内鉄道路線（※1）および都内JRのうち、西武鉄道を含む2社以上の計画運休を伴う台風の接近時には、一部の事業・施設（※2）を除き、原則として休止とします。

ただし、鉄道の計画運休が発表されていない場合も、必要に応じて災対本部において気象情報等から事業の休止等を決定します。

② 休止の決定時期

区事業および区立施設の休止については、原則として、事業休止2日前を目途に決定します。

※ 区事業および区立施設の休止・継続に関する情報の集約は総務部が行います。

※ 区立施設のうち複合施設については、複合施設管理者（大家）が主体となり、対応を取りまとめます。

③ 事業・施設の再開

事業開始等は、鉄道の運行再開情報により、災対本部から再開の目安（※3）を指示します。なお、指示するにあたり、災対本部は区立施設の被害状況を考慮して判断します。

※1 西武池袋線・豊島線・新宿線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線、都営大江戸線

※2 区民が入所している施設、法令により受理義務がある事業（戸籍届出等）等

※3 再開の目安は次のとおりとします。

① 始発まで運行再開 : 通常通り事業再開

② 午前10時までに運行再開 : 午後から事業再開

③ 午前10時以降に運行再開 : 翌日から事業再開

(2) 開設避難所の決定

風水害時においては、区民が余裕を持って避難することができるよう、原則として、台風最接近2日前に開設する避難所を決定し、区公式ホームページ等で周知します。

また、原則として台風最接近の前日に避難所を開設します。

(3) 水災害時専用コールセンターの開設

区民からの台風に関連した問い合わせに対応するため、台風最接近2日前に水災害時専用コールセンターの開設について決定し、開設マニュアルに従い前日までに開設します。（コールセンター電話番号：03-5984-2569）

(4) 職員態勢の決定

円滑に避難所や水災害時専用コールセンターを運営するため、台風最接近2日前までに従事する職員を決定し、台風最接近前日までに開設ができるように必要な準備を行います。

(5) 避難情報の発令

区長は、区民の生命、身体を災害から保護するため、または、災害の拡大を防止するため、災害の恐れが高まった場合に警戒レベルに応じて避難情報を発令します。(第3章第3節 避難情報の発令等 参照)

## 第2款 現地対策本部の設置【危機管理室】

### 1 現地対策本部の設置

災対本部長は、被災地域または災害が予想される地域において、災対本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を設置することができます(災対法第23条の2)。

### 2 現地対策本部の目的

区内の特定の地域において避難情報の発令等が必要な大きな被害の発生が予想される場合、住民の速やかな避難誘導を行うなど、当該地域において応急対策を実施するための組織として、災対本部長の指示により、現地対策本部を設置します。

### 3 現地対策本部の所掌事務

現地対策本部の分掌事務は、次のとおりです。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 関係機関との連絡調整に関すること</li><li>(2) 現地対策本部内の役割調整に関すること</li><li>(3) 災対本部長の指示による応急対策の推進に関すること</li><li>(4) その他の緊急を要する応急対策の実施に関すること</li></ol> |
|--|

### 4 現地対策本部長

現地対策本部長は、災対本部長が指名します。災対本部長は現地対策本部長の指名にあたって、必要に応じて次の権限を委任します。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 現地の避難指示等、警戒区域の設定</li><li>(2) 現地の人的かつ物的応急公用負担</li></ol> |
|--|

### 5 設置基準

現地対策本部の設置基準は、次のとおりです。

- |  |
|--|
| <p>(1) 予想される被害が局地的で、現地における応急対策を機動的かつ迅速に指揮する必要があると認めるとき</p> <p>(2) 土砂災害等が発生する恐れがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報ならびにその他の応急対策を行うために必要と認めるとき</p> |
|--|

## 6 現地対策本部設置のための準備を開始する基準の例

- (1) 急傾斜地崩壊の兆候が現地で確認された場合
- (2) 河川の溢水が予想され、区民が屋外へ避難する時間が取れる場合
- (3) 上記以外の事象により、特定地域の住民避難が必要となった場合

## 7 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、災害が予想される地域にあり、かつ被害が及ぶ危険性が少ない区立施設から選定します。また、適切な区立施設が存在しない場合は、公園等のオープンスペースから選定します。

## 第3款 水防活動【危機管理室、土木部、消防署、東京都建設局】

「東京都地域防災計画 風水害編」では、「洪水などのおそれのある場合に、河川などを巡視し、危険な場合には土のう積みやシートを設置するなど、水害の被害を未然に防止・軽減する活動を総称して水防活動という」とされています。水防活動を実施する各機関の役割は以下のとおりです。

### 1 水防機関の活動

#### (1) 東京都

東京都は、気象状況等により、洪水、土砂災害等のおそれがあるときは、直ちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行います。

- ① 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報、水位周知情報を連絡します。
- ② 気象状況や水位等に応じて河川等の警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講じます。
- ③ 水防作業に必要な技術上の援助を行います。
- ④ 水防作業に必要な資器材の援助を行います。
- ⑤ 他の水防機関との連絡、調整を行います。
- ⑥ 水防計画に定めた箇所雨量、水位等の観測を行います。
- ⑦ 洪水による著しい危険が切迫していると認められるとき、知事またはその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示します。

Ⅲ風水害等編  
第1章風水害対策

- ⑧ 洪水による被害情報の収集を行います。
- ⑨ 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡するとともに事態に即応した措置を講じます。
  - ※ 練馬区は高潮および津波の被害想定区域には入っていないため、高潮および津波に関する記載は省略しています。

(2) 区

水防管理団体である区は、出水期前に河川、堤防、護岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めます。また、気象状況等により洪水の恐れのあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢を取るとともに、概ね次の水防活動を行います。

- ① 気象状況および水位に応じて管理者、消防機関と密接な連絡のもとに河川等の監視警戒を行います。監視警戒を行うにあたっては、水防上注意を要する洪水箇所【資料編 資料 30-030 参照】を優先箇所とし、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じます。
- ② 水防作業に必要な技術上の指導、必要な資機材の調達を行います。
- ③ 次の場合には、消防機関に対し出動を要請します。この場合、直ちに東京都建設局（水防本部）に報告するものとします。

ア 水位が警報2（危険水位）に達し、危険の恐れがあるとき
イ その他水防上必要と認めたとき

- ④ 水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または現場にある者をして、水防に従事させることができます。
- ⑤ 護岸その他の施設が崩壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知します。崩壊したときは、できる限り被害が拡大しないように努めます。
- ⑥ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を指示することができます。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知します。
- ⑦ 水防のため緊急の必要があるときは、現場の秩序または保全維持のため警察署長に対し、警察官の出動を求めます。
- ⑧ 水防のため必要があるときは、都や他自治体等の他の水防管理者に対し、応援を求めます。応援のために派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動します。
- ⑨ 水防のため緊急の必要があるときは、東京都知事に対し自衛隊の派遣を要請できます。
- ⑩水防活動を行うにあたり、危機管理室と土木部は下記の情報を相互で共有します。



**【危機管理室】**

避難所の開設状況、関係機関から収集した情報、気象状況の今後の予測など

**【土木部】**

監視警戒で確認された浸水危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況、冠水時の道路封鎖状況、その他現場の河川等の状況など

(3) 消防機関

消防署は、災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して気象、水位の状況、水災および土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況、救出・救護および災害時に配慮が必要な方への支援の呼びかけ等に重点をおき、的確な広報活動を実施します。

なお、消防署および消防団が分担する水防活動等は、概ね次のとおりです。

- ① 消防署は、気象状況により、必要に応じて水防態勢や、水防非常配備態勢を発令し、情報収集や災害即応体制を強化します。なお、水防第1非常配備態勢の発令をもって、所要の水防部隊を編成します。
- ② 消防・救急無線、消防電話および各種通信手段を活用し、消防団および各防災関係機関と情報連絡を行います。
- ③ 災害の発生状況、水防活動状況等について情報収集し、防災関係機関と情報交換を図ります。
- ④ 河川、護岸等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- ⑤ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限しまたはその区域から退去を命ずることが出来ます。
- ⑥ 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域内に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させることができます。
- ⑦ 護岸その他の施設が崩壊したときは、消防機関の長は直ちに防災関係機関に通知します。崩壊したときは、できる限り被害が拡大しないように努めます。
- ⑧ 消防機関の長は、区から出動の要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、直に出動し、水防作業を行います。

## 2 決壊時の措置

(1) 決壊の通報およびその後の措置

- ① 堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者（区長）、警察または消防機関の長は、直ちに

### Ⅲ風水害等編

#### 第1章風水害対策

関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にします。

- ② 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。

#### (2) 立退き

- ① 洪水等により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事およびその命を受けた東京都職員または水防管理者（区長）は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退きまたは準備を指示します。

この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知します。

- ② 立退きまたはその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者（区長）と協力して救出または避難誘導します。
- ③ 水防管理者（区長）は、警察署長および消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先および経路について必要な措置を講じておきます。

### 3 公用負担

#### (1) 公用負担権限

水防管理者（区長）または消防機関の長は、水防上緊急の必要がある現場において、土地、資材、運搬具・器具を使用し、もしくは資材を収容し、または障害物を処分する公用負担の権限を行使します（水防法第28条）。

#### (2) 公用負担権限証明

水防管理者（区長）または消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者から委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示します。

#### (3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずるべき者に手渡します。現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において速やかに処理します。

#### (4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、区は時価によりその損失を補償します。

## 第2章 情報収集・伝達

災害発生時または発生するおそれがある場合、区は災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、適切に災害応急対策を実施するため、的確な情報収集および伝達を行う必要があります（災対法第51条第1項）。

また、区が収集・把握した情報は、関係機関等と共有し、相互に連携して災害対応を実施する必要があります（同法第51条第3項）。

特に風水害時には、区民が適切な避難行動をとることができるよう、区は、収集・把握した気象情報や災害・避難情報などを、迅速かつ確実に区民に伝達することが必要となります。

区は、関係機関と協力し、情報の早期収集に努めるとともに、様々な手段で区民に情報伝達を行います。

## 第1節 防災気象情報等の収集および関係機関等との情報共有

災害情報を早期に収集し、関係機関と情報を共有・連携して災害応急対策を実施します。

### 第1款 東京都からの情報収集および共有【危機管理室】

#### 1 気象情報等

東京都は、警報、重要な注意報、災害に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある区市町村等へ通報します。また、大雨による土砂災害発生危険性の高まったときは、気象庁と東京都は共同して土砂災害警戒情報を発表し、区市町村等へ伝達します。

通報・伝達された情報は、区市町村長の避難情報の判断や住民の自主避難の参考になるものであるため、確実に区市町村へ伝達されるとともに、東京都、区市町村、防災関係機関との間で共有されることが重要です。しかし、担当者不在時や夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定されるため、東京都では、平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、東京都と区市町村等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保しました。

また、東京都は気象警報発表時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信し、情報を共有します。

#### 2 流域に関する情報（石神井川・白子川・江古田川）

##### (1) 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫が、ほとんど同時またはわずかな時間差で起こる可能性が高いと見込んでいます。

水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難指示などを行います。集中豪雨では時間的制約のため、このような措置が困難な場合があります。

そのため、東京都は同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファクスなどにより、区市町村の避難情報の発令等に有用な情報を提供します。

また、東京都は、洪水予報河川および水位周知河川の流域の区市を対

象に、避難指示などの発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長および各自治体の防災担当者へ直接送信するホットメールを運用しています。

区では、東京都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から石神井川・白子川・江古田川の流域内の他区市と連携し、必要な情報（避難指示などの必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図ります。

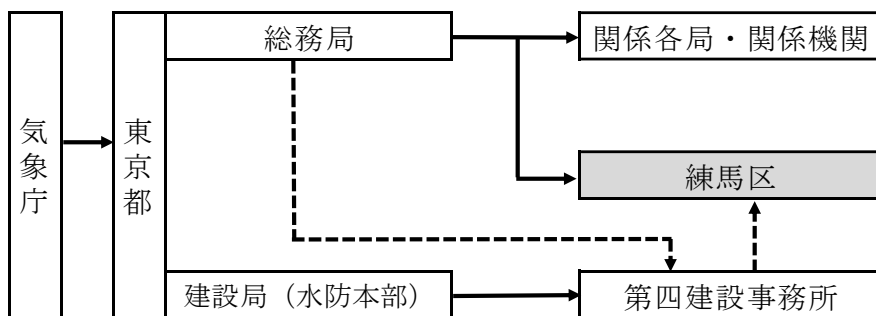
(2) 情報の内容

東京都は、石神井川・白子川・江古田川の流域内の区市に対して、必要に応じて次のような情報を提供します。

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 石神井川・白子川・江古田川の流域の区市が発令した避難指示等 |
| ② 石神井川・白子川・江古田川の流域の区市からの浸水状況報告等 |
| ③ 避難が必要な区域                      |
| ④ 石神井川・白子川・江古田川の流域の水位・雨量状況      |
| ⑤ その他                           |

### 3 東京都水防計画における情報伝達系統図

(1) 気象情報の伝達系統図



- 基本系（情報伝達の第1系統）
- - - 補助系（確実な伝達を図るための第2系統）

常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る

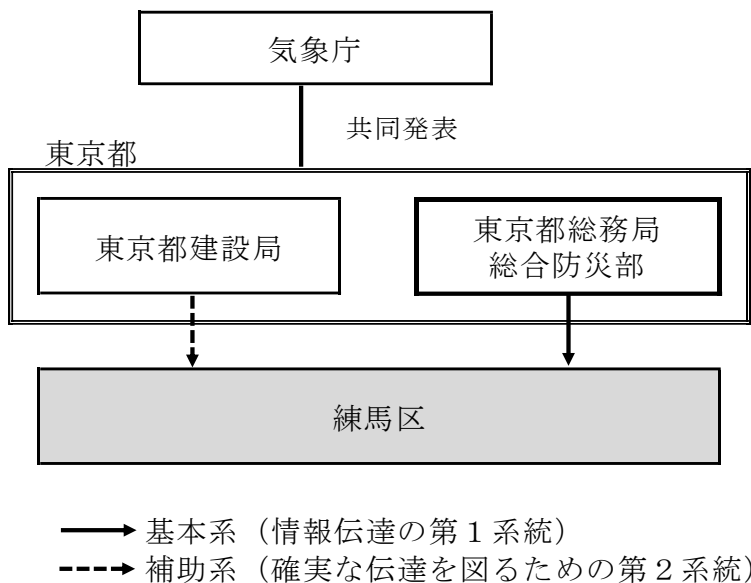
- ・気象庁が発表した気象情報は、報道機関を通じて区民にも伝達。
- ・気象庁が発表した気象情報は、総務省消防庁およびN T T東日本（特別警報、警報）を通じて練馬区に伝達。

### Ⅲ風水害等編

#### 第2章情報収集・伝達

##### (2) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

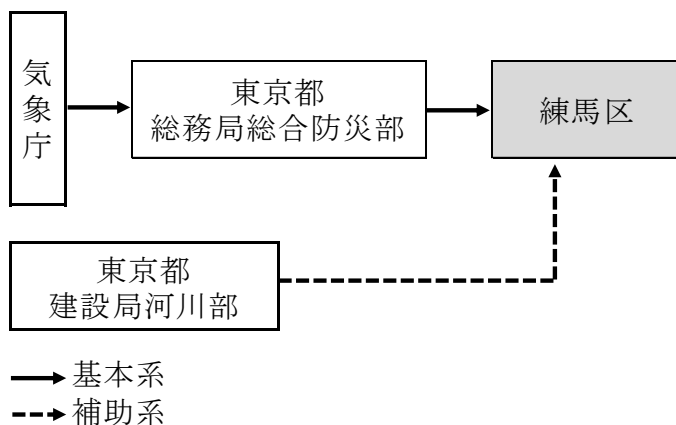
東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとします。



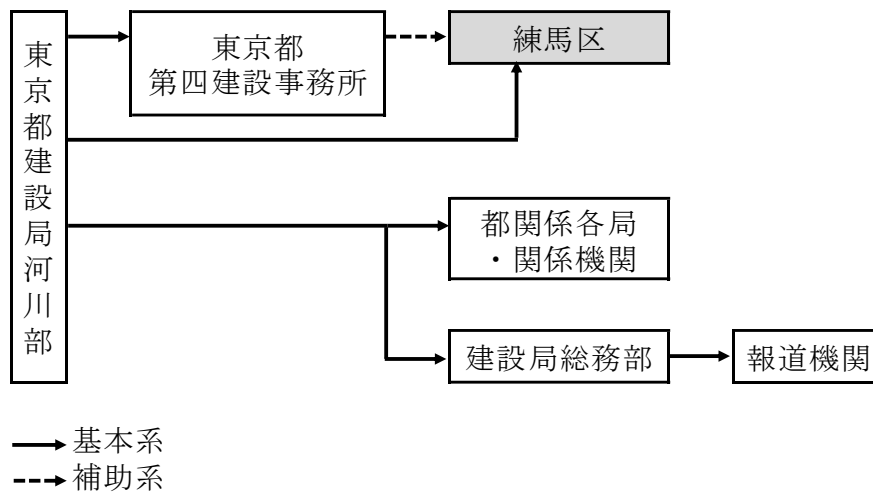
##### (3) 洪水予報・水位周知伝達系統図

石神井川、白子川の氾濫危険情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとします。

###### 【石神井川】



【白子川】



※白子川の浸水域は埼玉県に及ぶため、東京都建設局河川部から埼玉県県土整備部河川砂防課へも情報伝達する。

## 第2款 被害状況の報告【危機管理室】

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被災状況等について、次により東京都に報告します。なお、東京都に報告ができない場合は、国（総務省消防庁）に報告します。

### 1 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（DIS）の入力によります。

ただし、システム障害等によりDISに入力できない場合は、電話、ファクス等により報告します。

### 2 報告事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害状況（「被害程度の認定基準」に基づく。）
- (5) 災害に対して既にとった措置および今後とろうとする措置
- (6) 救助法適用の要否および必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

### 第3款 隣接自治体からの情報収集および共有【危機管理室】

台風接近時など、風水害の発生が予想される場合、区は、隣接する全ての区市との間で、避難所の開設状況の情報共有、避難者の相互受入れ、その他災害情報の共有を行うこととしています。

### 第4款 その他の情報収集手段【危機管理室、土木部】

避難指示等の発令など災害時に適切な判断を行うため、東京都や隣接自治体から伝達される情報のほか、区は以下の手段等により積極的に情報収集を行います。

#### 1 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

気象庁東京管区气象台は、大雨時等において東京都および区市町村における避難指示の判断等の防災対策を支援するため、東京都および区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な専用電話（ホットライン）を設置し、運用しています。

また、区は、避難指示の判断や防災体制の検討を行う際などに、気象庁東京管区气象台に対し、直接、気象状況とその見通しを照会します。

#### 2 水位計等による観測および河川等の監視警戒

風水害時には、区および東京都が設置している水位計、観測カメラ等により、区内河川および下水道幹線の水位の状況を確認します。

また、気象状況および水位に応じて、浸水や土砂災害の発生するおそれのある地域のパトロールを行います。

パトロールの結果、異状や災害発生の兆候を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じます。

#### 3 民間の気象情報提供サービスの利用

近年の局所的集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するためには、より詳細で迅速な気象情報の入手が必要です。そのため、区では水災害に対し、適切かつ迅速な判断をするため、民間の気象情報提供事業者による気象状況提供サービスを利用して情報の収集を行います。

#### 4 区民からの通報等

災害発生のおそれがある異常な現象を発見した区民等から区へ通報があったときは、直ちに現場をパトロールし、災害発生またはその兆候があると確認した場合は、関係機関に連絡します（災対法第54条）。



## 第2節 気象情報、警報等の伝達

発災前の気象情報や警報、水位情報等の収集を速やかに行い、区民および防災関係機関に伝達します。

### 第1款 区民に対する情報の伝達手段【危機管理室、区長室】

風水害時に、区民に対し確実に情報伝達を行うため、区は、可能な限り多様な手段を組み合わせることで情報を伝達します。

そのため、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が配信される「プッシュ型」の伝達手段と、受け手側が能動的な操作で必要な情報を取りに行く「プル型」の伝達手段を組み合わせることで情報の伝達を行います。

情報伝達には、以下の手段を活用します。なお、各手段の活用方法については、「Ⅱ防災本編 第1章 第1節 情報通信の確立」の記載を準用します。

- ①同報系防災行政無線
- ②ねりま情報メール
- ③SNS
- ④緊急速報メール

緊急速報メールは、区が災害時に発令する避難指示【警戒レベル4】と緊急安全確保【警戒レベル5】の避難情報を区民に周知する時に使用します。

- ⑤Lアラート

東京都災害情報システム(DIS)に情報を入力することで、避難情報である高齢者等避難【警戒レベル3】、避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】をLアラートを通じて発信します。

- ⑥区公式ホームページ
- ⑦ヤフー防災速報
- ⑧広報車の活用

Ⅲ風水害等編

第2章情報収集・伝達

【風水害時の情報伝達手段と伝達内容】

	伝達手段	情報の内容
1	同報系防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難指示等の発令情報（警戒レベル4、5）</li> <li>●気象特別警報</li> </ul>
2	ねりま情報メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報</li> <li>●河川の水位情報</li> <li>●避難所開設状況</li> <li>●区事業・施設の休止状況</li> <li>●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5）</li> <li>●その他、停電情報や区立施設の混雑状況・被害状況など台風関連全般</li> </ul>
3	SNS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報</li> <li>●避難所開設状況</li> <li>●区事業・施設の休止状況</li> <li>●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5）</li> <li>●その他、停電情報や区立施設の混雑状況・被害状況など台風関連全般</li> </ul>
4	緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難指示等の発令情報（警戒レベル4、5）</li> </ul>
5	Lアラート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所開設状況</li> <li>●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5）</li> </ul>
6	区公式ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報</li> <li>●避難所開設状況</li> <li>●区事業・施設の休止状況</li> <li>●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5）</li> <li>●その他、停電情報や区立施設の混雑状況・被害状況など台風関連全般</li> </ul>
7	ヤフー防災速報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報</li> <li>●区事業・施設の休止状況</li> <li>●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5）</li> <li>●その他、停電情報や台風関連全般</li> </ul>
8	広報車	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難指示等の発令情報（警戒レベル3、4、5）</li> </ul>

## 第2款 伝達する情報【危機管理室、土木部】

### 1 気象情報

#### (1) 気象警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときは「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときは「警報」が現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表されます。

気象庁は、対象となる現象や災害の内容によって以下のとおり7種類の警報、16種類の注意報、5種類の早期注意情報を発表します。

警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
早期注意情報	大雨、暴風（暴風雪）、大雪、波浪、高潮

警報や注意報は、気象要素（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表されます。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表されることがあります。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用されることもあります。

練馬区の「警報・注意報発表基準一覧表」は以下のとおりです（令和5年6月8日現在 出典：気象庁ホームページ）。

Ⅲ風水害等編  
第2章情報収集・伝達

練馬区	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村をまとめた地域		23区西部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	139
	洪水	流域雨量指数基準		白子川流域=8.1
		複合基準 ※	石神井川流域=(20, 7, 2) 白子川流域(18, 7, 2)	
		指定河川洪水予報による基準	石神井川 [向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]	
	暴風	平均風速		25m/s
	暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準		14
		土壌雨量指数基準		118
	洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域=9.5 白子川流域=6.4
		複合基準 ※	石神井川流域=(11, 6, 1) 白子川流域=(10, 5, 3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速		13m/s
	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雪等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%		
	なだれ			
	低温	夏季(平均気温): 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬季(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下		
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に気象庁が発表し、最大限の警戒を呼びかけるものです。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりです。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(出典：気象庁ホームページ)

東京都は、気象庁から特別警報の通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに関係区市町村長に通知します。

区は、特別警報について、東京都、総務省消防庁等から通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに区民および関係機関に周知します。

(3) 竜巻等の激しい突風の発生する恐れがある時の情報

○ 予告的な気象情報

発達した低気圧などにより大雨などによる災害が予想される場合、通常半日～1日程度前に、予告的な気象情報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風も予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかけます。

○ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかけますが、竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかけます。

○ 竜巻注意情報

竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた都道府県などを対象に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表します。発表から1時間程度は竜巻などの激しい突風に対する注意が必要です。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができます。

○ 竜巻発生確度ナウキャスト

10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさを実況と1時間先まで

### Ⅲ風水害等編

#### 第2章情報収集・伝達

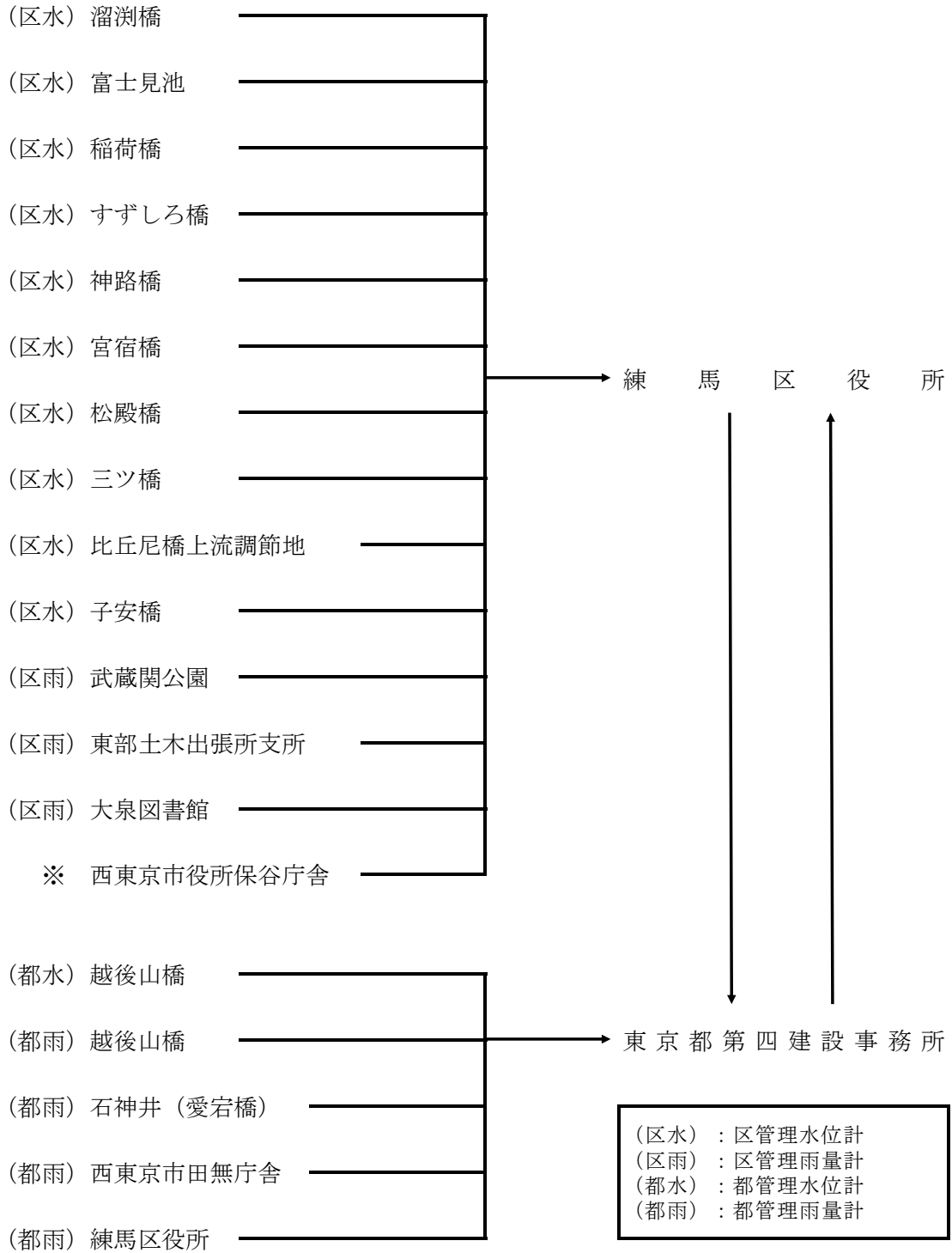
の予測により10分ごとに提供します。発生確度1や2は、「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味します。

(出典：気象庁ホームページ)

## 2 雨量、水位に関する情報

### (1) 水位雨量等観測装置

練馬区管内の石神井川および白子川の各水位・雨量データを遠隔観測・自動記録するものです。



※区が管理する転送装置により、西東京市が管理する雨量計のデータを区に転送しています。

### Ⅲ風水害等編

#### 第2章情報収集・伝達

##### (2) 水位警報局

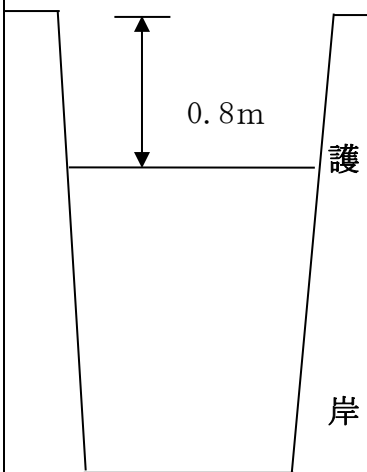
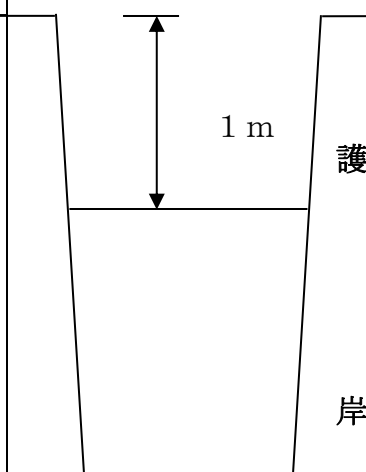
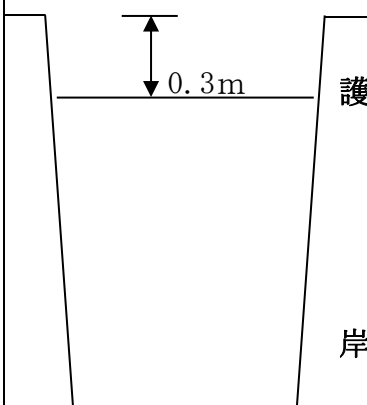
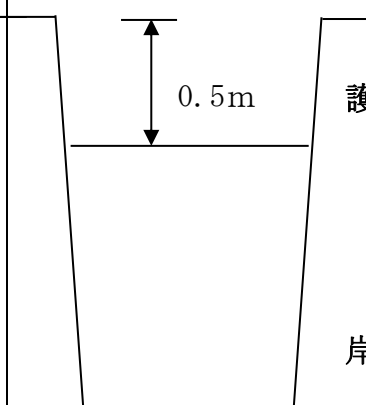
区では、河川の水害による被害軽減のため、次の水位警報局を設置しています。

水位警報局内に設置されている水位計が、警報1（警戒水位）または警報2（危険水位）に達すると、付近住民に自動的に注意を促すアナウンスが流れます。

水位警報局	概要
関町 (水位計：富士見池、稲荷橋) (石神井川の関町地区に設置)	水位計のいずれかが設定水位に達すると、アナウンスが流れます。 アナウンスと同時に練馬区役所および石神井消防署関町出張所に自動通報されます。
すずしろ橋 (水位計：すずしろ橋) (石神井川の富士見台・高野台地区に設置)	水位計の設定水位に達するとアナウンスが流れます。 アナウンスと同時に練馬区役所に自動通報されます。
神路橋 (水位計：神路橋) (石神井川の向山・高松地区に設置)	水位計の設定水位に達するとアナウンスが流れます。 アナウンスと同時に練馬区役所に自動通報されます。
比丘尼橋上流調節池 (水位計：三ツ橋 ・比丘尼橋上流調節池) (白子川の比丘尼橋上流調節池に設置)	水位計のいずれかが設定水位に達すると、アナウンスが流れます。 アナウンスと同時に練馬区役所に自動通報されます。



水位警報装置による警報の内容（関町水位警報局の場合）

警報 1 （警戒水位）	富士見池	稲荷橋	チャイム音 ×1回  <b>「こちらは練馬区 です。ただいま石 神井川の水が増え ておりますのでご 注意ください」</b>  のアナウンス×2回  サイレン 20 秒吹鳴 ×5回  以上を 30 分ごとに 放送します。
			
警報 2 （危険水位）	富士見池	稲荷橋	サイレン 8 秒吹鳴 ×10回  <b>「こちらは練馬区 です。ただいま 石神井川の水が あふれるおそれ が発生しまし た」</b>  のアナウンス×2回  以上を 30 分ごとに 放送します。
			

### Ⅲ風水害等編

#### 第2章情報収集・伝達

##### (3) 洪水予報河川の氾濫危険情報（石神井川）

東京都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川と指定し、洪水予報（氾濫危険情報）を共同発表します。氾濫危険情報は、基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合に、東京都水防計画に定める水防関係機関に氾濫危険情報を通知します。区内の河川では、石神井川が令和5年2月に洪水予報河川に指定されています。

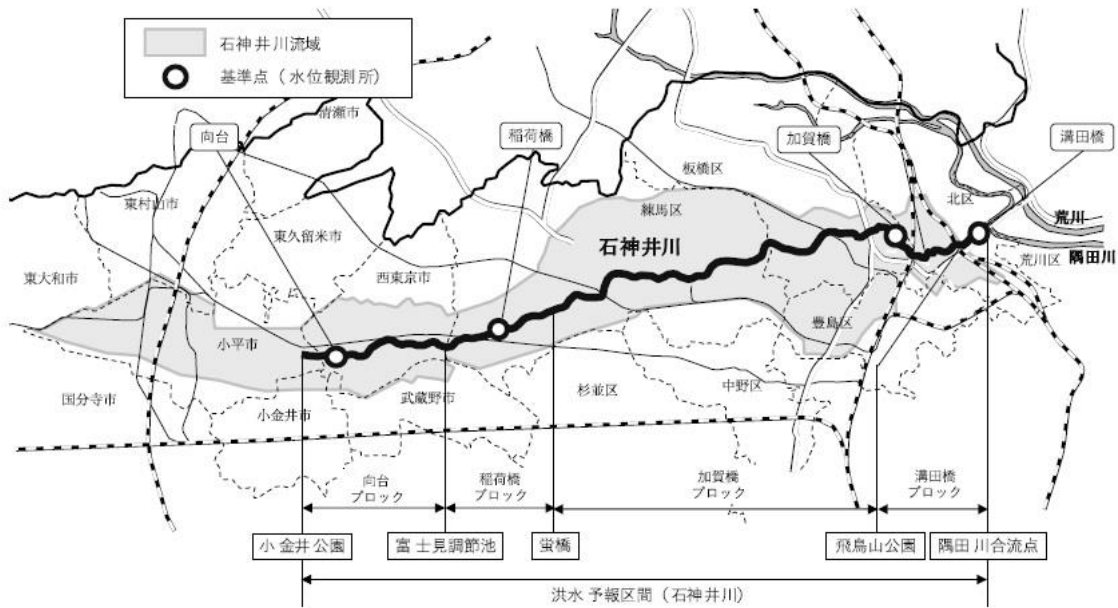
##### ① 洪水予報の発表基準水位

観測所名	所在地	氾濫危険水位	氾濫発生水位
向台	西東京市 向台	58.64m	59.12m
稲荷橋	練馬区 石神井台	46.78m	47.51m
加賀橋	板橋区 加賀	14.50m	16.50m
溝田橋	北区 堀船	4.70m	5.42m

基準：A.P.\*

※ Arakawa Peil・・・荒川工事基準面。東京湾霊岸島量水標の目盛による基準面零位を基準とする基本水準面。

② 石神井川基準点位置図



※令和5年度東京都水防計画より引用

③ 洪水予報河川の範囲 (石神井川)

区 間		基準地点	東京都担当 建設事務所
左岸	自 小平市花小金井南町 (小金井公園) 至 西東京市東伏見三丁目 (富士見調節池)	向台	北多摩南部 建設事務所 ・北多摩北部 建設事務所
右岸	自 小平市花小金井南町 (小金井公園) 至 西東京市東伏見三丁目 (富士見調節池)		
左岸	自 練馬区関町北三丁目 (富士見調節池) 至 練馬区石神井台一丁目 (蛍橋)	稲荷橋	第四 建設事務所
右岸	自 練馬区関町北三丁目 (富士見調節池) 至 練馬区上石神井三丁目 (蛍橋)		
左岸	自 練馬区石神井台一丁目 (蛍橋) 至 北区王子本町一丁目 (飛鳥山公園)	加賀橋	
右岸	自 練馬区上石神井三丁目 (蛍橋) 至 北区滝野川二丁目 (飛鳥山公園)		
左岸	自 北区王子本町一丁目 (飛鳥山公園) 至 北区堀船三丁目 (隅田川合流地点)	溝田橋	第六 建設事務所
右岸	自 北区滝野川二丁目 (飛鳥山公園) 至 北区ほり (飛鳥山公園)		

④ 洪水予報の種類と発表基準（東京都）

種 類	発 表 基 準
石神井川 氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき。 あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
石神井川 氾濫注意情報 解除	全ての基準地点の推移が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。

(4) 水位周知河川の氾濫危険情報（白子川）

東京都は、水位周知河川（洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川）を指定し、氾濫危険水位に達した場合は直ちに、東京都水防計画に定める水防関係機関に氾濫危険情報を通知します。

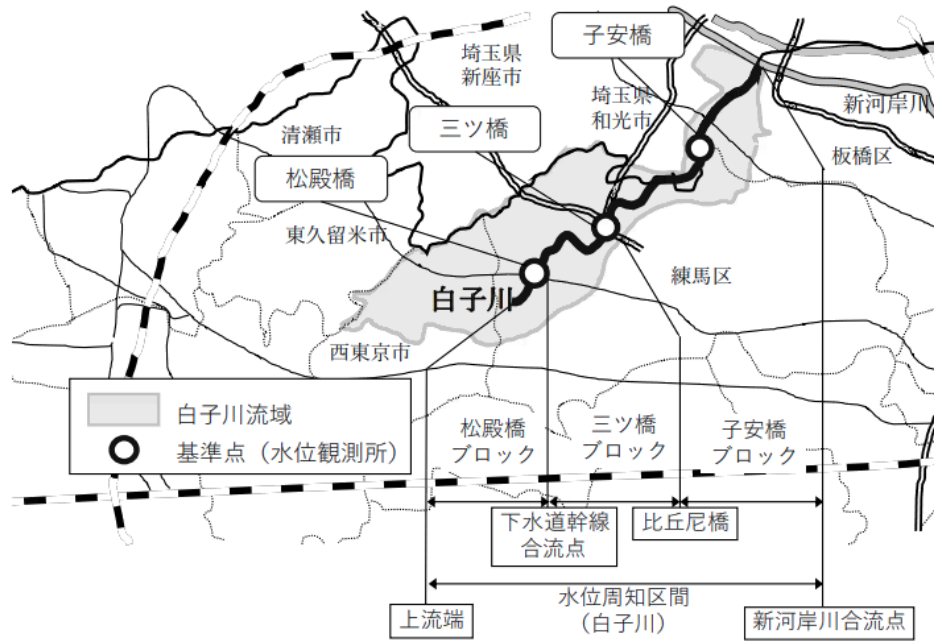
区内の河川では、令和5年4月に白子川が水位周知河川に指定されています。

① 水位周知の発表基準水位

観測所名	所在地	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫発生水位
松殿橋	練馬区東大泉	44.06m	44.87m
三ツ橋	練馬区東大泉	35.81m	36.54m
子安橋	練馬区旭町	16.59m	17.06m

基準：A.P.

② 白子川基準点位置図



※令和5年度東京都水防計画より引用

③ 水位周知河川の範囲（白子川）

区 間		基準地 点	東京都担当 建設事務所
左岸	自 練馬区南大泉四丁目（上流端） 至 練馬区西大泉一丁目（宮の橋上流）	松殿橋	第四建設事務所
右岸	自 練馬区東大泉七丁目（上流端） 至 練馬区東大泉四丁目（宮の橋上流）		
左岸	自 練馬区西大泉一丁目（宮の橋上流） 至 練馬区大泉町六丁目（比丘尼橋）	三ツ橋	
右岸	自 練馬区東大泉四丁目（宮の橋上流） 至 練馬区東大泉二丁目（比丘尼橋）		
左岸	自 練馬区大泉町6丁目（比丘尼橋） 至 埼玉県和光市下新倉六丁目 （新河岸川合流点）	子安橋	
右岸	自 練馬区東大泉二丁目（比丘尼橋） 至 板橋区美園二丁目（新河岸川合流地点）		

④ 水位周知の種類と発表基準（東京都）

種 類	発 表 基 準
白子川 氾濫危険情報	基準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
白子川 氾濫注意情報 解除	全ての基準点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。

### 3 土砂災害警戒情報

(1) 発表の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、区市町村が防災活動や避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援および住民の自主的な避難判断等の参考となるように区市町村毎に発表されます。

(2) 発表方法

土砂災害警戒情報は、東京都と気象庁が共同で発表します。東京都は、土砂災害防止法第27条に基づき、土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、あらかじめ定めた降雨量の警戒基準により、土砂災害警戒情報を関係のある区市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じます。

気象庁は、気象業務法第13条に基づき大雨注意報・警報を通知するとともに、同法第11条に基づいた気象情報の1つとして、土砂災害警戒情報を関係機関に通知します。

区は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、情報の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や住民に対する避難指示等の円滑な発令に活用します。

### 第3款 要配慮者利用施設への情報伝達【危機管理室】

浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、風水害時における利用者の円滑な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、区に提出することとなっています。（対象施設は【資料編 資料30-033】を参照）

区は、提出された避難確保計画に記載されている連絡方法に従い、風水害時には各施設に対して気象情報や避難所開設状況などの情報を伝達します。

なお、台風接近時には、台風最接近の2日前から情報伝達を開始します。

## 第3節 避難情報の発令等

区民の生命または身体を災害から保護するため、必要に応じて避難指示等の判断・発令を行い、伝達します。

### 第1款 区民の避難行動を促す情報【危機管理室】

災対法では、住民の生命、身体を災害から保護するために、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされています。

災対法に基づき、区民の避難が必要と判断した場合には、区長はその状況に応じた避難情報を発令します。

発令する避難情報、警戒レベルおよびそれに対応した避難行動は以下のとおりです。

#### 1 高齢者等避難（警戒レベル3）

災対法第56条第2項に基づき、高齢者等（要配慮者やその支援者）の避難に時間のかかる区民に避難を促すために発令します。

高齢者等以外の区民に対しても、必要に応じ普段の行動の見合わせ、避難の準備、自主的な避難等の行動を促します。

#### 2 避難指示（警戒レベル4）

災対法第60条第1項に基づき 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するために発令します。避難指示を発令した地域のうち、低層階や平屋の居住者など、自宅等に留まると身の安全を確保できない区民に対して、立退きを指示します。

一方で、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能である区民には、必ずしも立退き避難を指示せず、屋内安全確保（垂直避難）を促します。ただし土砂災害については、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないため、立退き避難を基本とします。

#### 3 緊急安全確保（警戒レベル5）

災対法第60条第3項に基づき、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、立退き避難がかえって生命に危険が及ぶおそれが

Ⅲ風水害等編

第2章情報収集・伝達

あり、緊急を要するときに発令します。

緊急安全確保を発令した地域において、避難中の区民が確実な避難行動を完了するよう促します。いまだ危険な場所にいる区民等に対しては、高所への移動、近くの堅固な建物への退避等、身の安全を可能な限り確保するために相対的に安全である場所への移動を求めます。

【警戒レベルと避難行動および防災気象情報の関係】

	発令種別	避難行動	防災気象情報等
警戒レベル5	緊急安全確保	すでに災害が発生、または、切迫している状況。命を守るため、最善の行動。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雨特別警報</li> <li>●氾濫発生情報</li> <li>●キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）</li> </ul>
警戒レベル4	避難指示	危険な場所にいる人は全員速やかに避難先へ避難。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害警戒情報</li> <li>●キキクル（危険度分布） 「危険」（紫）</li> <li>●氾濫危険情報</li> </ul>
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所にいる避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者は避難。 その他の人は、避難の準備。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雨警報（土砂災害）</li> <li>●洪水警報</li> <li>●キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤）</li> </ul>
警戒レベル2	—	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キキクル（危険度分布） 「注意」（黄）</li> <li>●大雨注意報</li> <li>●洪水注意報</li> <li>●高潮注意報</li> </ul>



	発令種別	避難行動	防災気象情報等
警戒レベル1	—	防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	●早期注意情報（警報級の可能性）（大雨に関して翌日までの期間に〔高〕または〔中〕が予想されている場合）

## 第2款 避難指示等の発令基準【危機管理室、土木部】

河川の溢水や崖崩れ等が発生し、または発生するおそれがあり、区民を避難させる必要があると認めるときは、区長は、警察署長および消防署長と協議して、高齢者等避難、避難指示を発令します。

### 1 洪水・浸水害の場合

水害ハザードマップにおける「河川氾濫時の浸水区域」を、避難情報を発令する対象地域として想定します。具体的には、【資料編 資料30-034】の地域とします。

区内を流れる石神井川や白子川は、降雨により急激に水位が上昇し、警報1（警戒水位）を超えた後、時間をおかずに警報2（危険水位）に到達し、さらに氾濫するケースが予想されます。そのため、高齢者などの避難に要する時間等を考慮し、洪水警報が発表され今後の大雨により河川の氾濫の危険性が想定される段階で、高齢者等避難の発令を検討します。また、避難指示等の発令にあたっては、各河川の水位観測所（テレメーター）の水位情報、気象情報、現場の状況等を考慮し、以下の基準により判断を行います。

【水害時の避難情報の発令基準】

警戒レベル	区の発令	区が避難情報を発令する際の基準	周知方法
3	高齢者等避難	<p>①～③をいずれも満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①洪水警報【気象庁】</p> <p>②洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）「警戒（赤）」【気象庁】</p> <p>③流域雨量指数の予測値が6時間先までに「警戒（赤）」になっている場合【気象庁】</p> <p>※特に、夕方～翌朝に上記を満たすことが想定される場合は、避難時の安全性を考慮し、前倒して発令</p>	<p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>
4	避難指示	<p>(1) 石神井川・白子川</p> <p>①～④をいずれも満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①石神井川：氾濫危険情報【都・気象庁】</p> <p>白子川：氾濫危険情報【都】</p> <p>②区が定める警戒水位に到達【各水位観測所】</p> <p>③洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）「危険（紫）」【気象庁】</p> <p>④流域雨量指数の予測値が6時間先までに「危険（紫）」になっている場合【気象庁】</p> <p>(2) 江古田川</p> <p>次を満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）「危険（紫）」【気象庁】</p>	<p>同報系防災無線</p> <p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>エリアメール</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>
5	緊急安全確保	<p>①～③のいずれかを満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①氾濫発生水位に到達【各水位観測所、水位観測カメラ等】</p> <p>②大雨特別警報（浸水害）</p> <p>③洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）「災害切迫（黒）」【気象庁】</p>	<p>同報系防災無線</p> <p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>エリアメール</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>

【各河川の水位観測所と警報水位】

河川	水位観測所名	水位（護岸までの水位）	
		警報1 （警戒水位）	警報2 （危険水位）
石神井川	溜渕橋	-100cm	-50cm
	富士見池	-80cm	-30cm
	稲荷橋	-100cm	-50cm
	すずしろ橋	-100cm	-50cm
	神路橋	-100cm	-50cm
	宮宿橋	-100cm	-50cm
白子川	松殿橋	-100cm	-50cm
	三ツ橋	-158cm	-50cm
	比丘尼橋 上流調節池	—	※ 50cm
	越後山橋	-100cm	-50cm
	子安橋	-100cm	-50cm

※ 比丘尼橋上流調節池は、50cm水が貯まると警報2（危険水位）に達します。

## 2 土砂災害の場合

練馬区内には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（15箇所）と土砂災害特別警戒区域（11箇所）が指定されています。これらの地域を、避難情報を発令する対象地域として想定します。

【資料編 資料30-034参照】

高齢者などの避難に要する時間等を考慮し、大雨警報（土砂災害）が発表され、今後の大雨により土砂災害の危険が想定される段階で高齢者等避難の発令を検討します。

また、避難指示の判断にあたっては、土砂災害警戒情報の発表を判断の基本とします。

【土砂災害時の避難情報の発令基準】

警戒レベル	区の発令	区が避難情報を発令する際の基準	周知方法
3	高齢者等避難	<p>①～③のいずれも満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①大雨警報（土砂災害）【気象庁】</p> <p>②大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「警戒（赤）」【気象庁】</p> <p>③土砂災害警戒情報発表の可能性が示唆された場合【都・気象庁】</p> <p>※特に、夕方～翌朝に上記を満たすことが想定される場合は、避難時の安全性を考慮し、前倒しで発令</p>	<p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>
4	避難指示	<p>①～②のいずれも満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①土砂災害警戒情報【都・気象庁】</p> <p>②大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「危険（紫）」【気象庁】</p>	<p>同報系防災無線</p> <p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>エリアメール</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>
5	緊急安全確保	<p>①～③のいずれかを満たす場合、必要に応じ土木部の現場確認による情報と併せて判断</p> <p>①土砂災害発生情報【防災関係機関、住民等の情報】</p> <p>②大雨特別警報（土砂災害）</p> <p>③大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）「災害切迫（黒）」【気象庁】</p>	<p>同報系防災無線</p> <p>ねりま情報メール</p> <p>SNS</p> <p>エリアメール</p> <p>Lアラート</p> <p>区ホームページ</p> <p>ヤフー防災速報</p> <p>広報車</p>

### 3 早めの判断が求められる場合

台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表または発表される恐れがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行います。また、大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合にも早めの判断を行います。

## 4 避難指示等の解除

避難指示等の解除については、水害に関して、水位が警報2（危険水位）を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として行います。また、土砂災害に関しては、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として行います。ただし、土砂災害が発生した場合には慎重に解除の判断を行うものとします。

### 第3款 避難情報の判断に関する関係機関の助言【危機管理室】

区長は、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や東京都等に助言を求めることができます。助言を求めるとのできる対象機関は、次のとおりです。

- ・ 水害  
東京都建設局第四建設事務所（一級河川指定区間）
- ・ 土砂災害  
国土交通省砂防所管事務所、東京都建設局第四建設事務所
- ・ 気象  
気象庁東京管区气象台等

### 第4款 避難行動要支援者の避難のための情報伝達【危機管理室、福祉部】

#### 1 高齢者等避難等の発令・伝達

高齢者等避難発令は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報です。そのため、区は高齢者等避難等の発令および伝達にあたっては、次のような配慮を行います。

- ・ 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- ・ 障害の区分によって、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ・ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで伝達する。

#### 2 多様な手段の活用による情報伝達

区は、避難行動要支援者自身が避難行動に必要な情報を取得できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行います。（第3章第2節 気象情報、警報等の伝達 参照）

## 第3章 医療救護対策

### 第1款 医療救護活動【健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

医療救護活動については、「Ⅱ防災本編 第2章 第1節」を準用します。

### 第2款 遺体の取扱い【危機管理室、地域文化部、区民部、警視庁、警察署、東京都保健医療局】

遺体の取扱いについては、「Ⅱ防災本編 第2章 第2節」を準用します。

## 第4章 交通およびライフラインの確保

### 第1款 警備・交通規制対策【警察署】

警備・交通規制対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第1節 警備・交通規制対策」を準用します。

### 第2款 公共交通機関の対策【各公共交通機関】

鉄道事業者の災害時の運転規制については、各社の規定に従い実施します。なお、大型の台風等が接近・上陸する場合等については、乗客の安全確保等の観点から、路線の特性に応じて、計画運休を実施する場合があります。

鉄道の計画運休については、国土交通省と鉄道事業者等による「鉄道の計画運休に関する検討会議」において検証を行い、令和元年10月に最終取りまとめが出されました。

**【鉄道の計画運休の実施についての取りまとめ】（令和元年10月11日）**

- 1 計画運休の実施について
- 2 運転再開にあたっての安全確認
- 3 利用者等への情報提供
- 4 計画運休およびその後の運転再開に関する社会的理解の醸成

### 第3款 ライフライン施設等の対策【東京都水道局、東京都下水道局、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本、日本郵便(株)、各公共交通機関】

ライフライン施設等の対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第3節 ライフライン施設等の対策」を準用します。

## 第5章 物流・備蓄・輸送対策

### 第1款 備蓄対策【危機管理室】

風水害時の避難所には、地震のときの避難所である「避難拠点」のようにあらかじめ飲料水や食料、生活必需品を備蓄していません。

そのため、避難所開設前に区内に22か所ある集中備蓄倉庫から必要物資を運搬し、開設に備えます。

なお、被害が長期化した場合（概ね24時間を超える場合）には、追加で物資を運搬します。

上記以外の備蓄対策については、「Ⅱ防災本編 第4章 第1節 備蓄対策」を準用します。

### 第2款 緊急輸送対策【土木部、警察署、東京都建設局】

緊急輸送対策については、「Ⅱ防災本編 第4章 第2節 緊急輸送対策」を準用します。

### 第3款 飲料水・食料等の調達と供給【危機管理室、総務部、教育振興部、東京都水道局】

風水害時の飲料水・食料等の調達については、区の備蓄で対応することを原則としています。そのため、地震の際に実施する以下の対応は実施しません。

- 応急給水用資器材（スタンドパイプ）、学校の受水槽やプール水、消火栓等を活用しての応急給水活動
- 避難所での炊き出し

ただし、被害が長期化した場合（概ね24時間を超える場合）には、「Ⅱ防災本編 第4章 第3節 飲料水・食料等の調達と供給」を準用します。



## 第6章 被災者・避難者対策

### 第1節 避難誘導

高齢者等避難、避難指示の発令時等に、適切な避難誘導を行います。

#### 第1款 災害の態様と避難【危機管理室】

災害が発生した場合でも、危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。避難を行う場合は、次のとおりです。

- 1 区民が自主的な判断に基づいて行う避難  
(例：自宅の倒壊 等)
- 2 避難指示等に従って行う避難  
(例：土砂災害、洪水 等)
- 3 警戒区域設定に応じて行う避難

災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することもあります。避難所への移動がかえって危険だと判断した場合には「近隣の安全な場所」へ移動することも避難行動として考えられます。さらに、「近隣の安全な場所」への避難すら危険だと判断した場合には、命が助かる可能性が少しでも高い避難行動として、建物のより安全な場所（例えば屋内の高いところや、場合によっては屋上など）へ移動する「屋内安全確保」を行うことが考えられます。

対象とする災害が水害の場合、避難指示等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令されるため、同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの避難行動が異なることとなります。

区民は、水害ハザードマップ等をもとに、立退き避難が必要な場所なのか、垂直避難等で危険から逃れられる場所なのかをあらかじめ確認・認識しておき、避難指示等が発令された場合に迷わず避難行動がとれるようにする必要があります。

#### 第2款 避難誘導【危機管理室、警察署、消防署】

##### 1 区役所の役割

- (1) 区長は、区域内において危険等が切迫した場合に、要避難地域および避難先を定めて避難を指示します。

- (2) 避難指示等を行った旨を東京都に報告します。
- (3) 避難の準備または指示が出された場合、警察署および消防署の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所等に誘導します。
- (4) 高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、区民防災組織等、地域住民の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行います。
- (5) 避難の準備または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておきます。

## 2 防災会の役割

避難指示等が出された場合には、避難する旨を区域内に伝達します。特に避難行動要支援者については、日頃の情報に基づき、避難を支援します。

## 3 警察署の役割

- (1) 避難指示等が出された場合には、必要な箇所に要員を配置するなどして、避難者の安全確保を図りながら、指定された避難所等に誘導します。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させます。
- (2) 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握および危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努めます。

## 4 消防署の役割

- (1) 避難指示等が出された場合は、災害の規模、道路橋梁の状況および消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区、関係機関に通報します。
- (2) 避難指示等が出された場合は、災害状況および消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示等の伝達を行います。
- (3) 避難が開始された場合は、消防団員や関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとります。

## 5 消防団の役割

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら避難者の安全確保と避難場所の安全確保に努めます。

## 第2節 避難所の指定、開設、運営管理

風水害時には、降雨状況や河川の氾濫・浸水害等の危険性に応じて、速やかに避難所を開設し、避難者を受入れます。

### 第1款 風水害時の避難所の指定【危機管理室】

風水害時の避難所は、主に地区区民館や地域集会所などの区立施設であり、地震のときに開設される「避難拠点」とは異なります。

避難所は、開設する優先度に応じてA（7箇所）、B（39箇所）、C（28箇所）に分類し、降雨状況や地域ごとの河川の氾濫・浸水害や土砂災害の危険性に応じて優先度順に開設します。河川の氾濫・浸水害や土砂災害の危険性がさらに高まった場合は、区立小中学校の一部も避難所として開設します。

また、避難所の運営手順や人員体制をあらかじめ明確にし、円滑に避難所の開設・運営ができるようにするとともに、日頃から「防災の手引」や区公式ホームページ等を通じて、地震の時と風水害時の避難先が異なることを区民へ周知していきます。

#### 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

災対法の規定により、円滑かつ迅速な避難のための立退きを確保するため、災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定します（災対法第49条の4）。あわせて被災者が一時的に滞在するための「指定避難所」を指定します（災対法第49条の7）。

区は、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」として区立施設と区立小中学校を指定しています。

災害の種類	指定緊急避難場所	指定避難所
洪水	区立施設 区立小中学校	区立施設 区立小中学校
崖崩れ、土石流 及び地滑り	区立施設 区立小中学校	
内水氾濫	区立施設 区立小中学校	

※ 想定される浸水深が深い場所に位置している区立施設、区立小中学校は指定していません。

※ 崖崩れ、土石流及び地滑りの指定緊急避難場所は、本款「3 土砂災害時の避難所」に記載の施設のみです。

## 2 水害時の避難所

〔資料編 資料 30-020〕を参照

## 3 土砂災害の指定区域と避難所

区は、土砂災害のおそれがあると判断した場合には、状況に応じて次の避難所を開設します。

指定区域	避難所
桜台六丁目区域	桜台地区区民館 開進第三中学校
大泉町一丁目・土支田四丁目区域	土支田地域集会所 土支田中央地域集会所
南田中三・五丁目区域	南田中敬老館 南田中小学校
旭町二・三丁目区域 ※	旭町地域集会所 旭町小学校
大泉町一・三丁目区域	大泉第一小学校
関町北三丁目区域	関区民センター 関町小学校
上石神井三丁目区域	区域内に家屋がないため、指定避難所はありません。

※ 旭町三丁目については、板橋区内で指定された土砂災害警戒区域のうち一部が練馬区に該当します。

## 第2款 避難所の開設【危機管理室】

区は、台風接近時や集中豪雨などの際に区民が自主的に避難できるよう、台風の強さ、降雨の状況、河川の水位等を総合的に考慮して開設する避難所を決定します。

さらに、河川の溢水や崖崩れ等が発生し、または発生する恐れがあり、当該地域住民を避難させる必要があると認めたときは、追加で避難所を開設するとともに、区長は、警察署長および消防署長と協議して、避難指示等を発令します。

### 1 開設基準

台風接近時は、練馬区行政タイムラインに沿って、原則として台風最接近の2日前に開設する避難所を決定し、区公式ホームページやねりま情報メールなどを活用して区民へ周知します。

開設する避難所は、降雨状況や地域ごとの河川の氾濫・浸水害や土砂災

害の危険性に応じて、あらかじめ定めた開設優先度（A～C）を踏まえ決定します。

## 2 開設時期

台風接近時には、最接近の前日に開設します。台風以外の風水害時には、河川の溢水や土砂災害の危険等が確認された際に速やかに開設します。

## 3 開設および避難者の受入れ

受入体制が整った後、避難者の受入れを開始します。避難所を開設したときは、東京都へ報告するとともに、関係機関へ周知します。

また、避難所の収容人数を超える避難者が殺到することを避けるため、区（災対本部）は、各避難所からの定時報告を基に各避難所の受入人数を常に把握するとともに、区公式ホームページに避難所の混雑状況を掲載します。避難所には、区民以外（近隣区市の住民、旅行者や帰宅困難者など）の受入れも行います。

なお、風水害時の避難でも、地震の時の避難と同様、ペットの同行避難を行います。そのため、各避難所では、あらかじめペットの受入れ場所を想定しておきます。

避難所でのペットの世話は飼い主の責任で行います。また、ケージや餌は飼い主が持参することを原則とします。

ペットの同行避難については、日頃から周知を行うとともに、風水害時に作成される区公式ホームページ等でも周知します。

## 第3款 避難所の運営【危機管理室】

### 1 避難所の運営体制

避難所の運営は、危機管理室の職員、非常配備態勢動員職員および防災寮職員で行い、原則4名で運営します。運営は、避難所ごとに作成されたマニュアルやQ&A集に沿って行います。災害時に迅速に避難所を開設し、円滑に運営できるよう、避難所開設職員向けの訓練や研修を定期的に実施しています。

なお、水害時の避難所運営は、少数の職員で行わなければならないことから、運営の一部を避難者に担ってもらうことも想定します。

### 2 避難所の物資

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）など、過去の風水害による避難所の開設状況を踏まえ、区民等が避難所に避難する期間を概ね24時間と想定します。避難所の必要物資は、開設時に協定事業者の協力を得て輸送し、準備します。避難所に準備する主な物資は、食料（アレルギー対応

食を含む。)、飲料水、毛布、ブルーシート、間仕切り、感染症対策物品（マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液等）などです。

24時間後も避難生活が続き、長期化した場合は、必要物資を集中備蓄倉庫から追加で搬入します。

### 3 避難所の環境整備

風水害時の避難所についても、地震の際に開設される避難拠点と同様に内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」等を参考としながら環境整備に努めます。

環境整備にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対しては十分な配慮を行います。

なお、環境整備について配慮する主な視点は以下のとおりです。

- (1) 避難者のプライバシーの確保
- (2) 避難スペースの暑さ、寒さ対策
- (3) 電源および通信環境の確保
- (4) 室内の衛生環境の確保

### 4 避難所の感染症防止対策等

- (1) 感染防止に資する避難行動の住民周知

避難所における過密抑制のため、避難行動に関して、以下のことを区民へ周知します。

- ① 水害ハザードマップで自宅が避難すべき地域なのかどうか確認すること。
- ② 2階以上への垂直避難も検討し、避難が不要な場合は自宅に留まること。
- ③ 安全な場所にある親戚や知人宅への避難を検討しておくこと。

※ ただし、自宅に留まる場合も、危険を感じたら避難を開始します。

- (2) 避難所における対策

多くの避難者が避難する避難所では、感染症対策を行いながら、運営する必要があります。そのため、感染症対策をマニュアル化し、避難所における感染症対策に取り組みます。

主な対策は次のとおりです。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 過密抑制、消毒等<ul style="list-style-type: none"><li>● 避難者を分散させるために、通常開設するよりも多くの避難所を開設する。</li><li>● 避難者（世帯）間の間隔を十分確保する。</li><li>● 窓、扉を開ける等、定期的な換気を行う。</li><li>● 健康者用スペースと、咳・熱症状者用スペースを区分けする。また、トイレや動線は可能な限り分ける。</li></ul></li></ol> |
|--|

- 咳・熱症状者用のスペースでは、避難所用屋内テント・間仕切りを使用し、飛沫感染を予防する。
  - 受付の際に、避難者の検温・体調確認し、咳・熱症状者と健康者を振り分ける。
  - 避難者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策に努める。
  - 定期的な消毒や清掃をする。
  - 感染者が出た際は、受付時に提出を求めている氏名、電話番号を活用する。
- ② 運営従事者の体制
- 従事者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策に努める。咳・熱症状者用スペースでは、必要に応じてフェイスシールド、手袋等を装備し対応する。
  - 咳・熱症状者への食事の提供は、直接接しない。
  - 避難所での感染症対策について対応するため、本部に保健師を配置する。
- ③ その他
- 感染症拡大防止や咳・熱症状者の人権に関する啓発をする。
  - 在宅避難、避難時に持参するものを周知する。

#### 第4款 隣接自治体との連携【危機管理室】

居住する地域により、区が開設した避難所に避難するよりも、隣接区市の避難所に避難した方が近い、あるいは安全な場合があります。そのため、区は、台風接近時などの風水害時には隣接する区市と事前に確認のうえ、隣接区市の避難所開設状況を区公式ホームページで区民に周知します。また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に受け入れます。

区は、災害発生時に隣接区市と協力して災害対応を行うことができるよう、平常時から、情報交換や災害時の開設避難所の確認を行うなど、連携強化に努めます。

## 第3節 水害時要支援者対策

区は、浸水や土砂災害のおそれのある地域に住んでいる方で、風水害時に一人で避難できず支援が必要となる「水害時要支援者」を避難行動要支援者名簿に登録したうえで、個別避難計画（台風接近時）を作成し、避難支援を行います。

水害と地震の複合災害、水害の規模が甚大化した場合の対応、また本節に記載のない事項については、「Ⅱ防災本編 第5章 第2節 避難行動要支援者対策」の記載を適宜準用して災害対応を行います。

### 第1款 水害時要支援者の支援【福祉部、危機管理室】

#### 1 個別避難計画（台風接近時）の作成

風水害時に一人で避難できず支援が必要となる「水害時要支援者」を避難行動要支援者名簿に登録したうえで、個別避難計画（台風接近時）を作成し、台風接近時の避難支援に活用します。

この個別避難計画（台風接近時）は、風水害時に浸水や土砂災害のおそれがある地域に住んでいる方で、身近に避難支援をしてくれる人がいない方を抽出して作成しています。

区公式ホームページ等で、台風接近時の避難支援制度や避難行動要支援者名簿の登録について周知しています。また、毎年出水期前には、区職員が浸水リスクの高い地区の住居を戸別訪問し、自力で避難することが難しい方に名簿登録を勧奨しています。

#### 2 水害時の福祉避難所の開設

台風接近時、避難所の開設に合わせて、福祉部は、福祉避難所の開設を2日前に決定します。

福祉避難所の開設決定後、個別避難計画を作成した方に電話で避難支援の要否を確認し、開設予定の福祉避難所へ避難者の受入れを要請します。

福祉避難所の開設および受入れは、台風の最接近の前日から開始します。

#### 3 避難支援体制

区は、協定団体に依頼し、避難支援が必要な方を自宅から福祉避難所まで車両で移送します。

また、台風通過後に福祉避難所を閉鎖したときは、自宅まで移送します。



## 第7章 区民生活の早期再建

### 第1節 障害物の除去・消毒

区民生活の維持、公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行います。

#### 第1款 道路障害物除去【土木部、警察署】

区は、道路上の障害物の状況を調査し、所管道路上の障害物を除去します。

警察は、交通確保の観点から、交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者および関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力します。

必要により、区内の土木・建設業の各団体に対し、資器材等の提供を要請します。

#### 第2款 河川障害物除去【土木部】

##### 1 除去目標

区内の河川の流水の障害となる流失物を除去し、その機能の確保を図ります。

##### 2 実施方法

障害物となる流失物等があり、流水の障害となる場合は除去に努めます。除去障害物の処理場所は、あらかじめ定めます。

#### 第3款 住宅関係障害物除去【土木部】

##### 1 住家に流入した土砂、竹木等の除去

住家に流入した土砂、竹木等の除去は、次に掲げる救助法の基準に基づき実施します。

- ① 障害物のため当面の日常生活を営みえない状態にあるもの
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの
- ④ 住家が半壊または床上浸水したもの
- ⑤ 原則として当該災害により直接被害を受けたもの

半壊、床上浸水家屋のうち、急を要するものを選定して実施します。

## 2 実施の機関

- (1) 救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施します。
- (2) 救助法適用後は、除去対象戸数および所在を調査し、東京都に報告するとともに、東京都と協力して実施します。
- (3) 東京都は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施します。

第一次的には区保有の器具、機械を使用して実施し、労力、機械力が不足する場合は、東京都に要請し、隣接区市からの派遣を求め、さらに不足する場合は東京建設業協会等に対して資器材、労力等の提供を要請します。

## 第4款 風水害廃棄物の処理【環境部】

区は、区内において発生した台風や集中豪雨などの風水害により排出される廃棄物の処理を行います。処理の対象となる廃棄物は、以下のとおりです。

- (1) 区内の一般家庭から排出される廃棄物を対象に処理を行います。
- (2) 小規模事業者から排出される廃棄物については、一般家庭から排出されるものに準じます。
- (3) 家電リサイクル法対象品目と、資源有効利用促進法に定めるパソコン等の対象品目についても対象とします（ただし事業系を除く。）。

なお、被災者は、被災状況により、廃棄物処理手数料の減免を受けることができます。

## 第5款 消毒【危機管理室、健康部】

区は、床上浸水等の被害を受けた住家等を、必要に応じて消毒します。

水災害応急対策本部が設けられている場合は、本部の指示によります。

水災害応急対策本部が設けられない場合は、危機管理室と練馬区保健所が協議して消毒を実施します。

## 第2節 区民生活の早期再建

### 1 被災者台帳の整備【区民部、各部】

被災者台帳の整備については、「Ⅱ防災本編 第6章 第3節」を準用します。

### 2 住家被害認定調査【危機管理室、都市整備部】

住家被害認定調査については、「Ⅱ防災本編 第6章 第4節」を準用します。

### 3 り災証明書の発行【危機管理室、区民部、都市整備部】

り災証明書の発行については、「Ⅱ防災本編 第6章 第5節」を準用します。

### 4 区民生活の援護【危機管理室、区民部、福祉部】

区民生活の援護については、「Ⅱ防災本編 第6章 第6節」を準用します。

### 5 ごみ・し尿・がれきの処理【危機管理室、環境部、東京都】

ごみ・し尿・がれきの処理については、「Ⅱ防災本編 第6章 第8節」を準用します。

### 6 応急住宅対策【都市整備部】

応急住宅対策については、「Ⅱ防災本編 第6章 第9節」を準用します。

## 第8章 富士山噴火降灰対策

### 第1節 富士山の現況等

富士山の噴火による降灰の影響を予測し、降灰被害を軽減するための対策を定めます。

#### 第1款 富士山の現況等

##### 1 富士山の概要

富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、比較的活動度の高い火山です。標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km<sup>3</sup>で我が国の陸域で最大の火山です。山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩くなっていますが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっています。気象庁が噴火予報・警報の発表を開始した平成19年12月以降、令和5年10月までの間、富士山の噴火警戒レベル<sup>※</sup>は5段階中一番下のレベル1（活火山であることに留意）で推移しています。

※ 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表されます。

##### 2 富士山の活動史

富士山は、今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約5千年前に現在のような美しい円錐形火山となったと考えられています。それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述があります。

1万年前から現在に至るまでも富士山は活発な火山活動を行ってきましたが、歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりです。1,707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いています。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802年(延暦19～20年)	大量の降灰、噴石。	延暦(えんりやく)噴火
864～866年(貞観6～7年)	大規模噴火。溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害。噴火の最盛期は噴火開始から2ヶ月程度まで。	貞観(じょうがん)噴火
937年(承平7年)	噴火。スコリア降下。溶岩流。	
999年(長保元年)	噴火。	
1,033年(長元5年)	溶岩流が山麓に達した。	
1,083年(永保3年)	爆発的な噴火。	
1,435または1,436年 (永享7年)	噴火。スコリア降下。溶岩流。	
1,511年(永正8年)	噴火。	
1,707年(宝永4年)	49日前に、M8.6の宝永地震(東海・東南海・南海の連動地震)が発生。噴火前日から火山性地震が群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	宝永(ほうえい)噴火

### 3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている富士火山の噴火の主な特徴は、次のとおりです。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火およびこれらの混合型の噴火で、少数ではありますが火砕流の発生も確認されています。
- (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火していますが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていません。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2,200年前以降で最大の爆発的な火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火です。
- (4) 古文書などの歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されています。

## 第2款 国による検討

平成12年10月から12月および翌年4月から5月には、富士山直下の深さ15km付近を震源とする火山性地震（低周波地震）の多発が観測され、あらためて富士山が活火山であることが認識されました。仮に噴火した場合には、他の火山と比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じる恐れがあるため、平成13年7月に、国、関係する県および市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（のちに東京都も参加）されました。また、平成17年9月には「富士山火山広域防災対策」がとりまとめられ、中央防災会議に報告されました。

同協議会が作成する富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）では、過去3,200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について、数値シミュレーション等から噴火活動による影響想定範囲等が求められました。富士山の噴火に伴い次のような被害が想定されています。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振、火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ、落石

## 第3款 噴火による被害想定

### 1 被害想定

- (1) 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とします。
- (2) 区は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。
- (3) 実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など、様々な条件によって変化します。
- (4) 噴火の規模と被害の概要は、次のとおりです。

区分	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	① 梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	

区分	内容	
被害の程度	練馬区 2～10cm程度 (八王子市および町田市の一部 10cm程度、その他の地域 2～10cm程度)	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライ フライン・農林水産業・商工業・ 観光業への影響
	降灰後の降雨な どに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう 人的・物的被害

参考：「東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）」

## 2 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典：富士山火山広域防災対策基本方針（平成18年2月）より

## 第2節 降灰対策

降灰被害発生時の情報収集・伝達を行い、円滑な応急・復旧対策を行います。

### 第1款 火山・降灰情報の収集・伝達【危機管理室】

#### 1 噴火警報等

平成19年12月に気象業務法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入されました。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなりました。

発表される噴火警戒レベルは次のとおりです。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺 警戒	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山で あることに 留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。



## 2 降灰予報

気象庁は、平成20年3月から、降灰予報の発表業務を開始しました。平成27年3月からは噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、より詳細な情報を伝えています。

### (1) 降灰予報（定時）

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間後までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的（3時間ごと）に発表します。

### (2) 降灰予報（速報）

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火後5～10分程度で速やかに発表します。

### (3) 降灰予報（詳細）

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先まで（1時間ごと）の詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します。

### (4) 降灰量

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現します。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示します。

Ⅲ風水害等編

第8章富士山噴火降灰対策

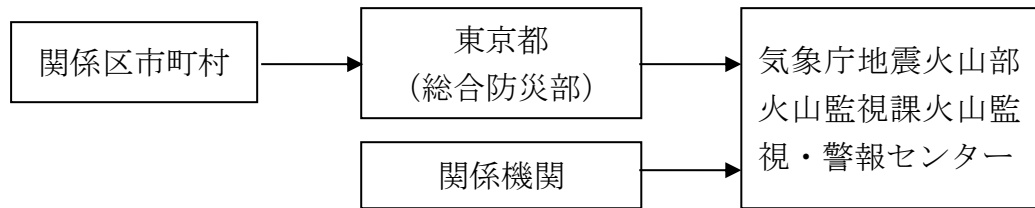
<降灰量階級表（気象庁）>

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上【外出を控える】	完全に覆われている	視界不良となる	外出を控える。慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	運転を控える降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいに火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm≦厚さ≦1mm【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護。喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する。短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある（0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）。	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる。	窓を閉める。火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰。火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

### 3 降灰情報の集約

都内の降灰の状況は、次の経路を通じて気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターに集約されます。



降灰調査項目は、次のとおりです。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ※  
(※可能な場合)

東京都および各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表されます。解説資料は、東京都、区市町村、関係防災機関に伝達されます。

### 4 降灰情報の伝達

区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、区民防災組織等に通報するとともに、警察署等の協力を得て区民に周知します。

## 第2款 宅地の降灰対策【危機管理室、東京都都市整備局、国土交通省都市・地域整備局】

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や区民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力が失われることとなります。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻すことが必要です。

宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則ですが、

### Ⅲ風水害等編

#### 第8章富士山噴火降灰対策

一般の区民では対応が困難な対策については、区が対応します。また、各関係機関は、平常時からの緊密な情報交換に基づき必要な対策を行います。

各関係の対応は、次のとおりです。

機関名	内 容
区	宅地の降灰について、以下の対策を行う。 ○ 降灰予報やその他火山情報の把握 ○ 宅地の降灰運搬 ○ 収集した降灰の処分 ○ 測定 ○ 被害額の算定・報告
東京都 都市整備局	降灰予報やその他火山情報の把握、測定 測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告および通達を行う。
国土交通省 都市・地域 整備局	東京都および区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講じる。

### 第3款 火山灰の収集および処分【危機管理室、環境部】

#### 1 火山灰の収集・運搬

- (1) 火山灰の収集は、原則として土地所有者または管理者が行うものとします。
- (2) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。
- (3) 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとします。
- (4) 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとします。

#### 2 火山灰の処分

- (1) 火山灰の処分の方法については、関係機関との検討を踏まえ、今後詳細に決定します。
- (2) 東京都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すこと等について引き続き要望していくことから、区はこの方針に従うものとします。

#### 第4款 応援協力・派遣要請【危機管理室、自衛隊、東京都総務局】

降灰による被害を受け、または受ける恐れがある場合の応援協力・派遣要請についての対策は、「Ⅰ防災共通編 第2部 第3章 第1節」を準用します。

#### 第5款 医療救護【健康部】

降灰による被害発生後の、被災者に対する医療救護についての対策は、基本的には、通常態勢にて行いますが、必要に応じて、「Ⅱ防災本編 第2章 第1節」を準用した活動を行います。

#### 第6款 警備・交通規制【警察署】

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されるため、適切な交通規制を実施することが必要です。降灰時の対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第1節」を準用します。

#### 第7款 交通機関の応急・復旧対策【各公共交通機関】

降灰により交通機関が被害を受けた場合の対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第2節」を準用します。

#### 第8款 ライフライン等の応急・復旧対策【東京都水道局、東京都下水道局、NTT東日本】

降灰により、ライフライン等が被災した場合の対策については、「Ⅱ防災本編 第3章 第3節」を準用します。

#### 第9款 避難【危機管理室、教育振興部、福祉部、健康部】

降灰による避難についての対策は、「Ⅱ防災本編 第5章」を準用します。

## 第9章 その他の応急対策活動

### 第1節 小災害応急対応

救助法が適用されない小災害で区民が被害を受けた場合、あるいは受けるおそれがある場合の応急活動を行います。

#### 第1款 活動内容【危機管理室】

練馬区の区域内において、豪雨・火災等の救助法が適用されない小災害によって区民が被害を受け、災害の原因者が措置できないときは、区は、次の応急活動を実施します。

- ① 情報の収集、伝達
- ② 関係部局との連絡
- ③ 被害状況の調査
- ④ 災害見舞金の支給
- ⑤ 一時的避難所の設置

#### 第2款 態勢【危機管理室】

- 1 危機管理室長は、消防署、警察署、区民等から災害発生 of 通報を受けたときは、直ちに区長に連絡するとともに、区における救護活動を総括します。
- 2 危機管理室長は、応急救護活動に必要と認めるときは、関係部局の長へ協力を要請して、所属員を救護活動に従事させることを求めることができます。

## 第2節 区民の避難を伴う災害の対策

救助法が適用されない災害で、区民の避難を伴う災害についての応急活動を行います。

区は、区民の避難を伴う事故等の際には、不発弾処理の本部体制に準拠した対応を行います。また、その事故等の影響が区内全域に及ぶ場合は、防災本編に定める対応に準じた体制をとります。

区民の避難を伴う事故等として想定されるものは、大規模な火災、危険物等の漏洩、有毒ガスの漏洩、核燃料物質輸送車両の事故、航空機の墜落等が考えられます。

核燃料物質の輸送中に万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において決められた安全対策が取られます。この際に、区は、練馬区放射線危機管理ガイドラインに基づき、東京都から事故の情報を得た場合に、警察署・消防署もしくは現地係官および専門家が行う現場への立ち入り制限、住民の避難等必要な措置に協力します。

## 第3節 不発弾等の処理活動

不発弾が発見された場合、発見から処理まで速やかに対応します。

### 第1款 不発弾の発見から処理まで【防災関係機関】

区内の一部には、先の第二次世界大戦の際に投下された爆弾が、地中深く存在している場合があります。昭和40年から平成元年にかけて、18発の不発爆弾（250kg～1 t）が発見され、自衛隊により処理されています。

また、隣接の区・市で発見された場合には、避難区域が練馬区に及ぶことがあります。この場合に、区および防災関係機関は区民の生命・身体・財産を守るために、協力して不発弾処理にあたります。

なお、発見から処理終了までの流れは、第3款に示すとおりです。

### 第2款 対策本部体制【防災関係機関】

#### 1 対策本部体制の確立

- ① 対策本部設置  
発生状況の報告、本部長その他の組織体制の確立、本部設営場所の確定、仮設電話の設置（使用料免除）、区民からの問い合わせへの窓口の設置、関係機関との調整窓口設置、自衛隊との協定、補助金申請
- ② 調整会議の開催
- ③ 職員動員計画の策定
- ④ 情報連絡体制の確立  
（現地本部と避難誘導活動および現地本部と後方支援機関等）
- ⑤ 防災関係機関の待機等の体制確立
- ⑥ 後方支援体制確立 → 防災センター機能の活用



## 2 警備および交通規制・立ち入り規制

- ① 避難指示地域の確定
- ② 交通規制の確定（警察等との調整）
- ③ 警備計画の策定 → 担当ブロック制等による避難誘導（警察等との調整）
- ④ 交通規制の周知（交通機関との調整）  
交通規制看板の設置、交通規制予告看板の設置、交通規制周知看板の設置、迂回路告知看板の配置、迂回路チラシの配布（運転手用）

## 3 避難誘導計画

- ① 避難所の設置
- ② 医療救護所の設置および救護班の設置
- ③ 避難誘導（各戸の確認等）  
→ 担当ブロック制等による避難誘導

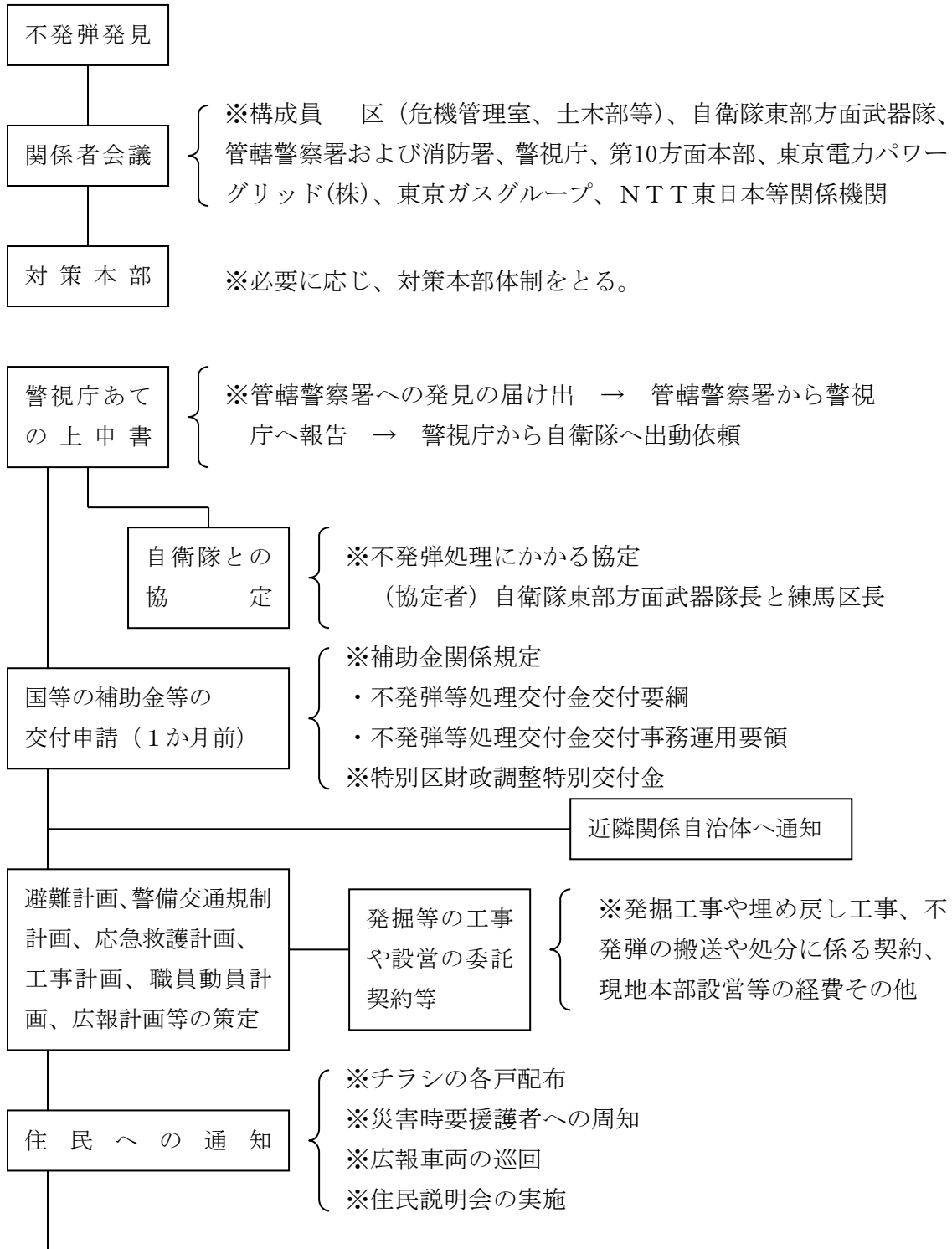
## 4 広報計画

次のとおり行います。

詳細は、「Ⅱ防災本編 第1章 第1節」によります。

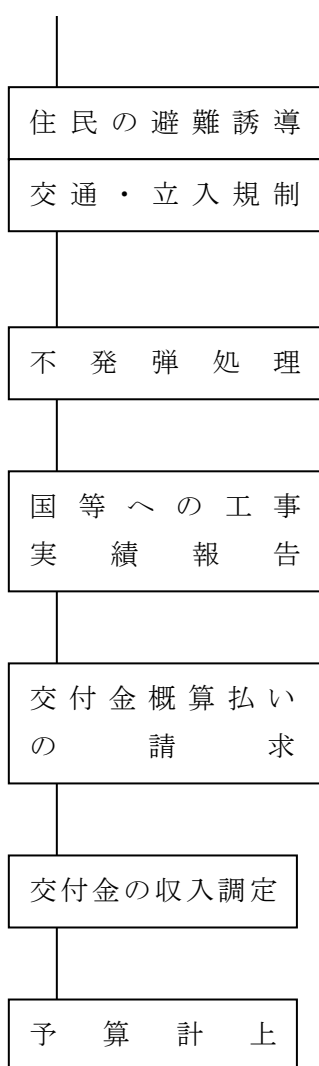
- ① 区報・区公式ホームページおよび防災気象情報メール等による周知
- ② 避難指示チラシの各戸配布
- ③ 広報車の巡回

第3款 不発弾の発見から処理終了まで【防災関係機関】



(次ページへ)

(前ページより)



- ※警察官・区職員による規制
- ※避難所の設営
- ※災害時要援護者への配慮 (チェア・キャブ等の手配)
- ※広報車両の巡回
- ※地域防災無線放送による周知・サイレン
- ※取材ヘリ等航空機の上空飛行制限 (作業障害となる)
  
- ※防災行政無線放送による開始・終了のサイレン



## IV 東海地震事前対策編

東海地震については、これまで、地震の直前予知が可能であるとの考えの下、昭和53年6月、「大規模地震対策特別措置法」が施行され、国が同法に基づき「地震対策強化地域」を指定する等、防災対策の強化が図られてきました（練馬区は、同地域には指定されていません。）。

一方、国（中央防災会議）は、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い予測はできないとしました。その後、平成29年11月から、気象庁は、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」〔資料編 資料30-037 参照〕を発表する運用を開始しました。また、この運用開始に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととされました。

東京都は、令和5年5月に修正した東京都地域防災計画（第4部「南海トラフ地震等防災対策」）において、島しょ部における津波への対策を中心に定めつつ、東海地震についても、被害の防止や軽減を図るための事前対策を定めています。区においても、大規模地震対策特別措置法が廃止されていない状況を踏まえ、引き続き、東海地震の事前対策について定めることとします。

練馬区は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されておらず、都の被害想定においても、南海トラフ地震による区部の被害は限定的と想定されています。区では、首都直下地震への対策を定める「Ⅰ防災共通編」、「Ⅱ防災本編」により、南海トラフ地震の発生にも対応できる災害対策に取り組むこととします。



# 目次

## IV 東海地震事前対策編

第1章 東海地震事前対策の考え方 .....	1
第1節 東海地震事前対策策定の目的 .....	1
第2節 基本的な考え方 .....	2
第3節 前提条件 .....	3
第2章 事前の備え .....	4
第1節 東海地震に備え整備する事業 .....	4
第2節 広報および教育 .....	6
第3節 事業所に対する指導等 .....	8
第4節 防災訓練の充実 .....	11
第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 .....	15
第1節 東海地震に関する情報 .....	16
第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応 .....	17
第3節 東海地震注意情報発表時の対応 .....	19
第4節 東海地震注意情報の発表を受けた時の対応措置 .....	26
第4章 警戒宣言時の対応措置 .....	28
第1節 活動態勢 .....	28
第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達 .....	31
第3節 消防、危険物対策 .....	37
第4節 警備、交通、公共輸送対策 .....	40
第5節 公共輸送対策 .....	44
第6節 学校、社会福祉施設等の対策 .....	47
第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策 .....	50
第8節 生活物資対策 .....	55
第9節 金融対策 .....	56
第10節 避難対策 .....	57

第11節 救援、救護対策 .....	59
第5章 区民・事業者等のとるべき措置 .....	61
第1節 区民のとるべき措置 .....	61
第2節 区民防災組織（防災会等）のとるべき措置 .....	64
第3節 事業者のとるべき措置 .....	65
資料1 東海地震に係る地震防災対策強化地域（東京都総務局） .....	67
資料2 警戒宣言、地震予知情報について（東京管区气象台） .....	68
資料3 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（東京管区气象台） .....	72
資料4 予知情報の発表に伴うコメント案文（東京都総務局） .....	73
資料5 警戒宣言に伴う区の広報案文 .....	75



# 第1章 東海地震事前対策の考え方

## 第1節 東海地震事前対策策定の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が公布され、同年12月14日施行されました。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定および強化地域に係る地震観測体制の強化ならびに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としていました。

また、この法律に基づいて、次の考え方により「東海地震に係る地震防災対策強化地域」として指定されました。

- ① 震度6弱以上の地域（地震の揺れによる著しい被害）
- ② 20分以内に高い津波（沿岸で3 m以上または地上で2 m以上）が来襲する地域
- ③ 一体的な防災体制の確保等の観点についても配慮

平成23年3月24日に国の「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」の修正が行われ、気象庁より発表される「東海地震に関連する情報」が、新しい情報区分で運用が開始されました。

これらの方策は充実されつつも、東海地震に関する予知等が行われることなく発生する可能性も否定できないため、一般的な地震対策と共通する事項もまた重要です。

一方、練馬区の地域は東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されることから、強化地域として指定されておらず、区は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定および地震防災応急対策の実施等は義務づけられていません。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的には一定の被害が発生することが予想され、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されないわけではありません。

このため、練馬区防災会議は、東海地震の事前対策をとることとし、「東海地震事前対策」を策定します。

## 第2節 基本的な考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものです。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、練馬区の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、①警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的としています。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものですが、「東海地震注意情報」の発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込んだものです。
- 3 東京都震災対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災関係機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じます。
- 4 東海地震に係る予防対策および応急対策は、Ⅰ防災共通編およびⅡ防災本編に定めている「予防対策」および「応急対策」で対処します。
- 5 練馬区の地域は強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては行政指導または協力要請で対応します。
- 6 本計画の実施にあたっては、次の事項に十分配慮するものとします。
  - (1) 警戒宣言が発せられた日および翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としますが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとします。
  - (2) 東海地震が発生した場合、区の地域のほとんどは震度5弱の揺れと想定され、一部震度5強と想定される地域があるところから、想定震度に応じた対策を講じます。
  - (3) 東京都および隣接区等と密接な関連を有する対策については、事前に調整を図るものとします。

### 第3節 前提条件

本計画にあたっては、次に掲げる前提条件をおきます。

- 1 東海地震が発生した場合、東京都防災会議が発表した震度分布予想によると、練馬区の地域は概ね震度5弱程度です。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として平日の昼間（午前10時から午後2時の間）と想定しています。  
ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとします。

## 第2章 事前の備え

本章では、特に定める項目以外については、Ⅱ防災本編を準用します。

### 予 防 対 策

#### 第1節 東海地震に備え整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、練馬区地域防災計画の予防対策に基づいて実施します。

東海地震対策編での課題としては、東海地震にかかわる注意情報および予知情報の発表による社会的混乱の防止があります。

このため、本節では、①東海地震にかかわる注意情報および予知情報ならびに警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備資器材等の整備、②従来から推進している予防対策のうち東海地震が発生した場合に備え被害を軽減するために整備すべき事業、を取り上げます。

#### 第1款 社会的混乱を防止するために整備する事業【各部】

##### 1 情報連絡体制

「Ⅱ防災本編 第1章 第2款～第5款」を準用します。

#### 第2款 被害の発生を最小限にとどめるために整備する事業【各部】

##### 1 ブロック塀等の転倒防止

「Ⅰ防災共通編 第3部 第2章 第2節 第4款」を準用します。

##### 2 落下物の防止

「Ⅰ防災共通編 第3部 第2章 第2節 第5款」を準用します。

##### 3 通信施設対策

判定会招集の報道に伴い、区民および事業所等による通話が集中的に発生

し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されます。

この場合において、NTT東日本は、防災関係機関の重要な通信を確保するため次により措置します。

- (1) 著しくかかりにくくなった場合は、一般電話の利用制限を行います。
- (2) 一般電話の利用制限を行った場合でも、公衆電話からの通話は確保します。
- (3) 防災関係機関等の非常・緊急電報および非常・緊急通話は最優先に確保します。

#### 4 公共施設対策

「I 防災共通編 第3部 第2章 第2節 第2款」を準用します。

## 第2節 広報および教育

地震予知が行われる可能性がある東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題です。区民が東海地震を正しく受け止め、これに対する的確な行動がとれるように平常時から広報および教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発、指導します。

### 第1款 広報【危機管理室、区長室】

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、練馬区の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱防止と災害発生に伴う被害の軽減を図ります。

#### 1 広報の基本的流れ

広報の基本的流れは、①「平常時」②「注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで」③「警戒宣言が発せられた時から災害発生まで」④「注意情報が解除された時」に区分し、広報します。

#### 2 広報実施事項

- (1) 東海地震についての教育、啓発および指導
- (2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、注意情報
- (3) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、災害発生までの情報提供や防災措置・各種規制の内容
- (4) 練馬区の予想震度および被害程度
- (5) 区民のとるべき措置
- (6) 事業者のとるべき措置
- (7) 警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
- (8) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生の恐れがなくなると認めた場合の準備体制解除の発表

主な例を示すと次のとおりです。

- (1) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
  - ① 電車の運行計画および混乱発生時の規制内容
  - ② 警戒宣言時の時差退社の協力および優先乗車の方法
  - ③ その他防災上必要な事項

- (2) 道路交通の混乱防止のための広報
  - ① 警戒宣言時の交通規制の内容
  - ② 自動車利用の自粛の呼びかけ
  - ③ その他防災上必要な事項
- (3) 電話の輻輳による混乱防止のための広報
  - ① 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
  - ② 回線の輻輳と規制の内容
  - ③ 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
- (4) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
  - ① 生活関連物資取扱店の営業
  - ② 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えて欲しいこと
- (5) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報  
金融機関の営業状況および急いで引き出しをする必要のないこと
- (6) その他の広報  
電気・ガス等の使用上の注意

### 3 広報の方法

テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、区公式ホームページ、SNS等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報により実施します。

- (1) テレビ・ラジオ・新聞等による広報  
東京都および各防災関係機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努めます。
- (2) 区公式ホームページ・SNS等による広報  
速報情報を掲載し、混乱防止を図ります。
- (3) 印刷物による広報  
区報をはじめ、各防災関係機関が各種広報、印刷物により防災知識の普及を図ります。
- (4) イベントや講演会等による広報  
防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図ります。

## 第2款 教育指導【教育振興部】

### 1 幼児・児童・生徒等に対する教育

練馬区内の幼稚園、小学校、中学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施します。

(1) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における、必ず指導する基本的事項に基づき指導します。

- ① 地震災害時の安全行動
- ② 避難所の役割と貢献
- ③ 災害への備えと安全な生活

(2) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、練馬区教育委員会作成「地震対策の手引き」、防災教育副読本「地震と安全」および小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】を活用し、地震に関する防災教育を推進します。

## 第3節 事業所に対する指導等

### 第1款 事業所防災計画等の作成【消防署】

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程および事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導します。

#### 1 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置および防災要員の配備

#### 2 情報の収集伝達等

- (1) テレビ、ラジオ等による情報の把握
- (2) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- (3) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- (4) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員等に対する安全の確保

#### 3 安全対策面からの営業の方針

- (1) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止または自粛
- (2) 営業方針または任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の



対策

- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

#### 4 出火防止および初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

#### 5 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下および移動防止措置

### 第2款 事業所に対する指導【消防署】

#### 1 地震防災応急計画の作成指導

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程および事業所防災計画に定めるよう指導します。

#### 2 事業所防災計画等の指導

##### (1) 対象事業所

- ① 消防法および火災予防条例により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所
- ② 東京都震災対策条例により、事業所防災計画を作成することとされている事業所
- ③ 消防法により、危険物施設のうち予防規程を作成することとされている事業所

消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとします。あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に行政指導を行うものとします。

##### (2) 事業所指導の内容

- ① 消防計画、全体についての消防計画に定める事項
- ② 予防規程に定める事項  
(危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含み

IV東海地震事前対策編  
第2章事前の備え

ます。)

③ 事業所防災計画に定める事項

## 第4節 防災訓練の充実

### 第1款 防災訓練の実施【危機管理室、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、鉄道機関、NTT東日本】

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達態勢の確立に重点を置く総合防災訓練および各防災機関別訓練を実施します。

区分	機関名	内 容
総合防災訓練	区	<p>警戒宣言時において、区は防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務があります。</p> <p>警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施します。</p> <p>そのため、必要な組織および実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え訓練を実施し、実践的能力の涵養に努めます。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 練馬区</p> <p>(2) 地域住民および各事業者</p> <p>(3) 防災関係機関</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練</p> <p>(2) 警戒本部運営訓練（区災対本部運営訓練に準じます。）</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>(5) 避難行動要支援者等避難誘導訓練</p>

<p>警備・交通対策訓練</p>	<p>警察署</p>	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関、地域住民および事業所等と協力して合同訓練を行います。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 地域住民および事業所等</p> <p>(2) 練馬区</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集、編成訓練</p> <p>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含みます。）</p> <p>(3) 情報収集伝達訓練</p> <p>(4) 通信訓練</p> <p>(5) 部隊配備運用訓練</p> <p>(6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数および場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。</p>
<p>消防訓練</p>	<p>消防署</p>	<p>警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行います。</p> <p>1 参加機関等</p> <p>(1) 消防団</p> <p>(2) 協定締結等の民間団体</p> <p>(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>(4) その他防災関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常招集命令伝達訓練</p> <p>(2) 参集訓練</p> <p>(3) 初動措置訓練</p> <p>(4) 情報収集訓練</p> <p>(5) 震災警防本部等運営訓練</p> <p>(6) 通信運用訓練</p> <p>(7) 部隊編成および部隊運用訓練</p> <p>(8) 消防団との連携訓練</p> <p>(9) 協定締結等の民間団体との連携訓練</p> <p>(10) 各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数および場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。</p>

<p>そ の 他</p>	<p>東京電力 パワー グリッド</p>	<p>大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を、年1回以上実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常招集訓練</li> <li>2 非常態勢の確立</li> <li>3 情報連絡訓練</li> <li>4 大規模地震発生時の災害応急対策</li> <li>5 避難および救護</li> <li>6 その他必要とするもの</li> </ol> <p>また、国および地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加します。</p>
<p>防 災 機</p>	<p>東京ガス グループ</p>	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施します。</p> <p>訓練内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常態勢の確立</li> <li>2 工事の中断等</li> <li>3 ガス工作物の巡視、点検等</li> <li>4 資器材等の点検</li> <li>5 事業所間との連携</li> <li>6 需要家等に対する要請</li> </ol>
<p>関 連 訓 練</p>	<p>各 鉄 道 機 関</p>	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を、年1回以上実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常招集訓練</li> <li>2 情報連絡訓練</li> <li>3 旅客誘導案内訓練</li> <li>4 各担当業務に必要な防災訓練</li> </ol> <p>また、練馬区、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識および技術の習得を図ります。</p>

IV東海地震事前対策編  
第2章事前の備え

	N T T 東日本	地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を、年1回以上実施します。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常招集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難および救護 6 その他必要とするもの 練馬区が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。
--	--------------	--

# 第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）および東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表されます。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定めます。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があります。を念頭において行動する必要があります。

## 予 防 対 策

【状況の推移】



注：観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激で情報発表できないまま東海地震が発生する場合があります。

防災機関等の対応

情報収集

準備行動

都県地震災害警戒本部  
市町村地震災害警戒本部の設置

## 第1節 東海地震に関する情報

情報名	主な防災対策等				
<p><b>東海地震 予知情報</b></p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p><b>(カラーレベル 赤)</b></p>	<p><b>「警戒宣言」</b>に伴って発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●警戒宣言が発せられると                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部が設置されます</li> <li>○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます</li> </ul> </li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>				
<p><b>東海地震 注意情報</b></p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p><b>(カラーレベル 黄)</b></p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます</li> <li>○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます</li> </ul> </li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>				
<p><b>東海地震 に関連する 調査情報</b></p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p><b>(カラーレベル 青)</b></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1384 639 1682" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>臨時</b></td> <td data-bbox="639 1384 1426 1682"> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> <li>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます</li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1682 639 1975" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>定例</b></td> <td data-bbox="639 1682 1426 1975"> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> </ul> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p> </td> </tr> </table>	<b>臨時</b>	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> <li>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます</li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>	<b>定例</b>	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> </ul> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>
<b>臨時</b>	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> <li>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます</li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>				
<b>定例</b>	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> </ul> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>				

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます



## 第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

### 第1款 情報名、情報内容および区・防災関係機関の配備態勢【危機管理室】

調査情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保等必要な態勢を維持します。

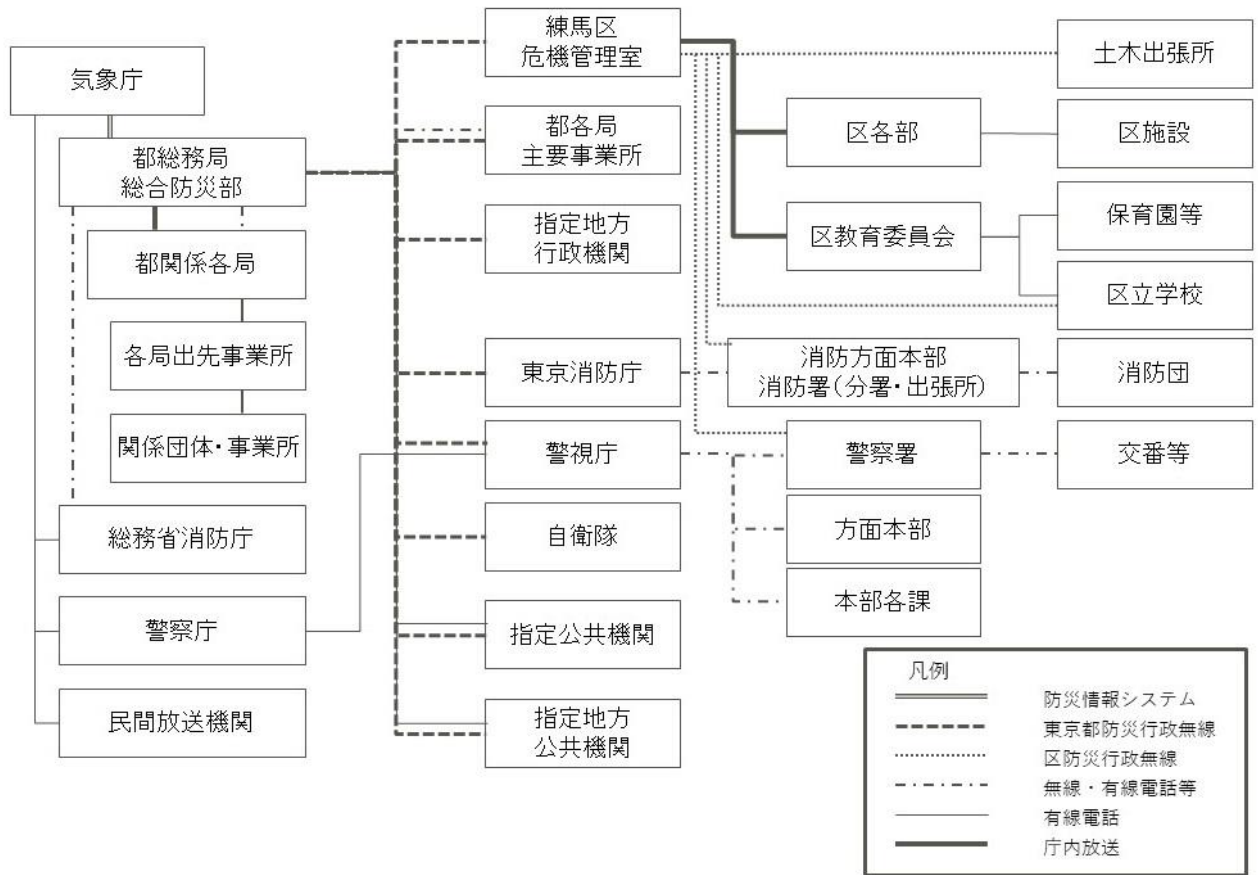
情報名		情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表されます。 情報発表後、東海地震発生への恐れがなくなったと判断された場合は、その旨が発表されます。	連絡要員を確保する態勢

### 第2款 情報収集および伝達【危機管理室】

「情報監視態勢」をとり、東京都、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行います。

区が夜間・休日において調査情報を受けたときは、休日・夜間警戒本部において、危機管理室の連絡担当者に情報を伝達する等の必要な対応を行います。

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



## 第3節 東海地震注意情報発表時の対応

### 第1款 情報名、情報内容および区・防災関係機関の配備態勢【危機管理室】

注意情報が発表された場合、区・各防災関係機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図ります。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられます。また、東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表されます。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表されます。	担当職員の緊急参集および情報の収集・連絡ができる態勢

### 第2款 情報収集および伝達【危機管理室、区長室】

注意情報発表時において、「情報連絡態勢」を確立し、東京都、気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行います。また区各部、区立施設等および各関係機関に一斉連絡を行います。

情報の伝達系統および伝達方法は、別記「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとおりです。

### 第3款 伝達態勢【各部、警察署、消防署、防災関係機関】

各機関の伝達態勢は、次のとおりです。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮します。

機 関 名	内 容
区	<p>1 危機管理室は、東京都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部・教育委員会・防災関係機関に伝達します。</p> <p>2 区各部は、1の伝達を受けた時は、あらかじめ定めた伝達方法により部内各課、施設に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し、周知します。</p> <p>3 教育委員会は、1の伝達を受けた時は、直ちにその旨を各部各課に伝達するとともに所管施設、区立学校（園）に伝達します。</p>
警 察 署	警察署は、警視庁または練馬区から注意情報の通知を受けた時は、直ちに一斉通報、無線通信により交番および駐在所等の警察官に伝達します。
消 防 署	東京都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに消防電話一斉通報、消防無線、加入電話およびその他の手段により、消防職員および消防団員に伝達します。
その他の 防災関係 機関	区危機管理室から注意情報の通知を受けた時は、直ちに各部課および出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達します。

#### 第4款 伝達事項【各部、防災関係機関】

- 1 区および各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢および地震防災応急対策の準備行動をとることを併せて伝達します。
- 2 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢および地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達します。

## 第5款 活動態勢【各部、警察署、消防署、交通機関、鉄道機関、NTT東日本、防災関係機関】

### 1 区、警察署、消防署

機関名	内 容
区	<p>1 区の情報連絡態勢</p> <p>区は注意情報に接した場合、直ちに情報連絡態勢をとります。 また、政府が準備行動の開始を公表したときは、災害即応態勢をとります。</p> <p>各部は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各課および各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知します。</p> <p>なお、夜間、休日等の時間外に注意情報に接した場合、休日夜間警戒本部室において危機管理室職員への通知等必要な措置をとります。</p> <p>2 職員の参集</p> <p>職員の参集を行う場合は、第一次非常配備態勢をとります。</p> <p>なお、動員伝達は各部で定める情報伝達経路により指示するものとしませんが、伝達がない場合でもラジオ、テレビ等で知ったときは、直ちに参集するものとしします。</p> <p>3 所掌事務</p> <p>災对本部が設置されるまでの間、危機管理室が注意情報の発令、区各部および防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行います。</p> <p>(1) 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報および東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集および伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施</p> <p>(3) 東京都および防災関係機関との連絡調整</p>
警察署	<p>1 警備本部の設置</p> <p>注意情報を受けた時点で、速やかに現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立します。</p> <p>2 署員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集します。</p> <p>3 現場警備本部は、各警察署に設置し、管内の警備指揮に当たります。</p>

消 防 署	<p>注意情報を受けた場合は、震災態勢または震災非常配備態勢を発令して次の対応を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災態勢 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集体制を強化</li> <li>(2) 震災対策資器材等の準備</li> </ol> </li> <li>2 震災非常配備態勢 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 全消防職員および全消防団員の非常招集</li> <li>(2) 震災消防活動部隊の編成</li> <li>(3) 救急医療情報の収集体制の強化</li> <li>(4) 救助・救急資器材の準備</li> </ol> </li> <li>5 情報受信体制の強化</li> <li>6 高所見張員の派遣</li> <li>7 出火防止、初期消火等の広報の準備</li> <li>8 防災関係機関（区）への職員の派遣</li> <li>9 その他消防活動上必要な情報の収集</li> </ol>
-------	---

## 2 防災関係機関

注意情報等を受けた場合、各防災関係機関は職員参集等、次のとおり実状に応じた防災態勢をとります。

機 関 名	内 容
東 日 本 高 速 道 路	注意情報を受けたときは、職員の非常参集を行い、災害対策本部を設置します。
東 京 都 交 通 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意情報が発表された旨周知を図ります。</li> <li>2 職員を招集するとともに、東京都交通局災害対策本部の設置の準備を行います。</li> </ol>
東 武 鉄 道	注意情報を受けたときは、伝達経路により本部関係者や応急対策従事員を非常招集します。
西 武 鉄 道	注意情報を受けたときは、社員への情報連絡を行い、非常招集により指定された場所に出動します。
東京地下鉄	気象庁が注意情報を発表した場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置します。

NTT 東日本	注意情報の連絡を受けた場合、または警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集します。 1 警戒態勢（災害の発生する恐れがある場合） 2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）
その他 防災関係 機関	注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図ります。

### 第6款 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報【防災関係機関】

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期です。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ・ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなります。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応および広報を行うとともに、区、警察署、消防署へ通報し、必要な情報を区民に広報します。

### 第7款 注意情報時の混乱防止措置【各部、警察署、鉄道機関、NTT東日本】

注意情報の発表等により種々の混乱の発生の恐れがあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりです。

機関名	内 容
区	1 対応措置の内容 (1) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の総合調整および防止対策の立案および実施 (2) 混乱防止に関する情報の収集および分析 (3) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (4) その他必要事項
警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、区民等に対して注意情報が発表された

IV 東海地震事前対策編

第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

	<p>場合の区民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼びかけます。</p> <p>2 混乱の未然防止活動          駅、主要交差点等、混乱が発生する恐れがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとります。</p>
東京都交通局	<p>1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達します。</p> <p>(1) 注意情報          (2) 混乱防止のための旅客への協力要請          (3) 警戒宣言発令時の運行方針等          (4) その他東海地震に関する情報</p> <p>2 主要駅（ターミナル、連絡駅等）において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図ります。</p> <p>(1) 警察署の協力を得て警備体制を確立します。          (2) 状況により駅出入口の使用制限を実施します。</p>
東武鉄道	<p>1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため正確な情報連絡に努めます。</p> <p>2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努めます。</p>
西武鉄道	<p>1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努めます。</p> <p>2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努めます。</p>
東京地下鉄	<p>1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請します。</p> <p>2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を実施し、旅客に協力を要請します。</p>



NTT 東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示および各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、ならびにそれぞれの地震防災応急対策に反映させます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 情報収集と伝達</li><li>2 通信の利用制限等の措置</li><li>3 災害用伝言ダイヤルの提供準備</li><li>4 対策要員の確保および広域応援</li><li>5 災害時における災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保</li><li>6 通信建物、設備等の巡視と点検</li><li>7 工事中の設備に対する安全措置</li><li>8 社員の安全確保</li></ol>
------------	--

## 第4節 東海地震注意情報の発表を受けた時の対応措置

### 第1款 学校（幼稚園、小学校、中学校）【教育振興部】

#### 1 児童生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級活動・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震後の授業（保育）の再開等について説明します。

児童生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整えます。

#### 2 注意情報が発表された時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、園児・児童・生徒の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想されます。

学校（園）においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとります。

したがって、学校（園）は、平常時から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておきます。

特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に園児・児童・生徒を直ちに引取りに出る準備を整えるよう打合せておくことが大切です。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとります。

#### 3 校外指導時の措置

- (1) 宿泊を伴う指導時（移動教室、修学旅行など）に注意情報の発表を知ったときは、児童・生徒に対し、注意情報の発表を伝達するとともに、地震に対する注意事項、今後の行動などについて説明し、冷静に待ちます。また、速やかに学校に連絡をとり、現地の対応状況を報告します。
- (2) 宿泊を伴わない遠足などの場合に注意情報の発表を知ったときは、速やかに学校に連絡をとり、原則として帰校の措置をとります。帰校後は、在校時と同

様の措置により帰宅させます。

## 第2款 保育園、学童クラブ【こども家庭部】

職員は注意情報が発表されても、勤務体系は原則として平常勤務と変わらないものとしします。

ただし、上司から命令があるまで、退庁時間がすぎても退庁しません。また、不要不急の会議・行事等は、原則として中止します。

注意情報が発表されたら

- 1 「注意情報の発表」を全職員に周知します。
- 2 正しい情報をキャッチします。
  - ・テレビ、ラジオのスイッチを入れ情報を確認します。
  - ・防災ラジオの情報に注意します。
- 3 室外保育・遠足のときは、園（クラブ）に戻ります。
- 4 原則として、通常どおり保育を行います。

## 第4章 警戒宣言時の対応措置

東海地震が発生する恐れがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発します。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）が発表されます。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表されます。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、または警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関および住民は一致協力して、地震防災応急対策および災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければなりません。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要があります。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間に、とるべき対応措置について定めます。

### 応 急 対 策

#### 第1節 活動態勢

##### 第1款 区の活動態勢【統括部】

###### 1 区災対本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災対本部を設置します（災対法第23条の2）。

###### 2 区災対本部の設置場所

災対本部は練馬区役所本庁舎（7階防災センター）に設置します。

###### 3 区災対本部の標示掲出

災対本部が設置された場合は「練馬区災害対策本部」の看板を掲出します。

## 4 区災对本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、予知情報および各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生予防および混乱回避策等の決定
- (3) 生活物資等の動向および調達準備体制の決定
- (4) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (5) 住民への情報提供

## 5 区災对本部の組織

災对本部の組織は、災对本部条例および同施行規則の定めるところによります。（「I 防災共通編 第2部 第2章 第3節」参照）

## 6 配備体制

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢および配備人員は、災对本部運営要綱に定める第二次非常配備態勢とします。

### 第2款 区の業務等の対応措置【災对各部】

#### 1 窓口業務

警戒宣言が発せられた場合でも、都市機能は極力平常を確保することを原則としていることから、区の窓口業務は平常どおり行います。

#### 2 行事の中止、停止

区が主催または共催する行事は、行事の実施中、計画中にかかわらず、警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止または停止とします。

### 第3款 防災関係機関等の活動態勢【防災関係機関】

- 1 各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、練馬区地域防災計画および各々が定める防災計画の定めるところにより、防災対策を実施します。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとります。

- 2 各防災関係機関は、上記の責務を遂行するために必要な組織および防災対策に従事する職員の配置およびサービスの基準を定めておくものとします。
- 3 練馬区の区域内の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとします。

#### **第4款 相互応援協力【統括部・防災関係機関】**

警戒宣言時等において単一の防災関係機関のみでは防災活動が十分に行われない場合もあることから、各防災関係機関は平常時から関係機関と十分に協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとします。

## 第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達

各防災関係機関は、警戒宣言および予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要です。

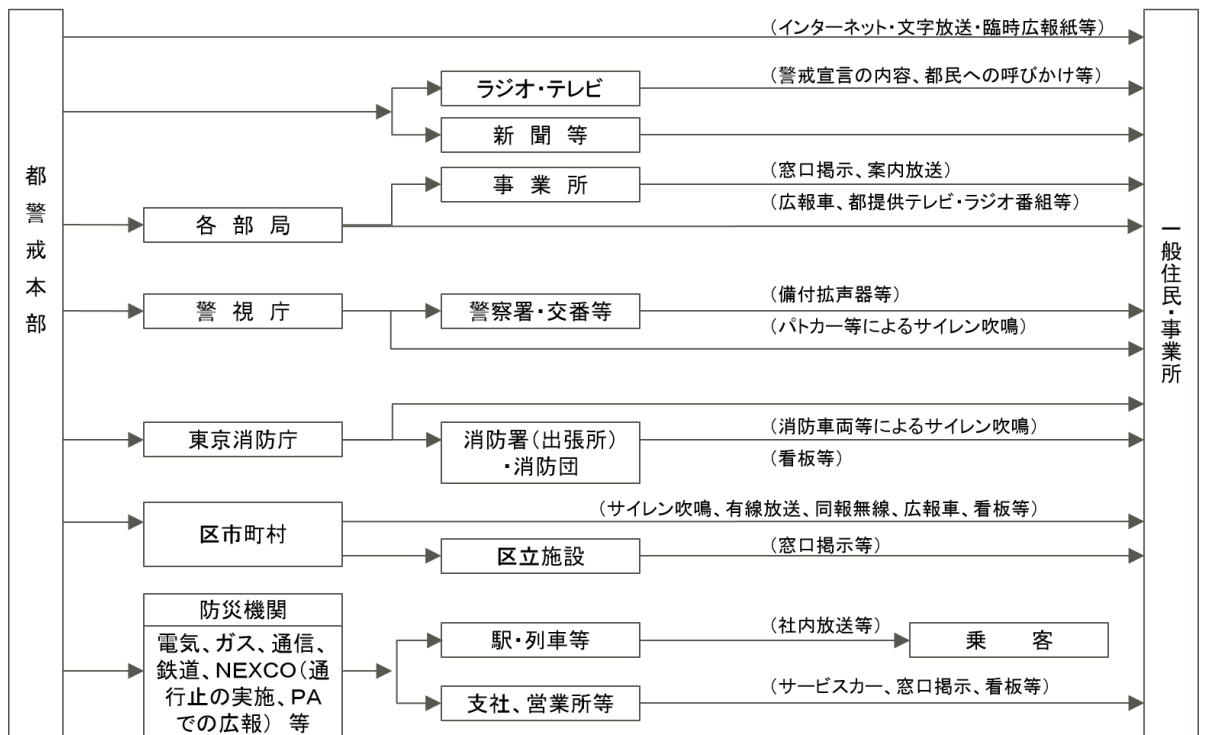
本節では、警戒宣言等の伝達および警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定めます。

### 第1款 警戒宣言の伝達等【災対各部、警察署、消防署、医師会、防災関係機関】

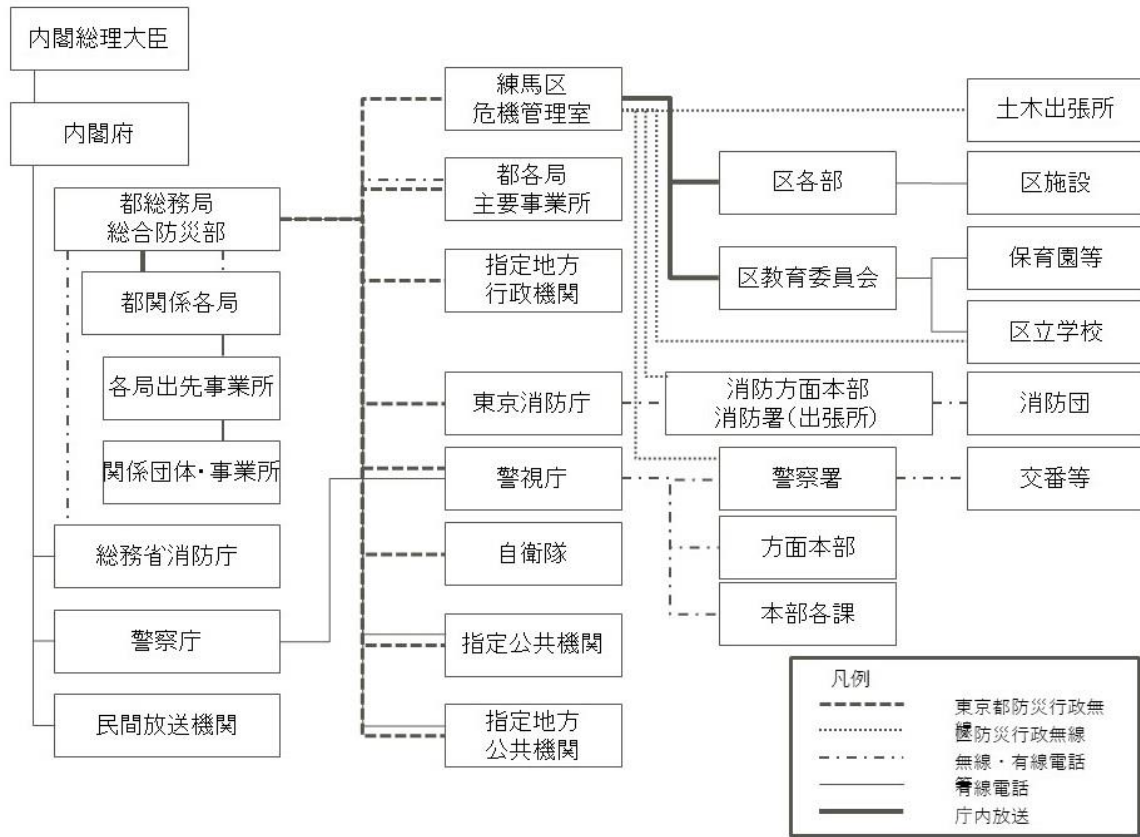
#### 1 伝達系統

警戒宣言および予知情報等の伝達経路および伝達手段は、次のとおりとします。

#### 【住民に対する警戒宣言の伝達経路および伝達手段】



【防災関係機関に対する警戒宣言の連絡伝達系統図】





## 2 一般住宅・事業所等への伝達

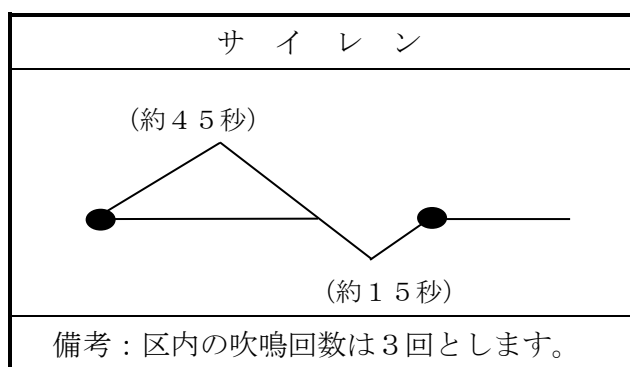
サイレン吹鳴、同報無線、広報車、ホームページ、窓口掲示により行います（同じ情報がラジオ、テレビ、新聞等により報道されます。）。

## 3 伝達態勢

機関名	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災対本部は、東京都総務局から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに庁内放送により各部へ伝達するとともに、地域防災無線が配備されている区立施設等については一斉通報により伝達します。</li> <li>2 災対各部は、災対本部から警戒宣言の通報を受けた時は、電話連絡網により直ちに各課および事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知します。また区公式ホームページに掲示します。</li> <li>3 区民に対しては、警察署・消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号広報車および区防災無線による同報等により、警戒宣言が発せられたことを伝達します。</li> <li>4 教育委員会は、災対本部から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を各課、事業所、区立学校（園）に伝達します。</li> <li>5 伝達を受けた各課、事業所、区立施設等は、その旨を窓口に掲示します。</li> </ol>
警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各警察署は、警視庁もしくは方面本部から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察無線等により交番・駐在所等に伝達します。</li> <li>2 各警察署は、区と協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。</li> </ol>
消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各消防署（出張所）は、東京消防庁から警戒宣言および予知情報等の通報を受けた時は、直ちに消防無線等により、消防団本部、分団本部等に伝達します。</li> <li>2 各消防署（出張所）は、区と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。</li> </ol>

区医師会	東京都医師会より、警戒宣言、予知情報等の通報を受けた時は、迅速かつ、的確に管下の病院、診療所に伝達します。
その他の防災関係機関	災対本部から警戒宣言の通報を受けた時は、直ちに部内各課および出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者および施設利用者に周知します。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



#### 4 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとします。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 練馬区内での予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

#### 第2款 警戒宣言時の広報【統括部】

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられます。これらに対処するため、練馬区および各防災関係機関は広報活動を実施します。

なお、各現場で混乱発生のおそれ予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応および広報を行うとともに災対本部および必要な機関へ緊急連絡を行います。緊急連絡を受けた災対本部等は、必要情報をすみやかに区民等へ広報するものとします。

## 1 広報

区は、警戒宣言が発せられた場合は、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行います。

なお、特に重要な広報はマニュアル等の中にあらかじめ定めておくものとします。

### (1) 区の広報

#### ① 広報項目

ア 区長のコメント等

イ 区民および事業所のとるべき防災措置

(ア) 火の注意

(イ) 水の汲み置き

(ウ) 家具の転倒防止等

ウ 混乱防止のための対応措置

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

・列車の運行状況

・駅等の混乱状況

・時差退社の呼びかけ等

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

・道路の渋滞状況

・交通規制の実施状況

・自動車利用の自粛要請等

(ウ) 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報

・回線の輻輳状況

・規制措置の実施状況

・電話利用の自粛要請

・災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等

(エ) 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報

・スーパーマーケット、デパート等の営業状況

・買い急ぎをする必要のないこと等

・物資の流通状況

(オ) 預貯金引出等による混乱防止のための広報

・金融機関の営業状況

・急いで引き出しをする必要のないこと等

(カ) その他

### (2) 各防災関係機関の広報

#### ① 広報の実施方法

IV東海地震事前対策編  
第4章警戒宣言時の対応措置

住民および施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、区に準じて行うものとしします。

ア 各機関は、従業員・顧客・住民等に対する情報伝達について具体的に定めておくものとしします。

イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとしします。

ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとしします。

エ 広報文はあらかじめ定めておくものとしします。

## 第3節 消防、危険物対策

### 第1款 消防対策【消防署】

#### 1 活動態勢

東京消防庁は、注意情報発表時から引き続き震災態勢または震災非常配備態勢下において、次の対策をとります。

##### (1) 震災態勢

- ① 情報収集体制の強化
- ② 震災対策資器材の準備

##### (2) 震災非常配備態勢

- ① 全消防職員および全消防団員の非常招集
- ② 活動部隊の編成
- ③ 警戒派遣所の開設

ポンプ車等を移動し、次の場所に警戒派遣所を設けます。

##### ア 練馬消防署管内

春日町、旭丘、中村北の各地域

##### イ 光が丘消防署管内

土支田、谷原の各地域

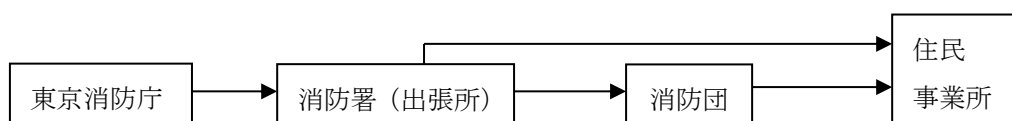
##### ウ 石神井消防署管内

大泉学園、下石神井、石神井台の各地域

- ④ 防災関係機関への職員派遣（各警察署、練馬区役所）
- ⑤ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑥ 救助・救急資器材の強化
- ⑦ 情報受信体制の強化
- ⑧ 高所見張員の派遣
- ⑨ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑩ その他消防活動上必要な情報の収集

#### 2 情報連絡体制の確立

##### (1) 地震予知情報等の伝達ルート等



(2) 伝達方法

サイレン、広報車等により情報等を伝達します。

### 3 区民、事業所に対する呼びかけ

(1) 区民に対する呼びかけ

① 情報の把握

テレビ、ラジオや警察、消防、区からの正確な情報の把握

② 出火防止

火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認および危険物類の安全確認

③ 初期消火

消火器、消火用水等の確認

④ 危害防止

- ・家具類、ガラス等の安全確保
- ・ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

(2) 事業所に対する呼びかけ

① 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置および防災要員の配備

② 情報の収集伝達等

- ・テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握
- ・顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ・本社・支社間等の通信連絡手段の確保
- ・百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- ・顧客、従業員等に対する安全の確保

③ 安全対策面からの営業方針

- ・劇場および映画館、地下街、超高層ビル等の不特定多数の者が利用する施設に対する営業の中止または自粛
- ・営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- ・近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- ・その他消防計画等に定める事項の徹底

④ 出火防止および初期消火

- ・火気使用設備器具の使用制限
- ・危険物、薬品等の安全措置
- ・消防用設備等の点検
- ・初期消火態勢の確保

⑤ 危害防止

- ・商品、設備器具等の転倒、落下および移動防止措置

**第2款 危険物等対策【消防署、警察署】**

**1 石油類等危険物の取扱い施設**

機関名	内 容
消 防 署	危険物を貯蔵し、または取扱う事業所に対して、予防規程または事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導

**2 危険物輸送**

機関名	内 容
警 察 署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進します。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱いおよび運搬の抑制についての協力要請 2 危険物および保管施設に対する警戒強化
消 防 署	消防法に定める危険物を運搬する車両およびタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導します。 1 出荷、受入れの停止または制限 2 輸送途中車両における措置の徹底

## 第4節 警備、交通、公共輸送対策

### 第1款 警備対策【警察署】

機関名	内 容
警 察 署	<p>1 警備部隊の編成および配備 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱の恐れのあるターミナル駅・地下街・主要交差点等に、必要により部隊を配備します。</p> <p>2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努めます。</p> <p>3 避難誘導活動 強化地域を管轄する警察署は、次の措置をとるものとします。 (1) 避難の指示の伝達および避難誘導は迅速・的確に行います。 (2) 避難誘導に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たります。</p>

- 1 警備部隊の編成および配備  
部隊編成を実施し、必要により配備します。
- 2 治安維持活動  
正しい情報の発信と、警戒活動の強化により犯罪等の未然防止に努めます。
- 3 避難誘導活動  
避難誘導にあたっては、パトカー等警察車両のサイレン・マイク等を利用した広報活動を実施し混乱防止に努めます。

### 第2款 交通対策【交通機関】

#### 1 交通対策本部等の基本

警戒宣言が発せられた場合における交通対策は、道路交通の混乱および交通事故の発生を防止し、防災関係機関が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、東海地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じます。



- (1) 東京都内の車両の通行は、できる限り制限します。
- (2) 強化地域（神奈川県および山梨県）方向へ向かう車両の通行は、できる限り制限します。
- (3) 強化地域（神奈川県および山梨県）以外の地域から都内へ流入する車両の通行は、できる限り制限します。

## 2 運転者等の取るべき措置

- (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき
  - ① 警戒宣言が発せられたことを知った時は、慌てることなく低速度で走行すること。
  - ② カーラジオ等で地震情報、交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
  - ③ 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。
  - ④ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
  - ⑤ バス、タクシーおよび都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
  - ⑥ 危険物等を搬送中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
  - ⑦ 現場警察官等の指示に従うこと。

## 3 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこととします。

## 4 交通規制

- (1) 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限します。
- (2) 国道254号（川越街道）（本郷3～東埼玉橋）は、必要に応じて緊急交通路に指定し、車両の通行を制限します。
- (3) 埼玉県境から都内に流入する車両の通行については、できる限り抑制します。
- (4) 上記のほか、状況により必要な交通規制を行います。

## 5 交通規制の実施

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚(交通部長)および現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行います。

### (1) 都県境

神奈川県または山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県または千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

### (2) 環状7号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

### (3) 高速自動車国道・首都高速道路

通行止めにより高速への流入を制限し、滞留車がないよう流出させることを優先する。

## 6 緊急通行車両等の確認事務

区内各警察署、緊急交通路の起点および終点、交通要点に設置する交通検問所において、緊急通行車両の確認事務を行います。

第3款 道路管理者の措置【災対土木部、東京都第四建設事務所、東日本高速道路(株)】

機 関 名	内 容
区	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際は、避難拠点に至る区道等を重点に、地震発生時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急にパトロールの強化を図ります。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時即応できるように道路管理者工事および各企業占用工事を原則として中止し、通過交通に支障のないようにするとともに、地下埋設物の安全確保に努めるため、所轄警察署および各占用企業者に要請し、安全対策に万全の措置を講じます。</p>
東京都建設局第四建設事務所	<p>1 危険箇所の点検の実施 警戒宣言等が発せられた場合、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施します。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策を確立 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図ります。</p>
東日本高速道路株式会社	<p>1 警戒宣言が発せられた場合には、道路状況の把握に努めるとともに、原則として次の方針で対処するよう努めるものとします。</p> <p>(1) 高速自動車国道における交通対策 東京都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等にかかる措置に協力するものとします。</p> <p>(2) 一般国道等における交通対策 関係機関が行う車両の走行の抑制に係る措置等に協力するものとします。</p> <p>2 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努めるものとします。</p> <p>3 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源ならびに道路管理用通信施設の点検等に努めるものとします。</p> <p>4 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努めるものとします。</p> <p>5 工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとします。</p>

## 第5節 公共輸送対策

### 第1款 鉄道対策【統括部、消防署、鉄道機関】

#### 1 情報伝達

##### (1) 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供および不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送および車内放送により要請します。

##### (2) 警戒宣言が発せられたとき

警戒宣言および地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車および駅ならびに乗客等に伝達します。

#### 2 列車運行措置

##### (1) 運行方針

防災関係諸機関、報道機関およびJR各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行います。

##### (2) 運行措置

機 関 名	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
都 交 通 局 東 武 鉄 道 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行います。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少します。	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行います。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少します。

#### 3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想されます。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられます。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとります。

機関名	内 容
区	平常時から、区民に対して時差退社および近距離通勤者等の徒歩帰宅の広報を行います。
消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行います。
都交通局 東武鉄道 西武鉄道 東京地下鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行います。</li> <li>警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行います。</li> <li>駅において、放送・掲示・ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社および近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請します。</li> </ol>

#### 4 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講じます。

機関名	内 容
都交通局 東武鉄道 西武鉄道	<ol style="list-style-type: none"> <li>適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めます。</li> <li>状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行います。</li> <li>混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行います。</li> <li>状況により、警察官の応援を要請します。</li> <li>状況により、乗車券の発売を制限又は中止します。</li> </ol>

#### 5 主要駅等の警備

警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想されまたは混乱が発生した駅等については、部隊を配備します。

## 6 列車の運転中止措置

鉄道機関および区、警察署、消防署等は一致協力し、上記措置をとり列車運行の確保に努めますが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合および踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合があります。

## 7 その他の措置

機関名	内 容
鉄道各社	1 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止します。 2 防災資機材および復旧資機材の整備を行います。 3 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行います。

### 第2款 バス、タクシー等対策【交通機関】

#### 1 混乱防止措置

##### (1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区・警察署・消防署およびバス会社等は、時差退社および近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民および事業者に対する広報および指導を行います。

##### (2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たります。

## 第6節 学校、社会福祉施設等の対策

### 第1款 学校（幼稚園、小学校、中学校）【災対教育振興部】

#### 1 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導します。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護します。

なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休校とします。

また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休校とします。

#### 2 児童・生徒の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなります。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用します。

一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておくものとします。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、SNS等を使用した、児童・生徒および保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておくものとします。

#### 3 校外学習および宿泊行事等実施の安全確保

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上

や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておくものとします。

## 第2款 社会福祉施設等【災対福祉部、災対こども家庭部】

### 1 保育所・通所施設

#### ① 利用者等の扱い

① 利用者等は、名簿を確認のうえ、保護者・家族等身元引受人に引渡します。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼します。

② 引き取りのない利用者、または身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護します。

③ 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護します。

#### (2) 防災措置

① 施設設備の点検

② ライフラインの確認

③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止

④ 食料、飲料水、ミルク等の確保

⑤ 医薬品の確保

#### (3) その他

① 利用者等の引渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮します。

② 職員・利用者・保護者等の防災教育を行います。

### 2 入所施設

利用者は施設内で保護します。そのために、次の措置を講じます。

(1) 施設設備の点検

(2) ライフラインの確認

(3) 落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止

(4) 食料、飲料水の確保

(5) 医薬品の確保

(6) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保



- (7) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- (8) 関係機関との緊密な連絡・連携

### 第3款 劇場、高層ビル、地下街等【消防署】

劇場、高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止および安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じます。

- (1) 劇場、映画館等
  - ① 火気使用の中止または制限
  - ② 消防用設備等の点検および確認
  - ③ 避難施設の確認
  - ④ 救急処置に必要な資材の準備
  - ⑤ 営業の中止または自粛
  - ⑥ 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
- (2) 高層ビル
  - ① 火気使用の中止または制限
  - ② 消防用設備等の点検および確認
  - ③ 避難施設の確認
  - ④ 救急処置に必要な資材の準備
  - ⑤ ビル内店舗については、営業の中止または自粛
  - ⑥ 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達および誘導の実施
  - ⑦ エレベーターの運転中止および避難時の階段利用
- (3) 地下街
  - ① 火気使用の中止または制限
  - ② 消防用設備等の点検および確認
  - ③ 避難施設の確認
  - ④ 救急処置に必要な資材の準備
  - ⑤ 地下街店舗については、営業の中止または自粛
  - ⑥ 利用客に対しての必要な情報伝達および従業員による誘導の実施

## 第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

### 第1款 電気【東京電力パワーグリッド】

#### 1 電気の供給

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続しますが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じます。

#### 2 人員、資機材の点検確保

##### (1) 要員の確保

非常災害対策本部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集します。

##### (2) 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備えます。

#### 3 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき、災害発生後の電力の緊急体制について確認します。

#### 4 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ、インターネット、SNS等の報道機関等を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関して広報します。

#### 5 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事および作業中の電力施設について、人身安全および施設保全上の応急措置を速やかに実施します。

## 第2款 ガス【東京ガスグループ】

### 1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても原則としてガスの製造・供給はそのまま継続するものとし、地震発生時の二次災害の防止、または軽減を図るための応急措置を迅速、かつ的確に講じ得る全社態勢を確立します。

### 2 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請します。

### 3 工事等の中断

工事中または作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事または作業を中断します。

### 4 人員確保と資器材点検

#### (1) 人員の確保と配備

勤務時間内、休日および時間外における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保します。

#### (2) 資器材の点検確保

保安通信設備の健全性確認ならびに保安電源設備の燃料残量確認および確保ならびに復旧工事用資機材の点検整備を行います。

### 5 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

#### (1) 広報の内容

- ① 不使用ガス栓の閉止の確認
- ② 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保
- ③ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作

#### (2) 広報の方法

- ① 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかけます。
- ② テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請します。
- ③ 区とも必要に応じて連携を図ります。

### 第3款 上水道【東京都水道局】

#### 1 飲料水の供給および広報

警戒宣言時においても、水は平常通り供給し、次のとおり広報活動を実施します。

- (1) 当座の飲料水のくみ置きの特要請
- (2) 地震発生後の避難にあたっての注意事項
- (3) 地震発生後の広報等の実施方法
- (4) 地震発生後における住民への注意事項

#### 2 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害発生に備えて給水対策本部を設置します。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行います。

#### 3 施設等の保安措置

- (1) 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水压を調整する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施します。
- (3) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じます。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋め戻しを行います。

### 第4款 下水道【東京都下水道局】

#### 1 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続します。

#### 2 施設等の保安措置

- (1) 管きよ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小

限に止め、汚水および雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化および整備を行います。

- (2) 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じます。また、応急資機材の状況の把握と準備を行います。

## 第5款 電話、通信【NTT東日本】

### 1 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想されます。このため、次の措置をとることとします。

#### (1) 電話

警戒宣言が発せられた場合、次の業務および関連する規定に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用します。

##### ① 確保する業務

- ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- イ 街頭公衆電話からの通話
- ウ 非常、緊急扱い通話
- エ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備

##### ② 可能な限りにおいて取扱う業務

- ア 一般加入電話からのダイヤル通話
- イ 防災関係機関等からの緊急な要請への対応
- (ア) 故障修理
- (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通

(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務があります。

### 2 広報措置の実施

警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、または会社の業務について変更した場合、次に掲げる事項についてホームページ、テレビ、ラジオ放送および新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施します。

- (1) 通信の疎通状況および利用制限等の措置ならびに代替となる通信手段  
(自動通話に関するものの他、手動台扱いの通話、番号案内業務を含みます。)
- (2) お客様に対し協力を要請する事項  
(災害用伝言ダイヤルの準備状況を含みます。)

- (3) 加入電話等の開通、移転等の工事および故障修理等の実施状況電報の受付および配達状況
- (4) その他必要とする事項  
前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ、迅速な実施を可能とする措置を講じます。

### 3 防災措置の実施

警戒宣言発令時の防災措置は、次のとおり実施します。

- (1) 警戒本部または情報連絡室を設置
- (2) 各対策組織の必要要員を招集
- (3) 社外機関との情報連携
- (4) 通信サービス利用者の協力を得るための広報
- (5) 電源、物資および人員の確保
- (6) 社員の避難および誘導並びに食料、飲料水等の確保
- (7) その他必要な事項

## 第8節 生活物資対策

### 第1款 営業継続の要請【災対産業経済部】

食糧および生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等について極力営業を継続するように要請します。

- 1 練馬区商店街連合会を通じ、各商店街に要請します。
- 2 適正価格による円滑な供給に努めるよう指導します。
- 3 平常時より連絡を密にします。

### 第2款 買い占め、売り惜しみ防止【災対産業経済部】

練馬区商店街連合会を通じ、各商店に対し、買い占め、売り惜しみをしないよう要請します。また区民に対しても、買い急ぎをしないよう広報します。

## 第9節 金融対策

関係機関（関東財務局・日本銀行）の指導方針に基づき、各金融機関および区民に対し、次のとおり協力依頼および広報を行うものとします。

### 第1款 金融機関【各金融機関】

- 1 原則として平常どおり営業します。やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通貯金の払い戻し業務については継続します。
- 2 店頭の顧客については警戒宣言が発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来客に備えて店頭はその旨を掲示します。
- 3 店内の顧客および従業員の安全確保のため、危険箇所の点検等適切な応急措置をとります。

### 第2款 区民への広報【統括部】

各金融機関が原則として平常どおり営業するため、不要な預貯金の引き出しは自粛するよう広報します。



## 第10節 避難対策

原則として避難の必要はありませんが、区内の崖地等の危険箇所について、各関係機関と連絡を密にして実情把握を行い、危険が予測される地区の選定を行い、警戒宣言が発せられた場合、安全な場所へ避難するよう、避難指示を行います。

### 第1款 事前対策【危機管理室、土木部】

#### 1 危険が予想される地区の選定

管内の崖地等について各関係機関と連絡を密にして実情把握を行い、危険が予測される地区について、あらかじめ地区選定を行っておくものとします。

#### 2 避難者収容施設の指定

被害を受ける恐れがあり、避難しなければならない方を一時的に収容し保護するためあらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておくものとします。

なお、指定にあたっては、次の点に留意します。

- (1) 火災の危険度の低い場所に立地していること。  
(木造建物密集地、危険物取扱い（貯蔵）施設の周辺は避けます。)
- (2) 耐震性、耐火性を有すること。
- (3) 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。
- (4) 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。
- (5) 火災報知機、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
- (6) 避難所の運営に必要な資器材（調理、給食、非常照明等）、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

#### 3 周知、伝達方法

避難を必要とする区民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法（広報車、防災無線等）および伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておきます。

## 第2款 警戒宣言時における対応【統括部】

### 1 避難指示

区長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の区民に対し、第1款3項に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示を発令します。

### 2 避難所開設に伴う対応措置

- (1) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに東京都福祉局および地元警察署、消防署、東京都水道局営業所、保健所等関係機関に連絡します。
- (2) 避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具および台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊きだし、その他による食品の供給を行います。
- (3) 情報収集および非常通信のためラジオ、無線機等を備えます。

### 3 避難所等における区職員の配置

避難所を開設した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置します。

## 第11節 救援、救護対策

### 第1款 給水態勢【統括部、災対総務部】

災害発生後に備え本部を設置し、各事業所における情報連絡および施設の保安点検強化、応急資器材の点検整備を行います。

### 第2款 食料等の配布態勢【統括部、災対総務部】

#### 1 職員の配置

- (1) 被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため待機の態勢をとります。
- (2) 協定団体に待機の態勢をとるよう要請します。

#### 2 運搬計画

- (1) 備蓄物資および調達物資の輸送を確保するため、区が所有する車両の待機を指示します。
- (2) 備蓄物資および調達物資の輸送を確保するため、協定団体に待機の態勢をとるよう要請します。
- (3) 東京都が地域内輸送拠点へ輸送する物資を必要に応じて避難拠点到輸送する態勢をとります。

### 第3款 医療救護体制【健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、獣医師会】

機関別の対応は、次のとおりです。

機 関 名	内 容
区	1 医療救護所の編成準備 (1) 医療救護所運営体制の編成準備 (2) 医療救護所における資器材の点検整備 (3) 区医師会医療救護班などの編成準備要請 2 救急患者の受入れ体制の確保 (1) 医師、看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の収容体制の整備 (4) 水、食糧の点検確保 (5) 区医師会などに対する受入れ体制確保の要請
区 医 師 会 区 歯 科 医 師 会 区 薬 剤 師 会 柔 道 整 復 師 会	II 防災本編に基づき医療救護班などを必要な時に速やかに編成できるように準備します。
区 獣 医 師 会	災害発生に備えて、動物救護の体制を必要とするときは、速やかに体制をとれるように準備します。

## 第5章 区民・事業者等のとるべき措置

練馬区の区域内は、東海地震が発生した場合、ほとんどの地域が震度5弱になると予想されています。

震度5弱の場合、家屋の倒壊等大きな被害は限定的と想定されますが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想され、場合によっては警戒宣言による社会的混乱の発生が予想されるため、区および各防災関係機関は万全の措置を講じます。

被害および混乱を防止するためには、区民および事業者の果たす役割は重要です。区民一人ひとりが、また各事業者が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害および混乱を大幅に減少させることができます。

本章においては、区民、区民防災組織および事業者が、警戒宣言が発せられたときにとるべき措置を示します。

### 応 急 対 策

## 第1節 区民のとるべき措置

### 第1款 平常時【危機管理室】

- 1 日頃から出火の防止に努めます。
  - (1) 火を使う場所の不燃化および整理整頓
  - (2) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破壊や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管
  - (3) プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐食などを点検
- 2 消火用具を準備します。

消火器等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用出来る場所に設置
- 3 家具類の転倒、落下防止および窓ガラス等の落下防止を行います。
  - (1) タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定
  - (2) 家具の上に物を置かない
  - (3) 窓ガラスの古いパテは取り替え

- (4) ベランダの物品、屋根の工作物および看板等は落下防止の措置
  
- 4 ブロック塀等の点検補修をします。  
ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強する等倒壊防止の措置を実施
  
- 5 食糧や非常持ち出し品を準備しておきます。
  - (1) 家族が必要とする3日分の食糧、飲料水を準備
  - (2) 三角巾、絆創膏等の医薬品を準備
  - (3) ロープ、バール、スコップ等の避難救助器具を準備
  - (4) 携帯ラジオ等を準備
  
- 6 家族で対応措置を話し合っておきます。
  - (1) 注意情報発表時、警戒宣言時および地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
  - (2) 警戒宣言時は電話が繋がりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。
  
- 7 区民防災組織に加入し、防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高めます。
  
- 8 避難行動要支援者がいる家庭は、なるべく事前に区民防災組織、官公署等に知らせるようにします。

## 第2款 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまで【危機管理室、区長室】

- 1 情報に注意するとともに冷静に行動します。
  - (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意
  - (2) あわてて行動をとらない
- 2 電話の使用を自粛します。
- 3 自動車の使用を自粛します。

## 第3款 警戒宣言が発せられたときから地震発生まで【統括部】

- 1 情報の把握を行います。
  - (1) 区等の防災信号（サイレン）を聞いた時は、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手
  - (2) 東京都、区、警察、消防等、防災関係機関の情報に注意

- (3) 警戒宣言が発せられたことを知った時は、近所に周知
- 2 火気の使用に注意します。
  - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるように
  - (2) 火気器具周囲の整理整頓を確認
  - (3) ガスメーターコックの位置を確認（避難するときはガスメーターコックおよび元栓を閉める。）
  - (4) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認（避難する際はブレーカーを遮断。）
  - (5) プロパンガスボンベの固定位置を点検
  - (6) 危険物類の安全防護措置を点検
- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認し、浴槽等に水を貯留します。
- 4 家具の転倒防止措置を確認し、棚の中の重い物をおろします。
- 5 ブロック塀等を点検します。  
危険箇所はロープを張るなど、付近に近寄らせないよう措置
- 6 窓ガラス等の落下防止を図ります。
  - (1) 窓ガラスに荷造用テープや飛散防止フィルムを貼付
  - (2) ベランダの植木鉢等の片付
- 7 飲料水を汲み置きします。
- 8 食糧、医薬品、防火用品を確認します。
- 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にします（長そで、長ズボン）。
- 10 電話の使用を自粛します。  
区役所や放送局、鉄道会社、学校への電話による問い合わせを控えます。
- 11 自家用車の利用を自粛します。
  - (1) 路外に駐車中の車両は出来る限り利用しません。
  - (2) 路上に駐車中の車両はすみやかに空地や駐車場に移動します。
  - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、後は車を使いません。
- 12 幼児・児童の行動に注意します。
  - (1) 狭い路地やブロック塀等の付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊びます。
  - (2) 園児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応します。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせます。
- 14 エレベーターの使用は避けます。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認します。
- 16 不要な預貯金の引き出しを自粛します。
- 17 買い急ぎを自粛します。

## 第2節 区民防災組織（防災会等）のとるべき措置

### 第1款 平常時【危機管理室】

- 1 組織の役割分担を明確にします。
- 2 組織の活動訓練や教育、講習を実施します。
- 3 地区内の危険箇所（崖、ブロック塀等）を把握します。
- 4 情報の伝達態勢を確立します。
- 5 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておきます。

### 第2款 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで【危機管理室、区長室】

- 1 テレビ、ラジオの情報に注意します。
- 2 地区内住民に冷静な行動を呼びかけます。

### 第3款 警戒宣言が発せられたときから地震発生まで【統括部】

- 1 区からの情報を地区内住民に伝達します。
- 2 組織本部の設置を行います。
- 3 地区内住民に区民のとるべき措置（第1節参照）を呼びかけます。
- 4 ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行います。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行います。
- 6 高齢者などの安全に配慮します。
- 7 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児・児童等に対して注意します。
- 8 救急医薬品等確認します。
- 9 食糧、飲料水および炊き出し用品等の確保ならびに調達方法の確認を行います。

### 第4款 その他【統括部】

- 1 各避難拠点では、地域の防災会の活動等を優先しつつ、災害が発生した際の準備を行います。
- 2 防災会が結成されていない地域にあつては、町会・自治会組織等が上記に準じた行動を行います。



## 第3節 事業者のとるべき措置

### 第1款 平常時の措置【危機管理室】

事業者は、自主防災態勢の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防災用品の備蓄ならびに出火防止対策および従業員、顧客の安全対策等についての防災計画（消防計画、予防規程およびその他の規定等を含みます。）に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとします。なお、防災計画等作成上の留意事項は次によります。

- 1 東京都および区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造および周辺市街地状況等）事業内容等を考慮した実効性のあるものとします。
- 2 従業員、顧客および周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとします。
- 3 責任者の所在、夜間の勤務体制等を考慮したものとします。
- 4 他の防災または保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとします。
- 5 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して実情にあったものにします。

### 第2款 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの措置【危機管理室、区長室】

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手します。
- 2 自衛消防組織等自主防災態勢を確認します。
- 3 消防計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備します。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行います。

### 第3款 警戒宣言が発せられた時から地震発生までの措置【各部】

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員および配備等の警戒態勢を確立します。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達します。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意します。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動がとれるように

します。この場合、要配慮者の安全確保に留意します。

- 4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続します。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館および超高層ビル、地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため、原則として営業を自粛します。

- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じます。
- 6 建築物の防火または避難上重要な施設および消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含みます。）等の保安措置を講じます。
- 7 商品、設備器具および窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認します。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に東京都、区、市町村、警察署、消防署、放送局、鉄道等に対する問い合わせを控えます。
- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用は出来る限り制限します。
- 10 救助、救急資器材および飲料水、食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備します。
- 11 新築工事、水道工事および金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じます。
- 12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務としますが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅および路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとし、

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しないものとし、

## 資料 1 東海地震に係る地震防災対策強化地域（東京都総務局）

### 1 昭和54年 8 月 7 日付指定（総理府告示第26号）

昭和53年 6 月15日、大震法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、強化地域の指定および強化地域に係る地震観測体制の強化ならびに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が、強化地域として指定された。

### 2 平成14年 4 月24日付追加指定（内閣府告示第12号）

平成13年12月中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会（平成13年 3 月設置）から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度6弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。

平成14年 4 月の中央防災会議において、強化地域は、大震法第3条第1項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する地域」とされていることに鑑み、以下の基準に基づき、新たに96市町村が指定され、8都県263市町村となった。（市町村合併を踏まえ、平成17年 4 月、8都県213市町村を再指定）

#### (1) 地震の揺れによる被害

木造建築物等が一般的に著しい被害を被る揺れという見地から、震度6弱以上の揺れが発生する地域（この基準は、従来通りであるが、想定震源域見直しに伴い指定地域が拡大した。）

#### (2) 津波による被害

大津波（3 m以上）若しくは満潮時に地上の浸水深 2 m以上の津波が予想される地域のうち、地震発生から20分以内に津波が来襲するおそれのある地域

#### (3) 一体的な防災体制の確保等の観点

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、一体的な防災体制等をとるべき地域を併せて強化地域とするのが妥当であるとした。

都においては、新島村、神津島村および三宅村が、上記(2)に該当するとして、強化地域に指定されたものである。

## 資料2 警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台）

### 1 地震予知体制

大規模地震対策特別措置法第33条に基づき、現在「東海地震」に対して気象庁が行っている地震の予知体制は、地震の前兆現象を捕捉するための各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合に、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについての判断をするための判定組織からなっている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域およびその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮および地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、地方公共団体、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院および産業技術総合研究所などにより実施されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という）が設置されている。判定会は、地震に関する専門家である、会長および委員5名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。

### 2 東海地震に関連する情報

#### (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合などに東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表する。

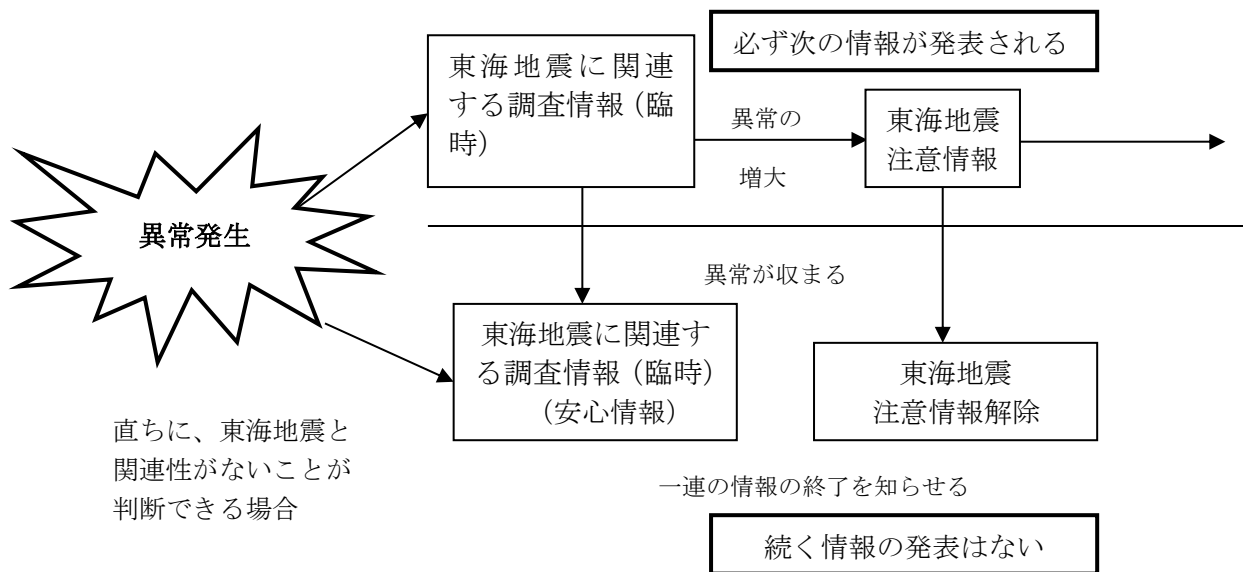
また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、あるいは「直ちに東海地震と関連性がない」と判断できる場合は、安心情報である旨を明記して東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表する。

#### (2) 東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報を発表する。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報を発表する。

東海地震に関連する調査情報（臨時）と東海地震注意情報の発表形態



## 警戒宣言文の一例

### 東海地震の地震災害に関する警戒宣言および国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発令します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾およびその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波の恐れがあります。

強化地域内の公的機関および地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者および事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

## (3) 東海地震予知情報

東海地震予知情報の内容については、警戒宣言発令とほぼ同時に発表され、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われるが、これには次のような事柄が含まれることになっている。

すなわち、

- ① 地震が発生するおそれがあると認められる旨およびその理由
- ② 地震が発生するおそれがあると認められる時期
- ③ 震源域
- ④ 地震の規模
- ⑤ 地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）における震度
- ⑥ 地震が発生により生ずるおそれのある津波の予想
- ⑦ その他

このうち、②の「時期」を除いた③以下の各項目については、一つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準ではこれをはっきり予想するのははなはだ困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が考えられている。

異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言が発せられた時点から2、3日以内という意味である。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

- ア 予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅れることが予想される
- イ 異常現象が正常に戻る 等

地震の発生するおそれがなくなると認められた場合である。アの場合には、状況に応じて臨機の措置がとられることになるであろうが、イの場合には、「警戒解除宣言」が発せられ、警戒体勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

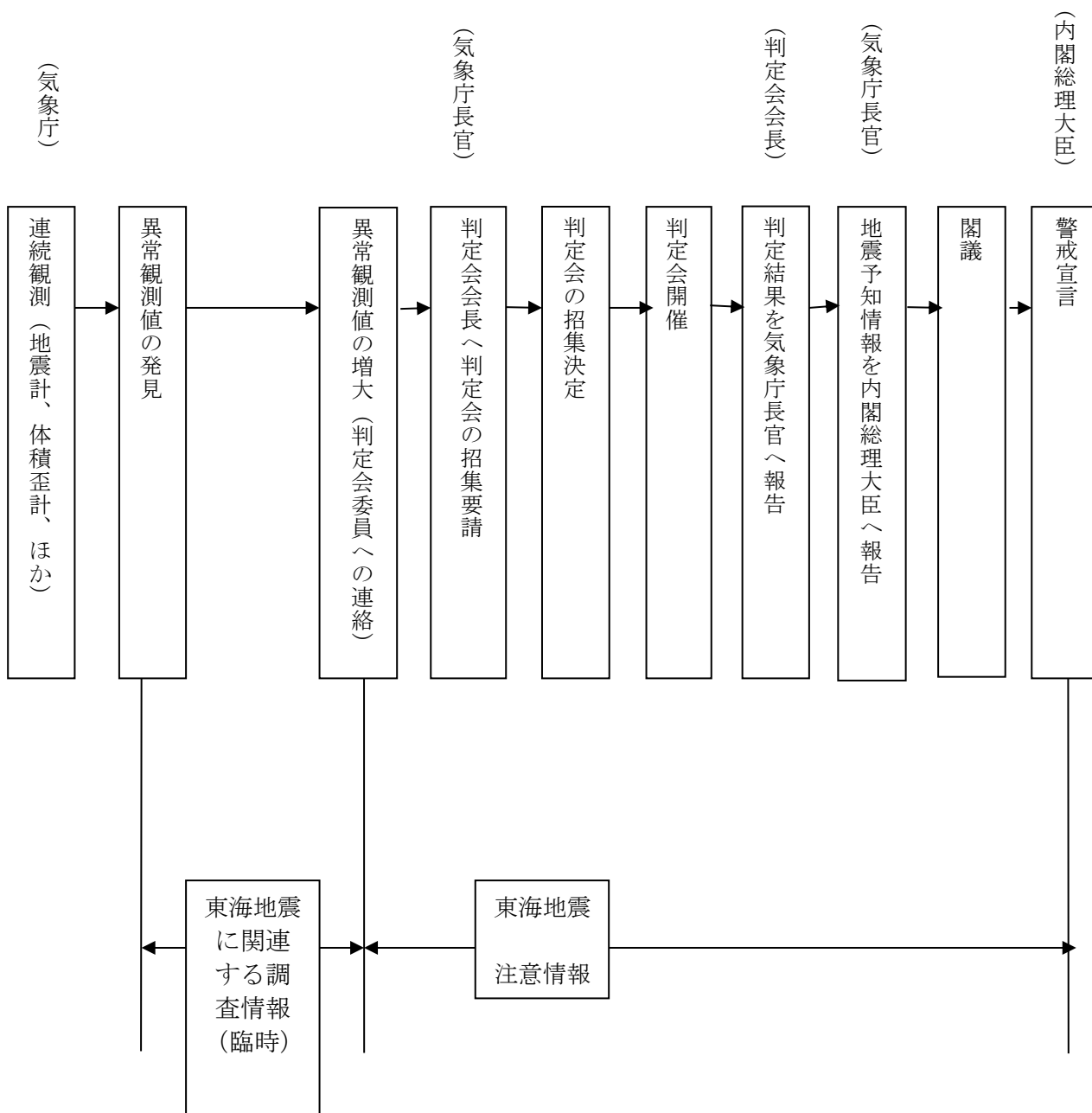
宣言が発せられた後でも、気象庁では観測データを24時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報」として、関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報」には事態の推移等が説明されるので、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

## 3 警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は、直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

### 資料3 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス (東京管区気象台)





## 資料4 予知情報の発表に伴うコメント案文（東京都総務局）

### 1 警戒宣言が発せられたときの知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事の〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震が起きましてもあわてずに落ち着いて行動してください。

## 2 注意情報が発せられたときの危機管理監コメント案文

都民の皆様、東京都危機管理監の〇〇〇〇です。

内閣官房長官から、東海地震の発生に備えて「準備行動を行う」旨の発表がなされております。

都においても、「警戒宣言」が発せられた場合に、直ちに対応できる態勢を整えておりますので、都民の皆様は落ち着いて行動してください。

状況が確定するまで、旅行の自粛や学生の登下校の安全確保に留意してください。

また、交通機関の運行状況を把握し、帰宅等に備えてください。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意して下さい。その他の島しょ地域についても津波には十分注意して下さい。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられますので、家庭や事業所において、火元や危険物の管理、家具の固定等の安全対策を行ってください。

なお、内閣総理大臣が警戒宣言を発令した場合、または、準備体制を解除した場合は、直ちに皆様にお知らせしますので、ラジオ、テレビ等のニュースに注意してください。

都民の皆様、東京都危機管理監の〇〇〇〇です。

政府より、東海地震準備体制を解除する旨の発表がなされております。

これを受けて都も災害即応態勢等の準備体制を解除したので、お知らせします。

交通機関の運行状況等が平常に戻るまで、引き続きラジオ、テレビ等のニュースに注意し、落ち着いて行動してください。

## 資料5 警戒宣言に伴う区の広報案文

区民の皆様、練馬区長の〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、区内各地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きい揺れがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

練馬区においては、すでに警戒本部等を設置しております。

地震がいつおきてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震がおきましてもあわてずに落ち着いて行動してください。